資料番号　９

令和３年７月19日
課　名　土木建築局土木建築総務課
担当者　課長　高沖
内　線　3810

土木建築行政の概要

令　和　３　年　度

広　島　県　土　木　建　築　局

表紙写真

一般国道２号木原道路

令 和 ３ 年 ３ 月 １４ 日　 開通

目　　次

１　土木建築局の取組

(1)　令和２年度土木建築局の主な取組 …… 1

(2)　指標で見る土木建築局 …… 10

２　令和３年度土木建築局行政の基本方針 …… 12

３　土木建築局行政組織

(1)　組織図 …… 18

(2)　職員現員表 …… 20

(3)　地方機関等の位置等 …… 21

(4)　管内要図 …… 22

(5)　土木建築局組織の沿革 …… 24

４　令和３年度当初予算

(1)　土木建築局関係 …… 30

ア　歳出予算総括表［一般会計］…… 30

イ　歳出予算総括表［特別会計］…… 30

ウ　事業別内訳表［一般会計］…… 31

エ　財源内訳表［一般会計・特別会計］…… 32

オ　予算の推移［一般会計］…… 33

(2)　図表［一般会計］ …… 36

５　令和３年度建設事業執行方針 …… 38

６　平成 30 年７月豪雨災害からの復旧・復興 …… 44

７　社会資本未来プラン及び関連計画等の策定 …… 46

８　広島デジフラ構想 …… 49

９　社会資本の適切な維持管理の推進 …… 51

１　土木建築局の取組

（1）令和２年度土木建築局の主な取組

豪雨災害からの復旧・復興

平成30年７月豪雨や令和２年梅雨前線豪雨など，県内各所で豪雨等による水害や土砂災害が発生し，甚大な被害が生じた。

県では，被災地における災害復旧事業や改良復旧事業による再度災害防止対策に最優先で取り組むとともに，平成30年７月豪雨災害による被災者の住宅再建に向けた支援など，一日でも早い日常を取り戻すための取組を推進している。

① 災害復旧事業
② 8.20土砂災害　災害関連緊急事業等の完成
③ 平成30年７月豪雨災害　災害関連緊急事業の概成

① Ｒ２．６．12 ～７．16
② Ｒ２．８．７
③ Ｒ３．３

①令和２年梅雨前線豪雨による公共土木施設災害の発生に伴い，災害復旧事業を行った。

②「8.20土砂災害　砂防・治山に関する施設整備計画」に定めた全箇所の堰堤等の土砂災害対策施設の工事が完了した（12月６日に完成式典を開催）。

③平成30年７月豪雨災害に関する災害関連緊急事業が令和３年３月で概ね完成した。

8.20土砂災害　災害関連緊急事業等の完成

平成30年７月豪雨災害建設型応急仮設団地の供与を終了　　Ｒ２．９．１

平成30年７月豪雨災害に係る建設型応急仮設住宅として，呉市，三原市，坂町に建設した６団地209戸のうち，災害公営住宅の完成や住宅再建の完了等により，全ての入居世帯が退去した５団地196戸について供与を終了し，順次解体を行った（令和２年度末時点での入居世帯は１団地４戸）。

防災・減災対策の推進

激甚化する気象災害や巨大地震による社会経済活動への影響を最小限とするため，効果的・効率的なハード対策を推進するとともに，デジタル技術を活用した防災意識の向上や，防災情報をリアルタイムで発信するなどのソフト対策により，災害に的確に備え，行動できる社会の構築に向けて取り組んでいる。

① 被災実態等を踏まえた土砂災害警戒区域等の指定完了	① Ｒ２．６．11
② 県管理ダムで事前放流の運用開始	② Ｒ２．９．10
③ 二級水系流域治水協議会を設置・開催	③ Ｒ３．１．26
④ 過去の土砂災害記録を「Yahoo!防災速報」で公開（全国初）	④ Ｒ３．３．３
⑤ 水防法に基づく洪水浸水想定区域の指定・公表が完了	⑤ Ｒ３．３．29
⑥ 二級水系手城川水系流域治水プロジェクトの策定・公表	⑥ Ｒ３．３．30

①平成30年７月豪雨災害の被災実態等を踏まえた土砂災害警戒区域等の指定が完了した。

②既存ダムの洪水調節機能を強化するため，県管理ダムで事前放流の運用を開始した。

③気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え，流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で治水対策を実施する「流域治水」を推進するため，二級水系を対象に流域治水協議会を設置し，第１回協議会を開催した。

④デジタルトランスフォーメーションの取組の一貫として，「地域の砂防情報アーカイブ」に登録されている過去の土砂災害記録を，全国で初めて「Yahoo!防災速報」アプリで公開した。

⑤水防法に基づく想定最大規模降雨を前提とした洪水浸水想定区域の指定・公表が完了した。

⑥流域全体で実施すべき治水対策の全体像を示した「流域治水プロジェクト」が，国において全国109の一級水系で策定・公表されるとともに，先行モデルとして策定・公表される全国12の二級水系のうちの一つとして，本県において手城川水系のプロジェクトを策定・公表した。

流域治水イメージ

二級水系流域治水協議会

戦後の土木施設で「全国初」の重要文化財に指定　　Ｒ２.12.23

紅葉谷川庭園砂防施設

廿日市市宮島の紅葉谷川庭園砂防施設が，戦後の土木施設としては，全国で初めて国の重要文化財に指定された。

新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナ危機による世界的な物流の停滞や外出の自粛等により，企業活動や日常生活，地域経済に多大な影響が生じた。

県では，この影響により売上が大幅に減少した事業者等に対して，道路等占用料や港湾施設使用料を減免するなど，企業活動や地域経済の維持に向けた支援を行っている。

① 港湾施設使用料を減免	① Ｒ２．４．28
② 仮住居として県営住宅を有償提供	② Ｒ２．４．30
③ 建設労働者雇用促進事業	③ Ｒ２．５．20
④ 道路等占用料を減免	④ Ｒ２．５．27
⑤ 道路上に飲食店の仮設施設を設置できるよう道路占用許可基準を緩和	⑤ Ｒ２．６．19
⑥ ベイサイドビーチ坂の海開き	⑥ Ｒ２．７．18

①新型コロナウイルス感染症の影響により，売上が大幅に減少した航路事業者，港湾運送事業者及びテナント利用者に対して，港湾施設使用料を減免した。

②新型コロナウイルス感染症の影響による解雇等により，住宅の退去を余儀なくされた方に対して，県営住宅を仮住居として有償提供した。

③新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等を新たに雇用する建設事業者等に対する助成制度（建設労働者雇用促進事業）を創設した。

④県からの休業・営業時間短縮の要請等を受け，厳しい経営状況に置かれている事業者に対し，道路等占用料を減免した。

⑤飲食店における「三つの密（密閉，密集，密接）」の回避のための暫定的な営業形態として，テイクアウト販売やテラス営業のための仮設施設を道路上に設置できるよう，道路占用の許可基準を緩和した。

⑥新型コロナウイルス感染症への懸念から全国的に海開きが自粛される中で，健康福祉局と連携して県独自の感染防止ガイドラインを設定し，県内公営海水浴場でいち早くベイサイドビーチ坂の海開きを公表した。

社会資本未来プランの策定

「社会資本未来プラン」及び関連計画等の策定　　Ｒ３．３

「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」が目指す県土の将来像を実現するため，これまでの成果や課題，社会情勢の変化等を踏まえ，令和３年度を始期とする「社会資本未来プラン」を策定した。また，この社会資本未来プランに基づく関連計画等も併せて策定した。

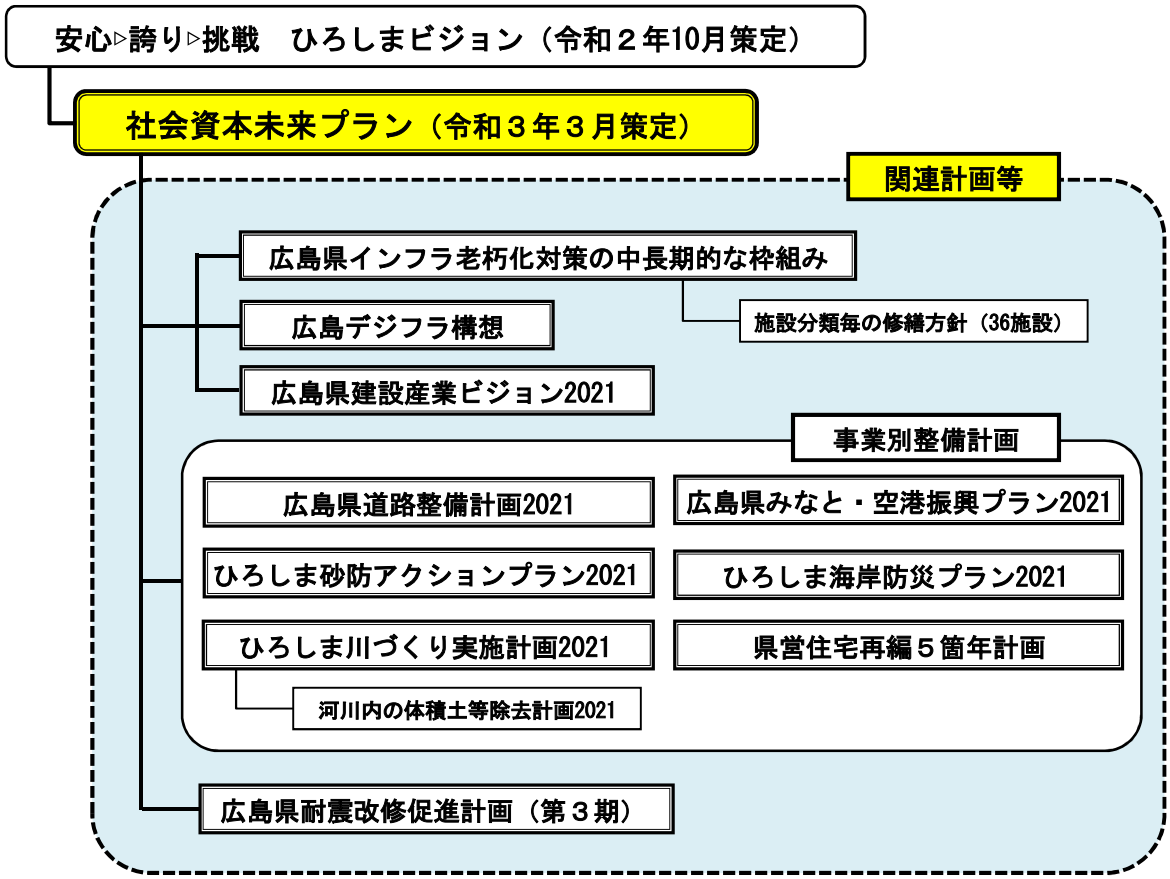

社会資本未来プラン及び関連計画の体系図

デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の推進

土木建築局では建設分野における調査，設計，施工から維持管理のあらゆる段階において，デジタル技術を最大限に活用し，官民が連携して公共土木施設等のインフラをより効果的・効率的にマネジメントするための取組を推進している。

①「広島デジフラ構想」の策定	① Ｒ３．３
② 建設ＤＸ担当の設置	② Ｒ３．４．１

①建設分野におけるデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）を推進し，県民の安全・安心や，新たなサービス・付加価値の創出などを目指し，「広島デジフラ構想」を策定した。

②ＤＸの加速に向けて，様々な分野におけるＤＸ施策や行政のデジタル化に積極的に取り組んでいくため，公共インフラ分野におけるデジタル化等を推進する「建設ＤＸ推進担当」の設置など必要となる組織体制を整備した。

①「ひろしまサンドボックス」実証プロジェクト（行政提案型）による公募型プロポーザルの実施	① Ｒ２.11～
②「ひろしまサンドボックス」実証プロジェクト（行政提案型）の継続業務	② Ｒ３．２～

①簡易型水位計の開発，水位観測カメラシステム，道路照明の自己点検システムの構築及び公園内の総合的な獣害軽減対策について，実証プロジェクト（行政提案型）による公募型プロポーザルを実施した。

②「ひろしまサンドボックス」実証プロジェクトとして実証実験した法面崩落予測業務及び路面性状把握業務について，課題を解決する効果の高い業務４件について継続実施することとした。

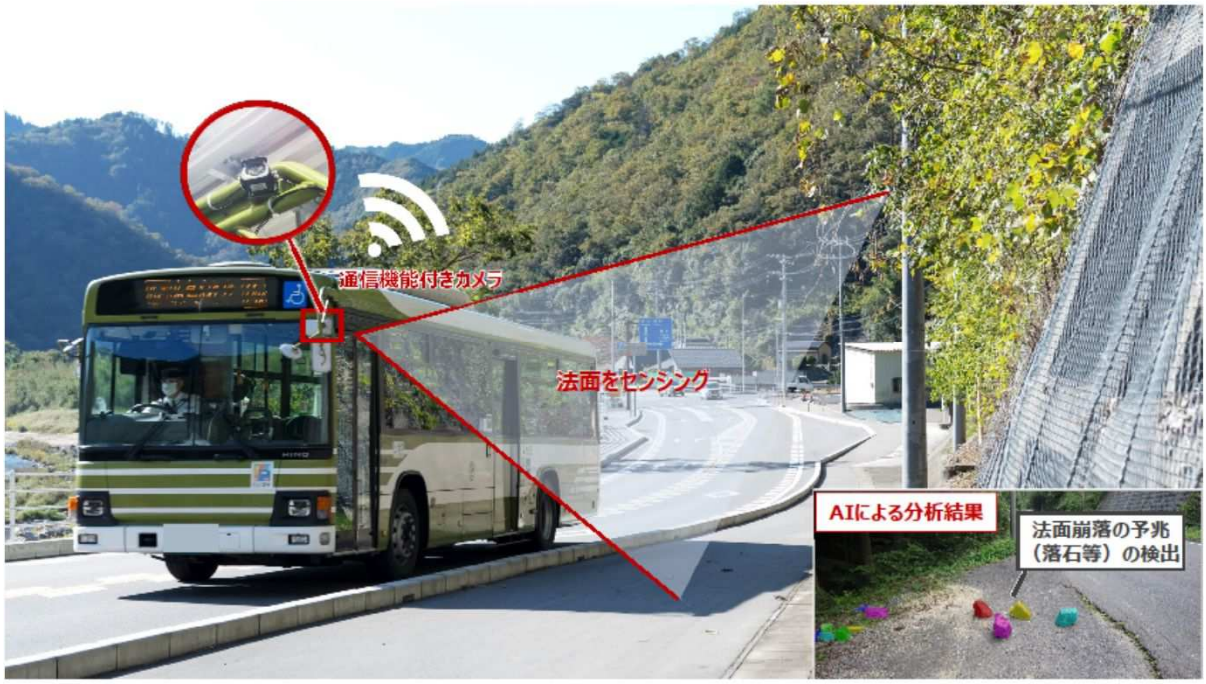

法面崩落予測

道路ネットワークの強化・充実

一般国道２号木原道路開通　　Ｒ３．３．14

国が整備を進めていた一般国道２号木原道路（Ｌ＝３．８ｋｍ）が令和３年３月14日に開通した。

広島熊野道路無料開放　　Ｒ２．12．６

料金徴収期間満了に伴い，広島熊野道路を令和２年12月６日に無料開放した。

「道の駅 三矢の里あきたかた」全面開業　　Ｒ２．６．１

県内20番目の道の駅となる「道の駅 三矢の里あきたかた」が令和２年６月１日に全面開業した。

八本松スマートＩＣ（仮称）の新規事業化　　Ｒ２．10．23

山陽自動車道（西条ＩＣ～志和ＩＣ間）において，八本松スマートＩＣ（仮称）が新規事業化された。

経済・物流を支える基盤の充実・強化

一般県道三原本郷線（高坂町～本郷町）の供用開始　　Ｒ３．３．31

本郷産業団地の造成工事に合わせて整備を進めていた一般県道三原本郷線（高坂町～本郷町）を，令和３年３月に供用開始した。

広島港五日市地区港湾整備事業　　Ｒ２．５．20

広島港五日市地区で造成を進めている工業用地に，グローバルな大規模生産拠点としてカルビー株式会社及び株式会社シンコーの２者と立地協定を締結した。

広島港における新規中国航路の就航　　Ｒ２．10．24

ＴＣＬＣ（太倉港集装箱海運有限公司）が運航する広島港と南京港（中国）及び太倉港（中国）を結ぶ初めての直行航路が就航した。

空港の利便性強化

広島空港の運営権者の決定　　Ｒ２．12．18

令和３年７月からの広島空港の運営の民間委託開始に向けて，国と広島国際空港株式会社が運営権実施契約を締結し，空港運営権者が決定した。

広島空港の運営の民間委託計画図

港の基盤整備

走漁港陸上養殖施設の完成　　Ｒ２．６．17

走漁港の漁港施設用地において民間企業の陸上養殖施設が完成し，スジアオノリの陸上養殖事業を開始した。

みたかゲートハウス供用開始　　Ｒ２．８．７

県が管理する三高港旅客ターミナルと江田島市が管理する三高交流プラザを併設した施設（みたかゲートハウス）が供用開始された。

福山港港湾計画の変更　　Ｒ２．12．21

福山港鞆地区などにおいて埋立架橋計画を見直し，新たに交通・交流拠点としての機能を位置付けるとともに，観光航路の新設などを図る港湾計画に変更した。

持続可能なまちづくり

都市計画区域マスタープランの策定　　Ｒ３．３．18

広島県では各都市計画区域の中長期的視点に立った都市の将来像及び目標を定め，その実現に向けた道筋を明らかにするため，新たな都市計画区域マスタープラン（目標年次：令和12年）を策定した。

第37回全国都市緑化ひろしまフェアの開催　　Ｒ２．３．19～11．23

都市緑化意識の高揚，都市緑化に関する知識の普及を図り，緑豊かな潤いのある都市づくりを推進するために「第37回全国都市緑化ひろしまフェア」（ひろしま　はなのわ　2020）を開催した。

全国で初めて，県内全ての自治体が主催者となり，これまでの全国都市緑化フェアの中では最長となる，250日間（令和２年３月19日～11月23日）開催された。

広島市東部地区連続立体交差事業の推進
①工事基本協定の締結　　① Ｒ２．６．18
②鉄道工事（仮線）の着手　　② Ｒ２．10．20

令和２年６月18日に県，広島市及びＪＲ西日本が工事基本協定を締結した。その後，同年10月に三者合同で住民説明会を開催し，Ｉ期区間である向洋駅周辺における鉄道工事に着手した。

ひろしまの建築物のブランド化

①ひろしまたてものがたりフェスタ2020の開催　　① Ｒ２．11．20～23
②ひろしま建築学生チャレンジコンペ2019の対象建築物の完成　　② Ｒ３．３．13

①県内の魅力ある建物を発掘・発信する県民参加型のプロジェクト「ひろしまたてものがたり」の一環として，実行委員会主催による建物一斉公開イベントを開催した。

②魅力ある建築物の創造に向けた人材育成の一環として開催した「ひろしま建築学生チャレンジコンペ2019」の対象建築物が完成した。

ひろしまたてものがたりフェスタ2020

ひろしま建築学生チャレンジコンペ2019対象建築物
（縮景園内事務所棟東トイレ）

(2) 指標で見る土木建築局

県道実延長

3,696km　全国7位

資料出所：道路統計年報2020

高速自動車国道延長

387km　全国4位

資料出所：道路統計年報2020

県管理河川延長

2,743km　全国13位

資料出所：道路河川管理課調べ（R3.3.31現在）

土砂災害発生件数

1,630件　全国1位

資料出所：国土交通省砂防部（R2.12.22）
※過去10年間（H23～R2）

土砂災害警戒区域数

47,691箇所　全国1位

資料出所：砂防課公表（R3.3.25）

船舶乗降人員数(厳島港)

9,395,251人　全国1位

資料出所：港湾統計年報（R元）

プレジャーボート総隻数

14,307隻　全国1位

資料出所：平成30年度プレジャーボート全国実態調査

都市公園等箇所数

3,207箇所　全国10位

資料出所：国土交通省（R2.3.31）

公共下水道普及率

75.8%　全国20位

資料出所：国土交通省(R2.3.31)

総住宅数

1,431千戸　全国11位

資料出所：総務省統計局(R元.9.30)

着工新設住宅戸数

16,081戸　全国12位

資料出所：令和2年度国土交通省

２ 令和３年度土木建築局行政の基本方針

（１） 「安心▹誇り▹挑戦 ひろしまビジョン」が目指す県土の将来像を実現するため，社会資本分野のマネジメントの基本方針として策定した**「社会資本未来プラン」に基づく各施策を着実に推進**

［施策Ⅰ］ 安全・安心を支える総合的な県土の強靭化

- 防災・減災対策の充実・強化
- 安全で快適な交通環境づくりの推進

［施策Ⅱ］ 交流・連携を支えるネットワークの充実・強化

- 経済・物流を支える基盤の強化
- 集客・交流機能の強化とブランド力向上

［施策Ⅲ］ 魅力的で持続可能な社会を支える基盤形成

- コンパクトで持続可能なまちづくりの推進
- 環境保全と循環型社会の構築

［共通施策］

社会資本の適切な維持管理の推進

［効果を高めるための施策］

デジタルトランスフォーメーション（広島デジフラ構想）の推進

（２） 国の**「防災・減災，国土強靭化のための５か年加速化対策」を最大限活用**し，県土の強靭化など，県民の安全・安心の確保に向けた取組を加速

- 関係者と連携した流域全体の治水対策
- 重要施設を保全するための土砂災害対策
- 緊急輸送道路の法面対策
- 早期対応が必要な施設への重点的な老朽化対策 等

（３） 広島デジフラ構想については，**インフラデータの一元化・オープンデータ化等を可能とするシステム基盤を構築**するとともに，デジタル技術の実装に向けた実証実験などの取組を推進

DoboX
土木×DX=ドボックス

- **インフラマネジメント基盤「ＤｏｂｏＸ」の構築**
- ＢＩＭ／ＣＩＭの活用やＩＣＴ建設機械による施工など，i-Construction の推進
- 道路法面の崩落予測技術等の構築に係る実証実験の拡大 等

※ＤｏｂｏＸとは…インフラマネジメント基盤の呼称，土木（建築）×ＤＸ＝ドボックス

■ 土木建築局における施策体系と主な施策 ※予算額は令和２年度２月補正（国補正対応分）及び事故繰越振替分を含む

（単位：千円）

施策体系	主な施策	事　業　概　要	主な事業箇所等	予算額	担当課
安全・安心を支える総合的な県土の強靭化					
取組方針①　防災・減災対策の充実・強化					
	「防災・減災，国土強靭化のための５か年加速化対策」を活用した県土の強靭化	激甚化・頻発化する気象災害や巨大地震による社会経済活動への影響を最小限とするため，国の「防災・減災，国土強靭化のための５か年加速化対策」を最大限活用し，防災・減災対策の充実・強化を図り，県土の強靭化に取り組む。	平成30年７月豪雨災害からの創造的復興	13,512,200	土木建築総務課
			防災・減災対策の充実・強化（平成30年７月豪雨災害分を除く）	26,718,199	
	災害に強い道路ネットワークの充実	平成30 年７月豪雨災害や東日本大震災，熊本地震等を踏まえ，大規模災害の発生に備えた社会インフラの整備として，災害時の緊急車両の迅速かつ円滑な災害支援活動を確保するため，緊急輸送道路の機能強化や災害対応能力の向上に資する道路ネットワークの多重性・代替性の確保を計画的に推進する。	道路改良	（主）呉平谷線（県事業）373,000 など	道路整備課 都市環境整備課
			橋梁耐震補強	（国）186号翠橋（県事業）105,000 など	
			法面対策	（国）375号（県事業）297,000 など	
	総合的な河川防災対策の推進	平成30 年７月豪雨災害の発生など，今後も気候変動による豪雨等の激甚化・頻発化が懸念される中，効果的に事前防災を進めるため，人口・資産の集積状況や防災拠点等の重要施設の立地状況など，河川の氾濫による社会的影響を考慮し重点化を図った上で，ハード対策を進める。 また，施設の能力を上回る洪水から人命を守る取組として，水害リスクを正しく理解してもらうための情報発信や，よりきめ細かな河川防災情報の提供など，住民の主体的な避難行動につなげるソフト対策の充実・強化を図る。 さらに，事前防災を加速するため，流域全体のあらゆる関係者が協働して治水対策を行う「流域治水」を一級水系だけでなく二級水系にも展開し，多様な主体の様々な取組を流域一体となって進めていく。	国直轄事業(負担金)（太田川，芦田川など）	(県負担額) 3,154,000	河川課
			補助公共事業（三篠川，手城川など）	10,069,493	
			単独建設事業	2,150,000	
			単独維持修繕事業	3,188,930	
	地震・高潮対策の推進	人口・資産が集中する本県の沿岸域は，高潮や波浪等によって度重なる被害を受けてきた。 このため，東日本大震災を踏まえた国による防災対策の方針に基づき，本県においても適切な対応を図っていくとともに，効率的かつ計画的に地震・高潮対策を進め，「安全・安心」を実感できる地域づくりを推進する。	河川高潮対策（国直轄，補助公共）	3,374,500	河川課 港湾漁港整備課
			海岸高潮対策（国直轄，補助公共）	2,012,500	
	土砂災害防止対策の推進	平成30 年７月豪雨の被災地の再度災害防止に最優先で取り組む。また，今後も激甚化が懸念される土砂災害から県民の命と暮らしを守るため，効果的なハード対策を着実に進めるとともに，県民一人ひとりの適切な避難行動につながるソフト対策を推進する。	土砂災害防止施設の着実かつ効果的な整備の推進（ハード対策）	16,640,925	砂防課
			適切な避難行動につながる取組の推進（ソフト対策）	197,400	
			土砂災害防止施設の適切な維持管理の推進（老朽化対策）	829,000	
	建築物・住宅の耐震化の促進【一部新規】	大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生する恐れがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に関係する広域緊急輸送道路沿道建築物に加え，耐震性不足の住宅のうち多数を占める木造戸建住宅について，建築物所有者の負担軽減につながる支援を行うことにより，耐震化の促進を図る。	大規模建築物の耐震化の促進	19,701	建築課
			広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進	104,888	
			住宅の耐震化の促進【新規】	25,000	

施策体系	主な施策	事　業　概　要	主な事業箇所等	予算額	担当課
取組方針②　安全で快適な交通環境づくりの推進					
	放置艇対策の推進	公有水面に係留されているプレジャーボート等の放置艇に対する規制強化及び所有者の意識改革を進めることにより，災害時の放置艇流出被害の防止及び係留保管の秩序の確立による公有水面利用の適正化を図る。	放置艇撤去指導	2,640	道路河川管理課 港湾振興課
			禁止区域及び小型船舶用泊地の指定	3,096	
	交通安全施設等整備の推進	急速な少子高齢化社会へ進展していく中で，高齢者，障害者をはじめとする誰もが安全で安心して活動できる生活空間を形成するため，歩行空間のバリアフリー化，通学路の歩道整備，交通事故の対策など，安全かつ円滑な交通環境の整備を推進する。 特に，通学路については，各市町において策定している通学路交通安全プログラムに基づき，引き続き，教育委員会や警察等の関係機関と連携して，安全確保に取り組む。	交通安全施設等整備の推進	(国)183号（平子） 126,000 など	道路整備課
交流・連携を支えるネットワークの充実・強化					
取組方針③　経済・物流を支える基盤の強化					
	新たな経済成長を支える物流基盤の充実・強化	本県の新たな経済成長への挑戦を支えるため，アジアの経済成長や国際化の進展に合わせたグローバルゲートウェイ機能の強化を図る。 また，本県の強みである井桁状の高速道路ネットワークを活かしたＩＣアクセス道路の整備，高速道路ネットワークとグローバルゲートウェイや産業集積地をつなぐ広域交通ネットワークの強化などにより，企業活動を支え，生産性向上に資する物流基盤の充実・強化を推進する。	生産性の向上など企業活動を支える物流基盤の充実	広島港(五日市地区等) (県事業) 2,146,000 (主)福山沼隈線 （県事業） 2,940,000 など	道路企画課 道路整備課 港湾漁港整備課 都市環境整備課
	広島高速道路及び関連道路の整備推進	広島都市圏が，中四国地方の中枢都市として，更に拠点性を高めていくためには，定時性・高速性に優れた道路網の整備が緊急の課題となっている。 このため，広島都市圏の自動車専用道路網を構成する路線について「指定都市高速道路」として，段階的に整備を進めることとしている。 令和３年度は，引き続き，広島高速５号線の整備を促進するとともに，広島高速２号線大州出入路へのアクセス道路である一般県道広島海田線の整備を推進する。	広島高速５号線	（出資金・貸付金） 1,750,000	道路企画課 道路整備課
			関連道路 （(一)広島海田線）	37,000	
	広島空港へのアクセス強化	広島空港への高いアクセシビリティの実現に向けて，道路の速達性の向上，及び定時性や多重性の確保に取り組み，広島都市圏からのアクセスの機能強化を推進する。	アクセス道路の整備	(主)矢野安浦線・ (一)矢野海田線 (県事業) 430,000 など	道路企画課 道路整備課

施策体系	主な施策	事　業　概　要	主な事業箇所等	予算額	担当課
取組方針④　集客・交流機能の強化とブランド力向上					
	観光周遊を促進する道路ネットワークの強化	本県は，豊かな自然や歴史的な町並み，風光明媚なサイクリングロードなど，国内外からの観光客を呼び込むための多彩で魅力ある観光資源を多数有している。 こうした本県の強みを生かし，インバウンド効果を高め，更なる観光交流人口，観光消費額の増加や観光客の満足度向上につなげるため，井桁状高速道路ネットワークを最大限活用した道路ネットワークの強化により観光振興を図るとともに，「しまなみ」を核としたサイクリングネットワークの形成とサイクリングロードのブランド力向上に取り組む。	高速道路ＩＣから観光地への道路整備	(国)432号竹原ﾊﾞｲﾊﾟｽ 336,000 など	道路企画課 道路整備課
			観光地間の道路整備	(国)317号青影ﾊﾞｲﾊﾟｽ 346,000 など	
			サイクリングロードのブランド力向上（情報発信，環境改善等）	68,500	
	鞆地区振興推進費	鞆地区の再生・活性化に向けたまちづくりを促進するために，生活利便性の向上や安全・安心の確保などを図ることを目的とした鞆地区の地域振興に係る事業について，福山市と連携・協力し，地元住民の方々と意見交換を重ねながら，取組を進める。	町中の交通処理対策〔土木〕	1,449,000	道路整備課 港湾漁港整備課 地域力創造課 （地域政策局）
			防災対策〔土木〕	465,000	
			交通・交流拠点等の整備〔土木〕	872,000	
			寄附募集のための情報発信等〔地域〕	18,083	
	広島空港の拠点性強化	新型コロナウイルス感染症の影響で運休している定期路線を早期復便し，航空ネットワークの維持・拡充及び航空機利用の利便性向上を図ることにより，中四国地方の拠点空港として競争力・拠点性を高めるため，航空会社等に対して必要な取組を実施する。	航空ネットワークの維持・拡充及び空港アクセスの利便性向上	36,676	空港振興課
	瀬戸内海クルージングの促進	クルーズ客船の寄港時の新型コロナウイルス感染症対策を万全に行い，すでに再開されている日本船による国内クルーズに加え，日本船の外航クルーズ及び外国船による日本でのクルーズの再開に向け，クルーズ客船の誘致・受入を推進するとともに瀬戸内海クルージングを促進する。	クルーズ客船の誘致・受入体制の充実 （船寄港時のおもてなし等）	41,714	港湾振興課 港湾漁港整備課
			クルージング需要の掘り起こし (クルージングポータルサイトの運営等)	1,734	
	みなとの賑わいづくりの促進	「瀬戸内ブランド」の形成に資する「瀬戸内　海の道構想」の一環として，多くの人々が訪れ，憩い，楽しめる，活気と賑わいのある魅力的な空間を創出するため，みなとを臨海部の賑わい拠点として整備し，観光・交流機能の強化を図る。	厳島港 （宮島口地区）	1,062,000	港湾漁港整備課
			広島港 （宇品地区）	1,427,000	

施策体系	主な施策	事　業　概　要	主な事業箇所等	予算額	担当課
魅力的で持続可能な社会を支える基盤形成					
取組方針⑤　コンパクトで持続可能なまちづくりの推進					
	コンパクト+ネットワーク型のまちづくりを支える社会資本整備の推進	円滑な都市活動を支え，都市活動の活性化を図ることで魅力ある地域環境を創出する。 また，「広島県中山間地域振興条例」に掲げる豊かで持続可能な中山間地域の実現を目指し，地域の自立を支える生活交通の確保・地域連携や，中心市と周辺地域の機能連携を促進することにより，地域社会の活性化を図る。	安全・安心に暮らせる集約型都市構造の形成	（都）山手赤坂線（福山市津之郷町～赤坂町） 348,000 など	道路整備課 都市環境整備課
			渋滞を緩和する道路の改善及び市街地を一体化する道路と鉄道との立体交差化	広島市東部地区連続立体交差事業 1,127,000 など	
			中山間地域・島嶼部など地域を支える交通基盤の確保	（国）375 号（三次市引宇根） 951,100 など	
	安全で快適に暮らせる居住環境の創出【一部新規】	人口減少下においても，県民生活や地域経済などを将来にわたって維持していくため，災害リスクが低く利便性の高いエリアへ居住が誘導された集約型都市構造を形成するとともに，地域の特性を生かした魅力的なまちづくりの推進を図る。	市街化調整区域への編入	10,660	都市計画課 住宅課
			ゆとりと魅力ある居住環境の創出【新規】	8,494	
			行政・住民協働型のまちづくり	7,583	
			中古住宅の流通促進【新規】	1,081	
	地域特性を生かした魅力あるまちなみづくりの推進	魅力あるまちなみづくりに取り組む市町と連携して，魅力ある景観等，デザイン性のある都市空間の形成を推進し，本県における集客・交流の促進など地域の賑わいの創出を図る。	モデル地区の支援	5,528	都市計画課
			他地域への普及促進	1,898	
	ゆとりと潤いのある都市空間の創出	公園・緑地等のオープンスペースの充実により，ゆとりと潤いのある都市空間の創出を図り，人を惹きつける活力のあるまちづくりを推進する。	公園事業	862,250	都市環境整備課
	福山駅前周辺地区の再生の促進	県の発展に重要な地区において，まちづくりの中核となる施設を整備することにより，地域の活性化につなげるとともに，県の広域的ポテンシャルの向上を図るため，広域交通結節点として県東部地域の拠点である福山駅前周辺地区の再生を支援する。	福山市三之丸町地区の再生の支援	9,445	建築課
	誰にでもやさしい安心した暮らしの確保	誰にでもやさしい安心した暮らしの確保の一環として，低額所得者の良好な住環境を確保するため，「県営住宅再編５箇年計画」に基づき，県営住宅の再編整備及び既存住宅の長寿命化工事等を行う。	建替事業	664,243	住宅課
			改修工事等	1,090,347	
	移住定住に向けた空き家の有効活用の促進【一部新規】	専門家派遣により，市町や地域が抱える課題を解決し，移住者受入れの基盤となる空き家バンクの充実等を支援することで，市町が取り組む空き家対策の推進を図るとともに，空き家バンクの効果的な情報発信により，移住希望者とのマッチングを促進する。	空き家活用検討事業【一部新規】	9,447	住宅課
	ブランド向上に資する魅力ある建築物の創造	本県のブランドイメージの向上を図るため，魅力ある公共建築物の創造・発信やクリエイティブな人材の育成などを積極的に推進する。	魅力ある公共建築物の創造・発信	3,276	営繕課
			民間建築物への波及	119	

施策体系	主な施策	事　業　概　要	主な事業箇所等	予算額	担当課
取組方針⑥　環境保全と循環社会の構築					
	汚水処理対策の推進	汚水処理対策は，快適な生活環境を創造するとともに，水質改善と健全な水環境の維持・回復を図るものであり，各種汚水処理施設（公共下水道，農業・漁業集落排水，合併処理浄化槽等）の整備を効率的かつ計画的に進めるため，「広島県汚水適正処理構想（以下，「構想」という。）」に基づき，各市町と連携を図りながら汚水処理施設の整備を推進する。	漁業集落環境整備事業 （汚水管渠の整備等）	21,025	港湾漁港整備課 都市環境整備課
社会資本の適切な維持管理の推進					
	効果的・効率的な維持管理の推進	社会資本は，その多くが高度経済成長期に整備されており，建設後50 年以上を経過する施設が20 年後には橋梁で約８割，砂防堰堤で約９割となるなど，高齢化した施設の割合が増大していることから，老朽化対策の更なる強化が必要となっている。 「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」と橋梁など主要な施設の「修繕方針」に基づき，防災・減災や県土の強靭化などに資する既存インフラの機能維持を図るための重点的な老朽化対策や，長寿命化技術やデジタル技術の活用によるコスト縮減など，より効果的・効率的な維持管理を引き続き推進する。	主要な公共土木施設の老朽化対策 ・道路（橋梁補修等） ・河川（排水機場修繕等） ・ダム（更新等） ・砂防（堰堤修繕等） ・港湾（岸壁補修等） ・海岸（護岸修繕等） ・公園（運動施設修繕等）	12,342,472	技術企画課 道路整備課 河川課 砂防課 港湾漁港整備課 都市環境整備課
			インフラ長寿命化技術活用促進事業	13,700	
	計画的な県土保全対策の推進	中山間地域をはじめとした各地域の特色に合わせて県民の安全・安心を確保していくために，県土の基盤である社会資本を適切に維持管理していくなどの県土保全対策に重点的に取り組む。	道路・河川環境整備対策の実施 （道路除草対策，河道浚渫）	2,843,034	道路整備課 河川課
			持続可能な県土保全体制の適切な確保 （護岸修繕，河道浚渫等）	1,070,000	
デジタルトランスフォーメーション（広島デジフラ構想）の推進					
	デジタル技術を活用したインフラマネジメントの推進【新規】	社会資本整備の調査・設計・施工から維持管理のあらゆる段階において，デジタル技術を最大限に活用した，より効果的・効率的なインフラマネジメントを推進し，県民の安全・安心や利便性，建設分野の生産性を向上させる。 さらに，県が保有する様々なインフラデータを誰もが利活用できるようオープンデータ化し，民間企業等との連携を推進することで，防災・物流・交通・観光など幅広い領域において，官民データを組み合わせた新しいサービスや付加価値の創出を目指す。	インフラマネジメント基盤(DoboX)構築事業	110,000	技術企画課 道路整備課 河川課 砂防課 都市計画課
			デジタル技術の実装やデータの活用	302,000	
計画的に推進するための取組					
社会資本を支える担い手の確保・育成					
	建設技術者等の確保	平成30年７月豪雨災害を踏まえ，県民の安全・安心を守るための防災・減災対策等を推進していくに当たり，県内建設業者において，工事を着実に実施していけるよう，不足している建設技術者等の確保を図る。 また，新型コロナウイルス感染症拡大の影響による離職者等の増加に対応するため，人材不足が深刻な建設業を受け皿とした緊急的な雇用確保を図る。	建設技術者等雇用助成事業	20,400	建設産業課
			新型コロナウイルス感染症対策建設労働者雇用促進事業	48,000	
多様な主体との連携					
	ひろしまアダプト活動の推進	官民協働で道路や河川等の公共土木施設維持のための環境向上に取り組むため，アダプト活動認定団体に対し，活動経費の一部を支援する。 このことにより，新たな公共サービスの担い手として地域住民等が自発的に参加するアダプト活動を積極的に促進し，県民の公共施設への愛着心の醸成や住民主体の地域づくりの推進を図る。	ひろしまアダプト活動支援事業 （活動認定団体への奨励金交付）	28,717	道路河川管理課

3　土木建築局行政組織

令和3年度土木建築局

(1)　組織図

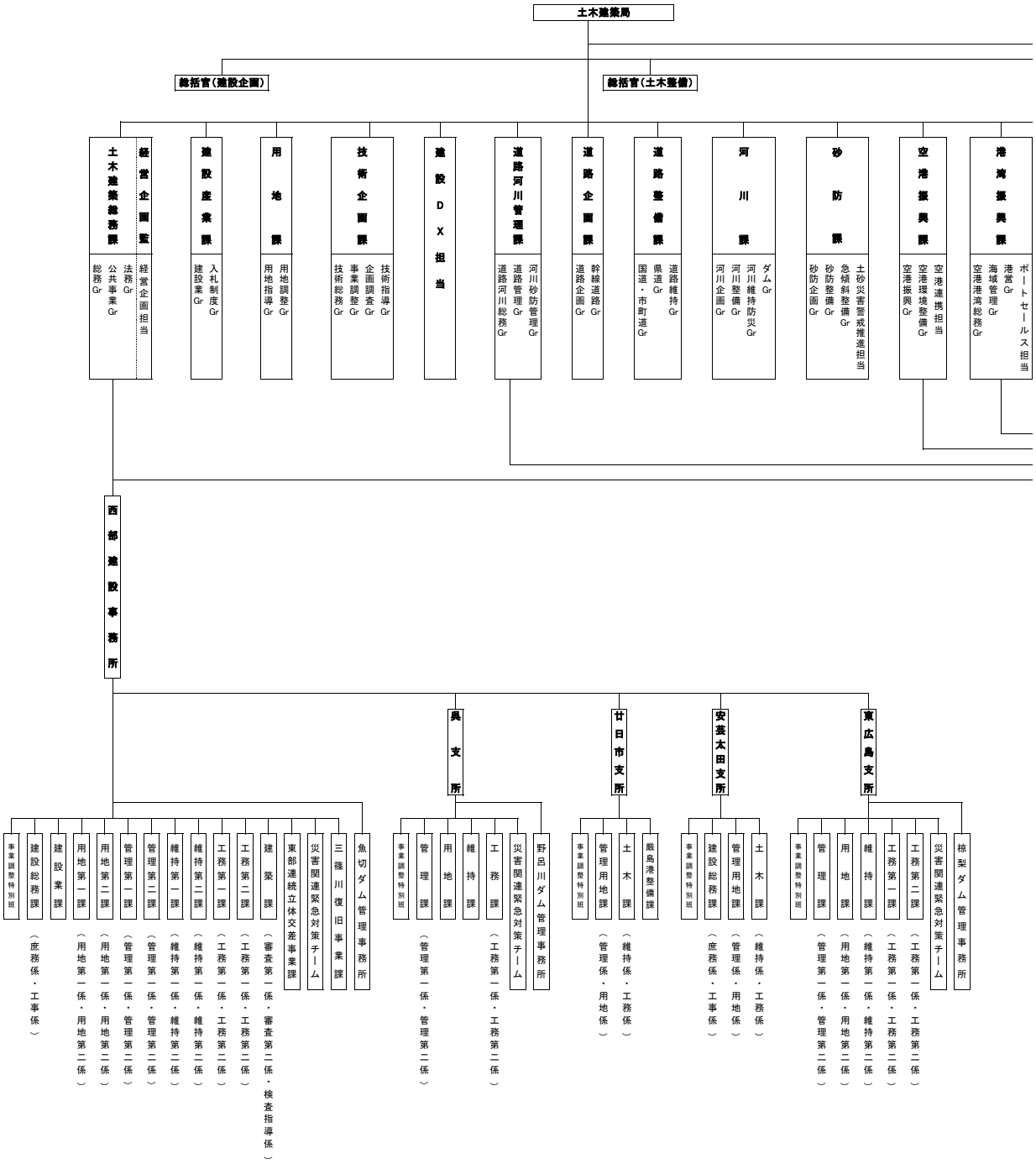

及び関係地方機関組織図

令和3年4月1日現在

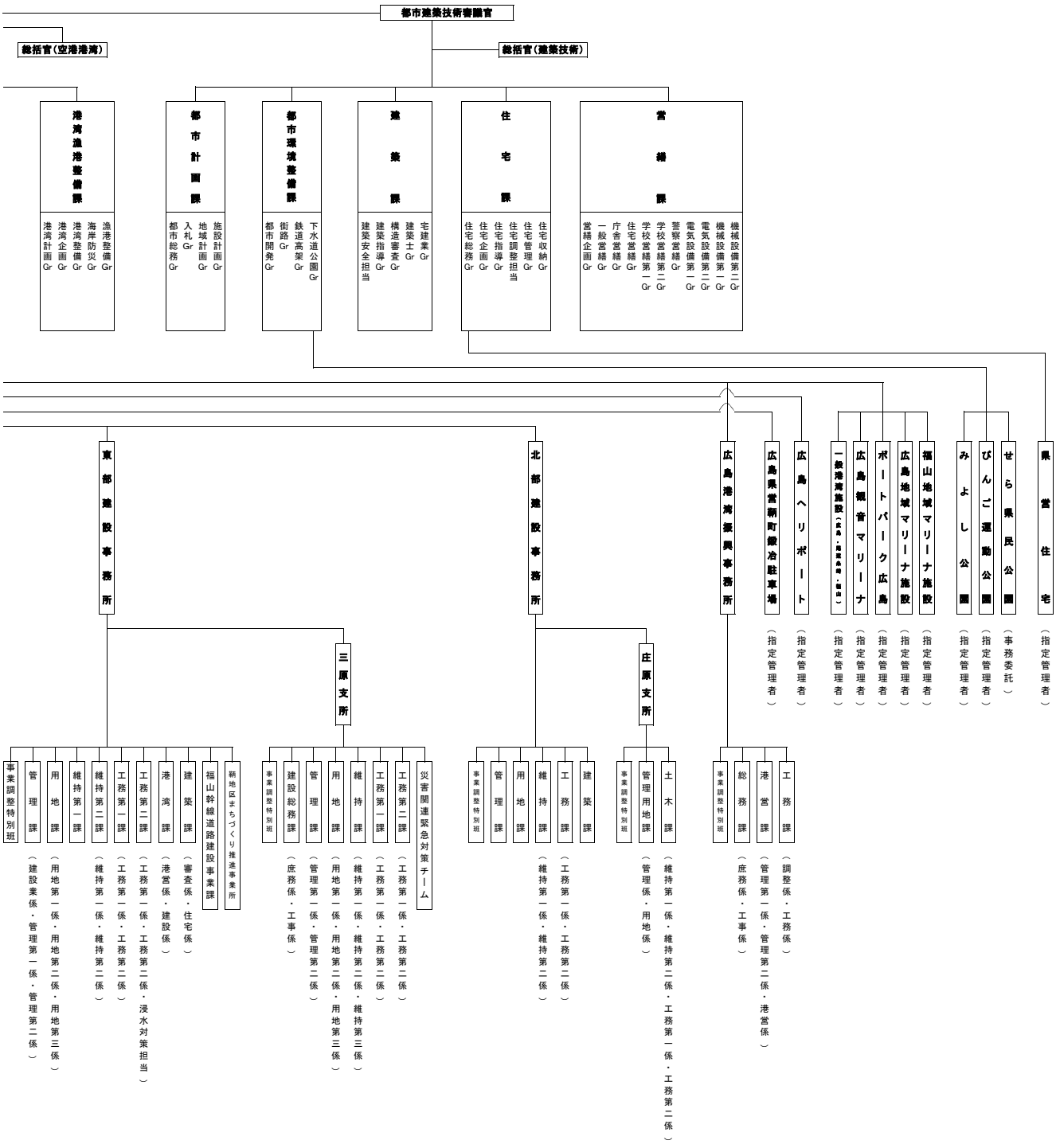

(2) 職員現員表

（令和3年4月1日現在）

所属名		事務	技術				再任用職員（ﾌﾙﾀｲﾑ）	再任用職員（3/4勤務）	合計	派遣	職員総数
			土木	建築	その他	小計					
本庁	土木建築総務課・経営企画監	26	4	2		6			32	52	84
	建設産業課	11		1		1			12		12
	用地課	9		1		1			10		10
	技術企画課	5	17			17			22		22
	建設ＤＸ担当		5			5			5		5
	道路河川管理課	20				0			20		20
	道路企画課		9			9			9		9
	道路整備課		16			16			16		16
	河川課		18			18	1	1	20		20
	砂防課	1	15			15			16		16
	空港振興課	11	1			1			12		12
	港湾振興課	23				0		1	24		24
	港湾漁港整備課		18			18			18		18
	都市計画課	9	8	4		12		1	22		22
	都市環境整備課		13	5		18			18		18
	建築課	4		14	2	16			20		20
	住宅課	10		20		20		3	33		33
	営繕課			35	23	58	2		60		60
	計	129	124	82	25	231	3	6	369	52	421
地方機関	西部建設事務所	63	86	13		99	5	4	171		171
	呉支所	19	39			39	2	2	62		62
	廿日市支所	15	28			28		2	45		45
	安芸太田支所	20	26			26			46		46
	東広島支所	23	55			55	2	5	85		85
	東部建設事務所	37	72	9		81	2	2	122		122
	三原支所	35	61			61	1		97		97
	北部建設事務所	14	30	6		36	1		51		51
	庄原支所	12	27			27	2	1	42		42
	広島港湾振興事務所	23	20			20	2	2	47		47
	計	261	444	28	0	472	17	18	768	0	768
合計		390	568	110	25	703	20	24	1,137	52	1,189

派遣の内訳		
市町等派遣	広島市	1
	呉市	1
	竹原市	1
	三原市	1
	福山市	1
	三次市	1
	大竹市	1
	廿日市市	2
	安芸高田市	1
	江田島市	1
	熊野町	1
	坂町	1
	熊本県球磨村	1
	計	14
公社等派遣	土地開発公社	3
	道路公社	5
	広島高速道路公社	22
	住宅供給公社	2
	日本下水道事業団	1
	㈱港湾管理センター	2
	広島県土木協会	3
	計	38
合計		52

(3)　地方機関等の位置等

（行政機関）

名　　称	位　　置 電　話　番　号	所　管　区　域	
		土木 に関する事務	建築 に関する事務
広島県西部建設事務所	広島市南区比治山本町16-12 （082）250-8151 （建設総務課）	広島市，安芸高田市，江田島市，安芸郡 （建設業・宅建業に関する事務については，大竹市，廿日市市及び山県郡を含む）	広島市，呉市，竹原市，大竹市，東広島市，廿日市市，安芸高田市，江田島市，安芸郡，山県郡，豊田郡
広島県西部建設事務所呉支所	呉市西中央一丁目3-25 （0823）22-5400	呉市	
広島県西部建設事務所廿日市支所	廿日市市桜尾本町11-1 （0829）32-1141	大竹市，廿日市市 （建設業・宅建業に関する事務を除く）	
広島県西部建設事務所安芸太田支所	山県郡安芸太田町加計3087 （0826）22-0541	山県郡 （建設業・宅建業に関する事務を除く）	
広島県西部建設事務所東広島支所	東広島市西条昭和町13-10 （082）422-6911	東広島市，竹原市，豊田郡	
広島県東部建設事務所	福山市三吉町一丁目1-1 （084）921-1311	福山市，府中市，神石郡 （建設業・宅建業に関する事務については，三原市，尾道市及び世羅郡を含む）	三原市，尾道市，福山市，府中市，世羅郡，神石郡
広島県東部建設事務所三原支所	三原市円一町二丁目4-1 （0848）64-2322	三原市，尾道市，世羅郡 （建設業・宅建業に関する事務を除く）	
広島県北部建設事務所	三次市十日市東四丁目6-1 （0824）63-5181	三次市 （建設業・宅建業に関する事務については，庄原市を含む）	三次市，庄原市
広島県北部建設事務所庄原支所	庄原市東本町一丁目4-1 （0824）72-2015	庄原市 （建設業・宅建業に関する事務を除く）	
広島県広島港湾振興事務所	広島市南区宇品海岸二丁目23-53 （082）251-7117	広島港，小用港，鹿川港，中田港，三高港，草津漁港，五日市漁港及び広島市似島海岸（地先海面を含む）	

(4) 管内要図

ア　土木行政管内

凡　　例		
□	建設事務所	(3)
◉	支所	(6)
◎	広島港湾振興事務所	(1)

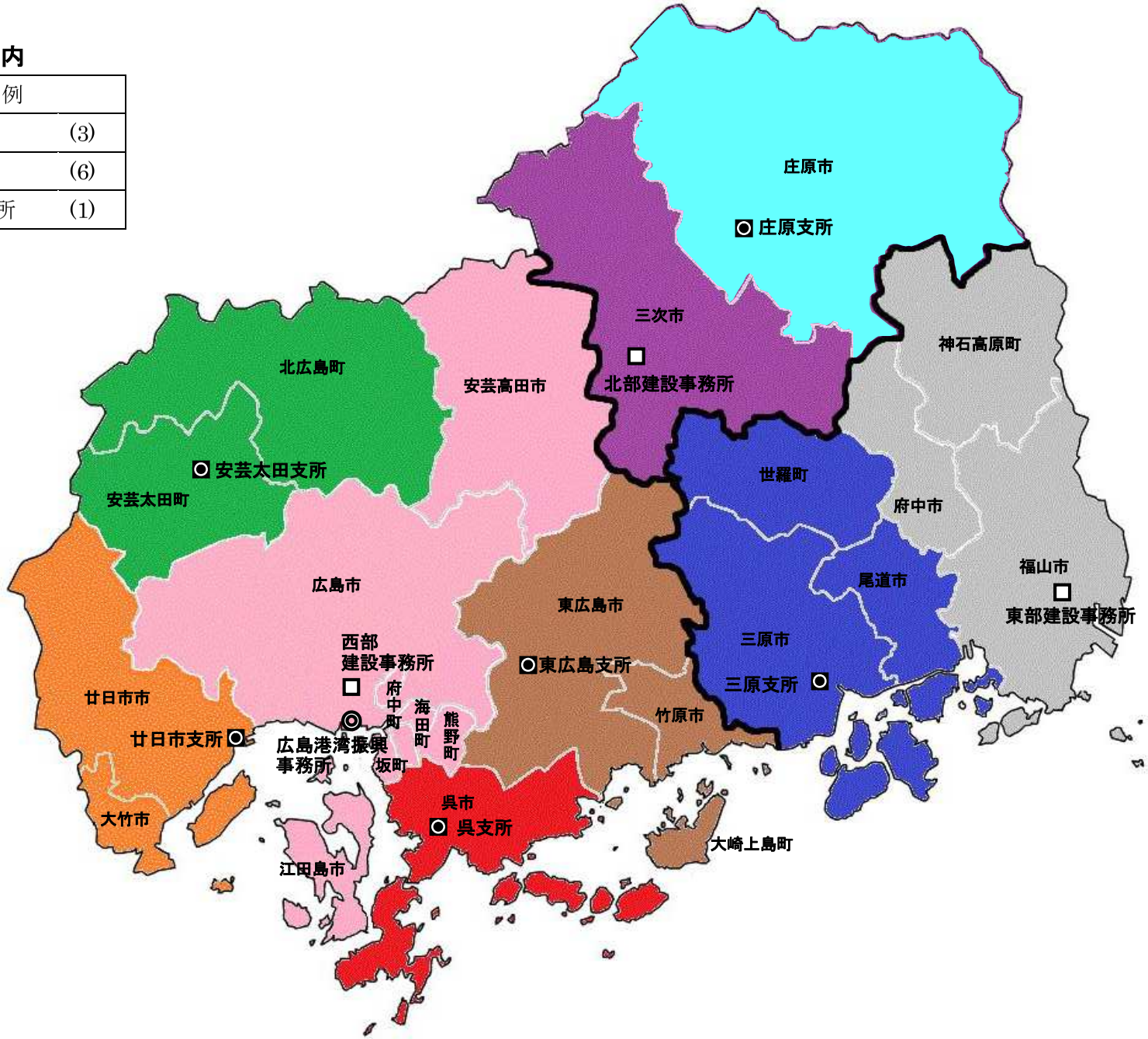

イ　建築行政管内

凡　　例		
◉	建設事務所	(3)
■	特定行政庁	(7)
■	限定特定行政庁	(1)

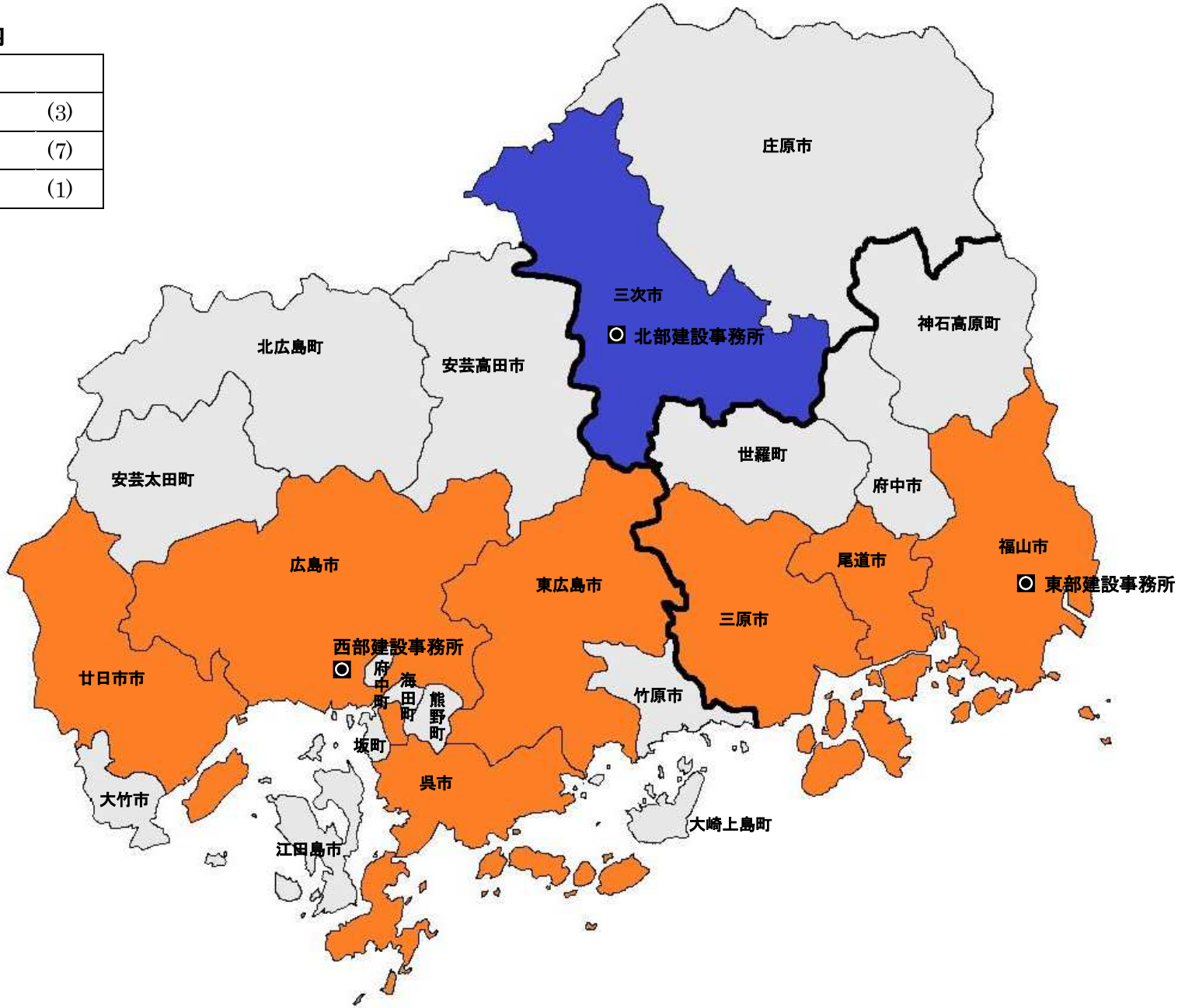

(5)　土木建築局組織の沿革

年　月　日	事項	
	本　　庁	地 方 機 関
昭和25. 1. 1 現在	土木部（６課） 監理課，道路課，河川課，港湾課，砂防課，計画課 建築部（３課） 建築課，住宅課，営繕課	広島，呉，廿日市，福山，三原，加計，吉田，三次，庄原，西条，上下，竹原の各土木出張所 広島港事務所，福山港修築事務所，広島復興事務所，能美江田島土木工事事務所，黒瀬川改修事務所，沼田川改修事務所，呉砂防工事事務所，厳島公園事務所，史蹟名勝厳島災害復旧工事事務所
26. 8. 1	住宅課を廃止	
26. 8.11		史蹟名勝厳島災害復旧工事事務所を廃止 厳島公園事務所を廃止
26. 9. 1		黒瀬川改修事務所を廃止
26.12.18		沼田川改修事務所を廃止 水内川土木災害復旧臨時事務所を設置 （31. 5. 1廃止） 津田土木災害復旧臨時事務所を設置 （31. 5. 1廃止）
28. 1.16		幕之内隧道事務所を設置（31. 4.24廃止）
28. 8.14		福山港修築事務所を福山港事務所に改称 （36.10. 7 廃止）
29.11. 1	土木部と建築部を統合し土木建築部に改称 （８課　監理課，道路課，河川課，港湾課，砂防課，計画課，建築課，営繕課）	
30. 7. 8		呉砂防工事事務所を廃止
31. 5. 1		能美江田島土木事務所を廃止 大柿土木出張所を新設
35. 4. 1		東部地区開発調査事務所を設置 （38. 3.31 廃止）
36. 4. 1	土地開発課を設置	
36.10. 7	土地開発課を開発課に改称	広島復興事務所を広島都市計画事務所に改称 都市計画苗圃事務所を設置（43. 4. 1 廃止） 福山臨海工業地帯建設局を設置（44. 4. 1廃止） ⟶ 開発局へ
37. 4. 1		工業用水道建設事務所を設置（40. 4. 1廃止）
37.10. 1	開発課を開発第一課と開発第二課に改称	
38. 4. 1	住宅課を再設	
39. 4. 1	計画課を都市計画課に改称	土木出張所を土木建築事務所（広島，呉，三原，福山，三次）， 土木事務所（廿日市，大柿，加計，吉田，西条，竹原，上下，庄原）に改称

年　月　日	事　項	
	本　　庁	地 方 機 関
昭和41. 1. 1	道路課を道路維持課と道路建設課に改称 開発第一課と開発第二課を開発課に改称	廿日市土木事務所を 廿日市土木建築事務所に改称
42. 4. 1	開発課を開発用地課と工業用水道課に改称	
43. 4. 1	高速道路室を設置（44.4.1廃止） 広域利水調査室を設置（44.4.1廃止）	
44. 4. 1	企画調査室を設置（47.4.1廃止） 用地課を設置 （開発局設置⟶ 49.6.5 企業局に改称）	
45. 4. 1		広島港事務所を廃止し， 広島臨海工業地帯建設局を設置 （47. 4. 1廃止，広島港湾事務所となる）
46. 4. 1	技術管理室を設置	
47. 4. 1	土木建築部の内局として都市局を設置 都市整備課を設置 （４課　都市計画課，都市整備課，建築課，住宅課）	中国縦貫道用地事務所を設置 （48. 3. 31廃止）
48. 4. 1	都市局に下水道課と学園都市建設課を設置	瀬戸内海大橋用地事務所を設置
49. 4. 1	河川開発室を設置	
49. 4.20		西条土木事務所を東広島土木事務所に改称
51. 4. 1	土木建築部を土木部と都市部に分離し，都市部に営繕課を加える 技術管理室を技術管理課に改称 河川開発室を河川開発課に改称	東広島土木事務所を 東広島土木建築事務所に改称
52. 4. 1	都市総務課を設置し，学園都市建設課を廃止	
55. 4. 1		広島都市計画事務所を廃止し， 太田川流域下水道事務所を設置
56. 4. 1	都市総務課を廃止	
58. 4. 1	土木部と都市部を統合して土木建築部となる 土木建築部の内局として都市局を設置 （６課　都市計画課，都市整備課，下水道課，建築課，住宅課，営繕課） 河川開発課を廃止 部の内室としてダム建設室を設置	
平成 2. 4. 1	新空港地域整備室を設置	企画振興部から新空港地域整備事務所を移管 広島港湾事務所を広島港湾振興局に改組
4. 4. 1	土木建築部の内局として空港港湾局を設置 ［１課１室　新空港地域整備室，港湾課］ 都市局のうち，都市計画課，都市整備課及び下水道課を再編整備し，都市政策課，都市計画課及び公園下水道課に改組	

年　月　日	事　　項	
	本　　庁	地 方 機 関
平成 5. 4. 1	新空港地域整備室と航空交通対策課（企画振興部）を統合して空港対策課を設置 空港対策課の課内室として新空港地域整備室及びコミューター飛行場整備室を設置	
5.10.29	コミューター飛行場整備室を廃止	広島西飛行場事務所を設置
6. 4. 1	河川課の課内室としてダム建設室を設置 港湾課の課室内として 広島みなとまちづくり推進室を設置 新空港地域整備室を 空港地域整備室に改称	新空港地域整備事務所を 空港地域整備事務所に改称
8. 4. 1	道路建設課の課内室として 幹線道路計画室を設置 営繕課の課内室として設備室を設置	
10. 3.31		瀬戸内海大橋用地事務所を廃止
10. 4. 1	広島みなとまちづくり推進室を 港湾振興室に改称	
12. 3.31		太田川流域下水道事務所を廃止
12. 4. 1	監理課の課内室として建設産業室を設置 都市局のうち，都市政策課及び都市計画課を再編整備し，都市政策課及び都市整備課に改組	
13. 4. 1	組織再編により，課を廃止し， 総室及び室を設置 ７総室 管理総室，技術管理総室，道路総室， 河川砂防総室，空港港湾総室， 都市総室，建築総室 31室 総務室，建設産業室，用地指導室， 用地管理室，技術総務室，技術調整室， 技術指導室，道路総務室，道路企画室， 道路整備室，道路保全室，河川管理室， 河川企画整備室，ダム室，砂防室， 空港振興室，港湾管理室， 港湾企画整備室，港湾振興室， 都市総務室，都市企画室，都市整備室， 開発指導室，下水道室，建築総務室， 住宅企画室，住宅管理室，住宅整備室， 建築指導室，営繕室，設備工事室	組織再編により，土木(建築)事務所を廃止し，地域事務所建設局（支局）を設置 広島地域事務所建設局 広島地域事務所建設局廿日市支局 呉地域事務所建設局 呉地域事務所建設局大柿支局 芸北地域事務所建設局 芸北地域事務所建設局吉田支局 東広島地域事務所建設局 東広島地域事務所建設局竹原支局 尾三地域事務所建設局 福山地域事務所建設局 備北地域事務所建設局 備北地域事務所建設局上下支局 備北地域事務所建設局庄原支局
14. 3.31		空港地域整備事務所を廃止
15. 4. 1	総務室を土木建築総務室に改称	
17. 3.31		呉地域事務所建設局大柿支局，芸北地域事務所建設局吉田支局，備北地域事務所建設局上下支局を廃止
17. 4. 1		広島地域事務所建設局に大柿維持管理分室及び吉田維持管理分室を設置

年　月　日	事　　項	
	本　　庁	地 方 機 関
平成18. 3.31		広島地域事務所建設局大柿維持管理分室及び吉田維持管理分室を廃止
18. 4. 1	組織再編により，都市局，空港港湾局を都市部，空港港湾部に改組，総室・室の統合とともに，「総室」を「局」に名称変更 ３部 土木部，都市部，空港港湾部 ４局 総務管理局，土木整備局，都市事業局，空港港湾事業局 22室 土木総務室，建設産業室，用地室，技術企画室，技術指導室，道路河川総務室，道路企画室，道路整備室，道路保全室，道路河川管理室，河川企画整備室，ダム室，砂防室，都市総務室，都市企画室，都市整備室，下水道室，建築指導室，住宅室，空港振興室，港湾管理室，港湾企画整備室	
20. 4. 1	組織再編により，「部」「局」「室」制から「局」「部」「課」制へ移行，３部４局22室を２局３部17課に改組し，６つの課内室を設置 ２局 土木局，都市局 ３部 総務管理部，土木整備部，空港港湾部 17課 土木総務課，建設産業課，用地課，技術企画課，土木整備管理課，道路企画課，道路整備課，河川課，砂防課，空港振興課，港湾管理課，港湾企画整備課，都市事業管理課，都市企画課，都市整備課，建築課，住宅課 ６室 技術指導室，道路河川管理室，ダム室，港湾振興室，下水道室，住宅管理室	
21. 4. 1		組織再編により，地域事務所建設局（支局）を廃止し，建設事務所（支所）を設置 西部建設事務所 西部建設事務所呉支所 西部建設事務所廿日市支所 西部建設事務所安芸太田支所 西部建設事務所東広島支所 東部建設事務所 東部建設事務所三原支所 北部建設事務所 北部建設事務所庄原支所 広島港湾振興局を 広島港湾振興事務所に改称

年　月　日	事　　項	
	本　　庁	地 方 機 関
平成22. 4. 1	組織再編により課内室を廃止 室廃止に伴い，土木整備管理課を道路河川管理課に，港湾管理課を港湾振興課に改称 都市局のうち，都市事業管理課，都市企画課及び都市整備課を再編整備し，都市政策課，都市整備課及び都市環境課に改組 ２局 土木局，都市局 ３部 総務管理部，土木整備部，空港港湾部 17課 土木総務課，建設産業課，用地課，技術企画課，道路河川管理課，道路企画課，道路整備課，河川課，砂防課，空港振興課，港湾振興課，港湾企画整備課，都市政策課，都市整備課，都市環境課，建築課，住宅課	
23. 4. 1	組織再編により，「局」「部」「課」制から「局」「課」制へ移行 ２局 土木局，都市局 17課 土木総務課，建設産業課，用地課，技術企画課，道路河川管理課，道路企画課，道路整備課，河川課，砂防課，空港振興課，港湾振興課，港湾企画整備課，都市政策課，都市整備課，都市環境課，建築課，住宅課	
24. 4. 1	組織再編により，都市局を土木局に統合 都市政策課及び都市整備課を再編整備し，都市計画課に改組 都市環境課を下水道公園課に改称 営繕課を総務局から土木局に移管 １局 土木局 17課 土木総務課，建設産業課，用地課，技術企画課，道路河川管理課，道路企画課，道路整備課，河川課，砂防課，空港振興課，港湾振興課，港湾企画整備課，都市計画課，下水道公園課，建築課，住宅課，営繕課	
24.11.15		広島西飛行場事務所を廃止し 広島ヘリポート管理事務所を設置
25. 4. 1	漁港に関する事務を農林水産局から移管し，港湾企画整備課を港湾漁港整備課に改称 １局 土木局 17課 土木総務課，建設産業課，用地課，技術企画課，道路河川管理課，道路企画課，道路整備課，河川課，砂防課，空港振興課，港湾振興課，港湾漁港整備課，都市計画課，下水道公園課，建築課，住宅課，営繕課	

年　月　日	事　　項	
	本　　庁	地 方 機 関
平成27. 3.31		広島ヘリポート管理事務所を廃止
27. 4. 1	局名を土木局から土木建築局に，土木総務課を土木建築総務課に改称 土砂災害警戒区域等の指定を推進するため，土砂法指定推進担当を設置 １局 土木建築局 17課１担当 土木建築総務課，建設産業課，用地課，技術企画課，道路河川管理課，道路企画課，道路整備課，河川課，砂防課，土砂法指定推進担当，空港振興課，港湾振興課，港湾漁港整備課，都市計画課，下水道公園課，建築課，住宅課，営繕課	
31. 4. 1	都市計画課及び下水道公園課を再編整備し，都市計画課及び都市環境整備課に改組し，下水道公園課を廃止 １局 土木建築局 17課１担当 土木建築総務課，建設産業課，用地課，技術企画課，道路河川管理課，道路企画課，道路整備課，河川課，砂防課，土砂法指定推進担当，空港振興課，港湾振興課，港湾漁港整備課，都市計画課，都市環境整備課，建築課，住宅課，営繕課	
令和2. 4. 1	土砂災害警戒区域等の指定完了に伴い，土砂法指定推進担当を廃止 １局 土木建築局 17課 土木建築総務課，建設産業課，用地課，技術企画課，道路河川管理課，道路企画課，道路整備課，河川課，砂防課，空港振興課，港湾振興課，港湾漁港整備課，都市計画課，都市環境整備課，建築課，住宅課，営繕課	
3. 4. 1	「広島デジフラ構想」に基づき，建設分野においてデジタル技術を最大限活用した幅広い取組を推進していくため，建設 DX 担当を設置 １局 土木建築局 17課１担当 土木建築総務課，建設産業課，用地課，技術企画課，建設ＤＸ担当，道路河川管理課，道路企画課，道路整備課，河川課，砂防課，空港振興課，港湾振興課，港湾漁港整備課，都市計画課，都市環境整備課，建築課，住宅課，営繕課	

４　令和３年度当初予算

（１）土木建築局関係

ア　歳出予算総括表［一般会計］

（単位：百万円，％）

区　　分	Ｒ２年度当初予算 A	Ｒ３年度当初予算 B	Ｒ２年度当初予算比 B/A	Ｒ２年度２月補正予算（国補正対応分） C	合計（当初+補正） D(B+C)	Ｒ２年度当初予算比 D/A
公共事業費	107,397	83,052	77.3	24,392	107,444	100.0
補助公共事業費等	77,676	54,996	70.8	24,392	79,388	102.2
補助公共事業費	62,966	41,242	65.5	21,754	62,996	100.0
直轄事業負担金	14,710	13,754	93.5	2,637	16,392	111.4
単独公共事業費	29,721	28,056	94.4	0	28,056	94.4
単独建設事業費	12,823	13,550	105.7	0	13,550	105.7
維持修繕費	16,898	14,506	85.8	0	14,506	85.8
災害復旧事業費	25,886	8,642	33.4	0	8,642	33.4
その他事業費等	12,838	12,992	101.2	0	12,992	101.2
合　　計	146,121	104,686	71.6	24,392	129,078	88.3

注1）端数処理の関係で積み上げ数値と総額が異なる場合等がある
注2）Ｒ２年度当初予算の補助公共事業費には，H30年度からの繰越明許費のうち，未契約の振替分（9,547百万円）を含む
注3）Ｒ３年度当初予算の補助公共事業費には，Ｒ元年度からの繰越明許費のうち，未契約の振替分（630百万円）を含む

イ　歳出予算総括表［特別会計］

（単位：百万円，％）

区　　分	Ｒ２年度当初予算 A	Ｒ３年度当初予算 B	Ｒ２年度当初予算比 B/A	Ｒ２年度２月補正予算（国補正対応分） C	合計（当初+補正） D(B+C)	Ｒ２年度当初予算比 D/A
港湾特別整備事業費	12,106	15,501	128.1	0	15,501	128.1
県営住宅事業費	5,041	5,237	103.9	0	5,237	103.9
合　　計	17,146	20,739	121.0	0	20,739	121.0

注）端数処理の関係で積み上げ数値と総額が異なる場合等がある

ウ　事業別内訳表［一般会計］

（単位：千円，％）

区　　分	Ｒ２年度当初予算 A	Ｒ３年度当初予算 B	補助公共事業費	国直轄事業負担金	単独建設事業費	維持修繕費	その他事業費等	比率 B/A
道路事業費	48,203,977	42,272,036	17,348,847	7,194,000	6,447,460	8,513,594	2,768,135	87.7
河川事業費	21,248,878	15,703,683	6,932,831	1,800,000	2,150,000	3,188,930	1,631,922	73.9
砂防事業費	25,418,787	12,007,596	7,071,196	2,715,000	1,330,600	829,000	61,800	47.2
海岸事業費	1,774,000	1,436,000	994,000	342,000	0	100,000	0	80.9
港湾事業費	9,949,595	8,603,059	4,303,000	1,177,500	1,324,600	1,166,562	631,397	86.5
漁港事業費	1,500,667	1,512,847	1,242,195	0	163,746	94,164	12,742	100.8
空港事業費	1,316,889	834,130	0	525,667	10,275	10,180	288,008	63.3
街路等事業費	4,009,987	3,774,938	3,025,955	0	748,983	0	0	94.1
公園事業費	404,439	763,014	323,914	0	367,500	71,600	0	188.7
住宅事業費	33,945	1,041,764	0	0	1,007,333	0	34,431	3,069.0
災害復旧事業費	25,885,684	8,641,670	8,541,670	0	100,000	0	0	33.4
その他事業費	6,373,989	8,095,533	0	0	0	531,800	7,563,733	127.0
合　　計	146,120,837	104,686,270	49,783,608	13,754,167	13,650,497	14,505,830	12,992,168	71.6

エ　財源内訳表［一般会計・特別会計］

(ｱ)　一般会計

（単位:千円）

区分		令和２年度 当初予算額（A）	令和２年度 最終予算額（B）	令和３年度 当初予算額（C）	比較 (C)/(A)	比較 (C)/(B)	(C)の財源内訳 分担金負担金	使用料手数料	国庫支出金	財産収入	繰入金	諸収入	県債	一般財源
補助公共事業		62,965,781	84,221,004	41,241,938	65.50%	48.97%	2,237,802	0	19,315,538	0	0	0	17,353,200	2,335,398
災害復旧事業	公共事業	25,785,684	26,321,732	8,541,670	33.13%	32.45%	0	0	5,544,650	0	0	0	2,795,100	201,920
	単独事業	100,000	10,000	100,000	100.00%	1000.00%	0	0	0	0	0	0	100,000	0
	計	25,885,684	26,331,732	8,641,670	33.38%	32.82%	0	0	5,544,650	0	0	0	2,895,100	201,920
国直轄事業負担金		14,710,151	15,312,024	13,754,167	93.50%	89.83%	307,633	0	0	0	0	0	12,101,500	1,345,034
単独建設事業		12,823,498	12,641,104	13,550,497	105.67%	107.19%	985,724	0	0	0	0	0	9,104,800	3,459,973
維持修繕事業		16,897,984	18,778,674	14,505,830	85.84%	77.25%	114,858	4,228	0	0	0	0	4,607,600	9,779,144
その他事業		12,837,739	12,534,795	12,992,168	101.20%	103.65%	134,024	394,267	97,209	9,913	11,100	3,270,405	1,662,500	7,412,750
一般財源歳入		—	—	—	—	—	751,787	1,154,382	0	40,187	0	8,000	0	△ 1,954,356
合計		146,120,837	169,819,333	104,686,270	71.64%	61.65%	4,531,828	1,552,877	24,957,397	50,100	11,100	3,278,405	47,724,700	22,579,863

(ｲ)　特別会計

（単位:千円）

区分	令和２年度 当初予算額（A）	令和２年度 最終予算額（B）	令和３年度 当初予算額（C）	比較 (C)/(A)	比較 (C)/(B)	(C)の財源内訳 分担金負担金	使用料手数料	国庫支出金	財産収入	繰入金	繰越金	諸収入	県債
港湾特別整備事業費	12,105,574	12,758,062	15,501,270	128.05%	121.50%	247,663	2,579,630		1,131,113	175,059	1	101,504	11,266,300
県営住宅事業費	5,040,609	6,544,767	5,237,246	103.90%	80.02%		3,039,218	604,411	1,825	1,190,760	19,579	2,353	379,100
合計	17,146,183	19,302,829	20,738,516	120.95%	107.44%	247,663	5,618,848	604,411	1,132,938	1,365,819	19,580	103,857	11,645,400

オ　予算の推移［一般会計］

(ｱ)　総　括　表

（単位：千円）

区分	平成30年度		令和元年度				令和２年度				令和３年度		〔参考〕		
	当初予算額	最終予算額	当初予算額	前年度当初比	最終予算額	前年度最終比	当初予算額	前年度当初比	最終予算額	前年度最終比	当初予算額	前年度当初比	令和２年度２月補正（国補正対応）	令和３年度合計（当初+２月補正（国補正対応））	令和２年度当初比
補助公共事業	30,733,241	68,790,240	48,777,029	158.7%	53,122,658	77.2%	62,965,781	129.1%	84,221,004	158.5%	41,241,938	65.5%	21,754,393	62,996,331	100.0%
国直轄事業負担金	9,149,400	15,003,637	13,034,137	142.5%	15,197,730	101.3%	14,710,151	112.9%	15,312,024	100.8%	13,754,167	93.5%	2,637,333	16,391,500	111.4%
単独建設事業	11,058,565	11,164,067	12,420,228	112.3%	12,601,228	112.9%	12,823,498	103.2%	12,641,104	100.3%	13,550,497	105.7%	—	13,550,497	105.7%
維持修繕費	13,340,500	24,278,300	13,823,604	103.6%	17,093,604	70.4%	16,897,984	122.2%	18,778,674	109.9%	14,505,830	85.8%	—	14,505,830	85.8%
その他事業	11,887,800	11,517,956	13,569,174	114.1%	10,298,943	89.4%	12,837,739	94.6%	12,534,795	121.7%	12,992,168	101.2%	—	12,992,168	101.2%
災害復旧費	3,777,290	46,824,490	44,468,479	1177.3%	32,222,322	68.8%	25,885,684	58.2%	26,331,732	81.7%	8,641,670	33.4%	—	8,641,670	33.4%
合計	79,946,796	177,578,690	146,092,651	182.7%	140,536,485	79.1%	146,120,837	100.0%	169,819,333	120.8%	104,686,270	71.6%	24,391,726	129,077,996	88.3%

(ｲ)　補助公共事業

（単位：千円）

	平成30年度		令和元年度				令和２年度				令和３年度		〔参考〕		
	当初予算額	最終予算額	当初予算額	前年度当初比	最終予算額	前年度最終比	当初予算額	前年度当初比	最終予算額	前年度最終比	当初予算額	前年度当初比	令和２年度２月補正（国補正対応）	令和３年度合計（当初+２月補正（国補正対応））	令和２年度当初比
道路	12,413,000	14,510,535	19,397,851	156.3%	21,513,263	148.3%	20,883,500	107.7%	30,669,027	142.6%	17,348,847	83.1%	8,423,600	25,772,447	123.4%
河川	2,383,970	8,702,900	6,973,425	292.5%	8,356,925	96.0%	10,579,813	151.7%	12,887,600	154.2%	6,932,831	65.5%	3,438,043	10,370,874	98.0%
砂防	5,792,850	35,707,100	11,365,988	196.2%	11,449,817	32.1%	20,347,987	179.0%	24,498,075	214.0%	7,071,196	34.8%	5,559,000	12,630,196	62.1%
海岸	1,146,000	1,138,590	1,363,000	118.9%	1,251,550	109.9%	1,352,000	99.2%	1,398,384	111.7%	994,000	73.5%	357,000	1,351,000	99.9%
港湾	4,798,500	4,871,600	4,995,500	104.1%	5,264,500	108.1%	5,014,500	100.4%	7,077,500	134.4%	4,303,000	85.8%	1,600,000	5,903,000	117.7%
漁港	1,018,085	1,046,008	1,242,050	122.0%	1,326,314	126.8%	1,241,174	99.9%	1,796,696	135.5%	1,242,195	100.1%	176,000	1,418,195	114.3%
空港	71,709	71,709	162,529	226.7%	162,529	226.7%	58,001	35.7%	58,001	35.7%	0	0.0%	0	0	0.0%
街路・都市計画	3,035,113	2,598,599	3,140,722	103.5%	3,565,878	137.2%	3,206,892	102.1%	5,352,449	150.1%	3,025,955	94.4%	2,101,000	5,126,955	159.9%
公園	74,014	143,199	135,964	183.7%	231,882	161.9%	281,914	207.3%	483,272	208.4%	323,914	114.9%	99,750	423,664	150.3%
計	30,733,241	68,790,240	48,777,029	158.7%	53,122,658	77.2%	62,965,781	129.1%	84,221,004	158.5%	41,241,938	65.5%	21,754,393	62,996,331	100.0%

(ｳ) 国直轄事業負担金

（単位：千円）

	平成30年度		令和元年度				令和２年度				令和３年度		〔参考〕		
	当初予算額	最終予算額	当初予算額	前年度当初比	最終予算額	前年度最終比	当初予算額	前年度当初比	最終予算額	前年度最終比	当初予算額	前年度当初比	令和２年度２月補正（国補正対応）	令和３年度合計（当初+２月補正（国補正対応））	令和２年度当初比
道路	4,848,833	6,113,105	5,041,083	104.0%	6,849,766	112.1%	7,269,667	144.2%	7,053,265	103.0%	7,194,000	99.0%	512,333	7,706,333	106.0%
河川	965,000	2,764,599	2,710,117	280.8%	2,989,700	108.1%	2,586,800	95.4%	3,010,715	100.7%	1,800,000	69.6%	1,354,000	3,154,000	121.9%
砂防	2,111,300	4,689,833	3,795,000	179.7%	3,458,169	73.7%	2,770,000	73.0%	2,510,667	72.6%	2,715,000	98.0%	361,000	3,076,000	111.0%
海岸	272,000	643,000	322,000	118.4%	595,000	92.5%	322,000	100.0%	475,484	79.9%	342,000	106.2%	120,000	462,000	143.5%
港湾	677,000	613,100	798,000	117.9%	941,353	153.5%	1,198,700	150.2%	1,854,322	197.0%	1,177,500	98.2%	290,000	1,467,500	122.4%
空港	275,267	180,000	367,937	133.7%	363,742	202.1%	562,984	153.0%	407,571	112.0%	525,667	93.4%	0	525,667	93.4%
計	9,149,400	15,003,637	13,034,137	142.5%	15,197,730	101.3%	14,710,151	112.9%	15,312,024	100.8%	13,754,167	93.5%	2,637,333	16,391,500	111.4%

(ｴ) 単独建設事業

（単位：千円）

	平成30年度		令和元年度				令和２年度				令和３年度		〔参考〕		
	当初予算額	最終予算額	当初予算額	前年度当初比	最終予算額	前年度最終比	当初予算額	前年度当初比	最終予算額	前年度最終比	当初予算額	前年度当初比	令和２年度２月補正（国補正対応）	令和３年度合計（当初+２月補正（国補正対応））	令和２年度当初比
道路	6,301,111	6,220,586	6,799,949	107.9%	6,799,949	109.3%	6,930,350	101.9%	6,890,350	101.3%	6,447,460	93.0%	—	6,447,460	93.0%
河川	1,147,000	1,365,000	1,333,600	116.3%	1,514,600	111.0%	2,077,600	155.8%	2,023,600	133.6%	2,150,000	103.5%	—	2,150,000	103.5%
砂防・急傾斜	942,000	1,242,000	1,839,600	195.3%	1,839,600	148.1%	1,394,600	75.8%	1,465,768	79.7%	1,330,600	95.4%	—	1,330,600	95.4%
港湾	1,536,000	1,236,000	1,341,800	87.4%	1,341,800	108.6%	1,341,800	100.0%	1,341,800	100.0%	1,324,600	98.7%	—	1,324,600	98.7%
漁港	158,545	158,545	163,745	103.3%	163,745	103.3%	163,745	100.0%	163,745	100.0%	163,746	100.0%	—	163,746	100.0%
空港	235,205	235,205	198,592	84.4%	198,592	84.4%	60,908	30.7%	60,908	30.7%	10,275	16.9%	—	10,275	16.9%
街路・都市計画	690,704	658,731	691,542	100.1%	691,542	105.0%	803,095	116.1%	643,533	93.1%	748,983	93.3%	—	748,983	93.3%
公園	48,000	48,000	51,400	107.1%	51,400	107.1%	51,400	100.0%	51,400	100.0%	367,500	715.0%	—	367,500	715.0%
住宅	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,007,333	皆増	—	1,007,333	皆増
計	11,058,565	11,164,067	12,420,228	112.3%	12,601,228	112.9%	12,823,498	103.2%	12,641,104	100.3%	13,550,497	105.7%	—	13,550,497	105.7%

※Ｒ３年度当初予算の住宅は，住宅特別会計への繰出金を計上。

(オ)　維持修繕費

（単位:千円）

	平成30年度		令和元年度				令和２年度				令和３年度		〔参考〕		
	当初予算額	最終予算額	当初予算額	前年度当初比	最終予算額	前年度最終比	当初予算額	前年度当初比	最終予算額	前年度最終比	当初予算額	前年度当初比	令和２年度２月補正（国補正対応）	令和３年度合計（当初+２月補正（国補正対応））	令和２年度当初比
道路	8,303,000	13,749,000	8,506,594	102.5%	8,506,594	61.9%	9,583,594	112.7%	9,868,694	116.0%	8,513,594	88.8%	—	8,513,594	88.8%
河川	2,428,000	4,818,000	2,738,960	112.8%	5,287,960	109.8%	4,736,960	172.9%	5,796,660	109.6%	3,188,930	67.3%	—	3,188,930	67.3%
砂防・急傾斜・地すべり	819,000	2,339,000	819,000	100.0%	919,000	39.3%	819,000	100.0%	940,190	102.3%	829,000	101.2%	—	829,000	101.2%
海岸	100,000	100,000	100,000	100.0%	100,000	100.0%	100,000	100.0%	100,000	100.0%	100,000	100.0%	—	100,000	100.0%
港湾	961,161	2,445,761	961,161	100.0%	1,395,861	57.1%	961,161	100.0%	1,292,261	92.6%	1,166,562	121.4%	—	1,166,562	121.4%
漁港	84,164	170,564	84,164	100.0%	192,764	113.0%	84,164	100.0%	167,764	87.0%	94,164	111.9%	—	94,164	111.9%
空港	10,800	10,800	10,800	100.0%	10,800	100.0%	71,125	658.6%	10,180	94.3%	10,180	14.3%	—	10,180	14.3%
公園	102,575	113,375	71,125	69.3%	148,825	131.3%	10,180	14.3%	71,125	47.8%	71,600	703.3%	—	71,600	703.3%
総合	531,800	531,800	531,800	100.0%	531,800	100.0%	531,800	100.0%	531,800	100.0%	531,800	100.0%	—	531,800	100.0%
計	13,340,500	24,278,300	13,823,604	103.6%	17,093,604	70.4%	16,897,984	122.2%	18,778,674	109.9%	14,505,830	85.8%	—	14,505,830	85.8%

(カ)　災害復旧費

（単位:千円）

	平成30年度		令和元年度				令和２年度				令和３年度		〔参考〕		
	当初予算額	最終予算額	当初予算額	前年度当初比	最終予算額	前年度最終比	当初予算額	前年度当初比	最終予算額	前年度最終比	当初予算額	前年度当初比	令和２年度２月補正（国補正対応）	令和３年度合計（当初+２月補正（国補正対応））	令和２年度当初比
公共事業等	3,677,290	45,674,490	44,368,479	1206.6%	32,212,322	70.5%	25,785,684	58.1%	26,321,732	81.7%	8,541,670	33.1%	—	8,541,670	33.1%
単独事業	100,000	1,150,000	100,000	100.0%	10,000	0.9%	100,000	100.0%	10,000	100.0%	100,000	100.0%	—	100,000	100.0%
計	3,777,290	46,824,490	44,468,479	1177.3%	32,222,322	68.8%	25,885,684	58.2%	26,331,732	81.7%	8,641,670	33.4%	—	8,641,670	33.4%

（２）図表［一般会計］

ア　県全体

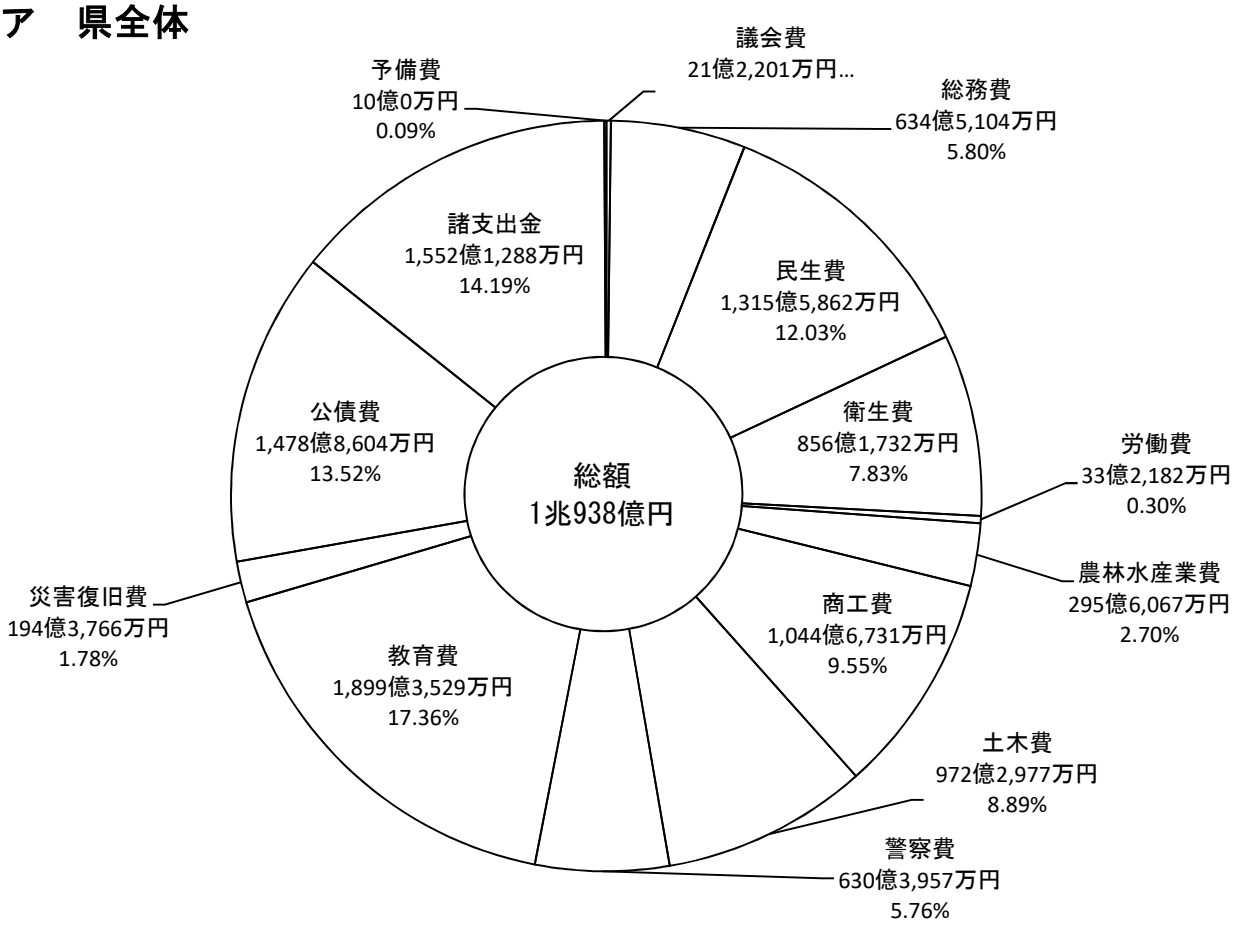

イ　土木建築局関係

(ｱ)　財源内訳

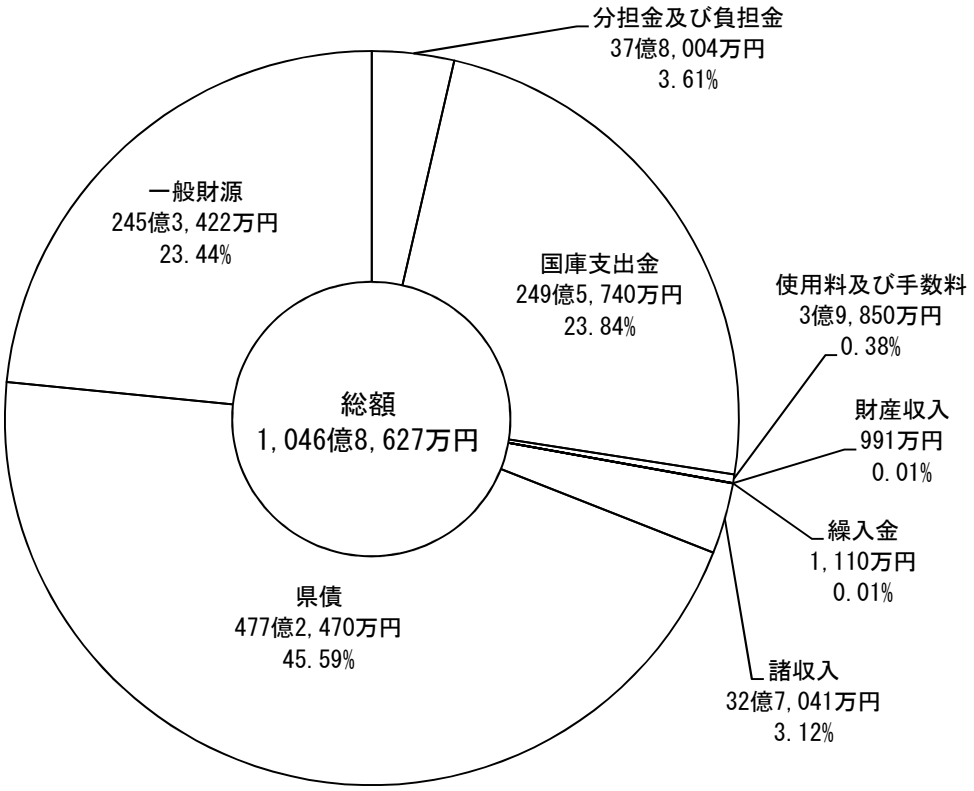

(ｲ)　事業区分別内訳

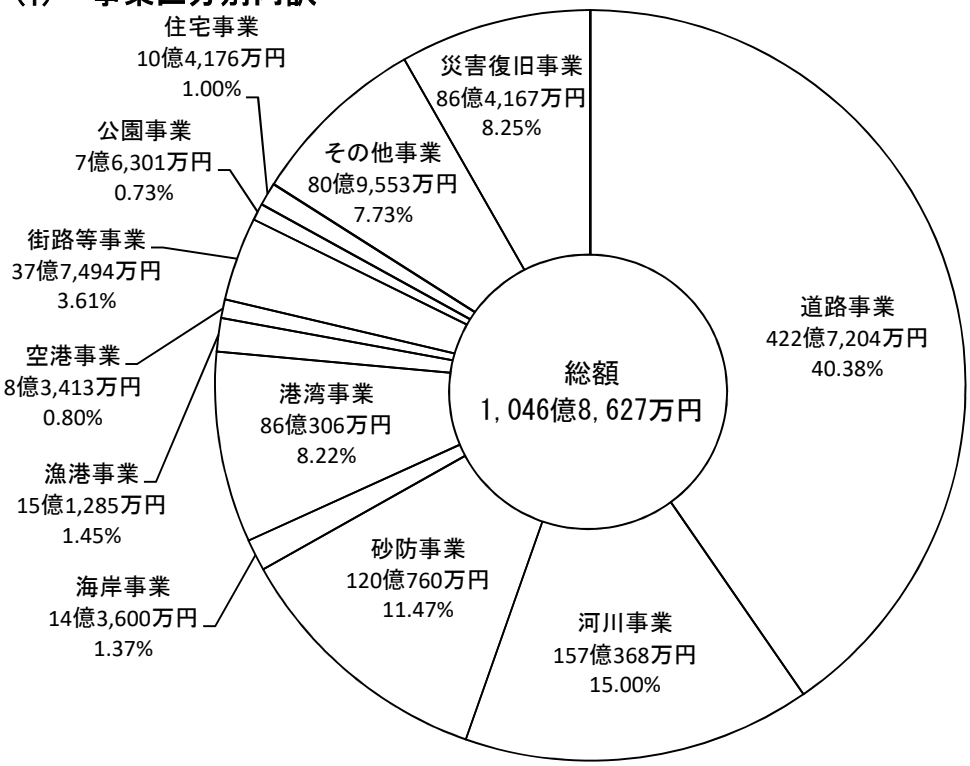

(ｳ)　経費区分別内訳

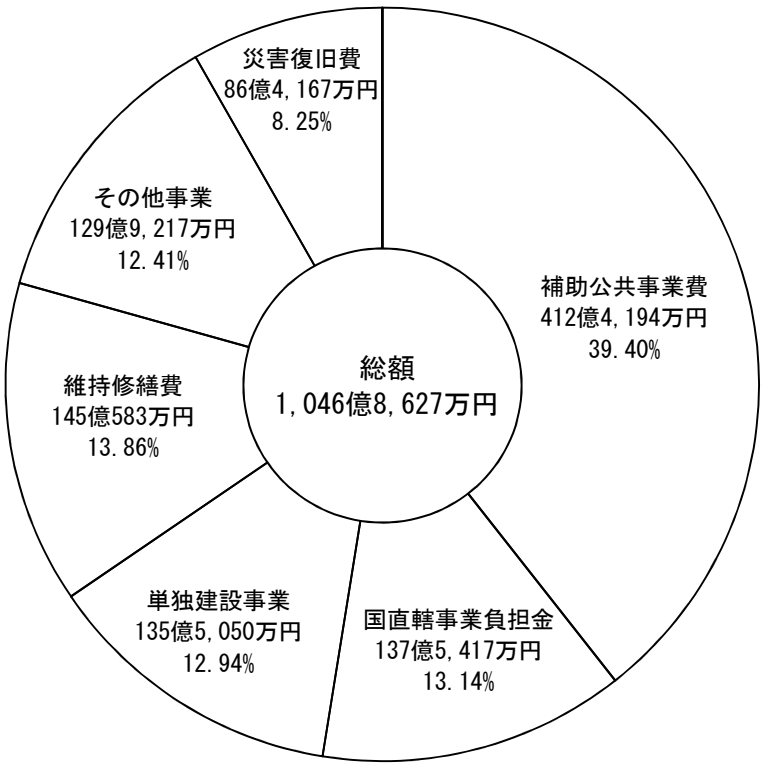

５　令和３年度建設事業執行方針

令 和 ３ 年 ４ 月
土 木 建 築 局

（目的）

第１　この方針は，令和３年度の土木建築局に関わる建設事業を適正かつ効果的に執行するために必要な基本的事項を定める。

（基本方針）

第２　１　「社会資本未来プラン」（令和３年３月策定）については，「安心・安全で，本県の強みを生かした，魅力ある持続可能な県土づくり」に向けた各施策に対応する事業を着実に推進するとともに，特に防災・減災対策については，国の「防災・減災，国土強靭化のための５か年加速化対策」により，事業を加速し，県土の強靭化を推進する。

また，平成３０年７月豪雨災害等からの被災地域の一日も早い復旧・復興を目指し，災害復旧事業や改良復旧事業などの再度災害防止対策に，引き続き，全力で取り組む。

２　令和３年度当初予算事業等については，災害復旧事業や災害関連事業の着実な実施に努めるとともに，令和２年度予算の繰越事業等についても，事業効果の早期発現が図られるよう，可能な限り早期執行に努めるものとする。

３　高度経済成長期に整備したインフラの修繕など，「社会資本の適切な維持管理」に資する取組についても重点を置き，既存インフラが持つ機能を適切に維持し，期待される効果を最大限発揮し続けることができるよう，より効果的・効率的な維持管理を推進する。

４　建設分野の調査，設計，施工から維持管理のあらゆる段階において，デジタル技術を最大限に活用し，官民が連携した，より効果的・効率的なインフラマネジメントを推進する。

５　「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成１２年法律第１２７号：以下「適正化法」という）及び適正化法に基づき定められた適正化指針に沿って，透明性の確保，公正な競争の促進，適正な施工の確保，不正行為の排除の徹底を図るための措置を適切に実施するものとする。

６　「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成１７年法律第１８号：以下「品確法」という）及び品確法に基づき定められた基本方針，運用指針に沿って，工事の品質を確保するための取組を推進するものとする。

７　建設事業の適正かつ円滑な推進を図るため，事業実施に当たっての関係法令を遵守し，必要となる手続きを確実に行うものとする。

（事業の執行）

第３　１　事業の執行に当たっては，「建設工事起工手続規程」（昭和３５年監第５３２０号）に基づき，特に災害復旧事業，防災対策事業や，行政需要の高い事業及び前年度からの繰越事業を優先して行い，関係法令を遵守するとともに，各種事務手続きの簡素化，迅速化を図りながら，適正な執行に努めるものとする。また，適正な工期の確保，平準化に配慮するものとする。

２　発注に当たっては，最新の単価を用いて積算を行うとともに，現場条件を踏まえた適切な施工条件を明示すること。

３　発注後，設計図書（仕様書，設計書及び図面）に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合，設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合，その他，必要があると認められる場合は，適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の変更及び工期の変更を行うこと。

また，設計変更に当たっては，「工事請負契約に係る設計・契約設計変更ガイドライン（案）」

に基づき適切に行うこと。

（執行計画の策定）

第４　工事の計画的かつ効率的な執行を行うため，次の措置を講ずるものとする。

①　本庁各課は，「建設工事起工手続規程」に基づく建設工事の起工伺い及びその他の事務手続を速やかに行うものとする。

②　地方機関の長は，上記規程に基づく工事執行の通知を受けたときは事業の着手順位，所要工期，用地取得及び実施設計書の作成など整合性のある年間執行計画をたて，効率的執行に努めるものとする。

計画の策定に当たっては，用地保有量等を踏まえつつ，用地アセスメントを実施し，必要に応じて，用地取得工程管理審議会を開催して，用地リスクへの対応策や収用適格性等について審議するものとする。

また，土地収用法（昭和２６年法律第２１９号）の適用を踏まえたものとし，収用適格性判定表等を作成するなどあらかじめ本庁主管課と十分な調整を行い，さらに，必要に応じて，用地課（土地収用法の事業認定申請の主管課）とも協議するものとする。

（適正工期の設定）

第５　適正な工期設定を行い，年度内完成に努めるものとする。

なお，年度内完成が困難と見込まれるものについては，翌年度にわたる債務負担を積極的に活用し，円滑な執行に努めるものとし，安易な工事の分割は，厳に慎むものとする。

（工事の執行）

第６　１　建設工事現場等に対する安全パトロール等の実施や安全推進協議会を設ける等，事故防止に一層努めるものとする。

２　工事の施工に当たっては，地域住民への周知や周辺の事前調査を十分行い，周辺住民の生活環境への影響を最小限とするよう十分配慮するものとする。

（工事監督・検査体制の確保）

第７　「品確法」の施行により，発注関係事務（工事監督・検査・評価等）を適正に実施する発注者責任がより一層求められることから，引き続き適正な工事監督・検査体制を確保するものとする。

また，新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため，監督・検査に当たっては，「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務に係る検査，打合せ等について（令和２年１２月１８日改正通知）」に基づき，ウェブ会議システム等を利用した協議や検査を行うものとする。

なお，工事現場等で新型コロナウイルス感染者等が確認された場合，「工事現場等で新型コロナウイルス感染者等が確認された場合の対応について（令和２年４月１３日通知）」に基づき，建設産業課へ報告を行うものとする。

（建設副産物対策）

第８　１　「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成１２年法律第１０４号）の趣旨を踏まえ，特定建設資材廃棄物（コンクリート塊，建設発生木材，アスファルト・コンクリート塊）の発生の抑制，再利用の促進，適正処理の徹底等を図るものとする。

２　工事計画段階から建設副産物の発生の抑制や再利用の促進を図るため，「広島県地方機関等建設副産物対策連絡会議」等での流用の調整及び有効利用に努めるとともに「再生資源利用促進実施要領」（平成４年７月１日制定）に基づき，再生資材の積極的な利用を行うものとする。

３　建設副産物の処理については，「建設副産物適正処理実施要領」（平成１０年３月１５日制定）に基づき，有効利用及び適正処分の徹底を図るものとする。

（建設資材）

第９　１　再生建設資材の利用を促進するため，率先的に利用する。

２　工事で使用する土砂（補足土），砂，砕石及び加熱アスファルト混合物等については，数量の多少に関わらず，原則として，再生資材を使用する。

３　「広島県登録リサイクル製品使用指針」（平成１６年１０月１日制定）に基づき，供給量，品質等を考慮して順次，登録リサイクル製品の使用を指定するものとする。また，指定した以外の登録リサイクル製品についても，使用に努めるものとする。

４　受注者が主要資材を購入する場合は，極力，県内業者から購入するものとする。

（用地取得事務）

第１０　用地取得事務に当たっては，「公共用地取得促進プログラム」（平成１８年３月７日制定）の趣旨に基づき事業効果の早期発現と説明責任の向上に努めるものとし，事業の円滑な執行を図るため，次のことに留意のうえ，計画的かつ適正な用地取得を行うものとする。

①　用地取得は，原則として工事実施の前年度までに行うものとする。

②　特に，重要な事業については用地取得工程管理計画を策定し，適正な用地保有量の確保に努めるものとする。

③　取得済みの用地の状況を把握し，一連区間として事業効果が早期に発揮できるよう，用地取得マネジメントのＰＤＣＡサイクルにより，用地取得工程管理計画を適宜見直して，計画的な用地取得に努めるものとする。

④　事業認定適期申請ルール及び裁決申請適期申請ルールに基づき，土地収用法を積極的に活用するものとする。

⑤　市町と緊密な連携をとるとともに，先行取得制度の活用を図るものとする。

（工事等の進行管理）

第１１　工事等の進行管理については，「土木建築事業進行管理実施要領」（昭和５３年４月１日制定）に基づき，特に次に留意のうえ，適切に行うものとする。

①　地方機関の長は，「地方機関事業調整会議」等で，事業の進捗状況や措置すべき課題等を的確に把握するとともに，場合によっては執行計画の見直し等の措置を講じ，年度内完了を図るものとする。

②　本庁各課は，「事業調整会議」等による進行管理を厳密に行うとともに，問題箇所の処理方策を早期に決定し，事業の円滑な執行を図るものとする。

③　やむを得ない事由により年度内完了の見込みが立たない場合は，翌年度に繰り越す等，所定の手続を取るものとする。

（電子調達の推進）

第１２　１　事業の発注手続の効率化等を推進するため，電子入札システムの機能改善及び適正な維持管理に努める。

２　事業成果の電子納品については，利活用を進めるうえで必要となる保管管理システムの機能改善及び適正な維持管理に努める。

３　事業執行の電子化を推進するため，情報共有システムの機能改善及び適正な維持管理に努める。

（測量等事前調査）

第１３　公共事業の測量等の実施に当たっては，事前調査費を活用し，翌年度以降の新規採択見込みの事業は，公図，権利関係調査を，また用地取得が見込まれる事業は，用地平面図等関連図面の作

成を前年度までに完了するものとする。

（建設工事に係る入札・契約制度）

第１４　１　入札・契約に関する情報については，「適正化法」等を踏まえ，適切に公表する。

２　透明性・競争性の確保を図るため，請負対象設計額１，０００万円以上のすべての工事について，原則として一般競争入札によるものとする。ただし，請負対象設計額３億円未満の災害に関連する工事については，指名競争入札によることができるものとする。

３　入札参加資格要件を設定する場合は，「一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）」等により，施工能力を重視するとともに，経済性及び効率性を考慮して，公正かつ厳正に行うものとする。

４　中小建設業者の受注機会の確保について，次のことに留意のうえ，十分配慮するものとする。

①　指名競争入札の指名に際しては，県内建設業者を積極的に指名すること。

②　受注者が下請業者を使用する場合は，原則として県内業者とし，やむを得ず県外業者を下請負人とする場合は，災害に関連する工事を除き，あらかじめ理由書を提出させること。

５　工事成績条件付一般競争入札は，優良な県内企業の受注機会の確保を図ることを目的としており，その趣旨に十分留意のうえ適切に適用する。

６　災害実績条件付一般競争入札は，災害に関連する工事を受注した建設業者を評価することを目的としており，その趣旨に十分留意のうえ適切に適用する。

７　価格競争から価格と品質で総合的に優れた調達への転換を促進するため，総合評価落札方式による入札を推進する。

８　「県内建設業者の合併等に関する特例要綱」（平成１５年６月１日施行）による入札参加資格審査や受注機会の確保等の特例措置により，県内建設業者の合併等の促進を図る。

９　大規模工事（請負対象設計金額５億円以上）においては，予定価格事後公表，低入札価格調査制度，入札ボンド制度及び特定建設工事共同企業体制度により，適正な見積り競争の促進を図る。

１０　災害に関連する工事を円滑に進めるため，不調・不落対策など，これまでに様々な対策を講じており，これらを適切に適用するとともに，次のことに特に留意する。

①　発注に当たっては，近接する複数工事の一括発注による発注件数の抑制に努めること。また，この場合には，「施工箇所が点在する工事の積算」により，適切に積算を行うこと。

②　市町を含め，多くの災害復旧工事等が稼働しており，入札の不調・不落の発生が考えられることから，「工事着手日選択型契約方式」の適用について検討すること。

③　主任技術者の兼務について，密接な関係があり，全ての工事箇所の間隔が２５㎞程度の公共工事に限り５件以内まで兼務を可能とする。

④　遠隔地からの労働者や資材調達に係る経費について，適切に設計変更を行うこと。

⑤　復興係数・復興歩掛の適用対象地域の工事発注に当たっては，これらの適用について検討すること。

１１　令和２年度２月補正予算の事業を円滑に進めるため，災害に関連する工事以外については，受注環境の整備，不調・不落対策などの措置を講じており，これらを適切に運用すること。

①　主任技術者の兼務について，密接な関係があり，全ての工事箇所の間隔が１５㎞程度の公共工事に限り３件以内まで兼務を可能とする。

②　入札不調の抑制を図るため，同時期に発注しなければならない真に必要な工事について，一抜け方式による入札を実施する。

（測量・建設コンサルタント等業務に係る受注者の指名等）

第１５　測量・建設コンサルタント等業務の発注に際しては，「測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱」（平成１１年４月１日制定）に定める基準を遵守し，委託業務の適正な実施を確保するための執行能力を重視するなど，その目的と内容に適した業者を厳正に選定するものとする。

（受注者の指導）

第１６　適正化法第３条の規定に基づき，不良不適格業者の排除を推進し，公共工事の適正な施工を確保するため，厳正に受注者を指導するとともに，次の事項に重点的に取り組むものとする。

①　受注者の技術者の専任制及び一括下請負等の排除を徹底するため，発注者支援データベースシステムを十分活用するとともに，適切に施工体制等の立入り点検を行うものとする。また，専任等の把握に違反がある場合には措置請求を行うとともに，是正が認められない場合には，工事の一時中止又は指名除外等，建設業者に対して厳正な対応を行うものとする。

②　県発注工事における適正な施工の確保を図るとともに，下請・資材業者へのしわ寄せを防止するため，低価格入札により落札した工事について，工事中の施工体制等の確認や下請・資材業者への代金の適正な支払状況の確認を徹底する。

③　地域の優良な企業の適正な受注機会を確保するため，契約の締結に際し専任技術者の配置状況等の営業実態について確認できる資料の提出を求めることにより，稼動実態のない営業所（いわゆる「名ばかり営業所」）の排除を徹底する。

④　低入札価格調査制度により契約した工事及び県外業者を下請負人とすることを承認した工事については，適正な施工を確保するため，施工体制等立入り点検により主任（監理）技術者の現場専任や施工への実質的な関与等の施工体制の点検を徹底する。

（社会資本の適切な維持管理の推進）

第１７　「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」と主要な施設分類毎の「修繕方針」に基づき，アセットマネジメントを活用した施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や修繕費の平準化を図るとともに，デジタル技術を活用した予測保全の導入やドローン等による施設点検などの取組を推進する。

（デジタルトランスフォーメーションの推進）

第１８　「広島デジフラ構想」に基づき，建設分野の生産性向上に向けたＢＩＭ／ＣＩＭの活用やＩＣＴ建設機械等による施工の拡大，新たなサービス・付加価値の創出に向けたインフラデータの一元化・オープンデータ化や官民でのデータ連携を可能とするインフラマネジメント基盤（Ｄｏｂｏ Ｘ）の構築など，デジタル技術を活用した様々な取組を推進する。

（社会保険等未加入対策）

第１９　１　建設業者の社会保険等（健康保険，厚生年金保険及び雇用保険）の加入促進を図り，技能労働者の労働環境の改善を図るため，県発注工事における社会保険等未加入対策を行う。

２　受注者から提出された施工体制台帳で，二次以降を含む全ての下請業者について社会保険等に未加入であることを確認した場合，発注者から建設業許可行政庁へ通報するものとする。

３　受注者が社会保険等未加入建設業者を下請負人としたことが判明した場合は，特別の事情がある場合を除き，受注者に対して，違約金請求，指名除外，指名除外に伴う工事成績評定点の減点を行う。

ただし，一次下請業者については，特別の事情がある場合においても，指定期間内に社会保険等への加入を義務付ける。

（暴力団等排除及び不正行為対策）

第２０　１　公共工事等に対する暴力団等の不当介入・不当要求に対しては，受注者が適切に対応でき

るよう警察本部との連携を緊密にして指導等を行うとともに，極力，契約締結営業所等への不当要求防止責任者の配置を求め，責任者講習を受講させることとする。

２　暴力団排除を徹底するため，暴力団関係企業であることが判明するなどした場合には，約款及び特約事項により，当該業者が県発注工事等の施工等のために必要な契約を締結することができないよう措置するとともに，発注者から建設業許可行政庁へ通報するものとする。

３　談合情報に対しては，「談合情報対応マニュアル」（平成６年８月３１日制定）及び「談合に関する情報の信ぴょう性等の判断基準」（平成１５年４月１日制定）により的確に対応するとともに，公正取引委員会及び警察本部に適切に通報するものとする。

４　県発注工事等に係る入札・契約事務に関する外部からの働きかけ及び情報提供要求に対しては，「建設工事等の入札・契約事務に関する外部からの働きかけ等への対応要綱」（平成２５年２月８日制定）により的確に対応するものとする。

（環境配慮の推進）

第２１　公共事業の実施に当たり，率先して環境配慮に努めるため，「広島県環境配慮推進要綱」（平成１５年４月１日施行）に基づき，公共工事の計画段階から工事段階に至る全ての段階において，環境配慮指針に留意し，自主的に環境配慮を行う。

（引継事務）

第２２　適正な公物管理の推進を図るため，「広島県の施行する公共事業に伴う管理事務引継処理要領」（平成５年４月１日施行）等に基づき，管理部門との連絡調整を緊密に行い，公共施設の管理事務の引継ぎが円滑に行われるように適切に処理するものとする。

６　平成 30 年７月豪雨からの復旧・復興

（１）　概要

戦後最大級の災害に立ち向かい，今後の復旧・復興における県としての姿勢・基本的な考え方，更には具体的な取組のロードマップを示すことで，県民の皆様の将来に向けた展望を早い段階で描いていただくため，発災２か月後（９月 11 日）に「平成 30 年７月豪雨災害からの復旧・復興プラン」を策定した。

【基本方針】

- **県民生活や経済活動の日常を取り戻す。**
- **単なる復旧・復興ではなく，より力強い軌道へと押し上げる。**

これらを実現するために，

- **ピンチをチャンスに変える視点で取り組む。**

このプランでは，**『この災害を起点とした，創造的復興による新たな広島県づくり』**を目指す姿に位置付けるとともに，**『将来に向けた強靭なインフラの創生』**を柱の一つに掲げ，被災地の一日も早い復旧・復興に全力で取り組むこととしている。

【取組】

○　被災前の構造にこだわることなく被害の発生の要因を踏まえた工法の選定などにより必要な強靭化を進める。

○　防災・減災に資する新たなまちづくりを市町と連携して進め，住民の安全な居住が誘導されるよう取組を進める。

○　二次災害防止を図りつつ，被災された住民の皆様の日常の回復が図られるよう，全力を挙げて復旧・復興に取り組むとともに，将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組む。

○　再度災害防止の観点から，改良復旧に積極的に取り組むとともに，被災前の構造にこだわることなく被害の発生の要因を踏まえた工法の選定などにより，公共土木施設の強靭化を進める。

（２）　災害からの着実な復旧（将来に向けたインフラの創生）

【災害復旧事業（公共土木施設）】

◆　公共土木施設の災害復旧事業については，令和３年５月末時点において，改良復旧事業等により実施する箇所を除いた 2,523 箇所のうち，2,498 箇所の工事に着手し，このうち 1,785 箇所の工事が完成している。

◆　一方で，新型コロナウイルス感染症拡大の影響や令和２年に発生した災害の影響などにより，依然として地域内事業者の手持ち工事量が多く，下請業者の確保が困難な状況が続いており，西部建設事務所及び西部建設事務所東広島支所管内において一部の工事に遅れが生じている。

◆　このため，下請業者や技能労働者の確保に向け，引き続き工事の稼働状況を市町工事も含めて，より詳細に把握し，関係団体等を通じ手持ち工事量が比較的少ない地域から下請業者の確保が困難な地域への下請参加などの協力要請を行っている。

◆　また，工事箇所ごとの現場状況を詳細に把握した上で，工期短縮・省力化に資する二次製品や工法を積極的に活用することにより事業の進捗を図り，令和３年度中の完成を目指す。

（３） 復旧から創造的復興へ（将来に向けた強靭なインフラの創生）

【公共土木施設の強靭化】

◆主要地方道呉環状線については，被災箇所を含めた一連の区間について，再度災害防止を図るため災害復旧に合わせて改良するとともに，狭隘で線形不良区間について道路線形改良を含めた道路拡幅を実施しており，令和４年度中の完了を目指す。

◆三篠川及び沼田川流域については，被災箇所を含めた一連の区間を改良することによって，平成 30 年７月豪雨相当の流量について家屋浸水被害を解消する対策を実施しており，令和５年度中の完了を目指す。

【砂防ダム等の建設による県土の強靭化】

◆砂防ダムなど土砂災害防止施設の整備により，災害に強いまちづくりを推進しており，緊急事業については令和２年度までで概ね完了し，引き続き，再度災害防止事業について令和５年度中の完了を目指す。

【安全・安心に暮らせるまちづくりの推進】

◆令和３年３月に策定した広島県都市計画区域マスタープランに基づき「コンパクト＋ネットワーク型」の都市を再構築するとともに，土砂災害特別警戒区域の逆線引きを推進するなど，長期的な視点を持ちながら，災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を市町と連携して進める。

【ロードマップ】

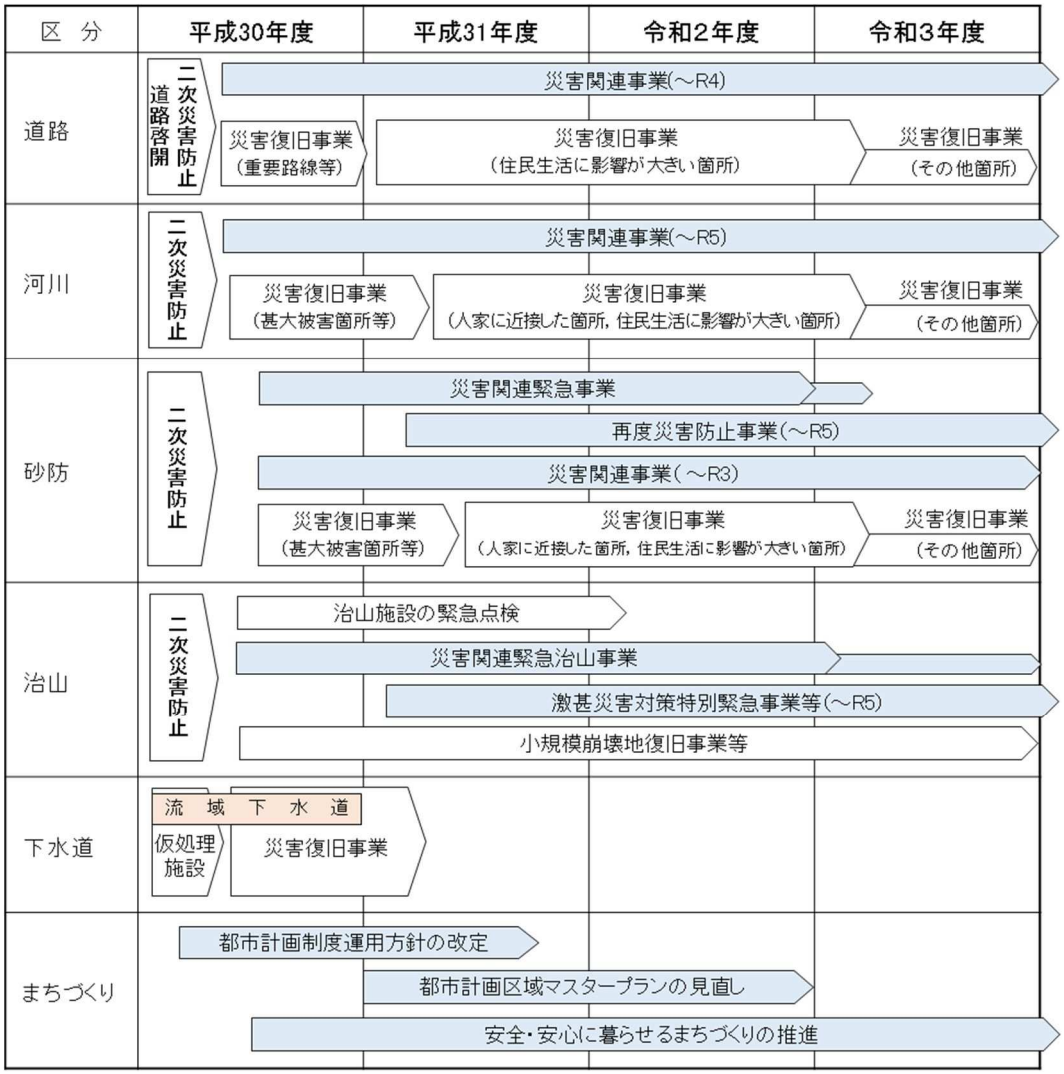

７　社会資本未来プラン及び関連計画等の策定

（１）策定の趣旨・位置付け

本県の総合計画である「安心▹誇り▹挑戦　ひろしまビジョン」が目指す県土の将来像を実現するための分野別計画として，今後の取組の方向性など，社会資本マネジメントの基本方針を定めた「社会資本未来プラン（以下「プラン」という。）」及び関連計画等を令和３年３月に策定した。

（２）計画期間

プラン：令和３年度～令和12年度〔10年間〕

関連計画：令和３年度～令和７年度〔５年間〕

（３）プランの概要

ア　基本的な取組方針

- **最適な資源配分による効果的なハード対策の推進**
  - ✓ 県民の安全・安心の確保や社会経済活動を維持・発展させていくため，地域の状況や市町のまちづくり計画も勘案しながら優先度を設定し，最適な資源配分による効果的な社会基盤の整備を推進

- **ハード対策を補完する取組の充実・強化**
  - ✓ 既存インフラの更なる有効活用やその機能を高めるハード対策に加え，ソフト対策を一層充実・強化させ，ハード・ソフト対策を相互に関連・補完させながら，より効果的・効率的な取組を推進

- **効果的・効率的な維持管理の推進**
  - ✓ 老朽化する既存インフラが更に増大する中，既存インフラが持つ機能を適切に維持し，期待される効果を最大限発揮し続けることができるよう，国・市町等と連携して，より効果的かつ効率的な維持管理を推進

- **進展するデジタル技術の実装によるイノベーション**
  - ✓ 社会情勢の変化に伴う様々な課題に的確に対応していくため，デジタル技術を最大限に活用していくとともに，新たなサービスや付加価値の創出にも，民間企業等と積極的に協働しながら推進

イ　目指す姿

県民が様々な場面（平時から非常時に至るまで）において，「安全・安心」や「サービス（利便性・快適性・生産性）」等の向上を実感できる社会

ウ　施策体系

安全・安心で，広島県の強みを生かした魅力のある持続可能な県土　～社会変化に適応したインフラマネジメントの推進～

効果を高めるための施策

デジタルトランスフォーメーション　広島デジフラ構想）の推進

デジタル技術の実装によるイノベーション】

【施策の柱】

施策Ⅰ

【安全・安心な県土づくり】
～ 安全・安心を支える
総合的な県土の強靭化 ～

【取組方針①】
防災・減災対策の充実・強化

- ○平成30年７月豪雨災害等からの創造的復興
- ○激甚化する豪雨等に対する総合的な治水・土砂災害対策等の推進
- ○災害時に機能する道路ネットワークの機能強化
- ○切迫する巨大地震に対する津波対策や耐震化の推進

【取組方針②】
安全で快適な交通環境づくりの推進

- ○安全で快適な道路空間の形成
- ○安全で快適な海上交通対策の推進

施策Ⅱ

【県の強みを生かした県土づくり】
～ 交流・連携を支える
ネットワークの充実・強化 ～

【取組方針③】
経済・物流を支える基盤の強化

- ○生産性の向上など企業活動を支える物流基盤の充実
- ○強い経済の基盤となるグローバルゲートウェイ機能の強化

【取組方針④】
集客・交流機能の強化とブランド力向上

- ○主要都市間の連携を強化する基盤整備
- ○観光振興に資する基盤整備
- ○瀬戸内海の魅力を生かしたみなと環境の整備
- ○空港機能の充実

施策Ⅲ

【魅力ある持続可能な県土づくり】
～ 魅力的で持続可能な
社会を支える基盤形成～

【取組方針⑤】
コンパクトで持続可能なまちづくりの推進

- ○安全・安心に暮らせる集約型都市構造の形成
- ○人や産業を惹きつける活力のあるまちづくりの推進
- ○地域資源を生かした住民主体のまちづくりの推進
- ○誰にでもやさしい住環境・生活空間の整備
- ○中山間地域・島嶼部など地域を支える交通・産業基盤の確保

【取組方針⑥】
環境保全と循環型社会の構築

- ○地域の実情に応じた効率的な汚水処理
- ○自然エネルギー・建設副産物などの有効活用
- ○河川・海域環境の改善（藻場・干潟），自然環境の保護・調和
- ○環境負荷の少ない交通体系への転換

【県土づくりにおける　共通施策　】～ 社会資本の適切な維持管理の推進 ～

計画的に推進するための取組

- ■ 事業別整備計画の着実な推進
- ■ 多様な主体との連携
- ■ 社会資本を支える担い手の確保・育成
- ■ 施策の点検

（４）プラン及び関連計画等体系図

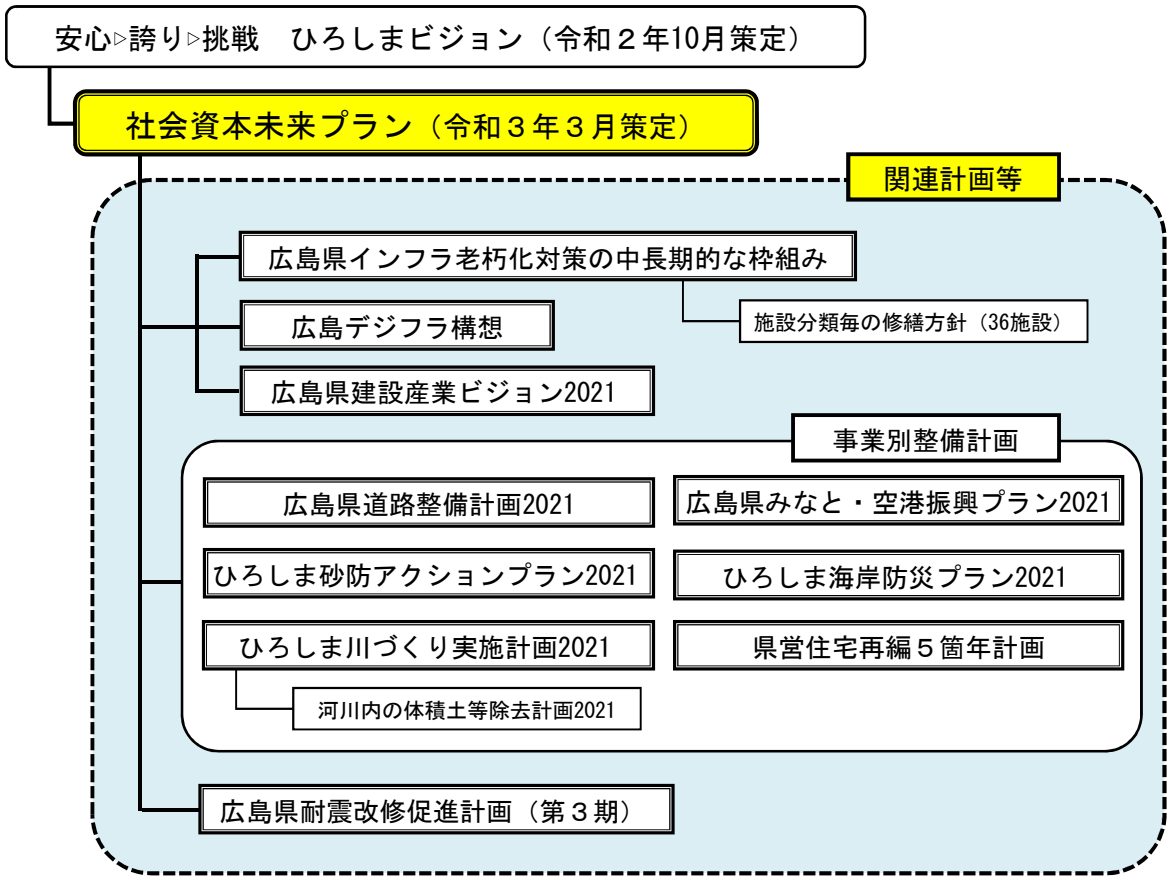

８ 広島デジフラ構想

（１） 策定の趣旨

本県では，令和２年10月に策定した県の総合戦略である「安心▹誇り▹挑戦 ひろしまビジョン」において，デジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）の推進を全ての施策を貫く３つの視点の一つとして掲げるとともに，令和３年３月に策定した社会資本分野のマネジメント基本方針である「社会資本未来プラン」においても，効果を高めるための施策として位置付け，先駆的に取り組むこととしている。

今回策定した「広島デジフラ構想」（以下「本構想」という。）は，建設分野における調査，設計，施工から維持管理のあらゆる段階において，デジタル技術を最大限に活用し，官民が連携してインフラ（公共土木施設等）をより効果的・効率的にマネジメント（管理・運営）していくため，目指す姿や具体な取組案をとりまとめたものである。

（２） 基本的な考え方

社会情勢の変化に伴う様々な課題に的確に対応していくためには，急速に進展するデジタル技術の活用は非常に有効な手段である。

このため，本構想の実現に向けて，次の３つの考えを基本に，５つの姿勢で取組を推進する。

【３つの基本的な考え方】

（１）デジタル技術を最大限に活用 （２）データ利活用を推進 （３）人材育成と官民連携を推進

【５つの取組姿勢】

（１） ユーザーファースト（県民起点）で考える （２）分野（縦割りの壁）を越える

（３） 様々な関係者を巻き込む （４）小さく始めて改善を繰り返す （５）失敗を恐れない

（３） 取組期間

令和３年度から令和７年度までの５年間とする。

（４） 目指す姿

「社会資本未来プラン」に示す県土の将来像の実現に向けて，本構想では次の５つの姿を目指す。

Ⅰ.新たなサービス・付加価値の創出

○オープンデータ化が進み，官民データを活用した災害リスク情報など，県民が必要な情報を容易に入手できることで，県民の安全・安心が向上し，新たなサービス・付加価値が創出されている。

Ⅱ.県民の安全・安心の向上

○県土全体の３次元デジタル化や将来の自動運転に向けた環境整備などにより，県民の利便性が向上するとともに，物流・交通・観光など幅広い領域においても，新たなサービス・付加価値が創出されている。

Ⅲ.県民の利便性向上

○社会資本整備の調査・設計・施工から維持管理のあらゆる段階において，BIM/CIM の活用や ICT 建設機械による施工，AI を活用した点検技術などにより，建設分野の生産性が向上している。

Ⅳ.建設分野の生産性向上

○これらの実現に向けて，建設分野における関係者が，デジタル技術に関する一定の知識や利用する能力（デジタルリテラシー）を持ちつつ，官民でノウハウなどを共有しながら，持続的な変革を実践している。

Ⅳ.建設分野の生産性向上

（５） 具体な取組案

具体な取組案は，本構想の策定時点で想定する取組の将来像や内容をとりまとめたものである。今後，デジタル技術の進展や取組の進捗状況などにより，他分野への応用や，複数の取組を組み合わせた新たな取組への発展も見込まれる。このため，毎年度フォローアップを実施し，取組内容やロードマップの見直しを行う。

また，取組案に加え，様々な施策アイデアについても，引き続き具体化に向けて検討・調整を進めていく。

目指す姿	取組分類	具体な取組案（抜粋）
Ⅰ.新たなサービス・付加価値の創出	①データの一元化・オープン化	・インフラマネジメント基盤（DoboX）の構築，運用拡大 ・地盤情報のオープンデータ化
	②価値あるデータの整備	・県土全体の３次元デジタル化 ・都市計画基礎調査結果のオープンデータ化
Ⅱ.県民の安全・安心の向上	③災害リスク情報の発信	・個人ごとに異なる災害リスク情報のリアルタイム発信 ・洪水予測などの水害リスク情報の高度化
	④異常気象時の業務効率化	・画像情報等の充実・強化 ・ダム放流操作の精度向上を支援するシステムの構築
Ⅲ.県民の利便性向上	⑤円滑な物流・人流の実現	・ビッグデータを活用した主要渋滞箇所における交通円滑化対策の実施 ・デジタル技術を活用した港湾物流の高度化・効率化
Ⅳ.建設分野の生産性向上	⑥効率的な事業の推進	・主要構造物における CIM の完全実施（i-Construction の推進） ・ＡＩなどを活用した地形改変箇所等の抽出
	⑦維持管理の高度化・効率化	・除雪作業における支援技術の構築 ・IoT やドローン等を活用した獣害防止対策の構築
Ⅴ.持続的な変革	⑧人材育成と官民連携	・建設分野におけるデジタルリテラシー向上に係る研修の実施 ・建設分野におけるＤＸ推進のための官民協働体制の構築

９　社会資本の適切な維持管理の推進

（１）　ねらい

社会資本は，その多くが高度経済成長期に整備されており，建設後 50 年以上を経過する施設が 20 年後には橋梁で約８割，砂防堰堤で約９割となるなど，高齢化した施設の割合が増大していることから，老朽化対策の更なる強化が必要となっている。

「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」と橋梁など主要な施設の「修繕方針」に基づき，防災・減災や県土の強靭化などに資する既存インフラの機能維持を図るための重点的な老朽化対策や，長寿命化技術やデジタル技術の活用によるコスト縮減など，より効果的・効率的な維持管理を引き続き推進する。

（２）　事業の概要

区　　分	事　業　内　容	
主要な公共土木施設の老朽化対策	道路事業	尾道大橋外　橋梁補修　等
	河川事業	岡ノ下川外 排水機場修繕 等
	ダム事業	椋梨ダム管理施設 更新工事 等
	砂防事業	本郷川砂防堰堤外 堰堤修繕 等
	港湾事業	福山港箕島地区外 岸壁補修 等
	海岸事業	尾道糸崎港三原地区　護岸修繕 等
	漁港事業	草津漁港外　岸壁補修　等
	公園事業	みよし公園カルチャーセンター　外壁改修工事　等
インフラ長寿命化技術活用促進事業	①　維持管理に関する情報の発信 ②　長寿命化技術の活用推進 ③　県・市町連携のあり方検討	

令和３年７月発行

土 木 建 築 行 政 の 概 要

広島県土木建築局
〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号
℡ 082-228-2111（代表）
https://www.pref.hiroshima.lg.jp

土木建築行政の概要

令和３年度

≪別冊資料≫

目　　次

第１章　道　路

１　道路の概要 …… 2
２　道路の整備方針 …… 4
３　広島県道路整備計画 2021 …… 4
４　令和３年度事業の内容 …… 6
５　主要道路事業の内容（一般国道・地方道の整備） …… 7
６　道路の維持管理 …… 8

第２章　河川・ダム

１　河川の概要 …… 12
２　河川の整備実施方針 …… 13
３　取組の概要 …… 13
４　ダムの概要 …… 18
５　ダムの維持管理等 …… 20

第３章　砂防・地すべり・急傾斜地

１　砂防関係事業の概要と整備方針 …… 22
２　令和３年度事業の内容 …… 24
３　砂防関係施設の維持管理 …… 25

第４章　海　岸

１　海岸の概要 …… 28
２　海岸の整備方針 …… 28
３　令和３年度事業の内容 …… 29
４　海岸の維持管理 …… 29

第５章　空　港

１　広島空港の概要 …… 32
２　広島ヘリポートの概要 …… 36

第６章　港湾・漁港

１　港湾の概要 …… 38
２　漁港の概要 …… 42
３　検潮所設置状況 …… 44
４　海域の管理 …… 44

第７章　都　市

1　都市行政の課題 …… 46
2　都市計画行政の取組方針 …… 46
3　都市計画行政の具体的施策 …… 50
4　都市環境の整備 …… 51
5　宅地開発 …… 52
6　街路事業 …… 54
7　市街地開発事業等 …… 55
8　公園事業 …… 57
9　下水道事業 …… 59

第８章　建　築

1　施策方針 …… 62
2　建築基準行政 …… 62
3　建築審査会 …… 63
4　建築設計・工事監理業務の適正化 …… 64
5　宅地建物取引業 …… 65
6　県補助事業（耐震・がけ近） …… 66
7　福祉のまちづくりの推進 …… 66
8　広島県耐震改修促進計画（第３期計画） …… 67
9　建築動態統計調査受託業務 …… 68
10　建築物省エネルギー消費性能向上の認定等業務 …… 69
11　長期優良住宅の認定業務 …… 70
12　低炭素建築物の認定業務 …… 70

第９章　住　宅

1　住宅事情の概要 …… 72
2　「住生活基本計画（広島県計画）」の概要 …… 74
3　主要住宅施策 …… 75
4　住宅建設事業等 …… 76
5　県営住宅の管理状況等 …… 78
6　県営住宅応募倍率の推移 …… 78

第10章　営　繕

1　営繕工事の概要 …… 80
2　魅力ある建築物創造事業 …… 80
3　営繕工事の執行状況 …… 85

第11章　災 害 復 旧

1　災害復旧事業の概要 …… 90
2　災害復旧事業の査定状況 …… 90
3　広島県の主要災害（昭和20年以降） …… 91

第 12 章　公共用地・土地収用

1　公共用地の取得 …… 94
2　公共事業における用地取得実績 …… 96
3　土地収用制度の活用 …… 96

第 13 章　建 設 業

1　建設産業の課題に対する取組 …… 98
2　建設業の許可 …… 99
3　経営に関する事項の審査 …… 100
4　入札参加資格審査 …… 101
5　建設工事の紛争処理 …… 101
6　建設機械の打刻及び検認 …… 101
7　浄化槽工事業の届出・登録 …… 101
8　解体工事業者の登録 …… 102
9　建設工事の統計調査 …… 102

【 参　考　資　料 】

1　令和３年度土木建築局関係事業負担率表 …… 104
2　土木建築局の事務・権限移譲について …… 110
3　土木建築局関係行政委員会等 …… 111

第１章　道　路

道路改良事業　主要地方道矢野安浦線川角工区（熊野町）

1　道路の概要

本県の道路網は，広域的な高速道路ネットワークを形成する高規格幹線道路として，中国縦貫自動車道，山陽自動車道（一部一般有料道路を含む。），中国横断自動車道広島浜田線（一部暫定２車線），西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）（一部暫定２車線）に加え，平成 27 年３月に中国横断自動車道尾道松江線（中国やまなみ街道）（暫定２車線），東広島・呉自動車道（暫定２車線）が開通したことにより，井桁状の高速道路ネットワークが形成され，このうち，高速自動車国道については全国第４位の 387 ㎞が供用されている。

これらの高規格幹線道路を補完し，地域相互間の交流を促進する地域高規格道路については，「計画路線」として福山環状道路，東広島高田道路等の 12 路線，「候補路線」として益田廿日市道路等の４路線が指定されている。また，広島都市圏における自動車交通の定時性，高速性を強化するため，平成９年に県・広島市共同出資により設立した広島高速道路公社において，これまでに広島高速１号線，２号線，３号線，４号線の計 25 ㎞を供用しており，残る５号線４㎞について事業を進めている。

次に，一般国道については，大阪市と北九州市を結ぶ一般国道２号及び広島市と松江市を結ぶ一般国道 54 号がそれぞれ東西・南北の主要幹線を形成しており，これらに加えて，一般国道 31 号，182 号，183 号等が県内各都市及び隣接県，島しょ部を連絡している。

さらには，これらの一般国道 20 路線を補完する地域の幹線道路の役割を担う主要地方道 76 路線と一般県道 285 路線，市町道 63,027 路線をもって道路網を形成し，その実延長は約 29,275㎞となっている。

(1)　道路の管理区分

区分 / 道路の種別			路線の指定設定の権限	道路管理者	根拠規定	備考
高速自動車国道			内閣	西日本高速道路株式会社 国土交通大臣	高速自動車国道法第４条 〃　第６条 道路整備特別措置法	
一般国道	本州四国連絡道路		内閣	本州四国連絡高速道路株式会社	道路法第５条 道路整備特別措置法	
	指定区間		内閣	国土交通大臣	道路法第５条 〃　第12条，第13条	
	指定区間外	広島市の区域外	内閣	県	道路法第５条 〃　第12条，第13条	
		広島市の区域	内閣	広島市	道路法第５条 〃　第17条	
		有料道路	内閣	広島県道路公社	道路法第５条 道路整備特別措置法	
県道	下記以外		知事	県	道路法第７条 〃　第15条	
	有料道路		知事	広島県道路公社 広島高速道路公社	道路法第７条 道路整備特別措置法	
	広島市の区域		知事	広島市	道路法第７条 〃　第17条	
	三次市の区域の一部		知事	三次市	道路法第７条 〃　第17条２項	三次市内で起終点が完結する一般県道20路線
市町道	下記以外		市町長	市町	道路法第８条 〃　第16条	過疎地域活性化特別措置法及び半島振興法による道路管理の代行（県）がある。
	有料道路		市町長	広島高速道路公社	道路法第８条 道路整備特別措置法	

(2)　道路の現況

広島県内の道路種別道路現況などについては，下記のリンク先に掲載している。

広島県 HP（リンク）→　https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/96/1216015935525.html

広島県の主な道路（令和３年４月１日 現在）

２　道路の整備方針

本県では，井桁状高速道路ネットワークなどの既存道路ネットワークの強みを最大限生かしつつ，更なる「安全・安心」や「サービス（利便性・快適性・生産性）」の向上につながる道路整備に取り組む必要がある。

そうした中，本県では，県の総合計画である「安心▹誇り▹挑戦　ひろしまビジョン」が目指す県土の将来像を実現するため，社会資本マネジメントの基本方針として策定している「社会資本未来プラン」の道路分野の整備計画として，令和３年３月に「広島県道路整備計画 2021」を策定し，事業を推進することとしている。

３　広島県道路整備計画 2021

(1)　取組方針

本計画では既存道路ネットワークの強みを最大限に生かしつつ，更なる「安全・安心」や「利便性・快適性・生産性といったサービス」の向上につながる道路整備を推進することとしており，社会資本マネジメントの基本方針に基づく次の６つの道路施策に取り組み，着実に道路整備を進めていく。

本県の目指す将来像を実現するため，将来を展望する上で特に考慮が必要な情勢変化を踏まえ，「将来にわたって，広島県に生まれ，育ち，住み，働いて良かったと思える広島県の実現」を支えるための道路整備に取り組むこととする。

６つの施策と取組の方向

施策	取組の方向
①県土強靭化のための 道路ネットワークの強化	○災害対応能力の向上に資する道路ネットワークの多重性･代替性の確保 ○緊急輸送道路における法面対策や橋梁耐震補強の推進 ○災害直後の交通確保のための無電柱化の推進 ○高速道路等における暫定２車線区間の４車線化などによる交通機能の確保
②安全で快適な道路空間の形成	○通学路や生活道路等における交通安全対策の推進 ○安全で快適な自転車利用環境の整備 ○歩道のバリアフリー化のための無電柱化の推進
③物流生産性向上のための 道路ネットワークの構築	○生産性の向上など企業活動を支える物流基盤の充実 ○グローバルゲートウェイ機能の強化に資する道路整備の推進 ○広島都市圏における高速交通体系の確立 ○効率的な輸送を支援するスマート IC の整備 ○県西部の物流拠点における広島市東西を結ぶ物流交通基盤の充実
④地域内外の交流連携を支える 道路ネットワークの構築	○主要都市間の連携を強化する道路整備の推進 ○観光周遊を促進する道路ネットワークの形成
⑤コンパクトで持続可能な まちづくりに資する道路整備	○中山間地域・島嶼部など地域を支える道路整備の推進 ○渋滞を緩和する道路の改善及び市街地を一体化する鉄道との立体交差化 ○コンパクト＋ネットワーク型のまちづくりを支える道路整備 ○既存道路を有効活用した局部的な線形改良や待避所設置
⑥道路施設の適正な維持管理	○「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」及び「修繕方針」に基づく計画的なインフラ老朽化対策の推進 ○道路施設の日常的な維持管理の適切な実施

(2)　事業実施箇所の選定

改築系事業については，「費用対効果」(B/C)，「施策貢献度」，「実施環境」の３項目による事業評価を行い，それに基づき優先順位を明確にした上で，優先度の高いものから順に整備を進める。

交通安全事業については，事故危険個所の対策や通学路交通安全プログラム等に基づく整備を基本とする。

防災系事業については，災害に強い道路ネットワークを構築するため，緊急輸送道路等から優先的に整備する。

補修系事業については，修繕方針や施設の点検結果に基づき，緊急性の高い箇所を優先的に整備する。

4　令和３年度事業の内容

（単位：千円）

区分	事業名	予算額	事業内容等
公共	交通安全施設等整備事業	1,955,000	歩道，自転車歩行者道，交差点改良
	道路災害防除事業	10,063,300	橋梁耐震補強，トンネル補修，法面防災対策等
	除雪事業	554,000	県管理道路の除雪費
	道路改良事業	13,176,147	主要地方道福山沼隈線道路改良事業(福山市) ほか71箇所
	市町道路事業指導監督費	24,000	国土交通省道路局所管市町補助事業に係る指導監督事務費
	計	25,772,447	
維持・修繕	道路改修費	8,513,594	県管理道路の維持修繕工事等
	計	8,513,594	
単独	交通安全施設等整備事業	470,000	歩道，自転車歩行者道，交差点改良，道路照明，道路標識，防護柵，区画線等の設置
	道路改良事業	5,900,860	幹線道路，生活道路等の整備促進
	道路改修計画調査費	60,000	広域ネットワークの確立に係る計画調査等
	道路改良関連事業費	16,600	電線共同溝工事に係る，電気，ガス管等の埋設工事 橋梁工事に係るガス管添架工事
	計	6,447,460	
その他	広島高速道路公社出資金・貸付金	1,750,000	広島高速道路公社による広島都市圏の自動車専用道路網整備に伴う県の出資金・貸付金
	国土木工事受託費	50,000	国事業の受託工事に係る経費　主要地方道福山沼隈線改良工事
	市町土木工事受託費	63,050	市町事業の受託工事に係る経費　主要地方道福山沼隈線改良工事ほか2箇所
	計	1,863,050	
県事業計		42,596,551	
直轄国道改修費等負担金		7,706,333	一般国道２号，31 号，54 号，183 号，185 号，375 号及び中国横断自動車道尾道松江線
計		50,302,884	

※令和２年度２月補正（国補正対応分）含む

区分	事業名	当初予算額	説明
債務負担行為	工事請負契約関係	限度額　15,784,000 千円 期　間　令和４～５年度	主要地方道福山沼隈線 道路改良事業ほか13件
	債務保証関係	限度額　17,012,930 千円 期　間　令和３～23 年度	広島高速道路公社　17,013 百万円

５　主要道路事業の内容（一般国道・地方道の整備）

(1)　一般国道２号バイパスの建設促進

区　　分	福 山 道 路	安芸バイパス※	東広島バイパス※	広島南道路※	岩国大竹道路
事 業 主 体	国土交通省				
事 業 期 間	平成13年度～	平成７年度～	昭和50年度～	平成元年度～	平成13年度～
区　　間	笠岡市茂平～ 福山市赤坂町	東広島市 八本松町～ 広島市安芸区 上瀬野町	広島市安芸区 上瀬野町～ 安芸郡海田町	安芸郡海田町～ 廿日市市地御前	大竹市小方一丁目～ 山口県岩国市山手町
総　延　長	16.5km	7.7km	9.6km	23.3km	9.8km
車　線　数	４車線 (暫定２車線)	４車線 (暫定２車線)	４車線 (暫定２車線)	４～６車線 (暫定２車線)	４車線 (暫定２車線)
令和３年度 事　業　費	2,743百万円	6,672百万円	3,630百万円	600百万円	1,450百万円
令和３年度 事 業 内 容	調査設計・ 用地買収・工事	調査設計・工事	調査設計・工事	調査設計・ 用地買収・工事	調査設計・ 用地買収・工事

※広島市区間含む

(2)　広島高速道路の建設促進

区　　分	広島高速1号線 (安芸府中道路)	広島高速2号線 (府中仁保道路)	広島高速3号線 (広島南道路)	広島高速4号線 (広島西風新都線)	広島高速5号線 (東部線)
事 業 主 体	広島高速道路公社（平成９年６月３日設立）				
事 業 期 間	平成９年度～				
区　　間	広島市東区福田町 ～ 東区温品二丁目	広島市東区温品町 ～ 南区仁保沖町	広島市南区仁保沖町 ～ 西区観音新町四丁目	広島市西区中広町 一丁目 ～ 安佐南区沼田町大字 大塚	広島市東区温品町 ～ 東区二葉の里三丁目
総　延　長	6.5km	5.9km	7.7km	4.9km	4.0km
車　線　数	４車線	４車線 (暫定２車線)	４車線 (暫定２車線)	４車線	４車線 (暫定２車線)
令和２年度 事　業　費	－	－	－	－	7,000百万円
令和２年度 事 業 内 容	－	－	－	－	測量試験・工事等

６　道路の維持管理

本県が維持管理している国道及び県道は，合わせて 334 路線，実延長 4172.8ｋｍである。
近年，交通量は，やや減少傾向であるものの，車両の大型化・重量化により道路の損傷等が著しい。
このような状況の中，道路の安全かつ円滑な交通の確保と沿道の生活環境の保全を図るため，各建設事務所において，定期的あるいは随時，道路パトロールを実施し，危険箇所の点検や不法占用物件の除去，路面等の異常の早期発見・補修等に努めている。
また，道路法面の落石防止等の事業を計画的に実施している。

令和３年度道路の維持管理関係予算額　（単位：千円）

区　　分	種　　別	事　業　内　容	予　算　額
道路改修費	道路災害防除	道路法面の落石防止等の防災対策（安全な道路の確保）	1,702,226
	舗装道補修	舗装道補修，沿道環境の保全等（安全で快適な交通環境の確保）	536,143
	道路施設維持	道路構造物及び道路附属施設の維持，道路環境保全，電力料等	6,208,870
	道路管理費	道路保険，公物管理，台帳付図修正事務等	66,355
	合　　計		8,513,594

最も基礎的な社会資本である道路は，一般交通の用に供するという交通機能を有すると共に，電気，ガス，上下水道等の公共公益施設を収容する公共空間としての機能を有している。

こうした貴重な道路施設がその機能を発揮し，住民の福祉を維持増進する公共財として適正に利用されるように管理する必要がある。

このため，道路の整備，利用，保全など道路の管理に関する基本法である道路法に基づき，道路の範囲を確定する区域決定・変更や，一般交通の用に供する場合に必要な供用開始等の手続きを行っている。

令和２年度区域決定・変更・供用開始件数一覧

	西部	呉	廿日市	安芸太田	東広島	東部	三原	北部	庄原	計
区域決定・変更・供用開始件数	17	0	1	7	12	9	9	3	5	63

※　一般的に「道路」とは，一般公衆の通行の用に供されている道路形状をした施設全般を指していると考えられるが，道路法にいう道路とは，高速自動車国道，一般国道，都道府県道，市町村道の４種をいい，固有の目的を持った道路である農道，林道等とは区別される。

これら道路において，沿道利用者の社会経済活動に必要な道路の改築工事の承認や，公益事業者の事業活動に必要な電柱や水道管等の工作物を道路内へ設置使用するための占用許可等を行うとともに，事故等によって道路を損傷した者に対して，これを復旧するように命じている。

なお，道路の構造を保全し，交通の危険を防止するため，車両の制限についての基準が政令で定められており，この基準を超える特殊な車両については一定の条件のもとに通行を許可している。

また，道路と隣接する民有地との境界を明確にするための境界の確認を行い，公共財である道路の適切な財産管理を行っている。

令和２年度道路関係許可等件数等一覧

		西部	呉	廿日市	安芸太田	東広島	東部	三原	北部	庄原	計
道路改築承認		32	15	18	8	37	70	53	13	10	256
道路占用許可	新規	614	283	144	127	402	647	604	126	175	3,122
	更新	384	163	40	190	399	284	571	157	297	2,485
道路工事施工命令		61	72	36	33	283	124	147	40	79	875
特殊車両通行許可	新規	259	25	35	12	354	443	302	20	28	1,478
	更新	22	9	0	0	29	122	153	7	21	363
	協議	443	429	283	354	1,020	1,155	1,423	276	168	5,551
小計		1,815	996	556	724	2,524	2,845	3,253	639	778	14,130
境界立会		62	40	29	8	62	156	70	17	7	451
境界確定協議		49	24	20	2	46	0	48	9	4	202
小計		111	64	49	10	108	156	118	26	11	653
境界確定証明		8	0	0	0	0	18	6	0	0	32
その他各種証明		2	3	2	0	3	1	4	1	0	16
小計		10	3	2	0	3	19	10	1	0	48
計		1,936	1,063	607	734	2,635	3,020	3,381	666	789	14,831

また，ボランティア活動に意欲を持つ住民や企業などの団体を「アダプト活動(注)団体（マイロード団体)」に認定し，契約を締結したうえで，県管理道路の一定区間の清掃や緑化・草刈等をしていただく制度「マイロードシステム」を平成 12 年度から実施している。

これまで，順調に活動団体数及び会員数が増加してきているが，道路環境の維持・向上だけでなく，地域活性化にも寄与するものであるため，今後とも，新しい官民協働による仕組みとして積極的に推進することとしている。

さらに，アダプト活動団体を支援する目的で設立された「NPO 法人ひろしまアダプト」と連携・協力して，普及・啓発に努めている。また，活動を奨励するため，平成 20 年度からひろしまアダプト活動支援（奨励金交付）事業を実施している。

(注)アダプト活動：アダプトが「養子縁組をする」という意味から，住民等が主体となって清掃・緑化・草刈活動等を中心に公共空間をわが子のように面倒をみていく活動

○　令和２年度末現在の認定団体数等

686 団体（参加人員　21,828 名　　活動延長　597.58km）

第２章　河川・ダム

災害復旧助成事業 一級河川太田川水系 三篠川　（広島市安佐北区）

1　河川の概要

県内には，北西から南東，北東から南西に向う数条の断層谷に沿って流れる大小5,200余の河川があり，江の川水系にあっては日本海に流下し，その他は瀬戸内海に注いでいる。太田川・芦田川・江の川を除いてその多くは比較的小規模なものである。

これらの河川のうち河川法の適用を受ける河川は，一級河川が太田川水系ほか４水系の368河川，流路延長は2,442.6㎞で，二級河川は八幡川水系ほか46水系の137河川，流路延長は627.7㎞となっている。

このほか，河川法が準用される河川として，市町長が指定，管理している準用河川が194河川あり，その流路延長は183㎞となっている。

これらの河川の管理に当たっては，河川法に基づき，洪水，高潮等による災害の防止，河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全がされるよう努めるとともに，国土の保全と開発に寄与し，公共の安全を保持するよう努めている。

(1)　河川の管理区分

種別	指定権者	管理者
一級河川（指定区間外）	国土交通大臣	国土交通大臣
一級河川（指定区間）	国土交通大臣	県知事
二級河川	県知事	県知事
準用河川	市町長	市町長

(2)　河川の現況

（令和３年３月31日 現在）

水系名		県知事管理河川		国土交通大臣直轄管理河川		県内の法河川	
		河川数	流路延長(㎞)	河川数	流路延長(㎞)	河川数	流路延長(㎞)
一級河川	太田川	70	467.979	9	129.37	74	597.349
	江の川	172	983.383	9	113.39	173	1,096.773
	芦田川	82	344.779	3	61.15	82	405.929
	高梁川	29	237.87			29	237.87
	小瀬川	9	81.26	2	23.45	10	104.71
	計	362	2,115.271	23	327.36	368	2,442.631
二級河川	八幡川	4	39.131			4	39.131
	瀬野川	5	44.60			5	44.60
	二河川	2	21.10			2	21.10
	堺川	2	6.222			2	6.222
	黒瀬川	23	104.95			23	104.95
	野呂川	3	13.481			3	13.481
	木谷郷川	2	4.208			2	4.208
	賀茂川	3	30.569			3	30.569
	沼田川	45	225.90			45	225.90
	和久原川	2	5.26			2	5.26
	藤井川	3	27.41			3	27.41
	本郷川	2	15.10			2	15.10
	羽原川	2	6.90			2	6.90
	新川	2	3.50			2	3.50
	山南川	2	5.05			2	5.05
	永田川	3	3.22			3	3.22
	大正川	2	2.679			2	2.679
	単独河川	30	68.377			30	68.377
	計	137	627.657			137	627.657
合計		499	2,742.928	23	327.36	505	3,070.288

2　河川の整備実施方針

県の総合計画である「安心▹ 誇り▹ 挑戦 ひろしまビジョン」が目指す県土の将来像を実現するため，社会資本分野のマネジメント基本方針として策定した「社会資本未来プラン」における河川部門の事業別整備計画として「ひろしま川づくり実施計画 2021」を令和３年３月に策定した。

県民の安全・安心の確保を最優先とし，施設能力を上回る災害から人命を守り，社会経済活動への深刻な被害を防止・軽減するため，河川改修などの施設整備や，維持管理による河道や施設の保全，住民の主体的な避難に繋がるソフト対策の充実・強化などの取組をデジタル技術も活用しながら一体的に推進するとともに，国や市町，まちづくりや農林部局など他分野の関係部局とも連携しながら，多様な主体の様々な取組を組み合わせ，流域全体で総合的かつ多層的に進めていく。

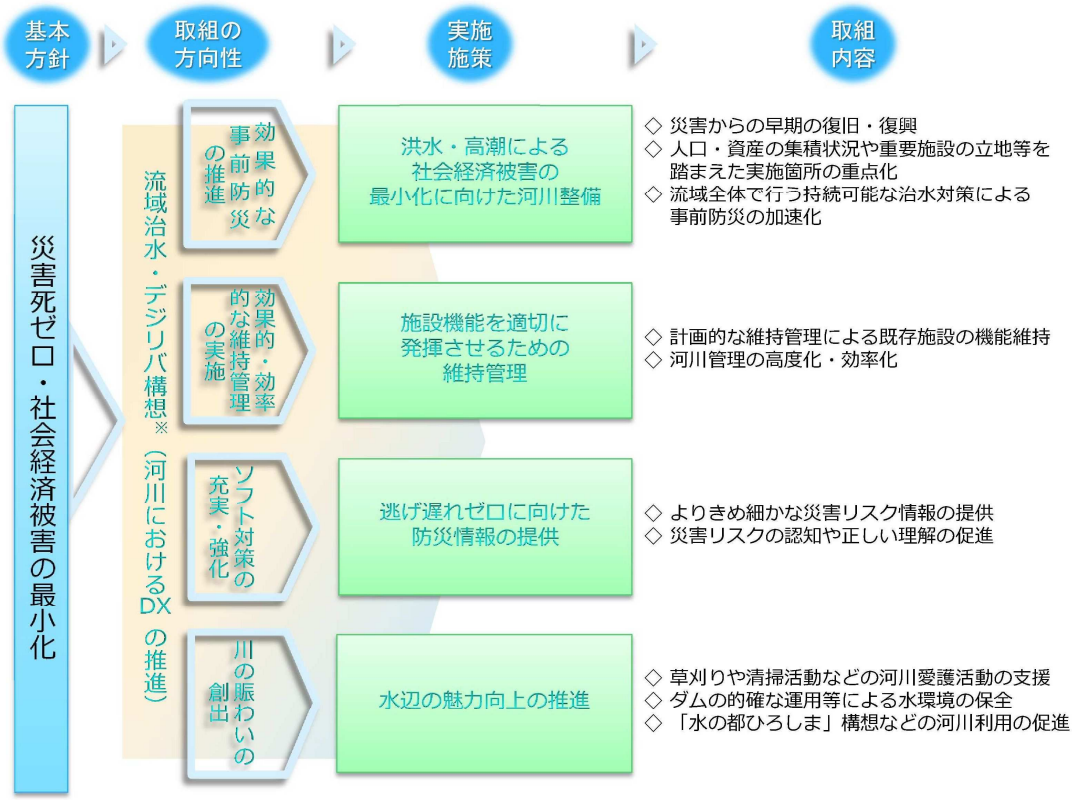

「ひろしま川づくり実施計画2021」における取組の基本方針

3　取組の概要

(1)　洪水・高潮による社会経済被害の最小化に向けた河川整備

ア　主要河川事業の内容（県事業）

再度災害防止を最優先とし，被災地域の早期の復旧・復興を図るとともに，洪水氾濫による被害の発生を未然に防止・軽減するために，県内の現況の災害リスクを総点検し，人命被害や社会経済活動への深刻な影響が発生する危険性等に応じた整備優先度評価により，事業の重点化を図るなど，効果的な事前防災対策を進める。

(ｱ) 河川改修事業

流域の都市化が進展している河川や，近年に甚大な浸水被害を受けた河川において，流下断面を広げるなどにより洪水を安全に流下させる河川改修事業を推進する。

三篠川（広島市），沼田川（三原市），堺川（内神川：呉市），国兼川（三次市），手城川（福山市）等

(ｲ) 地震・高潮対策

瀬戸内海沿岸部市街地を高潮や津波による被害から守るため，河口部において耐震化や高潮堤の整備を進める。

京橋川・猿猴川（広島市）等

イ　国直轄河川改修事業の工事概要

(ｱ) 太田川

広島市街地を洪水から守るため，昭和７年度から太田川放水路工事に着手し，昭和 42 年度に概成した。平成 13 年度には，支川滝山川で温井ダムが完成している。現在は，高潮対策として観音地区の高潮堤防の整備や，亀山地区の築堤護岸の整備等が行われている。

(ｲ) 江の川

昭和 28 年から八千代町（現安芸高田市）下土師から三次市までの区間について改修工事が行われ，昭和 48 年度には土師ダムが，平成 18 年度には馬洗川の支川上下川で灰塚ダムが完成し，洪水調節等に大きな役割を果している。

現在は，三次市において堤防整備等が行われている。

(ｳ) 芦田川

大正 12 年から昭和 41 年にかけて中下流部の改修工事が実施され，堤防は一定の水準で整備されている。平成９年には八田原ダムが完成し，洪水調節等が行われている。

現在は，上流部において，流下能力確保のため，橋梁架替等が行われている。

(ｴ) 小瀬川

昭和 43 年から改修工事に着手し，下流部の河道は概成している。また，平成２年度には弥栄ダムが完成し，洪水調節等が行われている。

現在は，大竹市等において堤防整備等が行われている。

ウ　令和３年度予算

（単位：千円）

事業名			予算額	説明
河川事業	公共	河川改修事業	4,529,033	手城川(福山市)ほか32箇所の護岸，築堤工事等
		都市小河川改修事業	48,000	小河原川（広島市）の護岸工事等
		地震・高潮対策事業	228,548	京橋川・猿猴川（広島市）ほか2箇所の防潮堤工事等
		情報基盤整備事業	121,800	
		河川災害関連事業	3,520,650	三篠川（広島市）ほか1箇所の護岸，築堤工事等
		河川激甚災害対策特別緊急事業	1,050,000	沼田川等（三原市）の護岸，築堤工事等
		小計	9,498,031	
	単独	河川改良事業	2,150,000	浸水箇所の再度災害防止，災害の未然防止など緊急を要する箇所の整備など
		小計	2,150,000	
	その他	市町土木工事受託費	945,000	三篠川（広島市）ほか7箇所の市町道橋の架替工事等の受託
		小計	945,000	
直轄負担金			3,154,000	太田川水系，芦田川水系，江の川水系及び小瀬川水系における直轄管理区間の護岸，築堤工事等
合計			15,747,031	

※令和２年度２月補正（国補正対応分）含む

(2) 施設機能を適切に維持するための維持管理

ア 河川の維持

河川管理施設の機能を十分に発揮させ，洪水を安全に流下し，浸水被害を防止・軽減するため,PDCA サイクルによる施設の適確な運用･管理により各施設の機能を維持するとともに,「河川内の堆積土等除去計画 2021」に基づき，計画的な河川の流下能力確保に努める。

また，重要施設における長寿命化計画の策定や，河川の状況把握へのデジタル技術の活用など，効果的・効率的な河川維持に向けた取組を推進する。

令和３年度河川維持修繕実施計画 （単位：千円）

区　分	種　別	内　容	予算額
河川維持修繕費	河床掘削	河床堆積土砂の掘削，除去	3,188,930
	護岸修繕	老朽護岸の修繕	
	維持管理費等	河川管理施設の維持管理費等	

イ 河川の管理

河川の管理にあたっては，河川法に基づき，洪水・高潮等による災害の防止，河川の適正な利用と流水の正常な機能の保持及び河川環境の整備と保全がなされるように努める。

河川法に基づく管理事務については，河川は公共用物として一般公衆の自由使用に供されるべきものであり，原則としてその排他的かつ独占的な使用は認められないことを基本としつつ，一方で新たな目的である環境という視点から，地域づくりや街づくり等に資するものについては，河川の多様な利用を推進する。

河川関係許可等件数等一覧（令和２年度）

		西部	呉	廿日市	安芸太田	東広島	東部	三原	北部	庄原	計
河川法許可（20条）		1	0	0	0	0	1	0	1	1	4
河川法許可（23条）	新規	0	0	0	0	1	9	0	1	0	11
	更新	1	0	1	0	1	3	11	5	3	25
河川法許可（24･26･27条）		429	66	39	38	216	218	180	58	46	1290
河川法許可（24条）	更新	501	105	72	31	193	327	272	206	100	1807
河川法許可（34条）		8	0	2	0	6	6	0	0	0	22
普通河川等の工事許可		95	0	36	34	6	16	1	1	5	194
小計		1,035	171	150	103	423	580	464	272	155	3,353
境界立会		43	5	8	3	28	31	4	7	1	130
境界確定協議		20	5	5	1	21	30	5	4	0	91
小計		63	10	13	4	49	61	9	11	1	221
境界確定証明		1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
小計		1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
計		1,099	181	163	107	472	642	473	283	156	3,576

河川管理施設の適切な管理や河川利用の調整を図るとともに，河川敷地に存在する不法占用物件の除却に努め，公共用物としての河川の適正な管理を推進する。

特に，河川区域内のプレジャーボートの不法係留は，広島市域を中心に社会的な問題となっているが，平成 10 年度には，関係機関と共同で「太田川水系不法係留船対策に係る計画」を策定し，県管理河川では京橋川の上流部に重点的撤去区域を設定した。

平成 12 年度から平成 22 年度に順次，重点的撤去区域を拡大するなど，計画的かつ段階的に不法係留の解消に向けて取組を継続している。また，河川法施行令の改正に伴い重点的撤去区域を指定している６河川について，平成 26 年度から船舶の指定及び罰則の適用対象と

し，平成 27 年８月に猿猴川における不法係留施設に対する行政代執行を実施した。今後も，不法係留船対策の一層の強化・推進を図り，厳正かつ積極的に不法係留の解消を進めている。

(3)　逃げ遅れゼロに向けた防災情報の提供

気候変動による豪雨の激甚化・頻発化に対応していくため，施設能力を上回る外力の発生に対しては，施設だけでは守り切れないことを，社会の各主体が認識し，それぞれが備え，いざというときには，自らリスクを察知し適切に行動（避難）できるよう，ソフト対策の充実・強化を図る。

ア　よりきめ細かな水害リスク情報の提供

(ｱ) 河川防災情報の提供

住民の適切な避難や市町の迅速な水防活動を支援するため，雨量・水位等のリアルタイム情報，高精度レーダ雨量情報及び洪水浸水想定区域図等の防災情報について，河川防災情報システムにより公表している。

また，水害リスク情報空白地帯解消のための中小河川における洪水浸水想定区域図の整備や，より切迫性のある洪水情報を提供するための危機管理型水位計・河川監視カメラの拡充などに取り組む。

広島県河川防災情報システム TOP：http://www.kasen-bousai.pref.hiroshima.lg.jp/rivercontents/

洪水ポータルひろしま：http://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/

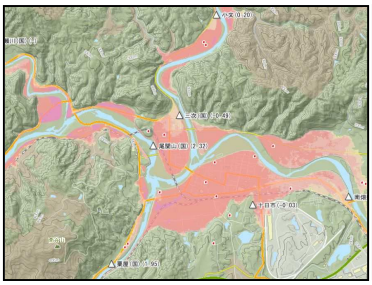

洪水浸水想定区域図

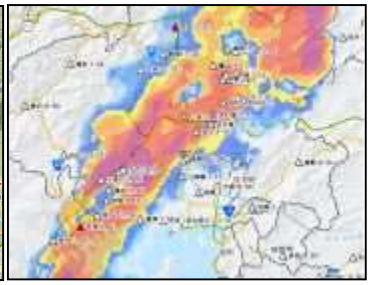

ＸＲＡＩＮ（高精度降雨観測情報）

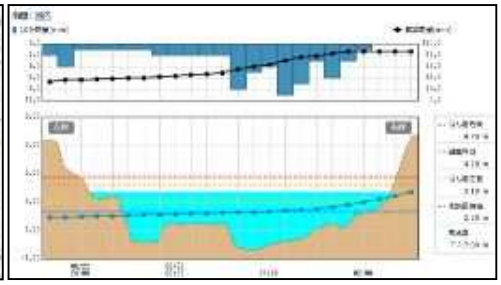

雨量・水位の観測データのグラフ表示

(ｲ) 洪水予報の運用

平成 16 年度から沼田川，黒瀬川において洪水予報を開始し，迅速な水防活動や，住民の避難を支援している。

洪水予報河川及び指定区域

洪水予報河川	洪水予報指定区間
沼田川	河口～三原市本郷町船木
黒瀬川	河口～二級ダム

また，洪水がいつ・どこで発生し得るか（洪水危険度）を表示（見える化）する「水害リスクライン」の導入に向けて，代表河川における洪水予測モデルの構築を進める。

イ　水防活動

気象台から大雨警報，高潮警報，洪水警報，津波警報が発せられた場合，国土交通省及び広島県が気象台と共同で洪水警報を発した場合，その他知事が必要と認めたときは，土木建築局に水防県本部を，各建設事務所（支所）及び広島港湾振興事務所に水防地方本部（水防県本部及び各水防地方本部にはその内部組織として，それぞれ庶務班，資材班，情報連絡班，水防対策班を置く。）を設置し，洪水又は高潮に対し，水災を警戒し，防御し，これによる被害の軽減に努めている。

また，市町の水防活動の指針となる県水防計画を毎年見直し，情報連絡体制や重要水防箇所の周知を図るほか，避難指示等の目安となる堤防の浸透・侵食に対する監視を行い，市町への情報提供を行っている。

重要水防箇所数

区　分	所轄事務所数	重要水防箇所		備　　考
		箇所数	延長（km）	
直轄管理	3	(229)　747	296.61	（　）は，工作物を重要水防箇所に指定したもので，外書き
県　管　理	10	252	371.79	
合　　計	13	(229)　999	668.40	

※重要水防箇所には，海岸も含む。

ウ　水害リスクの認知と正しい理解の促進

適切な避難行動には，災害に対する心構え（災害リスクの認知）と災害や避難に関する正しい知識を持つことが重要であることから，防災知識等の普及に努めていく。

防災知識の向上を図るための河川出前講座や，的確な情報発信のための報道機関との勉強会などを実施するほか，防災教育ツールの充実に取り組んでいる。

(4)　水辺の魅力向上の推進

ア　草刈りや清掃活動などの河川愛護活動の支援

生活の身近にある河川の将来にわたる良好な河川環境の維持・向上を図るため，ボランティア活動として，河川の清掃・美化等を行う団体・企業等をアダプト活動団体（ラブリバー活動団体）として認定し，支援する「広島県アダプト制度（広島県ラブリバー制度）」を平成 14 年度より実施している。

引き続き，ひろしまアダプト活動支援事業により認定団体を積極的に支援するとともに，積極的な広報活動を行い，住民と行政の協働体制づくりを推進していく。（令和３年度当初認定団体数　427 団体）

イ　「水の都ひろしま」構想などの河川利用の促進

広島市は中心部に６本の川が流れ，美しい水辺に恵まれた水の都としての優れた特性を持っており，この水辺の魅力をより一層引き出すために，平成 15 年に国・県・市・市民との協働により「水の都ひろしま」構想を策定し，「水の都ひろしま」の実現に向けた取組を推進している。

また，「水の都ひろしま」構想においてモデル地区の一つに位置付けられた猿猴川広島駅南口周辺地区では，「美しい川づくり」将来ビジョンに基づき，広島駅周辺地区の水辺が「水の都」の玄関口にふさわしい広島の象徴的な空間となるよう，県・市で連携し取組を進めている。

4　ダムの概要

県民を洪水から守るための抜本的な治水対策並びに安定的かつ安全で良質な水の供給に適切に対応できる水資源を確保するため，地域に密着した効果的なダムの建設を進め，現在 12 ダム（県管理）を運用している。

また，その機能が十分発揮できるよう適正な管理に努めるとともに，親しまれるダム湖の創出を目指して，ダム貯水池の景観保全や貯水池内の水質保全対策の推進を図る。

広島県のダム（国土交通省所管）

種別		ダム名	事業者	水系及び河川名	位置	目的	型式	ダムの諸元					目的の主な内容		施工年度	総事業費（百万円）
								堤高（m）	堤頂長（m）	集水面積（km²）	総貯水量（千m³）	有効貯水量（千m³）	洪水調節量（m³／S）	開発水量（m³／日）		
設のダム	多目的ダム	二級ダム	広島県	黒瀬川	呉市郷原町	I.P.W	重力式コンクリート	32.0	89.0	232.0	1,295	932	—	12,000	S16～S18	1.02
		小瀬川ダム	広島県 山口県	小瀬川	廿日市市浅原 岩国市美和町	F.I.P	〃	49.0	158.0	135.0	11,400	9,900	990→400	78,000	S31～S39	1,820
		椋梨ダム	広島県	沼田川 椋梨川	東広島市河内町	F.I.P.W	〃	39.5	213.4	160.0	7,540	6,270	640→415	170,000	S35～S43	2,030
		土師ダム	国土交通省	江の川	安芸高田市 八千代町	A.F.I. P.W.N	〃	50.0	300.0	307.5	47,300	41,100	1,900→800	300,000	S41～S48	10,010
		高瀬堰	〃	太田川	広島市安佐北区 〃　安佐南区	F.W	可動堰	5.5	273.0	1,480.0	1,980	1,780	7,500 （計画高水流量）	164,000	S45～S50	5,785
		芦田川河口堰	〃	芦田川	福山市箕島町 〃　水呑町	F.I	〃	6.0	450.0	870.0	5,460	4,960	3,000 （計画高水流量）	170,000	S44～S55	15,100
		魚切ダム	広島県	八幡川	広島市佐伯区	F.W.P.N	重力式コンクリート	79.8	255.0	38.4	8,460	7,840	420→60	73,000	S46～S56	16,900
		弥栄ダム	国土交通省	小瀬川	大竹市前飯谷 岩国市小瀬	F.I.W. P.N	〃	120.0	540.0	301.0	112,000	106,000	2,600→900	181,000	S46～H2	110,000
		八田原ダム	〃	芦田川	世羅郡世羅町 府中市諸毛町	F.I.W.N	〃	84.9	325.0	241.6	60,000	57,000	1,250→500	170,000	S48～H9	108,000
		温井ダム	〃	太田川 滝山川	山県郡 安芸太田町	F.W.P.N	アーチ式コンクリート	156.0	382.0	253.0	82,000	79,000	2,900→1,100	300,000	S49～H13	175,000
		山田川ダム	広島県	芦田川 山田川	世羅郡世羅町	F.W.N	重力式コンクリート	32.1	204.8	5.6	700	590	50→8	1,000	H2～H17	8,060
		灰塚ダム	国土交通省	江の川 上下川	三次市三良坂町	F.W.N	〃	50.0	196.6	217.0	52,100	47,700	1,150→400	15,000	S49～H18	180,000
		福富ダム	広島県	沼田川	東広島市福富町	F.W.N	〃	58.0	292.0	53.8	10,900	9,800	290→90	20,000	S50～H21	37,070
		野間川ダム	広島県	芦田川 野間川	尾道市御調町 三原市久井町	F.W.N	〃	31.5	112.6	4.4	560	494	45→20	1,750	H5～H24	5,800
		庄原ダム	広島県	江の川 大戸川	庄原市川西町	F.W.N	〃	42.0	118.5	4.2	701	638	23→4	4,150	H12～H28	7,200
	治水ダム	野呂川ダム	広島県	野呂川	呉市安浦町	F.N	〃	44.8	170.0	13.0	1,700	1,200	300→110	—	S44～S50	2,320
		御調ダム	〃	芦田川 御調川	尾道市御調町	F.N	〃	53.1	206.2	54.0	5,040	4,500	260→110	—	S48～S63	13,900
		四川ダム	〃	芦田川 四　川	福山市加茂町	F.N	〃	58.9	251.0	9.0	1,650	1,550	70→15	—	S49～H17	22,250
		梶毛ダム	〃	八幡川 梶毛川	広島市佐伯区	F.N	〃	49.0	225.6	3.5	1,060	930	50→5	—	S63～H20	16,950
		仁賀ダム	〃	賀茂川	竹原市仁賀町	F.N	〃	47.0	154.0	10.5	2,710	2,500	95→25	—	S45～H23	20,200

（注）Ｆ：治水，Ｉ：工水，Ｗ：上水，Ｐ：発電，Ａ：農水，Ｎ：不特定

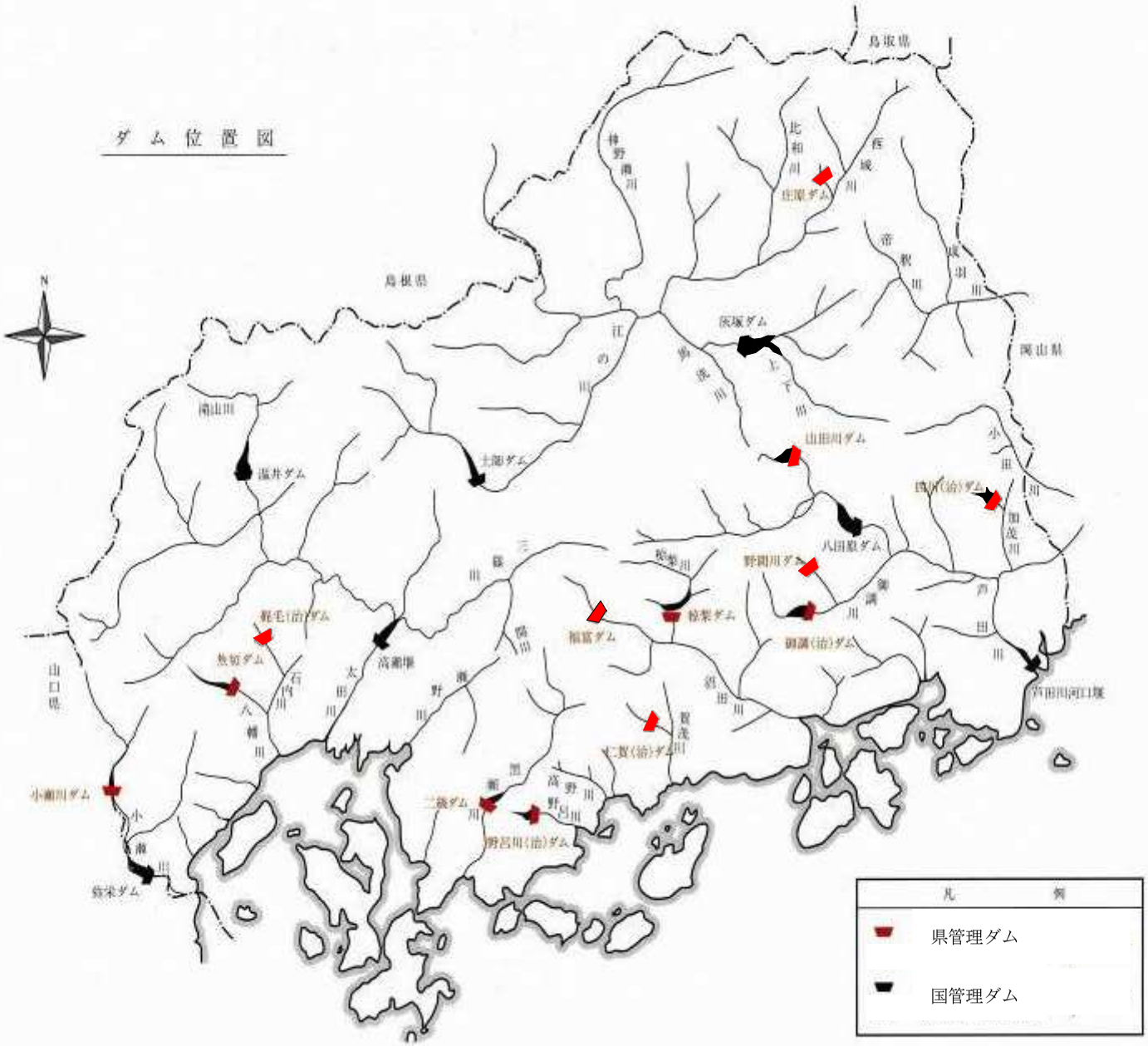
ダム位置図
N
鳥取県
鳥根県
岡山県
山口県
比和川
庄原ダム
西城川
神野瀬川
帝釈川
成羽川
灰塚ダム
江の川
鳥浅川
上下川
山田川ダム
小田川
四川(治)ダム
加茂川
八田原ダム
野間川ダム
御調川
御調(治)ダム
芦田川
芦田川河口堰
松梨川
松梨ダム
福富ダム
三篠川
温井ダム
土師ダム
南山川
毛(治)ダム
熱短ダム
高瀬堰
石内川
太田川
八幡川
野川
瀬川
沼田川
賀茂川
仁賀(治)ダム
小瀬川ダム
小瀬川
佐栄ダム
二級ダム
野呂川(治)ダム
高野川
野呂川
凡例
県管理ダム
国管理ダム

5　ダムの維持管理等

(1)　県の管理ダム

県の管理に係る既設の多目的ダム及び治水ダムは，次のとおりである。

各ダムとも，ダム管理に必要な観測施設，通信警報施設及びデータ処理・操作設備等を設け，それぞれの操作規則に従ってダムを管理している。

ダム名	完成年月	管理所管	摘要
小瀬川ダム	昭和 39 年６月	小瀬川ダム管理事務協議会 （小瀬川ダム管理事務所）	山口県と共同管理
椋梨ダム	昭和 44 年３月	西部建設事務所東広島支所 （椋梨ダム管理事務所）	
野呂川ダム	昭和 51 年３月	西部建設事務所呉支所 （野呂川ダム管理事務所）	
魚切ダム	昭和 57 年３月	西部建設事務所 （魚切ダム管理事務所）	
御調ダム	平成元年３月	東部建設事務所三原支所	
四川ダム	平成 17 年１月	東部建設事務所	
山田川ダム	平成 18 年３月	東部建設事務所三原支所	
梶毛ダム	平成 20 年６月	西部建設事務所 （魚切ダム管理事務所）	
福富ダム	平成 21 年 10 月	西部建設事務所東広島支所 （椋梨ダム管理事務所）	
仁賀ダム	平成 24 年３月	西部建設事務所東広島支所 （椋梨ダム管理事務所）	
野間川ダム	平成 25 年６月	東部建設事務所三原支所	
庄原ダム	平成 28 年８月	北部建設事務所庄原支所	

(2)　ダムの維持管理

既設ダムについては，その機能が十分発揮できるよう適正な管理に努めると共に，老朽化に伴う管理設備の改良・更新を図る。

また，既設ダムを有効活用し，治水機能の向上を図るなど，ダム再生の取組を推進する。

令和３年度予算額　　（単位：千円）

区分	事業名	予算額	事業内容
補助公共事業	堰堤改良事業	872,843	椋梨ダムなど11箇所の老朽化の著しい管理設備の改良・更新

※令和２年度２月補正（国補正対応分）含む

═ 第３章　砂防・地すべり・急傾斜地 ═

紅葉谷川庭園砂防施設

1　砂防関係事業の概要と整備方針

広島県は，県土の約７割が山地であり，崩壊し易い風化花崗岩（マサ土）と流紋岩等から構成される地質が，南部を中心とした人口密集地域に広く分布し，長雨や集中豪雨に起因する，がけ崩れや，土石流等の土砂災害による被害を過去に何度も受けてきた。こうした背景や平成 30 年７月豪雨を踏まえ，土砂災害発生箇所における再度災害対策や地域の防災拠点の優先的保全など着実かつ効果的なハード対策や，警戒避難体制の充実など土砂災害から県民の命を守るために必要なソフト対策を盛り込んだ「ひろしま砂防アクションプラン 2021」を令和３年３月に策定し，ハード・ソフト一体となった土砂災害防止対策を推進することとしている。

(1) 「ひろしま砂防アクションプラン 2021」の概要

ア　実施方針

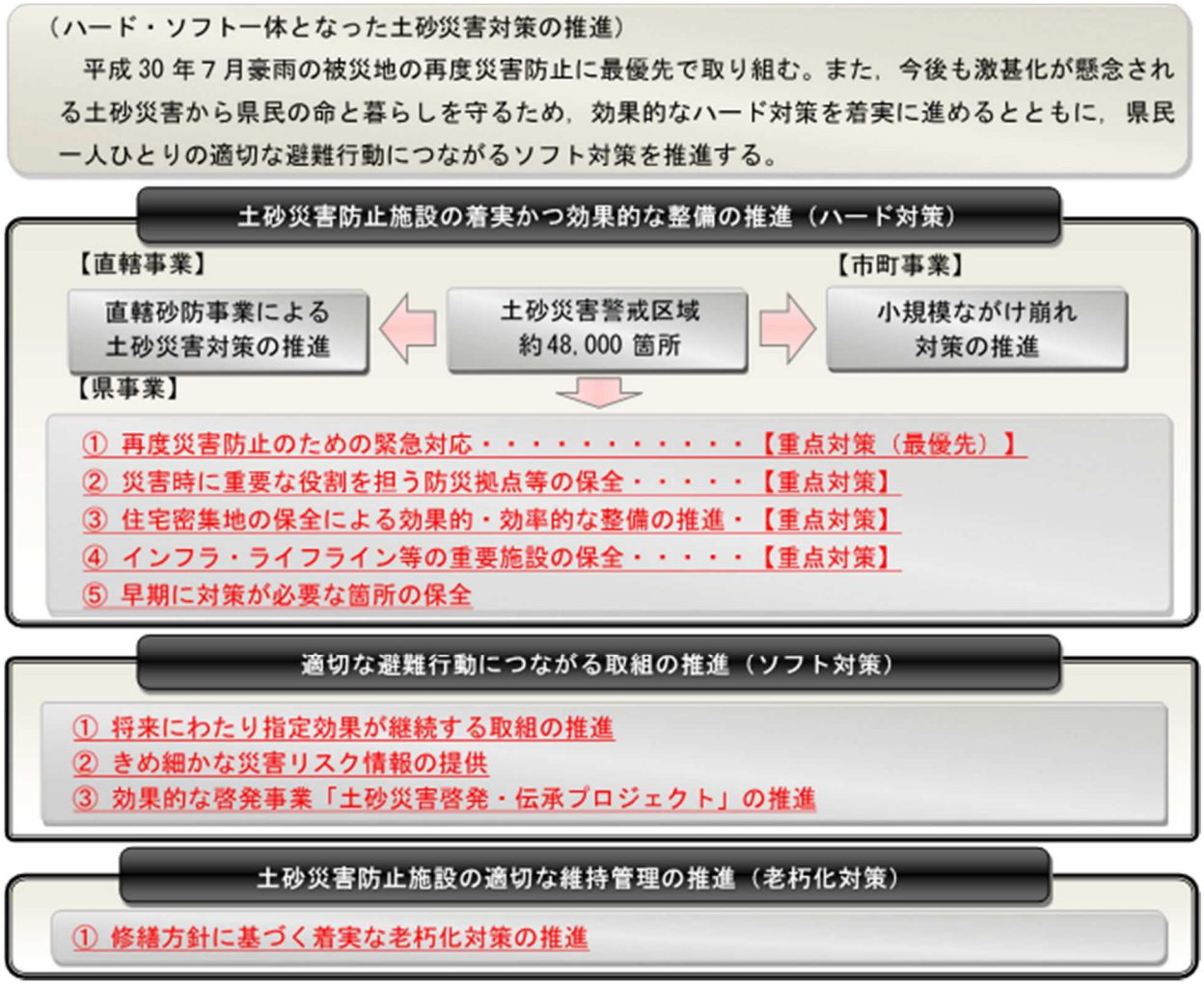

(2)　事業の概要

ア　ハード対策

(ｱ)　砂防対策

重要水系の治水機能を維持するため，水源地域の保全を図る荒廃対策，国民の生命及び財産の安全を確保するための土石流対策を基本とし，明治 30 年に砂防法が施行された。

本県には，16,869 の土砂災害警戒区域（土石流）があるが，このうち県の整備計画に基づき，令和２年度末までに 2,009 渓流を砂防指定地として指定し，効率的かつ重点的に堰堤及び護岸等の砂防設備を整備している。

(ｲ) 地すべり対策

地下水等に起因して土地の一部が滑動し，人家・農耕地・道路・河川及び橋梁等に被害を与えている。この対策として昭和 33 年に地すべり等防止法が施行された。

本県には，116 の土砂災害警戒区域（地すべり）があるが，このうち令和２年度末までに地すべり防止区域として指定済の 28 箇所に対し，集水ボーリング等の地すべり防止施設を整備している。

(ｳ) 急傾斜地対策

一瞬にして人命及び財産を奪うがけ崩れ災害から国民の生命を保護するため，昭和 44 年に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律が施行された。

本県には，30,706 の土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）があるが，このうち令和２年度末までに急傾斜地崩壊危険区域として指定済の 2,146 箇所に対し，法枠等の急傾斜地崩壊防止施設を整備している。

(ｴ) 雪崩対策

雪崩による災害から人命を守るため，集落の保護を対象とした制度として，雪崩対策事業が創設され，昭和 60 年度から実施されている。

本県には，336 の雪崩危険箇所があるが，このうち５箇所が整備済みとなっている。

イ ソフト対策

(ｱ) 土砂災害警戒区域等の認知度向上の取組

土砂災害警戒区域等の指定を令和２年６月に完了した。今後も将来にわたって指定効果が継続し，災害リスクを正しく認識できるよう，小学校区ごとに「土砂災害警戒区域等を示した標識」を設置するなど土砂災害警戒区域等の認知度の向上に資する取組を推進する。

(ｲ) きめ細かな災害リスク情報の提供

土砂災害の危険度が高まったとき土砂災害警戒情報の発表により市町の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援する情報を提供している。

また，土砂災害警戒情報を補足する情報として，地域の詳細な土砂災害発生危険度を表した土砂災害危険度情報をインターネットやＮＨＫ広島放送局のデータ放送から提供している。

さらに，ヤフー株式会社と連携し，「Yahoo！防災速報」からの通知により土砂災害警戒区域毎の危険度を確認できるサービスの提供や，土砂災害警戒情報の発表区分の細分化など，個人や地域ごとに最適な情報が届くようきめ細かな災害リスク情報の提供に取り組んでいる。

(ｳ) 「土砂災害　啓発・伝承プロジェクト」の推進

県民に土砂災害に対する防災意識を広く啓発するとともに，被災の事実を地域や子ども達に確実に伝承していくため，「啓発」・「防災教育」・「伝承」を３本柱とする「土砂災害啓発・伝承プロジェクト」を推進している。

平成 30 年７月豪雨災害では避難の遅れ等により多くの犠牲者が出たことから，避難を促すチラシやポスターの掲示，防災知識の向上を図る防災教室の開催など，避難を促す新たな取組の強化に取り組んでいる。

ウ　直轄砂防事業

平成 30 年７月豪雨からの早期復興を推し進めるため，国は広島西部山系砂防事務所を開設し，これまで直轄砂防事業を行ってきた広島西部山系のほか，新たに安芸南部山系の広島市，呉市，坂町を含む８地区で砂防堰堤の整備に取り組んでいる。

(3)　区域の概況

（令和３年３月 31 日 現在）

区分 / 事務所(支所)	砂防指定地			地すべり防止区域		急傾斜地崩壊危険区域		土砂災害警戒区域等							
								土石流		急傾斜地の崩壊		地すべり		合計	
	指定渓流数	指定面積(ha)	指定延長(km)	指定箇所数	指定面積(ha)	指定箇所数	指定面積(ha)	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
西　部	572	3,799.0	669.6	2	20.1	605	354.5	4,143	3,733	6,930	6,598	9	0	11,082	10,331
呉(支所)	290	874.5	227.3	0	0	759	489.8	1,463	1,352	2,638	2,431	0	0	4,101	3,783
廿日市(支所)	155	789.0	193.2	1	52.1	141	91.8	886	795	1,344	1,302	6	0	2,236	2,097
安芸太田(支所)	133	1,450.7	239.7	3	17.0	57	85.4	1,210	1,151	1,908	1,891	11	0	3,129	3,042
東広島(支所)	212	1,737.6	264.4	1	10.0	190	190.8	1,960	1,846	3,514	3,381	3	0	5,477	5,227
東　部	141	3,185.9	187.5	8	126.3	137	105.0	1,998	1,770	4,833	4,702	29	0	6,860	6,472
三　原(支所)	253	2,287.3	348.4	3	25.8	194	142.6	2,521	2,223	5,023	4,908	13	0	7,557	7,131
北　部	135	723.6	192.8	1	5.1	38	36.2	1,065	1,016	1,998	1,949	18	0	3,081	2,965
庄　原(支所)	118	897.9	188.4	9	283.1	25	31.5	1,623	1,544	2,518	2,478	27	0	4,168	4,022
計	2,009	15,745.5	2,511.4	28	539.5	2,146	1,527.6	16,869	15,430	30,706	29,640	116	0	47,691	45,070

※ 渓流が複数の建設事務所（支所）管内にまたがる場合があるため，計は各建設事務所（支所）の合計に一致しない。
※ 指定面積，指定延長は小数第2位を四捨五入

２　令和３年度事業の内容

（単位：千円）

区　　分	事　業　内　容		予　算　額
土砂災害防止施設の着実かつ効果的な整備の推進（ハード対策）	国直轄事業	直轄砂防事業 （広島西部山系直轄砂防事業等）	3,076,000 （県負担金）
	補助公共事業	砂防激甚災害対策特別緊急事業 113 箇所 通常砂防事業 138 箇所 急傾斜地崩壊対策事業 110 箇所 地すべり対策事業 1 箇所	4,725,000 3,792,600 3,712,000 4,725
	単独建設事業	土砂災害防止対策事業 59 箇所	1,330,600
適切な避難行動につながる取組の推進（ソフト対策）	施設整備等による地形改変箇所における土砂災害警戒区域等の見直し等		126,000
	情報提供システムの充実等		71,400
土砂災害防止施設の適切な維持管理の推進（老朽化対策）	老朽施設の修繕等		829,000
合　　計			17,667,325 (17,865,796)

注）合計欄( )内の数値は，令和元年度からの繰越明許費のうち，未契約の振替分を含む
　　令和２年度２月補正（国補正対応分）含む

３　砂防関係施設の維持管理

本県では，現在，砂防法，地すべり等防止法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき，砂防指定地，地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域を指定しており，この各指定地内の管理にあたっては，標識・標柱を設置し，指定区域を明確にするとともに，不法行為の取締り，パトロールの強化等を行っている。

また，砂防設備，地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕についても，アセットマネジメントの点検結果に基づき，緊急度の高いものから計画的に修繕を実施している。

なお，急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕のうち土砂の除去や標識の補修・更新等については，一部を除く市町に対して事務を移譲している。

第４章　海　岸

港湾海岸保全施設整備事業　尾道糸崎港海岸機織地区（福山市）

1　海岸の概要

本県の海岸総延長は約 1,129km で，このうち海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）の規定に基づき約 586km が海岸保全区域に指定されている。内訳は，国土交通省（水管理・国土保全局）所管区域約 60km，国土交通省（港湾局）所管港湾区域約 350km※，農林水産省（水産庁）所管漁港区域約 81km※及び農林水産省（農村振興局）所管区域が約 95km※である。（※　重複区間を含む。）

海岸の整備は，高潮・波浪又は地盤変動による災害から，県民の生命と財産を防護するため，未整備海岸及び老朽化の著しい護岸，堤防の整備を重点的に推進するとともに，周辺の景観や自然資源との調和を図りながら，利用しやすく，親しみやすい，潤いのある海岸環境の整備を推進する。

また，平成 23 年３月に発生した東北地方太平洋沖地震等を踏まえ，従来考慮していなかった津波対策を盛り込むとともに，地震対策など減災対策を明記し，「広島沿岸海岸保全基本計画」を平成 26 年９月に変更した。

(1)　海岸の管理区分

種別＼管理者	指　　定	広　島　県
国土交通省海岸（水管理・国土保全局）	海岸保全区域の指定は知事	土木建築局
〃　（港湾局）		〃
農林水産省海岸（水産庁）		〃
〃　（農村振興局）		農林水産局

(2)　海岸の現況

（単位：km）

所管省庁	海岸線延長	海岸保全区域延長
総数	1,129.381	585.984
国土交通省（水管理・国土保全局）	376.365	59.746
〃（港湾局）	503.189 (5.464)	349.833 (5.464)
農林水産省（水産庁）	153.231 (0.580)	80.923 (0.580)
〃（農村振興局）	96.596 (6.044)	95.482 (6.044)

（注）令和２年度（版）海岸統計基礎資料による。
（　）は，港湾局，水産庁及び農村振興局の重複区間で内数である。

2　海岸の整備方針

「ひろしま海岸防災プラン 2021（令和３年３月策定）」に基づき，高潮，波浪及び津波等による災害から県民の生命と財産を防護し，県土の保全を図るため，海岸保全施設の整備を進める。

ひろしま海岸防災プラン 2021

「ひろしま海岸防災プラン 2021」は，県の総合計画である「安心▷ 誇り▷ 挑戦　ひろしまビジョン」の分野別計画として策定している「社会資本未来プラン（土木建築局）」及び「2025 広島県農林水産業アクションプログラム（農林水産局）」における海岸部門の事業別整備計画として策定した計画である。

計画期間：令和３（2021）年度～令和７（2025）年度（５年間）
投資予定額：概ね 150 億円

3　令和３年度事業の内容

（単位：千円）

区分 / 事業名			予　算　額	説　　明
公共	水管理・国土保全局	高潮対策事業	168,000	天応海岸(呉市)など２海岸の護岸工事等
		計	168,000	
	港湾局	港湾海岸保全施設事業	942,000	広島港（広島市）など11港の堤防，護岸の改良，補強工事等
		港湾海岸環境整備事業	126,000	広島港（坂町）の避難通路整備
		海岸堤防等老朽化対策緊急事業	115,000	尾道糸崎港(三原市)の護岸及び瀬戸田港(尾道市）の排水機場の老朽化対策工事
		国直轄事業負担金（海岸事業）	462,000	広島港の護岸の改良工事等
		計	1,645,000	
	水産庁	高潮対策事業	157,500	横田漁港(福山市)の離岸堤等整備など３漁港の高潮対策工事等
		海岸堤防等老朽化対策事業	42,000	地御前漁港(廿日市市)など２漁港の護岸の老朽化対策工事等
		計	199,500	
合計			2,012,500	

※令和２年度２月補正（国補正対応分）含む

4　海岸の維持管理

県内の海岸保全区域に指定されている約586kmの海岸のうち，土木建築局が所掌する国土交通省(水管理・国土保全局，港湾局）所管及び農林水産省(水産庁)所管の計約491kmについて，護岸や防潮扉の計画的な点検や修繕を行い，海岸保全施設の機能を維持する。

また，海岸保全区域については，海岸の適正な利用の促進と，海岸環境の保全を図り，海岸の多様な機能が十分発揮されるよう管理するとともに，それ以外の公共の海岸である一般公共海岸区域についても適正な管理を行う。

令和３年度海岸維持修繕実施計画

（単位：千円）

区　　分	種　　別	予　算　額
国土交通省（水管理・国土保全局）海岸維持修繕費	海岸保全施設の機能維持	100,000
国土交通省（港湾局）海岸維持修繕費	〃	1,166,562
農林水産省（水産庁）海岸維持修繕費	〃	94,164

注：国土交通省（港湾局）海岸維持修繕費は，港湾維持修繕費を含めた額である。

注：農林水産省（水産庁）海岸維持修繕費は，漁港維持修繕費を含めた額である。

第５章　空　港

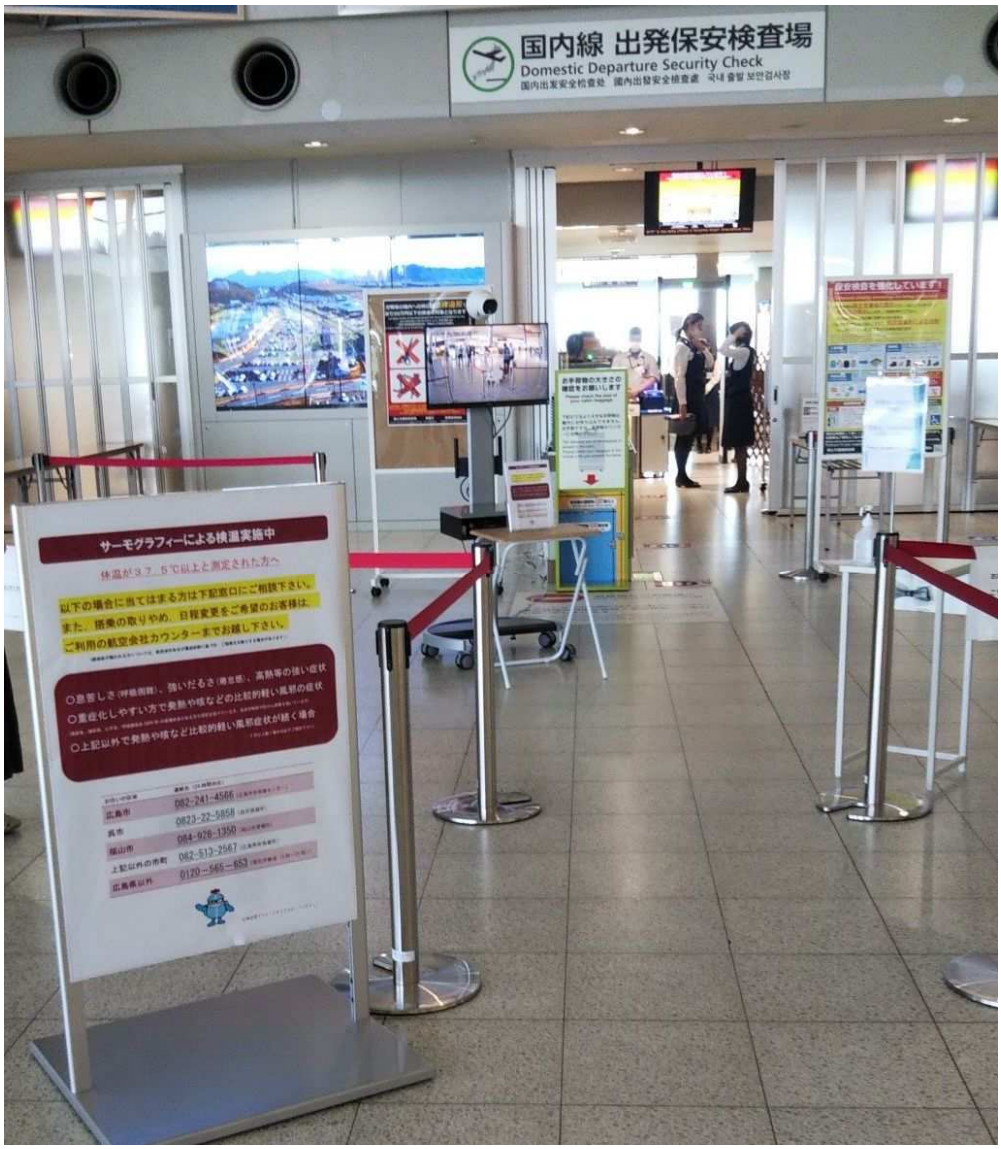

広島空港における新型コロナウイルス感染症対策
（サーモグラフィーによる検温）

1　広島空港の概要

(1)　広島空港の現状

広島空港は，3,000mの滑走路，９つのスポットを有するエプロンや最新鋭の設備とともに，31,000 ㎡の旅客ターミナルビル，3,900 ㎡の貨物ターミナル施設などを備えた中国・四国地方最大の空港である。

また，平成 29 年 10 月 29 日から，空港の運用時間が夜間１時間延長され，15 時間（7：30～22：30）となっている。

国内定期路線は，新型コロナウイルス感染症の影響を受け，令和２年３月上旬から減便が続いた。GoTo キャンペーン等で一時的に利用者が回復傾向にあったものの，11 月中旬以降，全国的に新規感染者数が急増し，感染拡大前の水準への回復には時間を要すると想定される。また，国際定期路線は，令和２年３月下旬以降，全路線運休となっており，回復の見通しが立っていない。

今後は，令和３年７月から広島空港の運営を開始する広島国際空港（株）等と連携し，新型コロナウイルス感染症の回復状況を踏まえながら，中国・四国地方の拠点空港として，また，本県の新たな経済成長を支えるグローバルゲートウェイとして，引き続き利便性の向上や利用促進に努める。

広島空港の概要

設置管理者		国土交通大臣	
飛行場の種類		空港法第４条第１項第５号に掲げる空港	
供用開始日		平成５年 10 月 29 日（3,000m滑走路供用：平成 13 年１月 25 日）	
施設概要	告示年月日	平成 12 年 12 月 28 日（運輸省告示 414 号）	
	管理面積	1,948,484 ㎡	
	基本施設（ターミナル拡張計画を含む。）	着陸帯	長さ　3,120m×幅　300m
		滑走路	長さ　3,000m×幅　60m
		誘導路	総延長　3,290m
		エプロン	120,300 ㎡（サブターミナルを含む。）
	航空灯火	進入灯，進入角指示灯，中心線灯，滑走路灯，誘導路灯，エプロン照明灯等	
	通信施設	遠隔空港対空通信施設，飛行場情報放送業務施設	
	航空保安無線施設	ＩＬＳ（計器着陸装置），ＡＳＲ（空港監視レーダー）， ＳＳＲ（二次監視レーダー）， ＶＯＲ／ＤＭＥ（超短波全方向無線標識装置／距離測定装置）	
	気象観測施設	滑走路視距離測定器，風向風速観測装置，雲高測定器等	
運用時間		15 時間（利用時間：７時 30 分から 22 時 30 分まで）	

(2) 主な施設整備等の状況（国土交通省事業）

時　期	内　容	目　的
平成20年６月	計器着陸施設の高度化（CAT-Ⅲa）	視界不良による欠航，ダイバート(目的外空港への着陸)，遅延等の改善
平成21年７月	計器着陸施設の高度化（CAT-Ⅲb）	
令和３年４月以降	滑走路端安全区域(RESA)の整備	航空機がオーバーラン及びアンダーシュートした場合に航空機の損傷を軽減

(3) アクセスの充実

広島空港へのアクセスとして，広島（広島駅新幹線口・広島バスセンター・平和大通り），呉，三原，福山，西条からの空港アクセスバス，ＪＲ白市駅からの空港連絡バス，竹原，尾道からの乗合タクシーが，それぞれ運行されている。

また，広島空港県営駐車場においては，平成28年７月からカーシェアリング（ラウンドトリップ方式）の社会実験を実施し，平成29年４月から本格導入するとともに，平成29年５月からは同駐車場と県内17拠点の間でワンウェイ方式（乗り捨て）のカーシェアリングを導入している。（県営駐車場は令和３年４月から空港運営権者の管理となり，今後，レンタカーステーションの新設も提案されている。）

なお，ＪＲ広島駅から広島空港間の定時性向上につなげるため，平成29年度から，ＪＲ白市駅・空港間の主要地方道東広島本郷忠海線に凍結防止剤散布装置等の設置を進め，平成30年度に完了した。

さらに，ＪＲ白市駅においては，利便性向上のため，バリアフリー化工事（跨線橋の架替，エレベーター設置等）を実施し，平成28年３月に工事が完了した。

(4) 航空ネットワークの維持・拡充

新型コロナウイルス感染症の収束時期を想定し，広島国際空港㈱や官民で構成される広島県空港振興協議会等と連携し，既存路線の早期復便に備え，需要回復に取り組む。

なお，国際線の復便にあたっては，不可欠となる水際対策の強化に向け，広島国際空港㈱や地元関係機関と連携し，ビル施設の改修等，検疫体制の強化に向けた環境づくりに努めるとともに，検疫の実施主体である国へ，検査人員確保等の必要な働きかけを行っていく。

(5) 空港の振興

官民一体となって空港の振興策を推進するため，平成６年３月に設立した広島県空港振興協議会（会長：広島県商工会議所連合会会頭，構成員：県，市町，経済団体等）を中心に，就航路線の利用促進や路線誘致などの活動を展開する。

(6) 空港経営改革の導入

広島空港が，本県の経済成長を促す役割を担うとともに，中四国地方の拠点空港として今後も継続的に発展していくため，航空系事業と非航空系事業を一体化し戦略的な空港運営を可能とする空港経営改革（一体運営・民間委託）の導入に取り組むこととし，平成 29 年３月に「広島空港の経営改革に係る県の基本方針」を策定した。

これを受けて国は，平成 31 年３月から導入手続を本格的に開始し，空港運営権者選定の手続を進め，令和２年 12 月に広島国際空港（株）と運営権実施契約を締結した。

今後は，県の基本方針が反映された空港運営権者の提案を共有し，令和３年７月からの空港運営事業開始後，実現に向けて連携して取り組む。

(7) 令和３年度事業の内容

（単位：千円）

区分	予算額	事業内容
直轄空港建設費等負担金	525,667	広島空港の施設更新
空港関連施設等管理費	11,688	周辺県有地の管理等
空港周辺対策事業	39,225	空港周辺の環境対策等
広島空港拠点性強化事業	36,676	国際定期路線の需要拡大等
新規国際定期路線支援事業	26,582	新規路線の立ち上がり支援
空港振興事業	16,600	官民一体による利用促進，新規路線の誘致活動等
合計	656,438	

参考　広島空港の定期航空路線の概要（令和３年夏ダイヤの運航計画）

(1)　国内線の現況

（令和３年３月 31 日 現在）

地　域	路　線	航　空　会　社	便数／日	使　用 機　材	令和元年度 旅客数	令和2年度 旅客数	対前年度比	備　　考
北 海 道	札　幌 (新千歳)	全日本空輸	2	B737- 800 (166 席)	167,840 人	32,676 人	19.5%	H27.10.25～ (S61.3.1～)
		日本航空		B737－800 (165 席)				H8.8.2～
東　　北	仙　台	IBEX ｴｱﾗｲﾝｽﾞ (全日本空輸)	2	CRJ700 (70 席)	76,585 人	44,907 人	58.6%	H21.9.21～ (H4.10.25～)
東　　京	成　田	IBEX ｴｱﾗｲﾝｽﾞ (全日本空輸)	2	CRJ700 (70 席)	249,857 人	22,609 人	9.0%	H15.8.1～
		春秋航空日本		B737－800 (189 席)				H26.8.1～
	東　京 (羽　田)	全日本空輸	17	B787-8 (335 席) B767－300 (270 席) B737－800 (166 席) A321 (194 席)	2,035,207 人	574,311 人	28.2%	S37.10.14～
		日本航空						H2.7.21～ (S63.7.23～)
沖　　縄	那　覇	全日本空輸	1	B767 (270 席)	135,896 人	52,941 人	39.0%	S61.4.26～
＜定期便計＞	5路線	4社	日 24 便		2,665,385 人	727,444 人	27.3%	
チャーター便					4,140 人	3,742 人	90.4%	
＜国 内 線 合 計＞					2,669,525 人	731,186 人	27.4%	

(2)　国際線の現況

（令和３年３月 31 日 現在）

国･地域	路　線	航　空　会　社	便数／週	使　用 機　材	令和元年度 旅客数	令和2年度 旅客数	対前年度比	備　　考
韓　　国	ソ　ウ　ル	エ　ア　ソ　ウ　ル (アシアナ航空)	運休	A321 (195 席)	36,563 人	0 人	0.0%	H28.10.20～ (H3.6.21～) R2.12.17～運休
中　　国	大連･北京	中 国 国 際 航 空 (全 日 本 空 輸)	2	B737－800 (157 席)	33,827 人	0 人	0.0%	H10.2.26～
	上　　海	中 国 東 方 航 空 (日 本 航 空)	7	A319 (120 席)	57,773 人	0 人	0.0%	H8.2.6～ (H23.7.22～成都延伸) H30.3.25～成都延伸休止
台　　湾	台　　北	チャイナエアライン (日 本 航 空)	7	B737－800 (158 席)	84,778 人	0 人	0.0%	H16.6.2～
香　港	香　　港	香港ｴｸｽﾌﾟﾚｽ	4	A320 (180 席, 188 席)	42,264 人	0 人	0.0%	H27.10.27～
シンガポール	シンガポール	シルクエアー (シンガポール航空)	運休	B737－800 NG(162 席)	34,378 人	0 人	0.0%	H29.10.30～ R2. 3.27～運休
タ　イ	バンコク	ノックエア	3	B737－800 (189 席)	5,160 人	0 人	0.0%	R 元.12.18～
＜定期便計＞	7路線	7社	週 23 便		294,743 人	0 人	0.0%	
チャーター便					9,940 人	0 人	0.0%	
＜国 際 線 合 計＞					304,683 人	0 人	0.0%	

２　広島ヘリポートの概要

(1)　広島ヘリポートの管理・運営

平成 22 年 10 月 30 日の定期路線の撤退により，小型機専用飛行場として運営していた広島西飛行場を平成 24 年 11 月 15 日付けで廃止，同日付けで広島ヘリポートとして供用開始し，ヘリコプター運航及び利用者の安全確保に必要なサービスを行っている。

なお，広島西飛行場の範囲でヘリポートを供用開始した後，段階的にヘリポート区域を縮小し，平成 27 年４月から最終形区域での供用を開始した。また，この最終形区域での供用開始に合わせて，指定管理者制度を導入し，「日本空港コンサルタンツ・大成有楽不動産連合体」が指定管理者として管理運営を行っている。（令和２年４月１日から令和７年３月 31 日まで［５年間］）

また，広島ヘリポート管理事務所の老朽化が進んでいたため，旧広島西飛行場ターミナルビルを取得し，建物の改修及び管理事務所の移転を行い，令和元年９月から新管理事務所での業務を開始した。引き続き旧管理事務所棟の解体工事と外構工事（柵設置等）を行い，令和３年度中に完了予定である。

広島ヘリポートの概要

設置管理者		広島県	
飛行場の種類		陸上ヘリポート（公共用）	
供用開始日		平成 24 年 11 月 15 日	
施設概要	管理面積	112,939 ㎡	
	基本施設	着陸帯	長さ 35m，幅 30m
		誘導路	長さ 28m，幅９m
		エプロン	20,574 ㎡，スポット 14
	航空灯火	飛行場灯台，誘導路灯，風向灯，境界灯，境界誘導路灯	
	通信施設	対空通信施設一式	
	気象観測施設	風向風速観測装置等	
運用時間		10 時間 30 分（利用時間：８時 30 分から 19 時 00 分まで）	

(2)　令和３年度の事業内容

（単位：千円）

区分	予算額	事業内容
広島ヘリポート管理費	137,866	ヘリポートの管理・運営等
広島ヘリポート整備事業	20,455	エプロン舗装，場周柵整備等
計	158,321	

第６章　港湾・漁港

三高港みたかゲートハウス（Ｒ２．８供用開始）

1　港湾の概要

(1)　港湾数

瀬戸内海に面し，大小 130 余の島々が散在する本県は，全国第６位の 44 港（国際拠点港湾１港，重要港湾３港，地方港湾 40 港）の港湾を擁し，うち県管理港湾は 27 港（国際拠点港湾１港，重要港湾２港，地方港湾 24 港）を数える。

(2)　港湾施設一覧表（港湾管理者分のみ）

ア　県管理港湾

（令和３年３月 31 日 現在）

港湾名	港格	所在地
広島港	国際拠点	広島市, 廿日市市, 海田町, 坂町
福山港	重要	福山市
尾道糸崎港（尾道地区）	〃	尾道市
尾道糸崎港（糸崎地区）	〃	三原市
尾道糸崎港（松永地区）	〃	福山市
国際拠点港湾及び重要港湾小計		3
横田港	地方	福山市
千年港	〃	〃
佐木港	〃	三原市
須波港	〃	〃
土生港	〃	尾道市
重井港	〃	〃
中浜港	〃	〃
生口港	〃	〃
瀬戸田港	〃	尾道市, 三原市
忠海港	〃	竹原市
竹原港	〃	〃
川尻港	〃	呉市
木江港	〃	大崎上島町
鮴崎港	〃	〃
大西港	〃	〃
御手洗港	〃	呉市
蒲刈港	〃	〃
釣士田港	〃	〃
小用港	〃	江田島市
鹿川港	〃	〃
中田港	〃	〃
三高港	〃	〃
厳島港	〃	廿日市市
大竹港	〃	大竹市
地方港湾小計		24
合計		27

イ　市町管理港湾

（令和３年３月 31 日 現在）

港湾名	港格	所在地
呉港	重要	呉市
重要港湾小計		1
阿伏兎港	地方	福山市
福田港	〃	尾道市
椋浦港	〃	〃
安芸津港	〃	東広島市
吉悪港	〃	呉市
小用港	〃	〃
大迫港	〃	〃
袋の内港	〃	〃
大須港	〃	江田島市
津久茂港	〃	〃
鷲部矢の浦港	〃	〃
鹿田港	〃	〃
内海港	〃	〃
大柿港	〃	〃
波多見港	〃	呉市
奥の内港	〃	〃
地方港湾小計		16
合計		17

(3)　港湾の整備方針

「広島県みなと・空港振興プラン 2021（令和３年３月策定）」に基づき，「みなと振興の重点化」「港湾・漁港施設の有効活用」「港湾・漁港施設の適正な維持管理」の３つの基本方針を基に実施計画を策定し，事業を推進する。

【広島県みなと・空港振興プラン 2021】

計画期間：令和３年度～令和７年度（５年間）

投資予定額：概ね 360 億円

(4)　令和３年度事業の内容

（単位：千円）

事業名		事業種別	事業内容	予算額
港湾事業	公共	港湾改修事業	広島港（広島市）など３港の防波堤，臨港道路等の工事（公共関連費含む）	4,431,000
		港湾環境整備事業	尾道糸崎港（三原市）など２港の埋立等の工事（公共関連費含む）	328,000
		港湾補修事業	福山港（福山市）など８港の岸壁等の補修工事	342,000
		港整備交付金事業	厳島港（廿日市市）など３港の浮桟橋，防波堤等の工事	802,000
		国直轄事業負担金（港湾事業）	広島港・尾道糸崎港及び福山港の岸壁等の国直轄事業負担金	[3,187,000] 1,467,500 [ ]は直轄事業費
		計		7,370,500
	単独	港湾改良事業	公共事業の補完整備や緊急に整備を要するものの工事	1,324,600
	維持	港湾維持修繕費	浮桟橋等の港湾施設及び護岸，堤防，防潮扉等の海岸保全施設の補修・点検等や沈廃船処理等	1,166,562
	その他		市町土木工事受託費	463,000
	一般会計合計			10,324,662
	特別会計	荷捌施設整備事業	○ 広島港関係　1,952,900 ・ 出島地区　1,459,800 ・ 五日市地区　363,100 ・ 海田地区　130,000 ○ 福山港関係　245,000 ・ 箕沖地区　245,000 ○ 厳島港関係　135,000 ・ 宮島口地区　135,000	2,332,900
		広島港運営費	広島港の管理･運営に要する費用	1,245,912
		尾道糸崎港運営費	尾道糸崎港の管理･運営に要する費用	57,499
		福山港運営費	福山港の管理･運営に要する費用	187,158
		港湾振興事業	広島港，福山港などのポートセールス活動等に要する費用	23,175
		造成地分譲促進事業	臨海土地造成地に係る分譲経費等に要する費用	49,014
		公債費	港湾施設整備等のために借り入れた県債を償還するための費用	10,484,864
		諸支出金	港湾整備事業基金積立金等	1,103,392
	特別会計合計			15,483,914
合計				25,808,576

※令和２年度２月補正（国補正対応分）含む

(5) 主な港湾整備事業の概要

ア 国際拠点港湾広島港の整備

(ｱ) ねらい

国際物流・国際交流拠点を担う中核国際港湾として，必要な港湾施設の整備を行い，国際拠点港湾広島港のグローバルゲートウェイ機能を強化する。

(ｲ) 令和３年度の予算額

（単位：千円）

区分		事業内容	予算額	備考
五日市地区	県事業	臨港道路等	1,042,000	
		港湾関連用地造成等	363,100	
宇品・出島地区	直轄事業	耐震強化岸壁等	405,000	県負担金（事業費 900,000）
	県事業	港湾関連用地造成等	1,589,800	
その他	県事業	防波堤，補修等	1,099,000	
計			4,498,900	

※令和２年度２月補正（国補正対応分）含む

イ 重要港湾尾道糸崎港の整備

(ｱ) ねらい

尾道糸崎港は，県東部の物流・人流の拠点を目指し，輸入木材の取扱拠点港としての機能強化を図るとともに，ウォーターフロント空間の創出などの新たな要請に対応した施設整備を進める。

(ｲ) 令和３年度の予算額

（単位：千円）

区分		事業内容	予算額	備考
機織地区	直轄事業	泊地（－10m）	333,500	県負担金（事業費 667,000）
貝野地区	県事業	浚渫土受入	100,000	
その他	県事業	小型船だまり等	602,000	
計			1,035,500	

※令和２年度２月補正（国補正対応分）含む

ウ 重要港湾福山港の整備

(ｱ) ねらい

広島県東部地域の物流，産業の拠点として，物流需要の増大，輸送の効率化等に対応するため，グローバルゲートウェイ機能の強化や航路機能の回復を推進するとともに，快適な港湾空間の形成を図る。

(ｲ) 令和３年度の予算額

（単位：千円）

区分		事業内容	予算額	備考
箕沖・箕島地区	直轄事業	岸壁，航路・泊地等	729,000	県負担金（事業費 1,620,000）
	県事業	港湾関連用地造成等	245,000	
鞆地区	県事業	浮桟橋整備等	881,000	
計			1,855,000	

※令和２年度２月補正（国補正対応分）含む

(6) 港湾の振興

ア ねらい

広島港・福山港の中国・四国地域におけるグローバルゲートウェイ（世界に開かれた玄関口）としての機能強化を図るため，引き続き，積極的なポートセールスを実施する。

さらに，広島港においては，平成 29 年４月から出島・海田コンテナターミナルについて，民間の経営手法を生かした運営を（株）ひろしま港湾管理センター（港湾運営会社）が行うことにより，航路拡充や貨物量の増大を目指す。

このほか，クルージングやクルーズ客船の寄港を促進し，みなとの賑わいを形成する。

イ 事業の概要及び令和３年度の予算額

（単位：千円）

区　分	事　業　内　容	予算額
振興協会助成事業	広島港振興協会，東部港湾振興協会への助成（利用促進，広報宣伝）	4,800
ポートセールス強化事業	・新規航路開設やコンテナ取扱貨物量の増加に向けた助成制度の実施 ・海外ポートセールス，国内ポートセールスの展開	17,086
瀬戸内海クルージング促進事業	・クルージング需要の掘り起こし（瀬戸内クルージングポータルサイト運営） ・クルーズ客船の誘致・受入体制の充実（客船寄港時のおもてなし実施）	43,448

ウ 広島港，福山港の利用状況等

海外定期航路の状況

（令和３年３月 31 日現在）

港　名	航路名	便　数	港名	航路名	便　数
広島港	韓国航路	週９便	福山港	韓国航路	週４便
	中国航路	週７便		中国航路	週６便
	台湾・香港航路	週１便		台湾・香港航路	週１便
	韓国・台湾航路	週１便			
	北米航路	月１便			

エ 広島港クルーズ客船寄港回数（令和２年度）

ふ頭名	水深等	寄港回数
宇品外貿	中小型客船対応（水深-10m）	２回
五日市	大型客船対応水深（-12m，-11m）	０回
合計	―	２回

(7) 港湾整備事業造成地等分譲事業

港湾整備事業による造成地等について，それぞれの処分計画に基づき，早期に分譲を進める。

（令和３年３月 31 日現在）

分　譲　地	用　途	面　積				分譲率
		分譲計画 a	竣功済 b	分譲済 c	未分譲 b-c	c/b
広島港元宇品地区	企業移転ほか	1.7ha	1.7ha	1.7ha	―	100.0%
広島港宇品内港地区	商業施設ほか	15.5ha	15.5ha	15.5ha	―	100.0%
広島港出島地区	保管施設ほか	44.0ha	18.3ha	18.3ha	―	100.0%
広島港五日市地区	企業移転ほか	46.1ha	29.7ha	29.7ha	―	100.0%
広島港廿日市地区	港湾関連	13.0ha	13.0ha	13.0ha	―	100.0%
大竹港晴海地区	商業施設ほか	13.3ha	13.3ha	13.3ha	―	100.0%
尾道糸崎港松浜地区	港湾関連ほか	4.7ha	3.6ha	3.2ha	0.4ha	88.9%
福山港内港地区	大学設置ほか	4.9ha	4.9ha	4.9ha	―	100.0%
合　　計		143.2ha	100.0ha	99.6ha	0.4ha	99.6%

※分譲済面積には，事業用定期借地での分譲面積を含む。

2　漁港の概要

(1)　漁港数

漁業活動の基盤である広島県下の漁港は 44 漁港が指定されており，そのうち第三種漁港は 1 漁港のみで，第二種漁港が 18 漁港，第一種漁港が 25 漁港と小規模な漁港が多い。

(2)　県内漁港一覧表

ア　県管理漁港

(令和３年３月 31 日 現在)

漁港名	種類	所　在　地	
草　津	第三種	広島市	
第　三　種　漁　港　小　計			1
音　戸	第二種	呉市	
安　浦	〃	〃	
倉　橋	〃	〃	
豊　島	〃	〃	
吉　和	〃	尾道市	
走	〃	福山市	
平	〃	〃	
横　田	〃	〃	
箱　崎	〃	〃	
地 御 前	〃	廿日市市	
塩　屋	〃	〃	
沖　浦	〃	大崎上島町	
第　二　種　漁　港　小　計			12
五 日 市	第一種	広島市	
第　一　種　漁　港　小　計			1
合　計			14

イ　市町管理漁港

(令和３年３月 31 日 現在)

漁港名	種類	所　在　地	
阿 多 田	第二種	大竹市	
玖　波	〃	〃	
畑	〃	江田島市	
柿　浦	〃	〃	
美　能	〃	〃	
深　江	〃	〃	
第　二　種　漁　港　小　計			6
大　屋	第一種	呉市	
情　島	〃	〃	
大 地 蔵	〃	〃	
田　原	〃	〃	
長　谷	〃	〃	
原	〃	〃	
竹　原	〃	竹原市	
能　地	〃	三原市	
須　波	〃	〃	
大　町	〃	尾道市	
串　浜	〃	〃	
海　老	〃	〃	
泊	〃	〃	
干　汐	〃	〃	
立　花	〃	〃	
西　浦	〃	〃	
鏡　浦	〃	〃	
福　山	〃	福山市	
大 芝 北	〃	東広島市	
大 芝 南	〃	〃	
上 ノ 浜	〃	廿日市市	
梅　原	〃	〃	
丸　石	〃	〃	
世　上	〃	江田島市	
第　一　種　漁　港　小　計			24
合　計			30

(3) 漁村事業（漁業集落環境施設整備）

漁港区域背後地域の生活環境の向上のため，生活雑排水の処理を行う漁業集落排水施設整備や地域の憩いの場となる公園整備，狭隘な集落道路を改善することにより水産業を核とした快適で潤いのある豊かなまちづくりを推進する。

(4) 漁港の整備方針

漁港に関連する事業は，産業として自立できる水産業の確立に向けて，より経営力の高い担い手の育成や農山漁村地域の暮らしの安全安心の確保に資する漁港施設等の基盤整備を進める。具体的には，実施計画である「広島県みなと・空港振興プラン 2021」に基づき事業を推進していく。

(5) 令和３年度事業の内容

（単位：千円）

事業名		事業種別	事業主体	施行計画量等	予算額
漁港事業	公共	地域水産物供給基盤整備事業(機能保全)	県	草津漁港外の老朽化した漁港施設の補修工事	279,300
			市町	阿多田漁港外の老朽化した漁港施設の補修工事	170,870
		地域水産物供給基盤整備事業（水産生産）	県	走漁港の防波堤の整備	52,500
		地域水産物供給基盤整備事業（機能増進）	県	草津漁港の機能保全計画書の見直し等	34,650
			市町	玖波漁港の機能保全計画書の見直し	9,350
		漁業集落環境整備事業	市町	沖浦漁港外において集落排水施設等の事業促進	21,025
		港整備交付金事業	県	倉橋漁港外で防波堤・浮桟橋等の整備	651,000
		計			1,218,695
	単独	漁港改良事業		公共事業の補完整備やそれに必要な調査設計	134,042
		五日市漁港多目的利用施設整備事業		五日市漁港フィッシャリーナ整備負担金	29,704
		計			163,746
	維持	漁港維持修繕費		漁港施設及び漁港海岸保全施設の維持修繕等	94,164
	他	県管理漁港管理費		県管理漁港の管理・運営に要する経費	12,742
	一般会計合計				1,489,347
	特別会計	五日市漁港利用調整施設運営費		五日市漁港フィッシャリーナの管理・運営に要する費用	17,356
	特別会計合計				17,356
合計					1,506,703

※令和２年度２月補正（国補正対応分）含む

3　検潮所設置状況

瀬戸内海は干満の差が極めて大きいことから，県内各地の潮位を継続的に観測して，工事用基準面，高潮堤防天端高等の適正な設定を図ることとする。

（令和３年３月 31 日 現在）

検潮所名	所在地	検潮器型式	設置年月
呉港	呉市阿賀南七丁目	フース型ＤＦＴ－３型	（H22. 7） S26. 2
尾道糸崎港尾道地区	尾道市西御所町	フース型ＤＦＴ－３型	（H23. 3） S26. 9
〃　糸崎地区	三原市城町三丁目	水晶水圧式	（H19. 10） S26. 4
大竹港	大竹市晴海二丁目	水晶水圧式	（H26. 3） S25. 4
広島港	広島市南区宇品海岸二丁目	フース型ＤＦＴ－３型	（H24. 2） S25. 4
柿浦漁港	江田島市大柿町柿浦	フース型 DＦＴ－３型	（H24. 3） S26. 2
倉橋漁港	呉市倉橋町海越	フース型 DＦＴ－３型	（H29. 3） S26. 12
竹原港	竹原市塩町一丁目	フース型 DＦＴ－３型	（Ｒ２．9） S25. 12
御手洗港	呉市豊町久比	フース型 DＦＴ－３型	（Ｒ２．7） S26. 1
木江港	豊田郡大崎上島町木江	水晶水圧式	（H11. 3） S30. 1
土生港	尾道市因島田熊東町	フース型ＤＦＴ－３型	（H27. 3） S25. 12
横田港	福山市内海町曽根	水晶水圧式	（H11. 3） S28. 6
福山港	福山市引野町沖浦	フース型ＤＦＴ－３型	（H22. 7） S43. 5

注　上段（　）書は，計器更新年月である。

4　海域の管理

(1)　公有水面埋立免許

海面の埋立ては，公有水面埋立事務取扱要領により事務の合理化に努めているところであるが，土地利用上の必要性（国土の保全），環境の保全等を厳正に審査し，調和のとれた免許を行う。

(2)　港湾区域，漁港区域及び一般海域の管理

港湾法及び漁港漁場整備法に基づき，港湾区域及び漁港区域のより適正な管理に努めるとともに，一般海域についても，広島の海の管理に関する条例及び広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例に基づき，活用と保全との調和のとれた秩序ある海域の利用を図る。

第７章　都　市

広島市東部地区連続立体交差事業（イメージ図）

1　都市行政の課題

現行の都市計画法は，高度経済成長期に都市への急速な人口・諸機能の集中が進み，市街地の無秩序な外延化が深刻化していた社会経済状況を背景に，線引き制度，開発許可制度等の導入を骨格として昭和 43 年に制定されたものである。以来，都市のスプロール化の防止を図る一方，計画的な新市街地の開発・誘導など，集中する人口や諸機能を都市内にいかに配置するかという点に重点を置いた，土地利用追従型の運用がなされてきた。

しかしながら，人口減少・超高齢社会の到来，産業構造の転換，地球環境問題の高まり，厳しい財政的制約など，都市をめぐる社会経済状況は大きく変化してきている。

特に，これまで我が国が経験したことのない急激な人口減少・超高齢社会を迎え，これまでの人口増加や成長・拡大を前提とした都市づくりから，一定の区域に無駄なく必要な都市のサービス機能を集約化した集約型都市構造への転換を図っていくことが，これからの都市づくりに強く求められている。このような大きな転換点の中，高度経済成長期に建てられた建築物の更新期の到来を迎え，空き地，空き家等の低未利用地が時間的・空間的にランダムに発生する「都市のスポンジ化」と呼ぶべき事象が進行するなど，コンパクトなまちづくりの推進に向けた新たな課題も発生している。

また，異常気象により，全国的にこれまで経験のない災害が頻発しており，本県においても頻繁に襲う豪雨災害では甚大な被害が繰り返し発生しており，災害リスクの高い区域に市街地が形成されている状況が明らかになっている。加えて，東日本大震災等の教訓を踏まえた南海トラフ地震等の広域災害への対策が求められるなど，これからの都市づくりにおいては，ハード・ソフト対策が一体となった総合的な防災・減災対策により，都市の災害リスクを低下させ，災害発生時においても人命を守り，被害を最小限に止めることが喫緊の課題となっている。

さらに，新型コロナの感染拡大は，これまでの働き方や移動手段，日常生活などに大きな影響を与えており，外出自粛や人との接触機会の低減の観点から，オンライン授業やテレワークの拡大など，人々のライフスタイルや価値観が大きく変化している。この「新しい生活様式」に対応した，ゆとりと魅力あるまちづくりや居住環境の創出が求められている。

一方で，２つの世界文化遺産をはじめとした多様な地域資源を有する本県では，国内外から多様な人々を呼び込み，地域の活力やイノベーションの原動力を生み出すため，多様な人材をひきつける魅力的な自然的環境や景観等の保全・創出が重要となっている。

こうした都市づくりに求められる様々な要請に的確に応えるには，都市計画行政は，多角的な視点を持ち，将来の都市像を明確化した上で，社会経済情勢の変化に対応した都市計画制度の積極的な運用と，都市計画における県と市町の連携・協働をより一層推進することで，新たな都市づくりに向けて，行政・民間事業者・住民が一体となって取り組んでいく必要がある。

2　都市計画行政の取組方針

(1)　広島県都市計画制度運用方針

本県の都市づくりの透明化や都市計画制度の積極的な活用，県と市町の都市計画における一層の連携と協働の実現に向け，今後の県の都市計画制度の運用についての基本方針として，平成 14 年３月に「広島県都市計画制度運用方針」を策定し，運用してきた。

その後，人口減少・超高齢社会の到来や大規模災害の頻発，インバウンドなどの交流人口の増加等といった社会経済情勢の変化に的確に対応するため，令和元年 12 月に「広島県都市計画制度運用方針」を改定している。

改定した「広島県都市計画制度運用方針」では，本県の都市を取り巻く課題や潮流を踏まえ，本県における都市の目指すべき将来像を設定し，将来像に向けた運用方策を策定した。

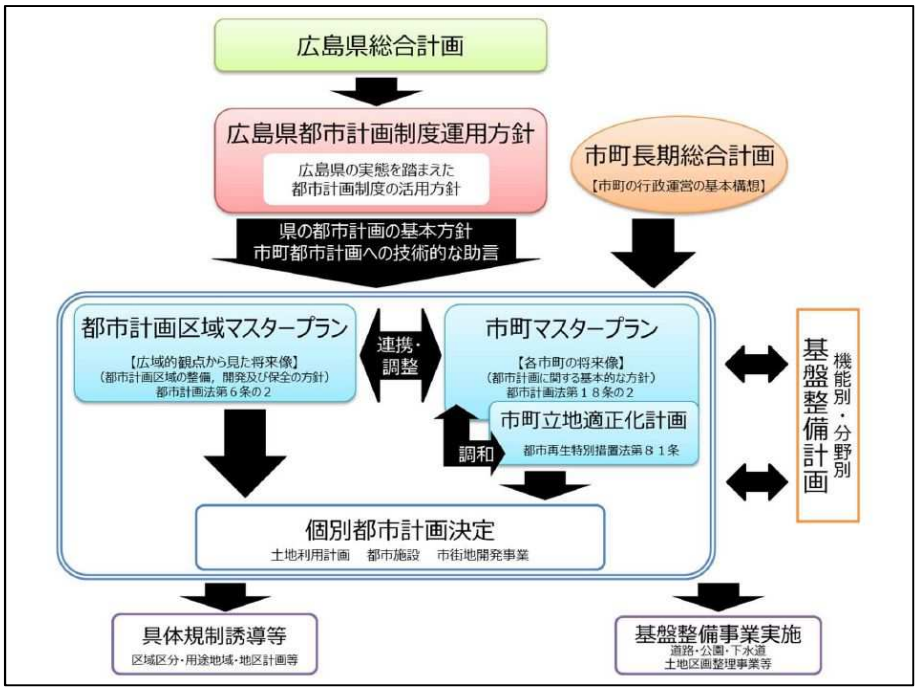

広島県都市計画制度運用方針とマスタープランの位置づけ

(2)　広島県都市計画区域マスタープラン

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）は，都市計画法第６条の２の規定に基づき策定するもので，中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし，その実現に向けての大きな道筋を明らかにしておくものである。

都市計画区域マスタープランは，都市計画区域を一体の都市として総合的に整備，開発及び保全するため，区域区分の有無及び区域区分を定める際の方針や，主要な都市計画の決定の方針など，都市計画の基本的な方針を県民に示すとともに，各市町が行うまちづくりの指針としての役割を担う。

広島県では、これまで 22 の都市計画区域ごとに都市計画区域マスタープランを策定していたが，広域的な視点に立って都市づくりを進めていく必要があることから，都市計画区域を越えて強い結びつきのある一体的な地域（圏域）として「広島圏域」「備後圏域」「備北圏域」の３圏域を設定し，圏域を単位とした新たな都市計画区域マスタープランを令和３年３月に策定した。

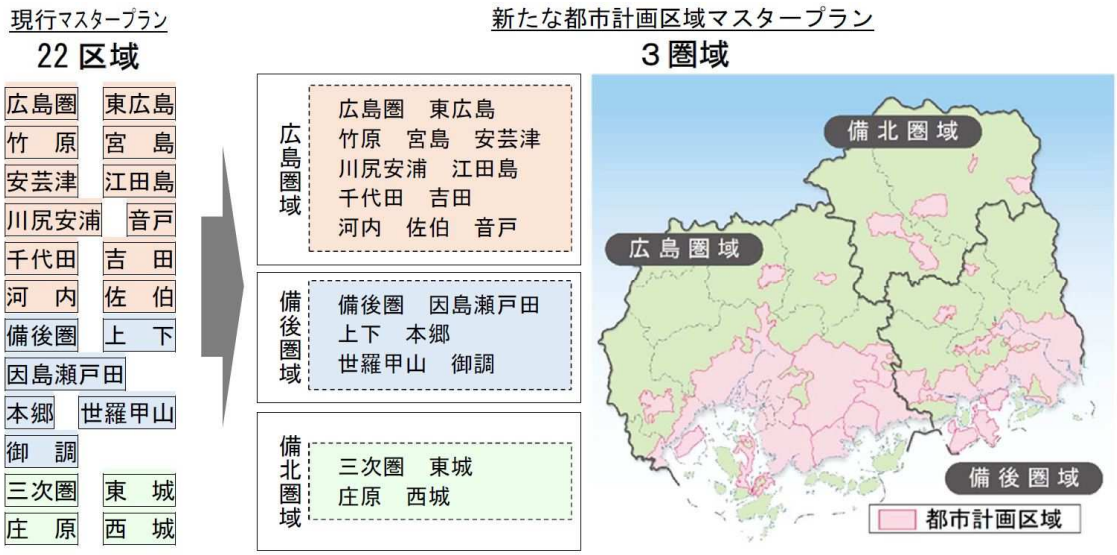

ア　広島県における都市の目指すべき将来像

医療・福祉施設、商業施設や住居がまとまって立地し，公共交通によりこれらの生活利便施設にアクセスできる「コンパクト+ネットワーク型」の都市を再構築する。

また，災害に強く，誰もが暮らしやすい「安全・安心」を基本に，新型コロナ危機後の社会が求める空間に対する新たな価値観を踏まえ，様々な人材や企業をひきつける「活力」と「魅力」に満ちあふれた都市を，「住民が主体」となり，行政がサポートしながら協働で作り上げていく。

これらの将来像は、交通や安全・安心などの分野におけるデジタル技術やデータなどを積極的に活用し，スマートシティの取組を進めながら実現していく。

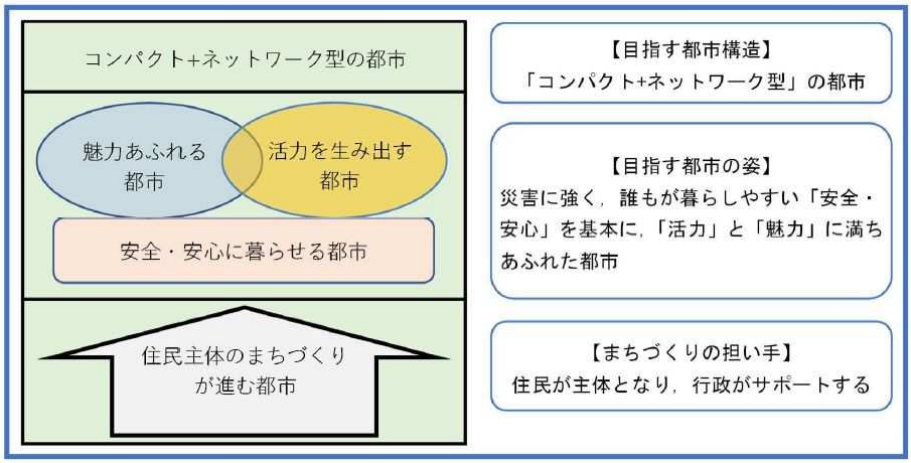

将来像のイメージ

イ　目標年次

圏域の長期的な発展方向を踏まえ，最新の国勢調査が行われた年次を基準とし，策定から概ね 20 年後(令和 22（2040）年)の都市の姿を展望しつつ，概ね 10 年以内の各々の都市計画の整備目標を定める。

基準年次	目標年次
平成 27（2015）年	令和 12（2030）年

ウ　新たな都市計画区域マスタープランの要点

○ コンパクト＋ネットワーク型の都市

- 人口減少社会において日常生活サービスを効率的に享受できる集約型都市構造の形成
- 災害リスクの高い区域に立地した居住を安全で利便性の高いエリアへと誘導
- 集約された拠点の多様なサービスを享受するために拠点間を結ぶネットワークの強化

○ 安全・安心を基本に、活力と魅力に満ちあふれた都市

- 総合的な防災・減災対策による安全・安心に暮らせる都市づくり
- イノベーションを生み出す多様な人材を呼び込む魅力的な都市空間の形成
- 転出の抑制やＵＩＪターンの拡大に向け、「都市と自然の近接性」を生かした大都市圏にはない広島らしいゆとりと魅力あるまちづくりの推進

○ デジタル技術の進展や新型コロナ危機の対応などを踏まえて求められる新しい社会

- データと新技術を活用したまちづくり（スマートシティ化）
- 新しい生活様式に対応したゆとりある空間の形成

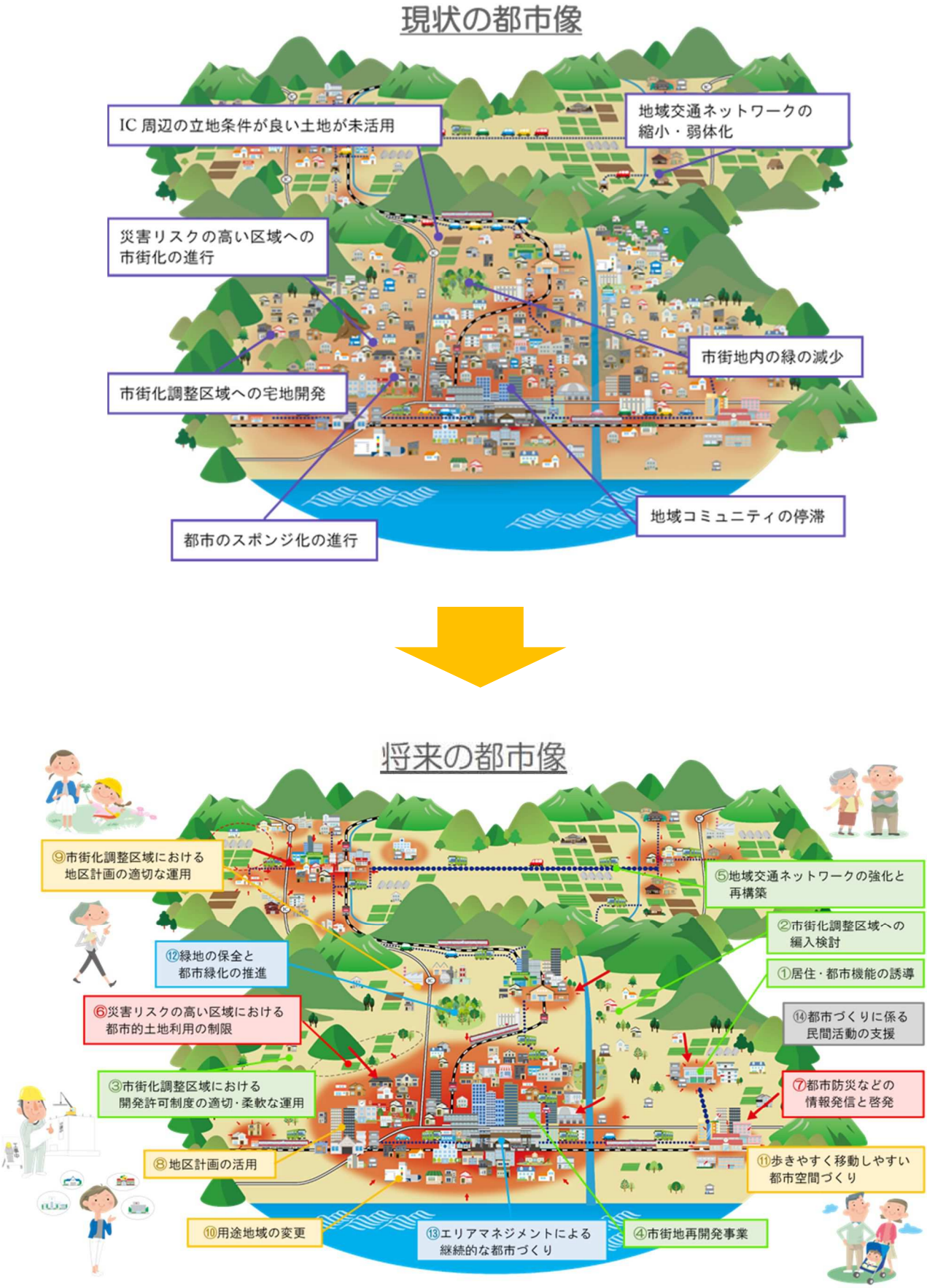

現状と将来の都市像　概念図

(3)　市町における都市計画

ア　市町マスタープラン

市町マスタープランは，市町の建設に関する基本構想（長期総合計画等）と都市計画区域マスタープランに即し，各市町の区域を対象として，住民に最も身近な地方公共団体である市町が，より地域に密着した見地から，その創意工夫のもと，市町の定める都市計画の方針を定めるものである。

イ　立地適正化計画

立地適正化計画は，都市全体を見渡しながら今後の都市像を描き，居住機能や医療・福祉・商業，公共交通等のさまざまな都市機能を誘導するとともに，居住誘導区域に残存する災害リスクに対して防災指針を定め必要な防災・減災対策に取り組むことにより，コンパクト＋ネットワーク型の都市の実現に向け，策定するアクションプランで，令和３年３月末時点で，県内８市町が策定を行っている。

３　都市計画行政の具体的施策

(1)　都市再生整備計画に係る事業

地域の特性を生かしたまちづくりを実施し，将来にわたって持続可能な都市とするため,都市再生整備計画※による事業を促進する。

都市再生整備計画に係る事業には，都市再生整備事業及び立地適正化計画に基づく都市構造再編集中支援事業がある。

都市再生整備事業では，道路や地域交流センター等の公共公益施設の整備により，地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し，地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る。

都市構造再編集中支援事業では,「立地適正化計画」に基づき，都市機能や居住環境の向上に資する，医療・福祉・子育て支援・教育文化等の公共公益施設の誘導・整備，防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い，各都市が持続可能で強靭な都市構造へ再編を図る。

※都市再生整備計画：都市の再生に必要な公共公益施設の整備に関する計画

(2)　都市防災総合推進事業

避難地・避難路等の公共施設整備や，避難地・避難路周辺の建築物の不燃化，木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上並びに被災地における復興まちづくり等を総合的に促進し，防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る。

(3)　持続可能なまちづくり推進事業

コンパクトなまちづくりに向け，人口減少下における県民生活や地域経済などの持続性を維持していくために，災害リスクの高い土地の都市的土地利用を抑制するとともに，広島型ランドバンク事業により，移住者の受け皿としての居住環境を整備することで，都市部への居住誘導の加速化を図る。

広島型ランドバンク事業

ランドバンク事業は，空き家や空き地などの未利用ストックについて，接道状況や土地形状の改善を図り，土地に付加価値を与え，市場性のあるストックを生み出す事業。

広島型では，地元住民組織と自治体で事業を進めるランドバンク協議会を設置し，区画再編エリアの設定，整備方針の決定，関係者調整，事業者選定等を担い，再編エリアの土地買収，工事，再編後の土地販売を選定された住宅関連事業者（民間）が行う。令和3年度から，三原市本町地区をモデル地区として決定し，事業を行うこととしている。

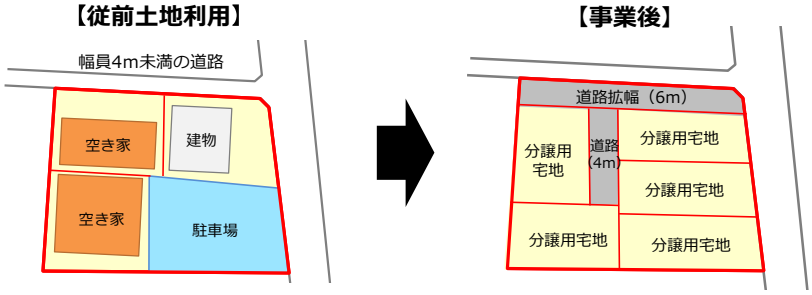

(4) 魅力ある「まちなみづくり」支援事業

魅力あるまちなみづくりに取り組む市町について，地域のコンセプト策定に関するワークショップ開催やアドバイザー派遣等を支援することで，魅力ある景観等，デザイン性のある都市空間の形成を推進し，集客・交流の促進など地域の賑わいの創出を図る。

4 都市環境の整備

(1) 屋外広告物

「屋外広告物法」，「広島県屋外広告物条例」及び「広島県屋外広告物に関する規則」により，屋外広告物の禁止地域及び許可地域を指定して，良好な景観の形成や風致の維持を図るとともに，公衆に対する危害の防止に努めている。

屋外広告物に関する事務については，市町長に権限移譲されており，市町長が屋外広告物の許可や無許可・違反広告物の取締りに当たっている。

また，屋外広告業者に対しては，講習会の開催及び屋外広告業の登録により，屋外広告物に関する法令等の知識の普及を図るとともに，業界の実態を把握してその指導育成に努めている。

屋外広告物の令和２年度の許可件数は，3,235 件（県条例適用外地域を除く。）である。

(2) 緑地協定

都市の過密化等に伴う生活環境の悪化が叫ばれている中で，都市の緑が次第に姿を消しつつある。

そこで，「都市緑地法」に基づき，都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路，河川等に隣接する相当の区間にわたる土地の所有者が市街地の良好な環境を確保するため，その全員の合意により，当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する協定を締結するものである。

5　宅地開発

都市及びその周辺部における無秩序な宅地等の開発を防ぎ，良好な都市環境の形成を図るため，開発許可制度及び「宅地造成等規制法」の許可制度の適正な運用を行う。

また，大地震等が発生した場合に，大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土造成地の位置を示した，大規模盛土造成地マップを公表している。

(1)　開発許可制度の概要

都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分し，それぞれの区域で一定規模以上の宅地開発，一定目的以外の開発行為等を行う場合，あらかじめ知事の許可を受けることが必要となっている。

また，この制度は，昭和 49 年の「都市計画法」の一部改正により，一定規模以上の開発行為については，区域区分が決定されていないいわゆる非線引都市計画区域においても適用されることとなり，平成 12 年の一部改正により，都市計画区域外の区域における一定規模以上の開発行為についても適用されることとなった。

政令指定都市である広島市，中核市である福山市，呉市（平成 28 年度に移行）及び権限移譲のあった三次市（平成 17 年度より），東広島市（平成 18 年度より），三原市・尾道市・廿日市市・竹原市※（平成 20 年度より）においては，それぞれの市の区域における開発許可事務は，それぞれの市において処理している。（※竹原市は１ha 未満の事務のみが移譲の対象）

(2)　宅地造成等規制法の許可制度の概要

宅地造成工事規制区域は，宅地造成に伴い災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域について指定されるもので，この区域内において行う宅地造成（一定の切土，盛土又は面積以上のものに限る。）については，災害防止のため，あらかじめ許可を受けることが必要となっている。宅地造成工事規制区域の指定状況は下表のとおりで，広島県の総面積の 27.8%にあたる。

政令指定都市である広島市，中核市である福山市，呉市（平成 28 年度に移行）及び権限移譲のあった三次市（平成 17 年度より），東広島市（平成 18 年度より），三原市・尾道市・廿日市市・竹原市※（平成 20 年度より）においては，それぞれの市の区域における宅地造成に関する工事等の規制事務はそれぞれの市において処理している。（※竹原市は１ha 未満の事務のみが移譲の対象）

宅地造成工事規制区域一覧　　（令和3年3月31日現在）

管轄市又は管轄建設事務所	市町名	(a)規制法適用区域面積 (㎢)	(b)市町面積 (㎢)	(a)/(b) (%)
広島市	広島市	591.26	906.68	65.2
福山市	福山市	310.89	518.14	60.0
呉市	呉市	220.82	352.81	62.6
三原市	三原市	249.68	471.51	53.0
尾道市	尾道市	144.01	285.11	50.5
三次市	三次市	67.38	778.14	8.7
東広島市	東広島市	392.40	635.16	61.8
廿日市市	廿日市市	109.23	489.48	22.3
西部	竹原市	106.66	118.23	90.2
	大竹市	14.10	78.66	17.9
	江田島市	50.43	100.71	50.1
	府中町	7.81	10.41	75.0
	海田町	9.99	13.79	72.4
	熊野町	30.88	33.76	91.5
	坂町	13.13	15.69	83.7
	小計	233.00	371.25	62.8
東部	府中市	37.07	195.75	18.9
	小計	37.07	195.75	18.9
合計		2,355.74	5,004.03	47.1

(3) 許可状況

ア 開発行為の許可状況

（令和3年3月31日 現在）

管轄建設事務所	年度 / 区分 / 市町名	H30 市街化区域 許可件数	H30 市街化区域 許可面積(ha)	H30 市街化調整区域 許可件数	H30 市街化調整区域 許可面積(ha)	H30 非線引区域 許可件数	H30 非線引区域 許可面積(ha)	H30 都市計画区域外 許可件数	H30 都市計画区域外 許可面積(ha)	R元 市街化区域 許可件数	R元 市街化区域 許可面積(ha)	R元 市街化調整区域 許可件数	R元 市街化調整区域 許可面積(ha)	R元 非線引区域 許可件数	R元 非線引区域 許可面積(ha)	R元 都市計画区域外 許可件数	R元 都市計画区域外 許可面積(ha)	R2 市街化区域 許可件数	R2 市街化区域 許可面積(ha)	R2 市街化調整区域 許可件数	R2 市街化調整区域 許可面積(ha)	R2 非線引区域 許可件数	R2 非線引区域 許可面積(ha)	R2 都市計画区域外 許可件数	R2 都市計画区域外 許可面積(ha)
西部	竹原市																								
	大竹市													1	0.2										
	安芸高田市					1	0.7																		
	江田島市																								
	府中町	1	0.4	1	0.9																				
	海田町	4	1.1																						
	熊野町	4	1.0	1	0.7					1	0.2							1	0.4	3	3.2				
	坂町									1	0.2														
	安芸太田町																								
	北広島町					1	0.3							1	0.9										
	大崎上島町																								
	小計	9	2.5	2	1.6	2	1.0	0	0.0	2	0.4	0	0.0	2	1.1	0	0.0	1	0.4	3	3.2	0	0.0	0	0.0
東部	世羅町																								
	府中市									2	0.5							1	0.3						
	神石高原町							1	1.9																
	小計	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.9	2	0.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
北部	庄原市					1	0.6																		
	小計	0	0.0	0	0.0	1	0.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計		9	2.5	2	1.6	3	1.6	1	1.9	4	0.9	0	0.0	2	1.1	0	0.0	2	0.7	3	3.2	0	0.0	0	0.0
協議(第34条の2)																									

（注） ・開発変更許可分は計上しない。
・市街化区域と市街化調整区域にまたがる開発は市街化調整区域の開発に計上した。
・竹原市については，県許可分（１ha以上のもの）のみを計上した。

イ 都市計画法第 43 条の規定による建築許可状況及び宅地造成等規制法第８条の規定による宅地造成に関する工事の許可状況

都市計画法第43条

（令和3年3月31日 現在）

管轄建設事務所	年度 / 区分 / 市町名	H30 許可件数	H30 許可面積(㎡)	R元 許可件数	R元 許可面積(㎡)	R2 許可件数	R2 許可面積(㎡)
西部	大竹市					1	992
	府中町	1	133				
	海田町						
	熊野町	2	2,224	4	1,094	4	969
	坂町						
	小計	3	2,357	4	1,094	5	1,961
東部	府中市	1	349	3	1,910	2	742
	小計	1	349	3	1,910	2	742
合計		4	2,706	7	3,004	7	2,703
協議(第43条の3)							

宅地造成等規制法第8条

（令和3年3月31日 現在）

管轄建設事務所	年度 / 区分 / 市町名	H30 許可件数	H30 許可面積(ha)	R元 許可件数	R元 許可面積(ha)	R2 許可件数	R2 許可面積(ha)
西部	竹原市					1	1.1
	大竹市			1	0.1	1	0.1
	江田島市	1	0.2				
	府中町	3	1.7	2	0.1	2	0.2
	海田町	3	0.2			3	0.1
	熊野町	1	0.1	3	0.4	1	0.1
	坂町			3	0.2		
	小計	8	2.2	9	0.8	8	1.6
東部	府中市						
	小計	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計		8	2.2	9	0.8	8	1.6
協議(第11条)							

（注） ・竹原市については，県許可分（1ha以上のもの）のみを計上した。
・既申請に係る再申請分は計上しない。

６　街路事業

(1)　街路事業の概要

本県の都市計画道路は，広島市において昭和３年に 29 路線を定め，昭和５年から街路事業に着手したのが最初である。その後，尾道市をはじめ呉市，福山市，その他の市町においても逐次計画決定され，平成 31 年３月 31 日現在では，13 市６町において総延長約 1,465km が都市計画決定されている。

本県では，「防災・減災対策の充実・強化」，「経済・物流を支える基盤の強化」，「コンパクトで持続可能なまちづくりの推進」を推進するため，「広島県道路整備計画 2021」に基づき整備の重点化を図り，都市の骨格となる幹線街路， 安全で快適な都市生活と機能的な都市活動に寄与する街路の整備を進めている。

また，鉄道による交通の遮断及び地域の分断を解消するため，鉄道の高架化を促進することとし，昭和 54 年度に着手した三原駅周辺におけるＪＲ山陽本線・呉線の連続立体交差事業を平成５年度に完了させ，平成５年度からは広島市東部地区（広島市南区・安芸区，府中町，海田町）においてＪＲ山陽本線・呉線の連続立体交差事業に着手している。

さらには，バリアフリーに対応した交通結節点や駅周辺整備を行い，公共交通機関の一層の利用促進を図ることとしている。

都市計画道路等の整備状況　（平成 31 年３月 31 日 現在）（単位：km，%）

区　　分	自動車専用道路	幹線街路	区画街路	特殊街路	合　　計
計画決定	196.31	1,205.68	28.67	34.44	1,465.10
改良済延長	108.07	812.51	23.61	34.04	978.23
改　良　率	55.05	67.39	82.35	98.82	66.77

(2)　主な事業の概要

ア　街路事業

路線名	事業区間	事業延長	計画幅員	総事業費
吉行飯田線	東広島市西条町寺家	1,055 m	25 m	約 31 億円
栗柄広谷線	府中市栗柄町～高木町	1,510 m	14.5～18 m	約 87 億円

イ　連続立体交差事業

事業箇所名	事業主体	事業延長	踏切除却	総事業費
広島市東部地区	広島県 広島市	山陽本線　3.9 km 呉　　線　1.2 km	山陽本線　12 ヶ所 呉　　線　4 ヶ所	約 915 億円

(3)　令和３年度事業の内容

ア　県事業（公共）　（単位：千円）

区分 / 工種	箇所	事業費	説　　明
改　　築	15	4,046,000	吉行飯田線，栗柄広谷線　ほか
鉄道高架	1	1,045,000	広島市東部地区連続立体交差事業
そ　の　他	－	31,413	市町事業指導監督費
計	16	5,122,413	

※令和２年度２月補正（国補正対応分）含む

イ　市町事業（政令市を除く）

（単位：千円）

区分 工種	箇所	事 業 費	説　　明
改　　築	22	3,327,608	横路１丁目白石線（呉市），円一皆実線（三原市），中島線（東広島市）ほか

※令和２年度２月補正（国補正対応分）含む

7　市街地開発事業等

(1)　市街地開発事業計画の概要

ア　土地区画整理事業計画

土地区画整理事業は，都市基盤の整備水準が低い地区について，土地の交換分合を行って宅地の区画・形状を整え，減歩によって生み出した用地により道路，公園などの公共施設を整備・改善し，土地利用の増進を図るものである。

現在施行中の事業について，都市計画決定状況は，次表のとおりである。

（令和３年３月 31 日 現在）

都市計画区域名	都市名	都市計画決定		都市計画区域名	都市名	都市計画決定		都市計画区域名	都市名	都市計画決定	
		決定地域数	面積（ha）			決定地域数	面積（ha）			決定地域数	面積（ha）
広島圏	大竹市	－	－	広島圏	坂町	－	－	東広島	東広島市	2	21.4
	廿日市市	1	16.2		呉市	1	30.9	竹原	竹原市	1	30.3
	広島市	2	9.0	備後圏	三原市	－	－	本郷	三原市	1	47.8
	府中町	1	12.2		尾道市	－	－	三次	三次市	1	10.7
	海田町	－	－		福山市	2	80.9	安浦	呉市	－	－
	熊野町	－	－		府中市	－	－	庄原	庄原市	1	2.2
										合計	261.6ha

イ　市街地再開発事業計画

市街地再開発事業は，市街地の高度利用を図る地区内で，公共施設の整備とともに，用途，容積，防災，美観を考慮した市街地をつくり，都市機能の更新を図るものである。

この事業は，市街地建築物に，従前の権利者全般の希望を換地床と共有持分となる土地に権利変換させ，この建築物（再開発ビル）の余裕部分（保留床）に広域都市計画から所要される業務，商業等の機能を収容しつつ，公共用地を生み出していくものである。

(2)　市街地開発事業の概要

市街化の進展に応じた効率的な公共施設の整備及び良好な宅地の供給を図るため，土地区画整理事業を推進するとともに，既成市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため，市街地再開発事業を促進している。

ア　土地区画整理事業

現在，土地区画整理事業については，11 箇所 252.6ha（広島市を除く）が施行中である。

このうち補助事業により実施中の箇所は，次表のとおりである。

また，県は，土地区画整理事業促進のため，必要に応じて県道負担金を支出している。

補助事業一覧　　（令和３年３月 31 日 現在）

都市名	施行地区	施行期間	面積 (ha)
竹　原　市	新　　開	平成８年度～令和４年度	30.3
三　原　市	東　本　通	平成11年度～令和５年度	47.8
府　中　町	向洋駅周辺	平成14年度～令和５年度	12.2
福　山　市	川　　南	昭和50年度～令和９年度	10.6
庄　原　市	庄原駅周辺地区	平成21年度～令和５年度	2.2
東広島市	八本松駅前	平成28年度～令和12年度	10.6
合計			113.7

※広島市及び，社会資本整備総合交付金の交付期間が終了した地区を除く。

県道負担金（当初予算）	令和３年度
	120,000 千円

イ　市街地再開発事業

市街地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため，都市再開発法に基づいて市街地整備を施行する個人又は組合の事業に要する経費の一部を国，県及び市町が助成している。

8　公園事業

(1)　公園事業の概要

本県における都市公園等の開設状況は，令和元年度末において一人当たりの面積は 11.5 ㎡となっており，全国平均の 10.7 ㎡は上回っているものの，都市ごとに整備水準の格差が生じている。

公園は，県民に対し安らぎや憩いの場，レクリエーション活動の場を提供するとともに，都市環境の保全，大地震火災時における避難地や延焼防止機能など，多くの役割を有する重要な施設であるため，こうした機能を総合的に発揮できるよう，住区基幹公園，都市基幹公園，特殊公園及び都市緑地等をその種別に応じた適正な配置と規模で設置する。

また，県民のレクリエーション活動の広域化，多様化傾向に対応するため，広域公園を配置し，健全な野外レクリエーション活動を促進する。

【県立公園（土木建築局所管）の概要】

○備北圏における総合文化ゾーン建設の方針を受け，文化活動を推進する主要施設として「みよし公園」を整備しており，カルチャーセンター，子どもの広場，パークゴルフ場，テニスコート，文化の広場，芝生広場，温水プール等を設置して備北圏及び周辺地域の利用に供している。

○備後圏における都市公園の水準を引き上げ，広域化・多様化するレクリエーション需要に対処するとともに，スポーツの振興を図るため，「びんご運動公園」を整備しており，陸上競技場，球技場，テニスコート，野球場等を設置して備後圏及び周辺地域の利用に供している

○世羅高原の持つ魅力ある風土の下で，「県民のやすらぎ交流拠点」を基本テーマに，地域交流や自然とのふれあいを通じ，心身のリフレッシュできる公園として「せら県民公園」を整備しており，交流広場，のんびり高原，レクリエーション広場，ミニチュアガーデン等の第Ⅰ期整備区域を県民の利用に供している。また，平成 20 年４月 12 日に自然の生態を学習することができる自然観察園を，平成 23 年４月１日に散策道を追加開園している。

公　園　名	所在地	面　積 (ha)	総事業費 (百万円)	事業年度
びんご運動公園	尾道市	87.6	約21,912	S58年度～H14年度
み よ し 公 園	三次市	52.8	約10,683	S55年度～H12年度
せ ら 県 民 公 園	世羅町	63.3	約3,891※	H14年度～

※ せら県民公園総事業費は，第Ⅰ期区域＋自然観察園

(2) 事業の実施状況

ア 主な事業の内容

・避難地，防災拠点等となる都市公園等の整備

・施設の老朽化対策（長寿命化計画策定，計画的な改築・更新），バリアフリー化対策等

イ 都市公園のアセットマネジメント

土木建築局所管の都市公園では，平成 22 年度にびんご運動公園，平成 23 年度にみよし公園及びせら県民公園の長寿命化計画を策定しており，令和元年度から計画の見直しを行っている。今後は適切な施設点検・保守対策及び長寿命化計画に基づく施設の修繕・改築・更新を行い，ライフサイクルコストの縮減と予算の平準化を図る。

ウ 令和３年度事業費

（単位：千円）

区　　分	令和３年度予算
公 共 事 業	423,150
単独建設事業	367,500
維持修繕事業	71,600

※ 公共事業費には，令和２年度２月補正（国補正対応分）を含む。

エ 都市公園等整備状況

令和元年度末都市公園等整備現況調査結果（市町別）

都市公園等とは，「都市公園法」に基づき国又は地方公共団体が設置する都市公園，及び都市計画区域外において都市公園に準じて配置されている特定地区公園（カントリーパーク）を指す

（令和2年3月31日 現在）

	住区基幹公園						都市基幹公園				大規模公園		特殊公園		国営公園		その他		都市公園等合計		都市計画区域人口等（千人）	一人当たり公園等面積（㎡/人）
	街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園		広域公園											
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)		
合計	2815	408.9	112	221.4	27	145.3	28	433.1	20	295.0	5	291.2	29	660.2	1	338.8	170	201.3	3207	2995.1	2597	11.5
広島市	998	167.5	47	102.0	12	58.6	8	181.8	5	94.0	2	125.5	11	98.1			76	83.0	1159	910.5	1161	7.8
呉市	313	33.8	10	13.0	5	28.3	3	31.7	2	22.8			6	78.6			1	5.8	340	214.0	209	10.2
竹原市	11	2.4	2	2.3			2	45.4											15	50.1	25	20.0
三原市	89	16.7	2	6.3					1	17.5							3	14.4	95	55.0	61	9.0
尾道市	66	12.0	3	4.8			1	3.2	3	25.2	1	87.6					7	3.0	81	135.8	130	10.4
福山市	599	88.2	20	34.3	3	18.4	5	39.7	2	24.1			7	41.2			51	70.2	687	316.0	447	7.1
府中市	36	7.0	4	6.6			1	3.8	1	9.8			2	18.7			2	0.7	46	46.6	34	13.7
三次市	10	2.9	3	5.4	1	6.6	1	6.2	1	26.4	1	50.9							17	98.3	33	29.8
庄原市	2	0.4	1	1.2			1	24.4	1	11.2					1	338.8			6	376.0	17	221.2
大竹市	54	5.0	1	2.3	1	7.3	1	12.8									1	1.5	58	28.8	26	11.1
東広島市	362	32.4	8	17.6			3	54.1	1	19.2							6	0.8	380	124.1	187	6.6
廿日市市	206	29.5	8	22.1	1	6.2			1	24.5			2	422.7			19	7.5	237	512.4	113	45.3
安芸高田市																					6	
江田島市	6	1.0	2	2.3	1	4.6			1	8.5			1	1.0			1	3.0	12	20.4	15	13.6
府中町	10	2.2			1	5.6	1	16.3											12	24.1	52	4.6
海田町	21	3.2					1	13.8											22	17.0	30	5.7
熊野町	6	0.8			1	4.0											1	1.5	8	6.2	24	2.6
坂町	25	3.3	1	1.3	1	5.8											1	0.5	28	10.9	13	8.4
北広島町									1	11.7							1	9.5	2	21.2	8	26.4
世羅町	1	0.8									1	27.2							2	28.0	6	46.7

※特殊公園は風致公園，動植物公園，歴史公園，墓園の合計

※その他は緩衝緑地，都市緑地，広場公園，緑道，カントリーパークの合計

※表示数値以下を四捨五入しているため，合計が一致しない場合がある

９　下水道事業

(1)　下水道事業の概要

広島県内 23 市町のうち公共下水道を実施しているのは，22 市町であり，令和元年度末の県内の下水道普及率は，75.8%である。また，農業・漁業集落排水や合併浄化槽等による汚水処理に係るものを含めた汚水処理人口普及率は，88.8%である。

(2)　公共下水道事業（特定環境保全公共下水道を含む。）の概要

公共下水道は，主として市街地における雨水及び汚水を排除し，又は処理するための下水道で，終末処理場を有するものと，流域下水道に接続するものがある。

現在，下水道計画を有さない神石高原町を除く全ての市町（14 市８町）において，公共下水道事業を実施している。

公共下水道の整備状況　　（令和２年３月 31 日 現在）

市町名	処理人口 (A) 千人	行政人口 (B) 千人	普及率(A/B) %	市町名	処理人口 (A) 千人	行政人口 (B) 千人	普及率(A/B) %
広島市	1,143.5	1,194.3	95.7	安芸高田市	9.8	28.3	34.7
呉　市	194.3	220.3	88.2	江田島市	13.4	22.6	59.0
竹原市	4.5	24.9	17.9	府中町	48.7	52.0	93.5
三原市	44.6	92.7	48.1	海田町	29.7	30.1	98.7
尾道市	23.2	135.5	17.1	熊野町	21.6	23.8	90.7
福山市	347.3	467.8	74.2	坂町	12.7	12.9	98.8
府中市	13.9	38.7	35.9	安芸太田町	2.5	6.1	41.2
三次市	20.2	51.5	39.2	北広島町	8.4	18.3	45.7
庄原市	13.4	34.6	38.8	大崎上島町	2.4	7.3	32.9
大竹市	25.5	26.8	95.4	世羅町	1.5	15.9	9.5
東広島市	87.2	188.5	46.3	神石高原町	－	8.8	－
廿日市市	68.9	117.0	58.9	県　計	2,137.0	2,818.8	75.8

１．行政人口は，令和２年３月31日現在の住民基本台帳人口による。
２．処理人口は，令和２年４月１日までの供用開始公示済み区域内人口とする。
３．各数値は四捨五入を行っているため，合計が合わないことがある。

(3)　流域下水道事業の概要

流域下水道は２以上の市町村の区域における下水を排除し，終末処理場を有するものであり，本県には太田川流域下水道，芦田川流域下水道及び沼田川流域下水道の３件があるが，地方公営企業法の適用に伴い，令和元年度から企業局へ移管した。

第８章　建　築

令和２年度被災建築物応急危険度判定実施模擬訓練

1　施策方針

(1)　建築物の安全安心の確保と質の向上

県民の生命，健康及び財産の保護を図るため，建築物の敷地，構造，設備及び用途の規制を行うことによって，更には耐震化やがけ地付近の危険住宅の移転の促進，既存特殊建築物の防災対策等を通じて，建築物の安全と安心の確保と都市環境の整備を図る。また，地球温暖化防止に資する省エネルギー対策や環境との調和など，建築物の質の向上に向けた普及啓発を行う。

(2)　建築士及び建築士事務所の指導

建築物の設計，工事監理等を行う技術者の資格を定めて，その業務の適正化を図り，建築物の質の向上に寄与することを目的とした建築士法に基づき，建築士及び建築士事務所の指導を行う。

(3)　宅地建物取引業者の指導

宅地建物取引業を営む者について免許制度を実施し，この事業に必要な規制を行うことによって，業務の適正な運営と取引の公正とを確保するとともに，宅地建物取引業の健全な発達を促進し，もって購入者等の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化とを図る。

(4)　人にやさしいまちづくりの推進

高齢者等が円滑に利用できる建築物の建築を促進し，高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するほか，高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等を行う事業の促進を図る。

2　建築基準行政

建築基準法は，健全な都市環境を守ることを目的に，建築物の敷地，構造，設備及び用途に関する最低の基準を定めている。

建築確認検査は，建築主事又は指定確認検査機関が建築物又はその建築計画が適法であるかどうかを，建築工事の着手前，工事途中及び完了後においてチェックする制度である。

県は，確認検査事務の迅速的かつ的確な処理を行うため，土木建築局建築課のほか西部，東部，北部の各建設事務所に建築主事を配置している。

また，広島市（昭和 27 年４月），福山市（昭和 46 年 10 月），呉市（昭和 50 年４月）に建築主事を設置し特定行政庁として発足したのに加えて，尾道市（昭和 56 年 10 月），三原市（昭和 57 年４月），東広島市（昭和 60 年４月），廿日市市（昭和 63 年４月），三次市（平成 17 年４月）に建築主事を配置し，業務の一部を行う限定特定行政庁として発足した。その後，東広島市は平成 18 年４月から，尾道市，三原市及び廿日市市は平成 20 年４月から特定行政庁として発足し，確認等の事務の全てを行うこととなった。

平成 11 年５月の建築基準法改正により，民間の指定確認検査機関が確認検査業務を行うことができることとなり，広島県を業務区域に含んでいる大臣指定の４機関，中国地方整備局長指定の２機関（以上，県内に事務所を開設しているものに限る。）及び知事指定の１機関（令和３年３月 31 日現在）が業務を行っている。

また，平成 19 年６月の建築基準法改正により，一定規模以上の建築物の確認に構造計算適合性判定が必要となり，広島県では県及び指定構造計算適合性判定機関２社で業務を行っている。

なお，平成 22 年度から「建築共用データベースシステム」を導入し，確認に係る多様なデータを共有することで，適切かつ効率的な事務の運用を行っている。

年度別確認申請等の推移

特定行政庁建築物等確認申請受付状況（計画変更確認申請を含まず計画通知を含む。）　（単位：件）

行政庁等＼年度	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和２年
広　島　県	169	185	190	157	117
広　島　市	469	517	517	354	304
呉　　市	222	195	223	170	132
福　山　市	128	122	105	65	72
東 広 島 市	139	148	136	79	82
尾　道　市	46	49	38	31	32
三　原　市	33	21	32	24	18
廿 日 市 市	48	46	48	44	52
三　次　市	72	67	46	66	42
民間指定機関	10,403	10,523	10,379	9,630	8,972

３　建築審査会

建築審査会は，建築基準法に関する特定行政庁又は建築主事の処分に対する不服申立の裁決，用途地域内の建築制限，建築物の高さの制限，道路内の建築制限，接道の制限等について特定行政庁の許可に対する同意の決議を行うとともに，諮問事項の調査審議並びに関係機関に対し建議するために設けられている。県内では，県，広島市，呉市，福山市，東広島市，三原市，尾道市及び廿日市市の特定行政庁に設置され，許可に対して同意を議決したものは，次のとおりである。

建築審査会取扱件数

（単位：件）

年度	内容	特定行政庁								計
		広島県	広島市	呉市	福山市	東広島市	三原市	尾道市	廿日市市	
H28	用途地域関係		1	4	1				2	8
	敷地等と道路の関係	22	155	16	124	15	3	14	9	358
	道路内の建築物	1	10		1	0				12
	容積率制限，高さ制限，日影規制		6			1				7
	計	23	172	20	126	16	3	14	11	385
H29	用途地域関係				6			1	1	8
	敷地等と道路の関係	29	138	9	129	20	2	57	13	397
	道路内の建築物		8		1			1		10
	容積率制限，高さ制限，日影規制		5	2	1	1				9
	計	29	151	11	137	21	2	59	14	424
H30	用途地域関係	1			7					8
	敷地等と道路の関係	18	141	12	106	14	5	18	14	328
	道路内の建築物	3	8							11
	容積率制限，高さ制限，日影規制		1							1
	計	22	150	12	113	14	5	18	14	348
R 元	用途地域関係			1	7					8
	敷地等と道路の関係	14	140	14	63	12	1	8	6	258
	道路内の建築物		8	1	1					10
	容積率制限，高さ制限，日影規制		1							1
	計	14	149	16	71	12	1	8	6	277
R2	用途地域関係			1	1					2
	敷地等と道路の関係	2	87	8	60	6	2	18	4	187
	道路内の建築物		5							5
	容積率制限，高さ制限，日影規制									0
	計	2	92	9	61	6	2	18	4	194

4　建築設計・工事監理業務の適正化

(1)　建築士の育成

建築物の設計，工事監理等を行う技術者の資格を定めて，その業務の適正化を図り，建築物の質の向上に寄与することを目的として，建築士法が昭和 25 年に制定され，更に昭和 58 年の一部改正により，昭和 59 年度から伝統的木造建築物の技術者を育成するために，木造建築士資格が創設された。

これにより，一級・二級及び木造建築士制度が確立し，それぞれの業務範囲が規定された。

これらの資格の取得は，一級建築士については国土交通大臣，二級建築士及び木造建築士については知事が行う試験に合格しなければならない。

(2)　二級・木造建築士試験（広島県知事施行）の状況

（単位：人）

年	申込者数（A）		受験者数（B）		合格者数（C）		合格率（C／B）	
平成28	618	(7)	507	(6)	127	(0)	25.1%	(0.0%)
29	622	(8)	529	(6)	126	(2)	23.8%	(33.3%)
30	667	(3)	551	(2)	143	(0)	26.0%	(0.0%)
令和元	643	(5)	538	(5)	114	(1)	21.2%	(20.0%)
令和２	673	(7)	564	(4)	141	(0)	25.0%	(0.0%)

（注）　（　）内は木造建築士（外数）

(3)　建築士及び建築士事務所の登録状況

一級建築士については国土交通大臣が，二級建築士及び木造建築士については知事が，該当の建築士試験の合格者の申請に基づいて建築士名簿に登録し，免許を与えている。

また，他人の求めに応じ報酬を得て設計，工事監理等を業として行う場合は，建築士事務所を定めて知事への登録を必要としている。

広島県知事登録の建築士及び建築士事務所　（令和３年３月 31 日 現在）

	一級	二級	木造	合計
建築士	―	18,620	500	19,120
建築士事務所	1,700	488	5	2,193

※　一級建築士（大臣免許）の登録数（全国）は，令和２年４月１日現在（令和３年５月７日までに公式に発表された数値の中で最新のもの）で，　371,184 名

(4)　地震被災建築物応急危険度判定士及び判定コーディネーターの養成

阪神・淡路大震災を契機として，地震による被災建築物の余震二次災害を防止するため，平成６年度から応急危険度判定士の，平成 30 年度からは判定活動において中心的な役割を担う判定コーディネーターの養成を行っている。

「地震被災建築物応急危険度判定士」とは，一級・二級及び木造建築士等のうち知事の指定する講習会を受講し，知事が判定士として認定した者である。

（単位：人）

年度	応急危険度判定士		判定コーディネーター	
	講習受講者数	登録者総数（年度末）	講習受講者数	登録者総数（年度末）
平成 28	124	2,202	―	―
29	219	2,345	―	―
30	152	2,426	89	89
令和元	102	2,402	44	133
2	97	2,354	39	172

5　宅地建物取引業

宅地建物取引業法に基づき，宅地建物取引業者及び宅地建物取引士等に対して必要な規制を行う。

また，不動産取引に関する苦情相談について，国土交通省及び県市町の消費生活部署等と連携し対応している。

(1)　宅地建物取引業者

ア　年度別宅地建物取引業者免許状況（広島県知事免許）

年 度	当初件数	新　規	更　新	小　計	廃 業 等	年度末件数
H28	2,812	113	685	798	131	2,794
H29	2,794	108	703	811	91	2,811
H30	2,811	123	581	704	124	2,810
R 元	2,810	124	265	389	103	2,831
R２	2,831	109	253	362	97	2,843

イ　建設事務所別宅地建物取引業者状況（広島県内）

（令和３年３月 31 日 現在）

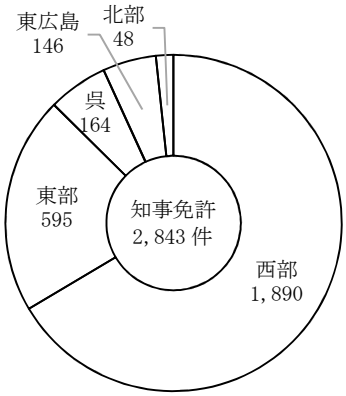

※知事免許：広島県のみに事務所を設置

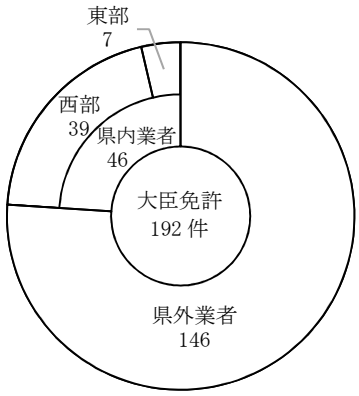

※大臣免許：広島県及び他の都道府県に事務所を設置

(2)　宅地建物取引士

ア　宅地建物取引士資格試験受験状況

宅地建物取引士資格試験受験状況（広島県）

年 度	受験申込者数(人)	受験者数（人）	合格者数（人）	合格率（%）
H28	4,501	3,593	526	14.6
H29	4,692	3,769	553	14.7
H30	4,715	3,758	558	14.8
R 元	5,080	4,112	664	16.1
R２	4,831	3,919	592	15.1

イ　宅地建物取引士登録者数

22,802 人（令和３年３月 31 日 現在）

６　県補助事業（耐震・がけ近）

(1)　建築物耐震化促進事業

①大規模建築物に係る耐震改修補助制度

不特定多数の者が利用する建築物及び避難弱者が利用する建築物の耐震化を促進するため，民間所有者が行う耐震改修工事等を支援する市町に対して補助する。

②広域緊急輸送道路沿道建築物に係る耐震診断，耐震改修補助制度

早期の救助・復旧活動の際に，道路機能を保持する必要のある広域緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するため，民間所有者が行う耐震診断を支援するとともに，耐震改修工事等を支援する市町に対して補助する。

なお，一般社団法人広島県建築士事務所協会とともに（平成 29 年４月 25 日協力締結），所有者への戸別訪問等の普及啓発活動を実施している。

③住宅に係る耐震改修等補助制度

都市拠点，地域拠点等への住み替えと耐震基準を満たしていない住宅（木造戸建て）の除却を促進するため，民間所有者が行う耐震改修，現地建替，非現地建替，除却を支援する市町に対して補助する。

(2)　がけ地近接等危険住宅移転事業

昭和 48 年度から，がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域において，危険住宅の移転を行う者に対して，その除却等及び新たに建設する住宅（購入も含む）に要する費用の一部を国，県及び市町が助成している。

直近５年間の実績については，平成 28 年度に建物除却３戸 2,406 千円（県費 601 千円），令和２年度に建物除却４戸 3,900 千円（県費 972 千円），建物助成１戸 3,115 千円（県費 778 千円となっている。

(3)　建築物土砂災害対策改修促進事業

平成 27 年度に，土砂災害特別警戒区域内の既存の住宅・建築物の所有者に対して，土砂災害対策改修に要する費用の一部を国，県及び市町が助成する制度を創設した。

７　福祉のまちづくりの推進

「広島県福祉のまちづくり条例」の基本理念に基づき，全ての県民が自らの意思で自由に行動し，社会参加できるような生活環境を整備することにより，住みよい福祉のまちづくりの実現を図る。

「バリアフリー法」による認定

特定建築物の認定

高齢者及び障害者等が特段の不自由なく建築物を利用できる水準（平成 14 年度までは誘導的基準・平成 15 年度からは利用円滑化誘導基準・平成 18 年 12 月 20 日からは建築物移動等円滑化誘導基準）を充足する特定建築物の促進を図る。

広島県全体の認定件数（ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ法）（単位:件）

年度	H28	H29	H30	R 元	R2
認定件数	4	5	3	5	6

広島県全体の各件数（広島県福祉のまちづくり条例）　（単位:件）

年　　度	H28	H29	H30	R 元	R2
事前協議件数	342	330	317	253	259
適合通知書交付	57	40	33	33	34
適合証交付件数	23	26	9	24	23

８　広島県耐震改修促進計画（第３期計画）

耐震診断義務付け対象建築物（大規模建築物，防災業務等の中心となる建築物，広域緊急輸送道路沿道建築物）及び住宅の耐震化の促進に重点的に取り組むことを示した第３期計画（計画期間：令和３～７年度）を策定した。

(1)　耐震化率の状況と目標

<table>
<tr><th colspan="3">対象建築物</th><th>【現状】</th><th>【目標】</th><th>【目指す姿】</th></tr>
<tr><td colspan="3">多数の者が利用する建築物</td><td>91.3%
（Ｒ２年度末）</td><td>96%
（Ｒ７年度末）</td><td>100%
（R12 年度末）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">耐震診断義務付</td><td colspan="2">大規模建築物</td><td>78.9%</td><td rowspan="3">耐震性不足の建築物を
概ね解消</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">防災業務等の拠点となる建築物</td><td>92.7%</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">広域緊急輸送道路建築物</td><td>9.1%</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">住宅</td><td>84.5%</td><td>92%</td><td>100%
（R17 年度末）</td></tr>
</table>

(2)　施策体系

<table>
<tr><td colspan="2">全般事項</td><td>（１）相談体制の整備や情報提供の充実
（２）関係団体との連携等による普及啓発</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">多数の者が
利用する建築物</td><td>（１）市町の補助制度の継続，創設の促進
（２）計画的な耐震化に向けた指導
（３）所有者への意識啓発</td></tr>
<tr><td>大規模建築物
【重点】</td><td>（４）公表した耐震化状況の更新
（５）対象建築物の耐震化に向けた指導等
（６）民間建築物の耐震改修への支援
（７）公共建築物の計画的な耐震化</td></tr>
<tr><td>防災業務等の中心となる建築物
【重点】</td><td>（８）公表した耐震化状況の更新
（９）公共建築物の計画的な耐震化</td></tr>
<tr><td>広域緊急輸送道路沿道建築物
【重点】</td><td>(10) 公表した耐震化状況の更新
(11) 対象建築物の耐震化に向けた指導等
(12) 民間建築物の耐震改修への支援
(13) 公共建築物の計画的な耐震化</td></tr>
<tr><td colspan="2">住宅
【重点】</td><td>（１）市町の補助制度の改善への支援，創設の促進
（２）所有者への意識啓発</td></tr>
</table>

９　建築動態統計調査受託業務

建築物の建設の着工動態及び滅失動態を明らかにし，建築及び住宅に関する基礎資料とするため，毎月１回，国の指定統計として建築着工統計調査，届出統計として建築物滅失統計調査を国土交通大臣からの委託により行っている。

そのうち，県内の着工建築物の状況は，次のとおりである。

(1)　建築着工統計

市郡別着工建築物の床面積の状況　　（単位：㎡）

市郡＼暦年		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成31／令和元年	令和２年
市計		2,639,028	2,828,908	2,365,199	2,295,244	2,286,471
郡計		164,295	135,950	191,751	209,963	128,699
県計		2,803,323	2,964,858	2,556,950	2,505,207	2,415,170
内訳	木造	1,034,000	1,058,815	1,126,676	1,101,846	1,022,047
	鉄骨造	1,240,469	1,140,805	1,061,769	923,594	1,032,758
	鉄筋コンクリート造	502,464	637,120	351,161	467,339	332,204
	鉄骨鉄筋コンクリート造	17,158	119,929	5,059	2,745	18,252
	コンクリートブロック造	244	240	142	194	264
	その他	8,988	7,949	12,143	9,489	9,645
全国計		132,962,092	134,678,953	131,149,252	127,555,033	113,743,649

(2)　住宅着工統計

新設住宅の戸数の状況等については，県のホームページに掲載している。

http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/107/1275877418054.html

10　建築物省エネルギー消費性能向上の認定等業務

建築物の省エネ性能の向上を図るため，①大規模な非住宅建築物の省エネ基準適合義務等の規制措置（適合判定義務），届出義務（平成 29 年４月１日施行）及び，②省エネ基準に適合している旨の表示制度及び誘導基準に適合した建築物の容積率特例の誘導措置（認定制度）（平成 28 年４月１日施行）を講じている。

県内の認定状況等は，次のとおりである。

所管行政庁への届出件数　（単位：件）

年度＼所管行政庁		広島県	広島市	呉市	福山市	東広島市	三原市	尾道市	廿日市市	三次市	合計
H29 年度	届出件数	83	345	28	166	64	15	36	27	4	768
H30 年度	届出件数	90	318	31	177	94	25	21	30	6	792
R 元 年度	届出件数	97	313	31	163	65	15	39	21	1	745
R ２ 年度	届出件数	80	274	25	153	67	13	31	23	4	670

建築物省エネ向上の認定件数　（単位：件）

年度＼所管行政庁		広島県	広島市	呉市	福山市	東広島市	三原市	尾道市	廿日市市	三次市	合計
H28 年度	性能向上計画認定件数	1	1	0	7	0	0	0	0	0	9
	基準適合認定件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H29 年度	性能向上計画認定件数	2	0	0	17	0	0	1	0	0	20
	基準適合認定件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H30 年度	性能向上計画認定件数	3	0	0	7	0	0	2	0	0	12
	基準適合認定件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R 元 年度	性能向上計画認定件数	2	3	0	13	0	0	0	0	0	18
	基準適合認定件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R ２ 年度	性能向上計画認定件数	2	7	0	24	1	0	2	0	0	36
	基準適合認定件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

11　長期優良住宅の認定業務

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 21 年６月４日施行）に規定する長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅である「長期優良住宅」について，その建築及び維持保全に関する計画を認定している。

県内の認定の状況は，次のとおりである。

長期優良住宅の認定件数　（単位：件）

所管行政庁／年度	広島県	広島市	呉　市	福山市	東広島市	三原市	尾道市	廿日市市	三次市	合　計
H27 年度	189	665	128	401	183	49	100	104	12	1,831
H28 年度	173	650	88	409	212	44	116	144	2	1,838
H29 年度	196	702	78	369	221	27	88	109	9	1,799
H30 年度	166	710	118	349	243	37	108	130	2	1,863
R 元年度	206	733	92	375	317	40	112	98	5	1,978
R２年度	189	643	88	396	210	44	118	105	4	1,797

12　低炭素建築物の認定業務

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年 12 月４日施行）に規定する建築物の新築，増築，改築，修繕若しくは模様替え，空気調和設備等の設置について，都市の低炭素化に資する措置が講じられた建築物に関する計画を認定している。

県内の認定の状況は，次のとおりである。

低炭素建築物の認定件数　（単位：件）

所管行政庁／年度	広島県	広島市	呉　市	福山市	東広島市	三原市	尾道市	廿日市市	三次市	合　計
H27 年度	4	79	18	10	15	2	3	15	0	146
H28 年度	17	219	12	53	8	0	6	19	0	334
H29 年度	11	240	9	42	16	0	3	29	0	350
H30 年度	8	162	5	49	6	0	13	16	0	259
R 元年度	10	245	10	49	16	0	8	5	0	343
R２年度	23	187	3	71	8	2	17	8	1	320

第９章　住　宅

県営引野住宅整備事業（Ａブロックプロポーザル特定者の提案図）（福山市）

1　住宅事情の概要

(1)　人口及び世帯数の推移

平成 27 年の国勢調査では本県の人口は約 2,844 千人となり，人口減少局面を迎えている。

このうち 65 歳以上の高齢者の割合は 27.5%と上昇傾向にあり，全国値を 0.9 ポイント上回るペースで高齢化が進行している。

一方，平成 27 年世帯数は約 1,209 千世帯（一般世帯）で，一定の増加傾向を維持している。

これは，世帯規模の縮小に伴うもので，１世帯あたり人員は，平成 27 年で 2.29 人／世帯となっている。

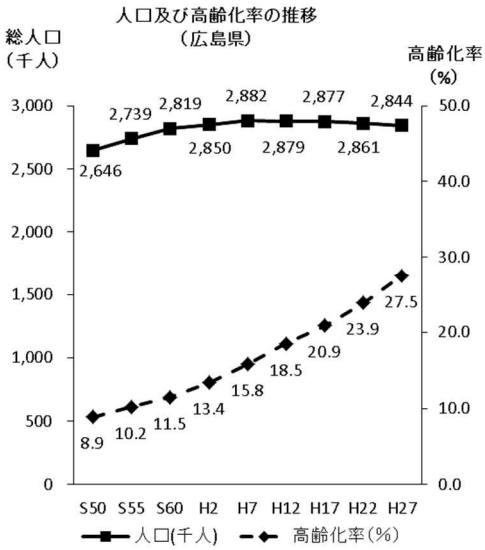

注-1：国勢調査による。
-2：高齢化率は全人口のうち 65 歳以上の人口の割合

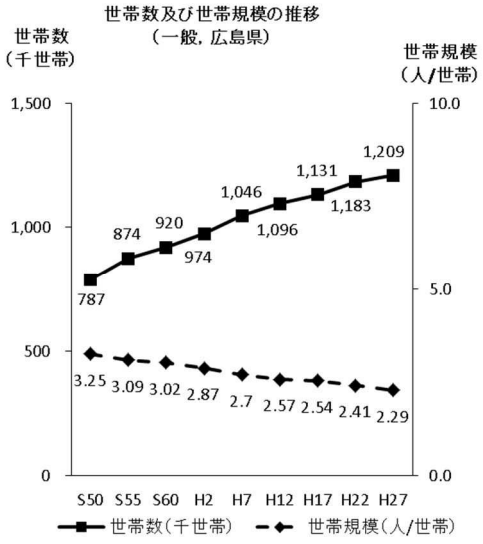

注 -1：国勢調査による。
-2：世帯数，世帯規模は一般世帯数
-3：昭和 50 年の世帯数は，普通世帯及び単身の準世帯。

(2)　世帯の動向

世帯の動向について，家族類型別世帯数割合の推移をみると，単身世帯，夫婦世帯等少人数の世帯の割合が高まりつつある。

特に高齢単身及び高齢夫婦世帯の割合は，平成 27 年で合わせて 25.5%で，平成 7 年以降 20 年間で 10.5 ポイント上昇しており，今後，これらの高齢者世帯の増加に対応した住宅対策が重要な課題となる。

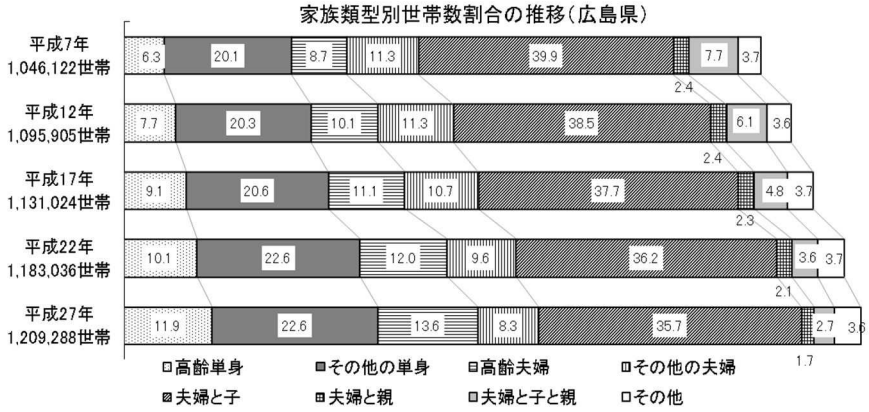

注-1：国勢調査による。
-2：世帯数は一般世帯
-3：夫婦と子には，片親と子を含む

(3) 住宅数の推移

本県の住宅数は，平成 30 年時点で約 1,431 千戸あり，増加傾向にある。

このうち空き家は約 216 千戸で，空き家率は 15.1%であり，増加傾向にある。

図　住宅数の推移（広島県）

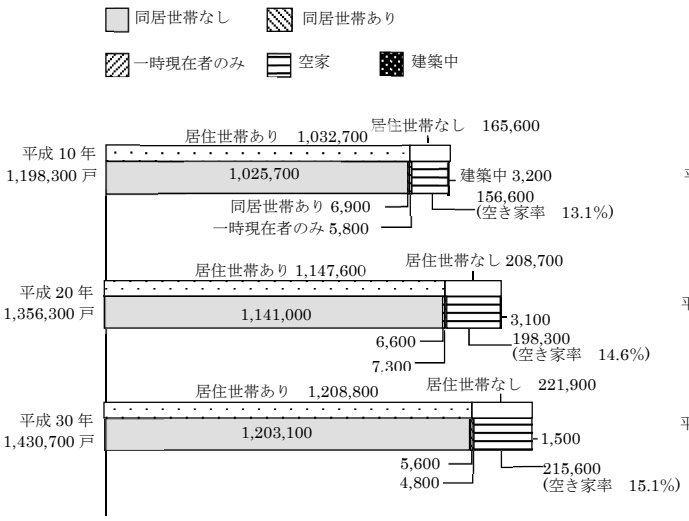

図　規模別住宅数の推移（広島県）

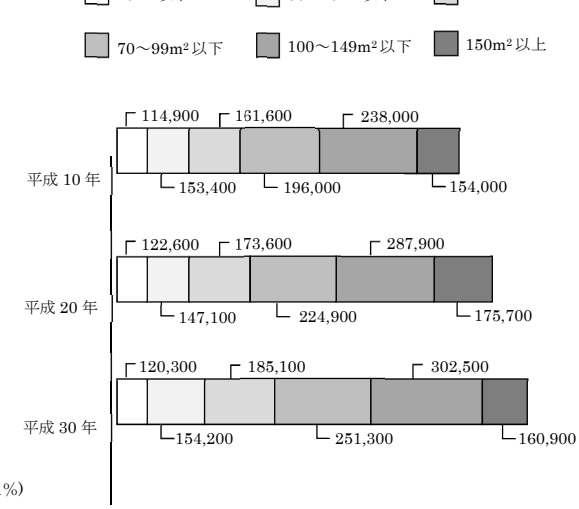

注 1：平成 10 年～平成 30 年住宅・土地統計調査による。
注 2：抽出調査のため，図中数値は合計値と一致しない。

(4) 居住水準

居住面積水準の状況は，平成 30 年時点で最低居住面積水準未満世帯の割合が 6.0%，最低居住面積水準以上誘導居住面積水準未満が 32.4%，誘導居住面積水準以上が 58.7%となっている。（最低居住面積水準・誘導居住面積水準については，住生活基本計画に定める水準による。）

平成 20 年から，最低居住面積水準未満の割合が著しく上昇しているのは，平成 15 年までは住宅建設五箇年計画による居住水準に基づく水準としていたものが，平成 20 年から住生活基本計画による居住水準に基づく水準による数値としたことによる最低居住面積水準の面積増加が一因と考えられる。

居住面積水準の推移（広島県）

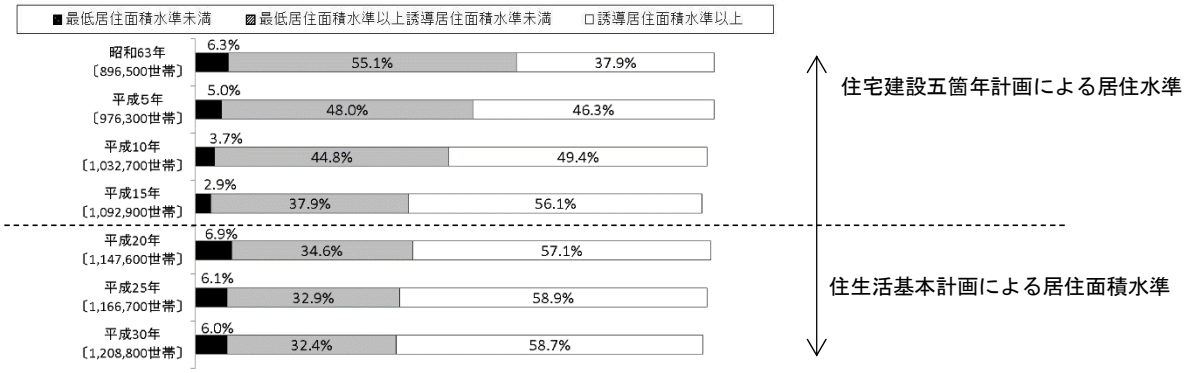

注－１：昭和 63 年～平成 15 年の数値は，住宅建設計画法に基づく住宅建設五箇年計画に定める居住水準及び誘導居住水準による数値とした。住生活基本計画に基づく水準と比較すると，後者の水準面積が増加しており，特に単身者の最低居住面積水準が 18 ㎡から 25 ㎡に増加している。
－２：昭和 63 年及び平成５年は住宅統計調査，平成 10 年以降は，住宅・土地統計調査による。
－３：割合は，主世帯数に対するもの
－４：昭和 63 年の誘導居住水準は，共同住宅は都市居住型，その他は一般型で集計した。
－５：抽出調査のため，図中数値は必ずしも 100%にはならない。

２　「住生活基本計画（広島県計画）」の概要

「住生活基本計画（広島県計画）」は，住生活基本法第 17 条第１項に基づき，県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する計画として策定しており，国が策定する全国計画に即して，本県における施策の基本的な方針，地域特性に応じた目標・施策を定めている。平成 28 年３月に行われた全国計画の変更を受け，平成 29 年３月，広島県計画を策定した。

(1)　計画期間

平成 28 年度～令和７年度

(2)　計画の概要

ア　基本理念

「誰もが生き生きと暮らせる居住環境の実現」

イ　６つの施策目標と目指す姿

(ｱ)　多様な人材をひきつける魅力的な居住環境の整備

・ライフステージの変化など住まいに対するニーズに応じた多様な住まい選びが可能となる，豊かで魅力ある居住環境が整備されています。

(ｲ)　次世代に継承される質の高い住宅ストックへの更新

・長期優良住宅等の普及により，将来にわたり活用される安全で質の高い住宅が供給されています。

・既存住宅の適切な維持管理やニーズに応じたリフォーム等の実施により，安全性や質の向上が図られています。

・マンションの適切な維持管理の実施や建替えが進み，安全性や質の向上が図られています。

・空き家の発生抑制や適性管理等が進み，良好な居住環境が保たれています。

(ｳ)　良質で魅力的な住宅ストックが評価され流通する住宅市場の整備

・既存住宅の品質や魅力に関する情報が消費者に分かりやすく提供され，価値のある住宅が流通する環境が整っています。

・リフォーム投資の拡大等により住宅市場が活性化し，多様なニーズに応える住生活産業が発展しています。

(ｴ)　結婚・出産を希望する若年・子育て世帯が安心して暮らすことができる住生活の実現

・子育てしやすい居住環境が広く提供され，子育て世帯が安心して暮らすことができています。

・結婚・出産を希望する若年世帯や子育て世帯が，収入や人数などの世帯の状況に応じて望む住宅を選択できる環境が整っています。

(ｵ)　高齢者が自立して暮らすことができる住生活の実現

・高齢者が安全に安心して生活できるよう，バリアフリー化等の高齢者に配慮した住宅が改善・供給されています。

・高齢者が望む地域において，住宅を確保することができる環境が整っています。

(ｶ)　住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

・県と市町が連携して公営住宅を供給することにより，誰もが健康で文化的な生活を営むための住宅を確保しています。

・低額所得者，障がい者，外国人等のすべての方々が安心して民間賃貸住宅へ入居できる環境が整っています。

３　主要住宅施策

(1)　サービス付き高齢者向け住宅の登録促進

平成23年４月に改正された「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき，高齢者の居住の安定を確保することを目的として，バリアフリー構造等を有し，状況把握サービス，生活相談サービスその他高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度が創設された。

広島県，広島市，福山市及び呉市に登録窓口を設け，登録推進を進めている。

サービス付き高齢者向け住宅の登録件数及び戸数

	H23～H29	H30	R元	R2	計
件数	217	10	5	8	240
戸数	7,045	284	249	225	7,802

(2) 子育てスマイルマンション認定制度の実施

ア 目的

多様な人材が集まる魅力的な生活環境の創出に向け，「広島県子育てスマイルマンション認定制度」を創設し，子育てしやすいマンションの供給を促進するとともに，認定事例の情報発信により，子育て世帯の意識醸成を図ることで，「子育てしやすい住まい環境」の整備を促進する。

イ 概要

県内のマンションを対象に，住戸内及び共用部などの仕様や子育て支援サービス提供などのソフト支援，立地環境において，子育てのしやすさに配慮したマンションを県が認定する。

認定マンション購入者に対しては，金融機関と連携した優遇金利の適用の提供等特典の付与が行われる。

住宅供給者に対しては，認定を受けることで建築基準法に基づく総合設計制度を活用した容積率緩和が行われる場合がある。

子育てスマイルマンションの認定件数及び戸数　※（　）内は竣工認定数

	H25～H28	H29	H30	R元	R2	計
件数	28 (21)	2 (4)	3 (4)	4 (2)	2 (3)	39 (34)
戸数	1,848 (1,497)	67 (151)	122 (225)	225 (90)	158 (265)	2,420 (2,226)

(3) 住宅確保要配慮者の居住の安定確保

ア 居住支援協議会の活動

低額所得者，被災者，高齢者，障害者，子育て世帯などの住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という）は，家賃の支払い能力に問題が無い場合でも死亡時の対応や生活習慣の違いによる近隣トラブル等への懸念から，民間賃貸住宅への入居を拒否されることが多い。

こうした住宅確保要配慮者の居住支援を多様な主体が連携して行うため，地方公共団体や関係事業者団体等を構成員とする，広島県居住支援協議会を平成25年度に設立している。

令和２年度は，賃貸人等へのセミナーの開催，セーフティネット住宅の登録促進に向けた取組等を行った。

イ あんしん賃貸支援事業の推進

平成20年度から住宅確保要配慮者が入居できる民間賃貸住宅の仲介を行う不動産事業者（協力店）及び居住支援に協力する団体に関する情報提供等を行っている。

(4) 空き家問題への対応

ア 空き家問題の現状

人口減少・高齢化に伴い，全国的に空き家は増加しており，適切に管理されていない空き家の増加によって，防災・防犯機能の低下，景観等の悪化など諸問題が発生している。一方で，積極的な利活用を進めることによって，空き家は有用な資産にもなり得るものである。平成30年時点で，広島県の空き家総数は215,600戸，空き家率は15.1％（全国平均13.6%）となっている。

イ　広島県空き家対策推進協議会の設立

適切に管理されていない空き家が，地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを踏まえ，県，市町及び関係団体による「広島県空き家対策推進協議会」を平成26年６月に設立し，空き家問題について全県的に取り組んでいる。令和２年２月には，同協議会において，「広島県空き家対策対応指針」を見直し，新たに県内市町共通の空き家対策の目標と方向性を定めた。

ウ　広島県空き家バンクウェブサイト「みんと。」の開設

空き家の利活用を促進するため，各市町の空き家情報をとりまとめて発信する，ひろしま空き家バンクウェブサイト「みんと。」を平成29年３月に開設した。このウェブサイトでは，空き家の検索機能のほか，最新の活用事例の紹介や，空き家の隠れた魅力をブログ形式で紹介するコンテンツを発信している。

ホームページURL：http://minto-hiroshima.jp/

上記のほか，平成28年度より空き家活用検討事業として，専門家チームの市町や地域への派遣やリノベーション研修会等を実施し，空き家の活用促進に取り組んでいる。

4　住宅建設事業等

公営住宅の建設状況

公営住宅法に基づき，住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で賃貸することを目的として，国の補助金を受けて建設を進めている。

公営住宅の建設状況（最近５箇年間）　（単位：戸，千円）

区分＼年度			H28	H29	H30	R元	R2	計	累計（S23～R2）
県	公営	着工戸数(戸)	0	0	64	0	40	104	21,667 (230)
	事業費(千円)		420,253	58,856	280,406	1,138,010	538,722	2,436,247	―
市町	公営	着工戸数(戸)	180	0	0	218	0	398	41,076
	事業費(千円)		3,575,911	0	0	4,493,442	0	8,069,353	―
計	公営	着工戸数(戸)	180	0	64	218	40	502	62,743
	事業費(千円)		3,996,164	58,856	280,406	5,631,452	538,722	10,505,600	―

(注)1. 県営の公営欄の( )数は内数でPFI事業による買取戸数である。
2. 事業費は国費対象の事業費ベースである。

県営住宅の建設状況

（着工ベース　単位：戸）

建設年度別	S23～45	46～50	51～55	56～60	61～H2	3～7	8～12	13～17	18～22	23～27	28～R2	累計 (S23～R2)
広島市	4,547 (470)	4,052 (360)	1,646	502	184	140	237	238 〔110〕	35	162		11,743 〔110〕 (830)
広島市周辺市町	867	199	40	458	74	122	78	60 〔60〕	110 〔60〕		64	2,072 〔120〕
小計	5,410 (470)	4,251 (360)	1,686	960	258	262	315	298 〔170〕	145 〔60〕	162	64	13,815 〔230〕 (830)
呉市	724	218	156	58	154	104	122		77	20		1,633
竹原市	203	60	50	20			44	84				461
三原市	275	312	280	133	8	8		48				1,064
尾道市	368	107	256	60	70	58	24	20				963
福山市	1,319	905	314	142	144	106	135				40	3,105
府中市		60		5	52	20						137
三次市	16	60	40	92	47	36						291
庄原市		30	80	52	6	8						176
大竹市	64	60	170									294
東広島市	82	119		96	60	58						415
安芸高田市				10	10	20						40
江田島市						2						2
安芸太田町				4	11	4						19
北広島町				16	10	4						30
世羅町					8	10						18
大崎上島町						6						6
神石高原町					8	20						28
小計	3,051	1,931	1,346	688	588	464	325	152	77	20	40	8,682
合計	8,465 (470)	6,182 (360)	3,032	1,648	846	726	640	450 〔170〕	222 〔60〕	182	104	22,497 〔230〕 (830)

（注）（　）内は内数で，県営改良住宅分を表す。
〔　〕内は内数で，ＰＦＩ事業による買取戸数を表す。

県営住宅の建替，住戸改善の実施状況

（単位・戸）

区分＼建設年度別		S51～55	56～60	61～H2	3～7	8～12	13～17	18～22	23～27	28～R2	累計 (S41～R2)
建替		604	661	152	374	640	441 〔170〕	222 〔60〕	182	104	3,779 〔230〕
住戸改善	増築	（－） －	(136) 136	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（－） －	（136） 136
	改築	（6） 362	（－） 417	（10） 498	(270) 581	（9） 537	（136） 1,262	（364） 1,741	（165） 165	（－） －	（960） 5,563
	計	（6） 362	(136) 553	（10） 498	(270) 581	（9） 537	（136） 1,262	（364） 1,741	（165） 165	（－） －	(1,096) 5,699

（注）１　（　）内は内数で県営改良住宅分を表す。
２　〔　〕内は内数でＰＦＩ事業による買取戸数を表す。
３　改築の内には，昭和 62 年度より，高齢者のための設備の設置を含む。

5　県営住宅の管理状況等

県営住宅は，令和３年３月 31 日現在で県内 12 市３町に 16,269 戸あり，住宅管理業務は，入居者の募集，選考及び決定，家賃徴収，住宅の維持修繕等多岐にわたる。

入居者の募集は，６・10・２月のほか必要に応じて行っている。また，募集に当たっては，新聞や県・市町の広報誌等による広報活動を実施している。

入居者の選考及び決定については，新築及び空家住宅とも公募のうえ公開抽選により入居者を決定している。

家賃等の徴収については，口座振替制度の普及，滞納者に対する電話や夜間・休日を含む戸別訪問等による督促・納付指導，年２回の徴収強化月間の設定などにより，収納率の向上と長期滞納者の発生の未然防止に努めるとともに，生活困窮者等の家賃負担能力の低い入居者に対しては，家賃減免制度の利用を指導するなど，きめこまかい対応を図っている。

また，長期滞納者については，住宅明渡請求訴訟等の法的措置を講じている。

住宅の維持修繕については，日々の小規模な修繕等は速やかに対応するとともに，大規模修繕についても，順次計画的に行っている。

なお，複雑多様化している県営住宅の管理に対応することを目的とし，指定管理者制度を導入し，管理業務の適正化と合理化を図っている。

種別，構造別，所在地別県営住宅管理戸数　（令和３年３月 31 日 現在）（単位：戸）

所在地	団地数	公営住宅・改良住宅			特別住宅	合計
		中耐	高層	小計	低耐	
広島市	31	5,542 〔136〕	2,602 〔650〕	8,144 〔786〕		8,144 〔786〕
呉市	11	742	221	963	1	964
竹原市	4	198		198		198
三原市	9	769		769		769
尾道市	12	696		696		696
福山市	14	1,979	90	2,069		2,069
府中市	2	120		120		120
三次市	5	211		211		211
庄原市	3	160		160		160
大竹市	3	230		230		230
東広島市	4	275	50	325		325
廿日市市	3	1,196		1,196		1,196
安芸郡海田町	3	278		278		278
〃　熊野町	2	477	208	685		685
〃　坂町	4	54	170	224		224
合計	110	12,927 〔136〕	3,341 〔650〕	16,268 〔786〕	1	16,269 〔786〕

※〔　〕は改良住宅の戸数で内数

6　県営住宅応募倍率の推移

応募倍率は，平成 15 年度に 9.0 倍と高い水準であったが，平成 21 年４月の改正公営住宅法施行令により入居者の収入制限の上限が低減されたこと，また，郊外の団地の申込者数が募集住宅の戸数を下回る場合があること等によって，令和２年度は 1.8 倍，過去５年間では 1.8 倍から 3.0 倍の間で推移している。

第 10 章　営　繕

ひろしま建築学生チャレンジコンペ 2019 最優秀作品
縮景園内事務所棟東トイレ

1　営繕工事の概要

営繕課では，各局等からの工事依頼により，建築物等の設計や，工事の監理・検査等の営繕工事を行い，県民の共有財産としてふさわしい施設とするため，耐久性・耐震性・メンテナンス等に優れた建物となるように配慮している。また，誰もが使いやすいようにユニバーサルデザインへの対応や，環境に配慮した省エネルギー対策などの新しい取組を行うとともに，コスト縮減による効率的な予算執行など，適正な事業執行に努めている。

令和２年度は，県立医療型障害児入所施設整備工事，広島叡智学園中学・高等学校新築工事（第３期），県営熊野住宅建替工事（第２期）に着手するとともに，広島県庁舎本館等耐震改修工事を引き続き実施した。

令和３年度は，広島南警察署庁舎新築工事，東部こども家庭センター一時保護所新築工事に着手予定である。

委託業務では，令和元年度までに実施した 17 件の広島型建築プロポーザル方式による設計者選定に加え，令和２年度に県営熊野住宅（南ブロック），県営引野住宅（Ａブロック）の２件について，新たにプロポーザル方式により設計者選定を行った。

2　魅力ある建築物創造事業

(1)　事業創設の経緯について

国内外から多様な人材が集まる魅力ある地域環境の創出に向け，都市空間を形成する建築物の魅力向上を重点的に進めるため，平成 25 年度に，魅力ある建築物創造事業を創設している。

(2)　事業の概要及び特徴について

ア　事業のねらい

広島県型の建築プロポーザル方式の確立により，魅力ある建築物の創出を推進するとともに，県内の魅力ある建築物の発掘・発信，クリエイティブな人材の育成など，民間建築物への幅広い普及を促進することで，本県ブランドイメージの向上を図る。

イ　事業の概要

区　　分	内　　容
魅力ある公共建築物の創造・発信	○ 広島型建築プロポーザル方式の実施 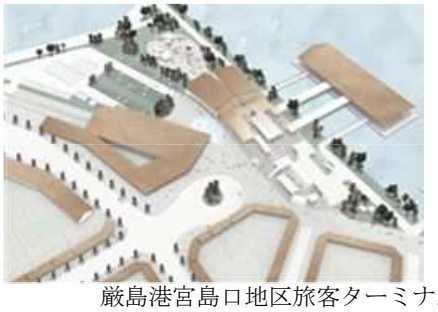 厳島港宮島口地区旅客ターミナル（左：H28 提案イメージ，右：完成写真） 県営熊野住宅（左：H28 提案イメージ，右：1 期完成写真）

広島叡智学園中学・高等学校（左：H28 提案イメージ，右：２期完成写真）

広島南警察署（R 元提案イメージ）　　県営引野住宅（R２提案イメージ）

○ 広島型建築プロポーザル方式の市町への普及促進（技術支援）

H30 実施事例　熊野町東部地域防災センター
（左：提案イメージ　右：最終ヒアリングの様子）

R２実施事例　三次市新学校給食調理場

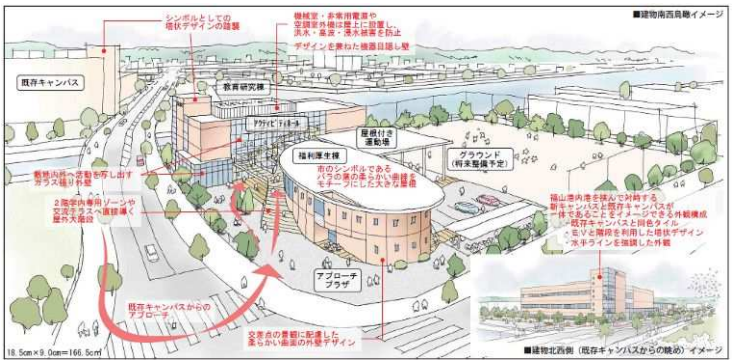

R２実施事例　（仮称）福山市立大学複合施設

○ 事業成果の情報発信

R2 実施事例　建物完成内覧会（縮景園内事務所棟東トイレ）※内覧会として縮小開催

R2 実施事例　建物完成見学会（北広島町まちづくりセンター）※市町職員対象開催

○ その他情報発信

R 元実施事例　建築学生応援トークイベント～ひろしま建築学生チャレンジコンペ 2019～

https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/tatemonogatari/douga.html
宮島口旅客ターミナル　設計者による建物解説動画の配信

民間建築物への波及

○ 魅力ある建物の発掘・発信イベント「ひろしまたてものがたり」の展開

・「魅力ある建物」人気ランキング「ベスト 30」の選定

ひろしまたてものがたり

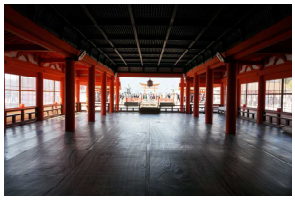

第１位　嚴島神社
（廿日市市）

第２位　原爆ドーム
（広島市）

第３位　阿多田灯台資料館
（大竹市）

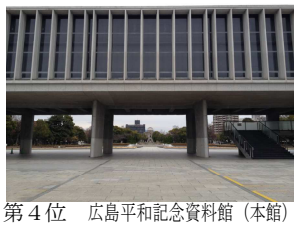

第４位　広島平和記念資料館（本館）
（広島市）

第５位　ＮＴＴクレド基町ビル
（広島市）

・ひろしまたてものがたりフェスタの実施

ガイドブック

ガイドツアー
（上：世界平和記念聖堂/広島県庁舎　　下：不動院/市営基町アパート）

Ｒ元実施事例　ひろしまたてものがたりフェスタ 2019

ガイドブック

ガイドツアー
（上：おりづるタワー/県立広島大学図書館　　下：入船山記念館/旧呉鎮守府庁舎）

Ｒ２実施事例　ひろしまたてものがたりフェスタ 2020

○ クリエイティブな人材の育成

・「ひろしま建築学生チャレンジコンペ」の実施

ポスター　　上：審査会の様子　下：最優秀作品パース/完成写真

H30 実施事例（瀬戸内海国立公園高見山公園内トイレ）

ポスター　　左：審査会の様子　右：完成写真/最優秀作品パース

R 元実施事例（縮景園内事務所棟東トイレ）

(3)　令和３年度の取組について

区　　分	内　　容
魅力ある公共建築物の創造・発信	○ 広島型建築プロポーザル方式の実施 ○ 広島型建築プロポーザル方式の市町への普及及び技術支援 ○ 事業成果（建築学生チャレンジコンペ等）の情報発信 ・トークイベント，完成見学会等
民間建築物への波及	○ 県内の魅力ある建築物の発信イベント「ひろしまたてものがたり」の展開 ・「ひろしまたてものがたりフェスタ」の実施 ○ クリエイティブな人材の育成 ・公共建築物に係る「ひろしま建築学生チャレンジコンペ」の実施

３　営繕工事の執行状況

令和２年度　主要営繕工事一覧　　（１億円以上）

（単位：千円）

区分	工　事　名	工事箇所	工種	契約金額	着手年月日	完成年月日	備考
H30	広島県庁舎本館等耐震改修及び維持保全工事	広島市中区基町	建築	5,783,706	H31.3.5	R4.2.18	継続
	広島県福山庁舎第１庁舎ほか２棟耐震改修その他工事	福山市三吉町	建築	599,400	H31.3.5	R3.5.17	継続
R元	広島県立庄原特別支援学校校舎１号棟ほか１棟内外部改修工事	庄原市三日市町	建築	230,185	R元.6.4	R2.9.8	完成
	広島県立庄原特別支援学校校舎１号棟内部改修機械設備工事	庄原市三日市町	機械	140,490	R元.6.12	R2.9.8	完成
	広島県庁舎議事堂ほか３棟内部改修その他工事	広島市中区基町	建築	374,918	R元.6.14	R2.8.20	完成
	地方港湾三高港三高地区ターミナル新築工事	江田島市沖美町	建築	334,400	R元.7.18	R2.7.31	完成
	広島県立広島工業高等学校工業科学センター新築工事	広島市南区出汐	建築	236,784	R元.8.31	R2.8.31	完成
	広島県立賀茂高等学校校舎２５号棟ほか１棟内部改修工事	東広島市西条西本町	建築	112,717	R元.9.11	R2.9.30	完成
	広島県消防学校本館１ほか３棟耐震改修その他工事	広島市安佐北区倉掛	建築	344,300	R元.9.14	R3.1.29	完成
	広島県東部建設事務所三原支所本館耐震改修その他工事	三原市円一町	建築	207,900	R元.9.14	R3.3.26	完成
	広島県立三原特別支援学校校舎７号棟ほか１棟内外部改修その他工事	三原市小泉町	建築	167,579	R元.9.21	R2.8.25	完成
	広島県消防学校本館１ほか３棟耐震改修その他電気設備工事	広島市安佐北区倉掛	電気	106,920	R元.9.28	R3.1.29	完成
	広島県消防学校屋内訓練場耐震改修その他工事	広島市安佐北区倉掛	建築	118,906	R元.10.19	R2.7.31	完成
	広島県立福山工業高等学校校舎４９号棟内外部改修工事	福山市野上町	建築	248,987	R元.11.9	R3.1.29	完成
	広島県三次庁舎第１庁舎耐震改修その他工事	三次市十日市東	建築	745,800	R元.12.17	R4.1.28	継続
	広島ヘリポート管理事務所ほか３棟解体撤去工事	広島市西区観音新町	建築	175,736	R元.12.20	R2.10.30	完成
	広島県庄原庁舎第１庁舎ほか２棟耐震改修その他工事	庄原市東本町	建築	463,392	R元.12.28	R3.6.18	継続
	椋梨ダム諸量処理装置ほか更新工事	東広島市河内町	電気	237,314	R2.2.8	R3.3.31	完成
	広島県立三次高等学校校舎８号棟ほか１棟内部改修工事	三次市南畑敷町	建築	153,609	R2.3.7	R3.2.26	完成
	四川ダムテレメータ放流警報設備ほか更新工事	福山市加茂町	電気	141,724	R2.3.7	R3.3.31	完成
	県営熊野住宅２期建築その他工事	安芸郡熊野町貴船	建築	1,133,000	R2.3.18	R4.3.25	継続
R02	県営熊野住宅２期電気設備工事	安芸郡熊野町貴船	電気	115,940	R2.6.13	R4.3.25	継続
	県営熊野住宅２期機械設備工事	安芸郡熊野町貴船	機械	136,950	R2.6.17	R4.3.25	継続
	県営南泉住宅７８号館ほか１棟解体撤去その他工事	福山市山手町	建築	118,714	R2.7.2	R3.3.26	完成
	尾崎川河川改修事業に伴う陸上自衛隊海田市駐屯地需品整備工場ほか１棟新築その他工事	安芸郡海田町寿町	建築	152,848	R2.7.23	R3.3.3	完成
	県営高陽住宅７１，７５号館外壁改修その他工事	広島市安佐北区亀崎	建築	130,430	R2.7.23	R3.6.18	継続
	県営長寿園南高層住宅１号館外壁改修その他工事（第１工区）	広島市中区西白島町	建築	187,269	R2.9.3	R3.5.21	継続
	広島県警察出汐待機宿舎２１号館ほか２棟解体撤去その他工事	広島市南区出汐	建築	184,928	R2.9.12	R3.9.30	継続
	広島県立福山商業高等学校校舎１２号棟ほか１棟内部改修その他工事	福山市水呑町	建築	121,797	R2.9.24	R3.6.28	継続
	広島県廿日市庁舎第２庁舎ほか１棟耐震改修その他工事	廿日市市桜尾	建築	322,300	R2.10.24	R4.2.25	継続
	県立障害者リハビリテーションセンターわかば療育園外５棟新築その他工事	東広島市西条町	建築	2,469,500	R2.12.17	R6.1.26	継続
	県立障害者リハビリテーションセンターわかば療育園外５棟新築その他電気設備工事	東広島市西条町	電気	803,000	R2.12.17	R6.1.26	継続
	県立障害者リハビリテーションセンターわかば療育園外５棟新築その他空気調和設備工事	東広島市西条町	機械	698,500	R2.12.17	R6.1.26	継続
	県立障害者リハビリテーションセンターわかば療育園外５棟新築その他衛生設備工事	東広島市西条町	機械	627,000	R2.12.17	R6.1.26	継続
	広島県立広島叡智学園中学校・高等学校男子寮（ＨＭ３）新築工事	豊田郡大崎上島町大串	建築	321,090	R3.2.20	R4.3.4	継続
	広島県立広島叡智学園中学校・高等学校女子寮（ＨＷ３）新築工事	豊田郡大崎上島町大串	建築	299,530	R3.2.20	R4.3.4	継続
	広島中央警察署本通交番庁舎新築工事	広島市中区本通	建築	103,950	R3.3.16	R3.12.27	継続
	県営南泉住宅２８号館（仮称）建築工事	福山市山手町	建築	652,300	R3.3.17	R4.5.27	継続
	県営南泉住宅２８号館（仮称）機械設備工事	福山市山手町	機械	104,720	R3.3.18	R4.5.27	継続

（注）１．契約金額は，千円未満を四捨五入した。
　　２．完成年月日は，契約工期末である。

令 和 2 年 度 工 事 実 施 状 況

（単位：千円）

				危機管理監	総務局	地域政策局	環境県民局	健康福祉局	商工労働局	農林水産局	土木建築局	企業局	病院事業局	教育委員会	公安委員会	計
令和元年度以前からの債務負担行為（既契繰越）分 A	工事内容	建築	件数	2	6	0	0	0	0	0	5	0	0	7	1	21
			金額	351,521	5,915,349	0	0	0	0	0	1,640,219	0	0	644,773	33,030	8,584,892
		電気	件数	1	0	0	0	0	0	0	5	0	0	3	0	9
			金額	74,843	0	0	0	0	0	0	557,212	0	0	130,657	0	762,712
		機械	件数	1	0	1	0	0	0	0	4	0	0	5	0	11
			金額	0	0	38,760	0	0	0	0	361,705	0	0	168,788	0	569,253
		計	件数	4	6	1	0	0	0	0	14	0	0	15	1	41
			金額	426,364	5,915,349	38,760	0	0	0	0	2,559,136	0	0	944,218	33,030	9,916,857
令和2年度契約額 B	工事内容	建築	件数	1	7	3	2	6	3	0	17	7	0	9	7	62
			金額	24,761	575,145	64,934	88,550	2,606,486	124,188	0	1,871,233	182,859	0	1,083,976	295,330	6,917,462
		電気	件数	0	2	2	2	2	0	0	6	0	0	1	1	16
			金額	0	61,490	39,587	29,889	1,430,000	0	0	431,999	0	0	33,550	22,000	2,048,515
		機械	件数	0	6	3	1	3	0	0	3	0	2	2	0	20
			金額	0	144,190	143,290	11,440	840,840	0	0	259,160	0	45,430	65,786	0	1,510,136
		計	件数	1	15	8	5	11	3	0	26	7	2	12	8	98
			金額	24,761	780,825	247,811	129,879	4,877,326	124,188	0	2,562,392	182,859	45,430	1,183,312	317,330	10,476,113
令和3年度以降への債務負担行為（既契繰越）分 C	工事内容	建築	件数	0	2	0	0	1	0	0	6	4	0	6	1	20
			金額	0	309,086	0	0	2,424,757	0	0	852,162	92,538	0	725,746	110,396	4,514,685
		電気	件数	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0	1	0	5
			金額	0	0	0	0	803,000	0	0	222,970	0	0	20,130	0	1,046,100
		機械	件数	0	1	1	0	1	0	0	3	0	0	1	0	7
			金額	0	27,226	43,428	0	77,000	0	0	259,160	0	0	20,201	0	427,015
		計	件数	0	3	1	0	3	0	0	12	4	0	8	1	32
			金額	0	336,312	43,428	0	3,304,757	0	0	1,334,292	92,538	0	766,077	110,396	5,987,800
令和2年度執行額 A＋B－C（件数はA+B）	工事内容	建築	件数	3	13	3	2	6	3	0	22	7	0	7	8	74
			金額	376,282	6,181,408	64,934	88,550	181,729	124,188	0	2,659,291	90,321	0	1,003,003	217,965	10,987,671
		電気	件数	1	2	2	2	1	0	0	8	0	0	3	1	20
			金額	74,843	61,490	39,587	29,889	627,000	0	0	766,241	0	0	144,077	22,000	1,765,127
		機械	件数	1	5	3	1	2	0	0	4	0	2	6	0	24
			金額	35,666	116,965	138,622	11,440	763,840	0	0	361,705	0	45,430	214,373	0	1,688,041
		計	件数	5	20	8	5	9	3	0	34	7	2	16	9	139
			金額	486,791	6,359,863	243,143	129,879	1,572,569	124,188	0	3,787,237	90,321	45,430	1,361,453	239,965	14,440,839

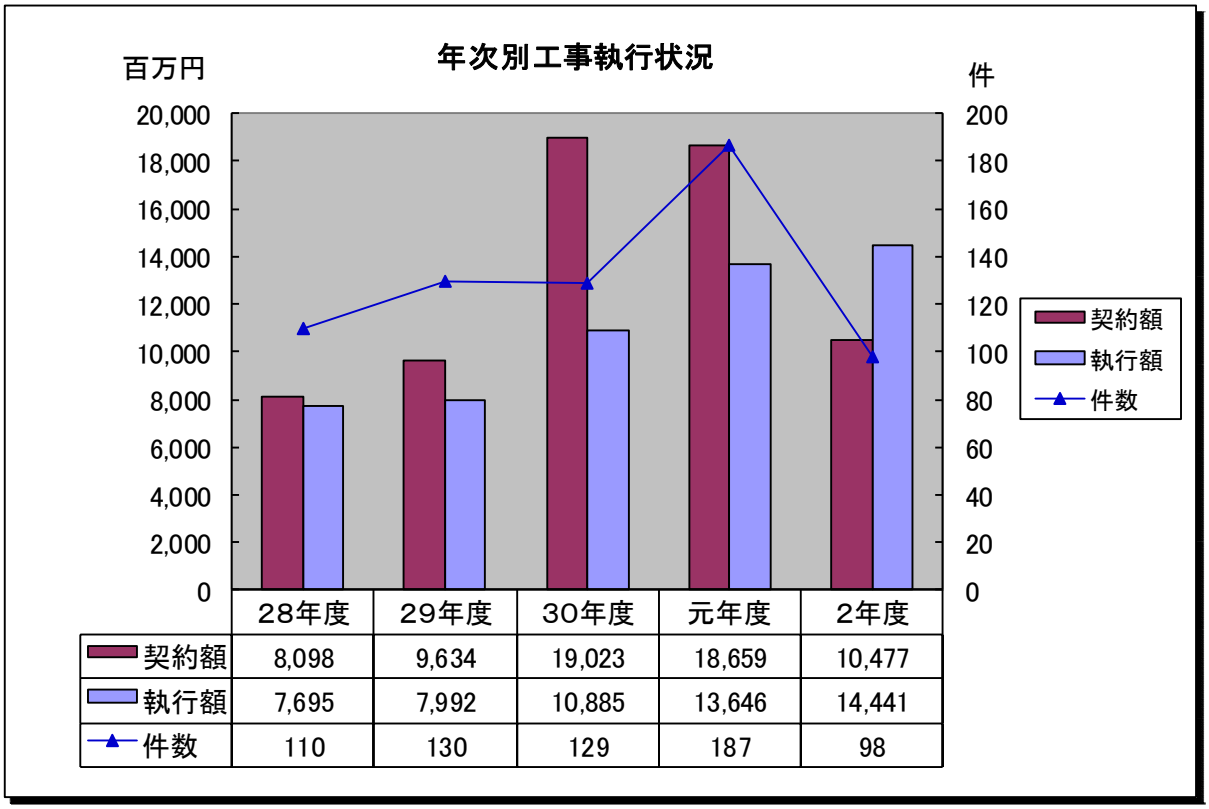

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
契約額	8,098	9,634	19,023	18,659	10,477
執行額	7,695	7,992	10,885	13,646	14,441
件数	110	130	129	187	98

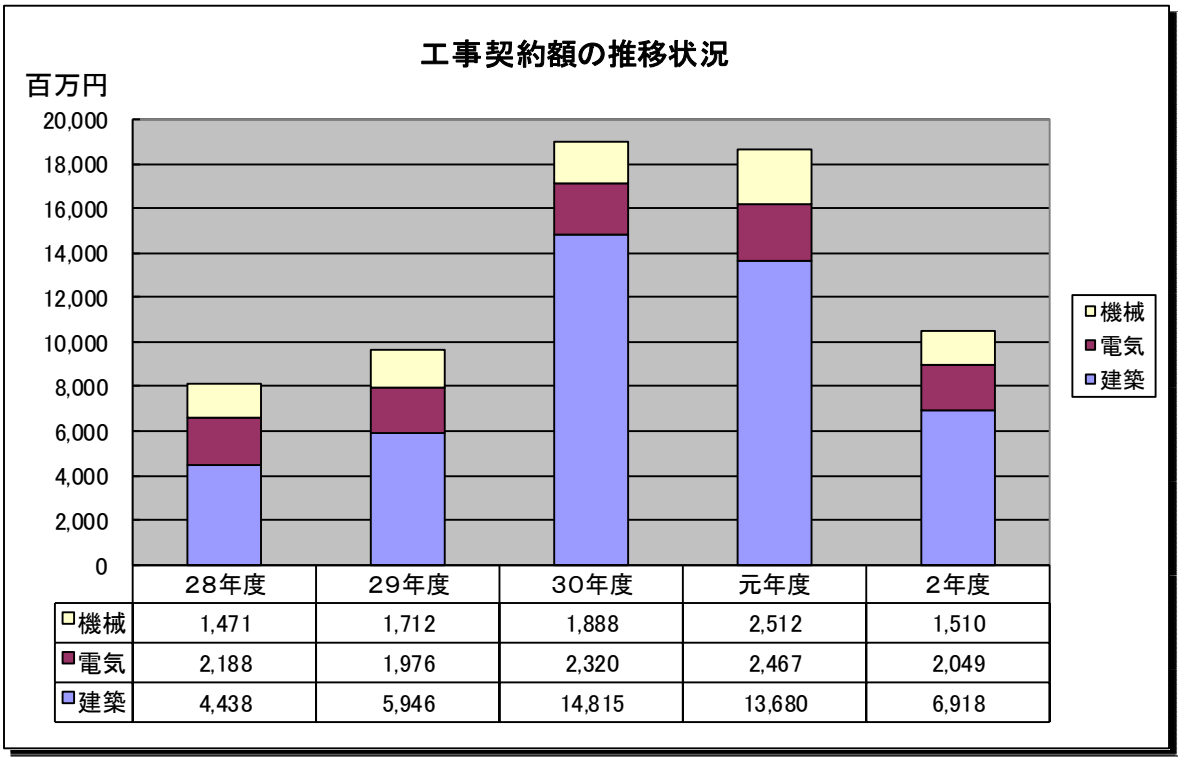

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
機械	1,471	1,712	1,888	2,512	1,510
電気	2,188	1,976	2,320	2,467	2,049
建築	4,438	5,946	14,815	13,680	6,918

金額は，百万円未満を四捨五入した。

部門別工事執行額の推移状況

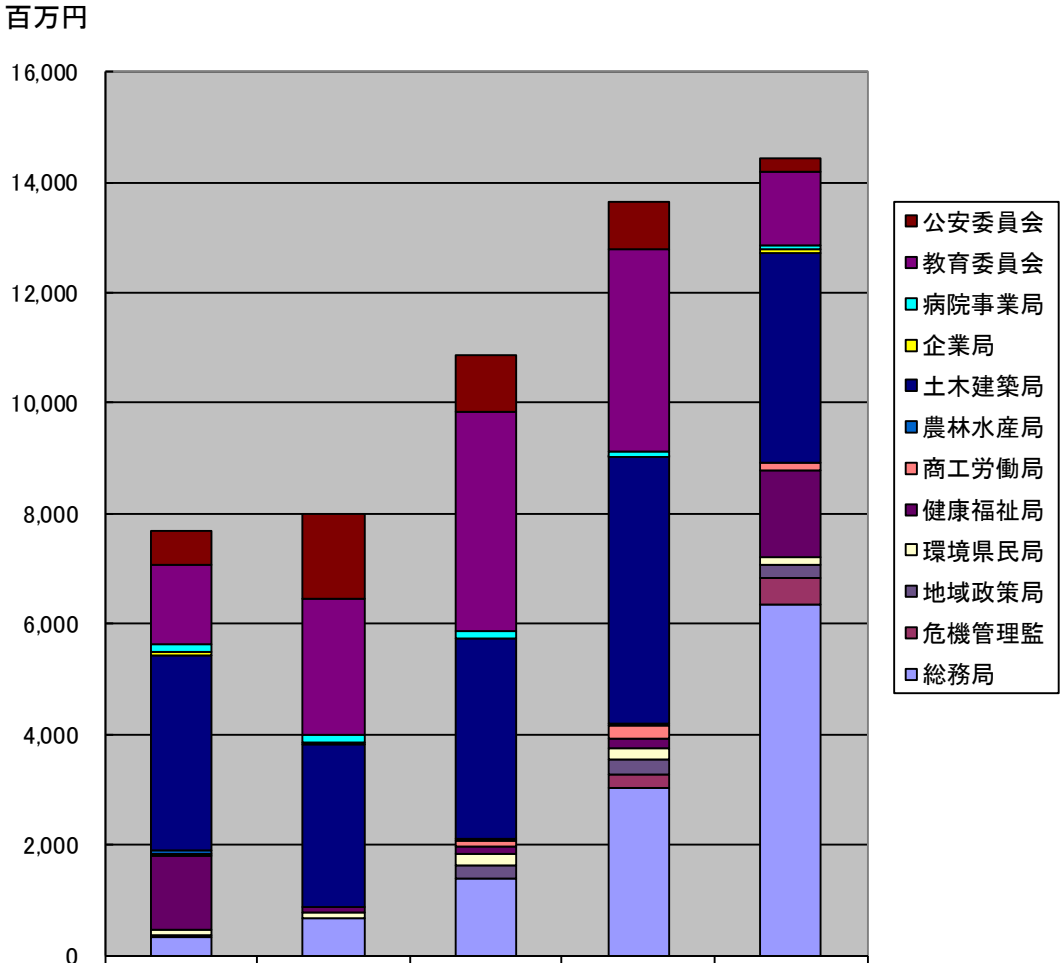

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
公安委員会	613	1,527	1,055	862	240
教育委員会	1,442	2,458	3,966	3,673	1,362
病院事業局	146	162	130	93	45
企業局	68	21	0	9	90
土木建築局	3,516	2,940	3,618	4,803	3,787
農林水産局	57	0	27	34	0
商工労働局	53	0	106	241	124
健康福祉局	1,326	89	146	183	1,573
環境県民局	121	123	208	193	130
地域政策局	0	0	226	296	243
危機管理監	9	0	0	220	487
総務局	344	672	1,403	3,040	6,360

金額は，百万円未満を四捨五入した。

第 11 章　災害復旧

令和２年発生災害 主要地方道　旭戸河内線
道路災害復旧工事（北広島町　才乙）

1　災害復旧事業の概要

災害復旧事業は，暴風，洪水，高潮，地震，その他異常な天然現象によって被災した公共土木施設を復旧し，公共の福祉と住民生活の安定を図ることを目的としている。

公共土木施設に係る災害復旧事業は，３か年で復旧を完了することとなっており，早期復旧に努めている。

なお，令和２年度及び過去における公共土木施設災害復旧事業の査定状況並びに本県における戦後の主要な災害は，次のとおりである。

2　災害復旧事業の査定状況

(1)　令和２年発生災害（広島市を除く）

（単位：件数，千円）

工種		県		市町		県・市町合計	
		箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
各工事別内訳	河川	264	4,658,547	174	1,210,014	438	5,868,561
	海岸(港湾に係るもの)	－	－	－	－	－	－
	砂防	42	499,474	－	－	42	499,474
	急傾斜	－	－	－	－	－	－
	道路	42	843,966	157	1,631,591	199	2,475,557
	橋梁	－	－	－	－	－	－
	港湾	－	－	－	－	－	－
	下水道	－	－	－	－	－	－
	公園	－	－	2	46,920	2	46,920
合計		348	6,001,987	333	2,888,525	681	8,890,512

(2)　過去の発生災害（広島市を除く）

ア　箇所数

（単位：件数）

年災	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年	R2年
県	76	119	170	250	16	362	267	2,550	93	348
市町	111	176	148	218	28	408	275	2,930	57	333
合計	187	295	318	468	44	770	542	5,480	150	681

イ　金額

（単位：千円）

年災	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R 元年	R2年
県	718,863	655,521	1,096,183	2,683,455	137,967	3,351,199	3,181,043	63,032,991	1,104,005	6,001,987
市町	456,961	644,336	621,293	1,028,694	162,285	2,519,470	1,881,903	35,513,405	328,011	2,888,525
合計	1,175,824	1,299,857	1,717,476	3,712,149	300,252	5,870,669	5,062,946	98,546,396	1,432,016	8,890,512

3　広島県の主要災害（昭和 20 年以降）

発生年月日	種別	気象		人的被害			家屋被害					土木被害				農地被害		その他		備考
		最大風速	雨量	死者	負傷者	行方不明	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	河川	道路	橋梁	山崩	田畑流失	田畑冠水	鉄道	船	
S20. 9.17	台風	m/s 30.2	mm 218.7	人 1,231	人 1,077	人 783	戸 2,185	戸 3,538	戸 ―	戸 24,193	戸 23,359	か所 1,303	か所 1,223	か所 1,103	か所 ―	丁 3,857	丁 10,651	か所 ―	隻 ―	枕崎台風
S25. 9.14	〃	28.1	144.4	1	1	―	66	403	―	4,592	23,505	174	141	29	―	34	3,595	1	23	キジヤ台風
S26.10.15	〃	33.9	260･3	132	361	34	716	1,267	1,679	5,726	17,863	1,567	3,039	554	487	3,470	1,568	15	1,371	ルース台風
S28. 6. 4 ～ 6. 7	〃	13.2	239.7	2	―	―	13	13	13	58	909	117	171	42	134	28	1,807	―	9	
S28. 7.16 ～ 7.22	梅雨	9.4	181.8	―	1	―	3	3	2	70	410	253	230	119	972	457	5,034	14	―	
S29. 9.13 ～ 9.14	台風	26.2	167.0	2	9	―	30	331	447	10,509	22,912	93	314	5	5	813	4,862	―	33	ジェーン台風
S35. 7. 7 ～ 7. 8	梅雨	8.9	144.2	18	27	―	39	48	88	763	8,081	267	645	164	495	865	11,162	16	―	
S39. 6.24 ～ 6.27	〃	9.7	269.0	7	20	―	5	13	2	47	4,264	328	230	―	―	344	―	―	―	
S40. 6.18 ～ 6.21	〃	5.7	291.0	17	28	―	33	82	53	4,353	34,741	1,077	397	85	―	154	―	39	―	
S42. 7. 7 ～ 7. 9	〃	6.0	198.5	159	231	―	532	701	643	4,898	32,910	1,715	1,065	108	―	93	―	110	25	呉地区集中豪雨
S44. 6.28 ～ 7. 8	〃	―	511.0	7	21	―	23	37	133	595	10,237	827	924	13	317	44	6,371	8	―	
S47. 7. 9 ～ 7.14	〃	6.7	552.0	35	105	4	349	2,170	486	5,169	11,031	7,360	4,637	313	950	169 か所		189	1	三次 564mm
S47. 8.20 ～ 8.21	低気圧	9.5	206.0	2	9	―	16	19	60	512	4,950	8,703	5,696	332	1,220	714 か所		18	―	
S51. 9. 8 ～ 9.13	台風前線	21.5	457.0	16	29	―	29	35	123	321	6,353	3,219	2,828	22	―	81.56ha		40	―	
S54. 6.26 ～ 7. 2	梅雨	―	422.0	1	5	―	5	7	93	152	3,201	2,552	1,494	18	494	141ha		25	―	
S56. 6. 25 ～ 7. 4	〃	―	618.0	4	11	―	2	5	55	22	902	1,823	1,570	4	2	652.1ha		50	―	江田島町，呉市 山崩れ
S58. 7.20 ～ 7.23	〃	―	518.0	―	2	―	8	3	14	73	538	2,857	1,274	19	―	201ha		8	―	昭和 58 年 7 月豪雨
S60. 6.21 ～ 7. 6	〃	―	1,080. 0	2	3	―	6	20	56	441	3,119	4,594	2,731	12	―	184 ha	14 ha	75	―	
S63. 7.20 ～ 7.21	〃	―	276.0	14	11	―	38	20	15	72	459	304	219	7	59	29.39ha		21	33	
H 3. 9.27 ～ 9.28	台風	36.0	182.0	6	49	―	50	442	22,661	3,005	9,162	23	160	2	3	38 か所		88	668	台風第 19 号
H 5. 6.28 ～ 7. 5	梅雨	―	142.0	4	1	―	1	1	14	5	285	667	619	3	2	36.00ha		4	―	
H11. 6.24 ～ 7. 3	〃	―	446.0	31	59	1	101	68	300	1,284	2,763	1,767	963	18	―	2,638 か所		62	―	平成 11 年 6 月 29 日 梅雨前線豪雨
H11. 9.23 ～ 9.24	台風	32.1	145.0	5	60	―	2	7	1,296	141	1,033	206	160	2	―	178 か所		66	―	台風 18 号
H13. 3.24	地震	―	―	1	193	―	49	344	33,609	―	―	53	704	8	―	―		―	―	平成 13 年芸予地震 ﾏｸﾆﾁｭｰﾄﾞ 6.7 最大震度 6 弱
H16. 8.30 ～8.31	台風	18.0	164.0	―	9	―	1	4	88	1,379	5,799	61	61	―	―	11.48ha		―	―	台風 16 号
H16.9.7 ～9.8	〃	33.3	154.0	5	142	―	27	204	16,582	860	3,128	65	140	―	―	6.60ha		―	―	台風 18 号
H17.9.6 ～9.7	〃	19.3	346.0	―	13	―	7	75	135	240	1,741	469	275	6	―	55.36ha		―	―	台風 14 号
H18.7.14 ～7.21	梅雨	―	175.0	―	―	―	―	―	3	4	100	465	209	―	―	90.82ha		3	―	梅雨前線豪雨
H18.9.16 ～9.18	台風	21.5	259.0	1	7	1	4	8	37	76	419	462	214	9	―	88.25ha		―	―	台風 13 号
H21.7.19 ～7.27	梅雨	―	187.5	1	4	―	3	―	17	29	271	274	167	1	―	13.16ha		11	―	梅雨前線豪雨
H22.7.11 ～7.16	梅雨	―	516.0	5	6	―	19	35	72	254	1,407	831	413	3	―	82.87ha		39	―	梅雨前線豪雨
H26.8.19 ～8.21	低気圧	―	287.0	74	69	―	179	217	190	1,086	3,097	395	162	―	1	15.94ha		―	―	
H30.7.5 ～7.8	梅雨	―	676.0	133	146	5	1,157	3,618	2,155	3,165	5,837	2,823	6,279	158	1,970	1,245.63ha		362	7	梅雨前線豪雨

第 12 章　公共用地･土地収用

厳島港みなとの賑わいづくり事業（廿日市市宮島口一丁目）

1　公共用地の取得

(1)　必要性

活力ある県土の構築と安全で快適な環境づくりを推進していくためには，道路・港湾等の事業による交通体系の整備，治水・砂防等の事業による県土の保全，下水道・公園事業による住環境などの安定を図る整備が必要である。こうした事業を実施していくためには，公共用地の取得等が不可欠である。

(2)　事務の概要

公共用地取得等の事務は，必要な事業計画の周知を図り，土地等の権利者との交渉を行って，契約等の手続きを経て，土地等を事業用地として取得又は使用する事務である。

国では，土地等を取得又は使用する場合の取扱いを統一するため，昭和 37 年に「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」が閣議決定された。

本県においても，この要綱に従い「広島県の施行する公共事業に伴う損失補償基準」を制定し，損失補償の方法，補償額算定の時期，土地等の取得又は使用に係る補償及びこれに伴い通常生ずる損失の補償に関する規定を設けて，これに基づき用地取得事務の適正な執行に努めているところである。

(3)　取得促進の方策

「公共用地取得促進プログラム」（平成 18 年３月制定）を定め，事業効果の早期発現と説明責任の向上を図りながら計画的かつ積極的な用地取得に努めるとともに，先行取得制度の活用を図りながら，用地保有量の適正な確保等に積極的に取り組んでいる。

（参考）用地取得の手順

公共事業のための用地取得は，次のような手順で進めている。

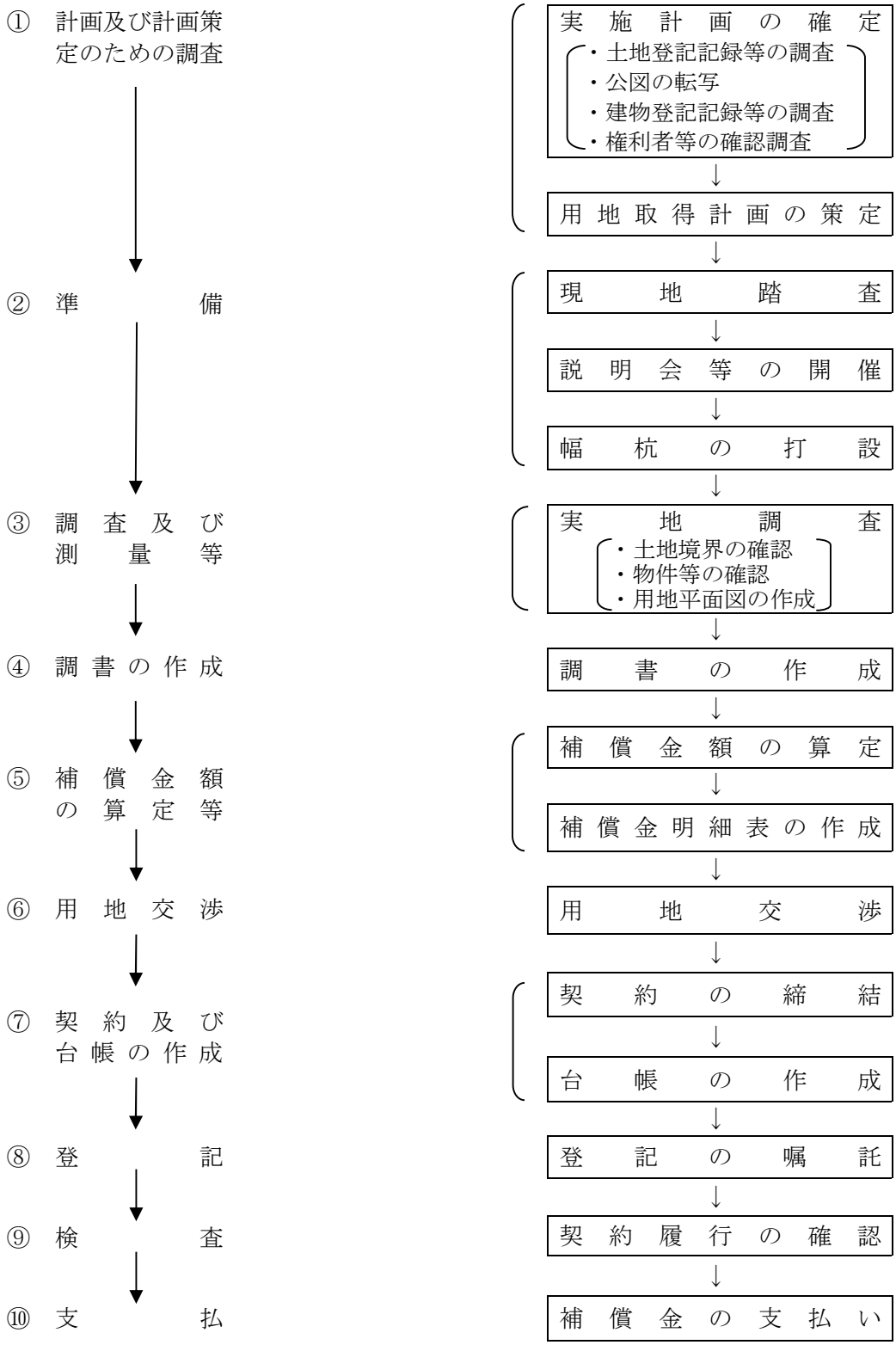

2　公共事業における用地取得実績

用　地　費　及　び　補　償　費						
年度	用地取得箇所数	用　地　費		補　償　費		計(千円)
		取得面積（㎡）	金　額(千円)	物件件数(建物)（件）	金　額(千円)	
H28	360	445,384	1,704,323	546(81)	2,986,196	4,690,519
H29	326	320,074	1,324,307	463(57)	2,664,200	3,988,507
H30	311	269,802	1,089,586	373(89)	3,588,764	4,678,350
R元	443	582,997	2,103,420	475(60)	4,170,813	6,274,233
R２	508	467,375	2,943,225	563(75)	7,951,326	10,894,551

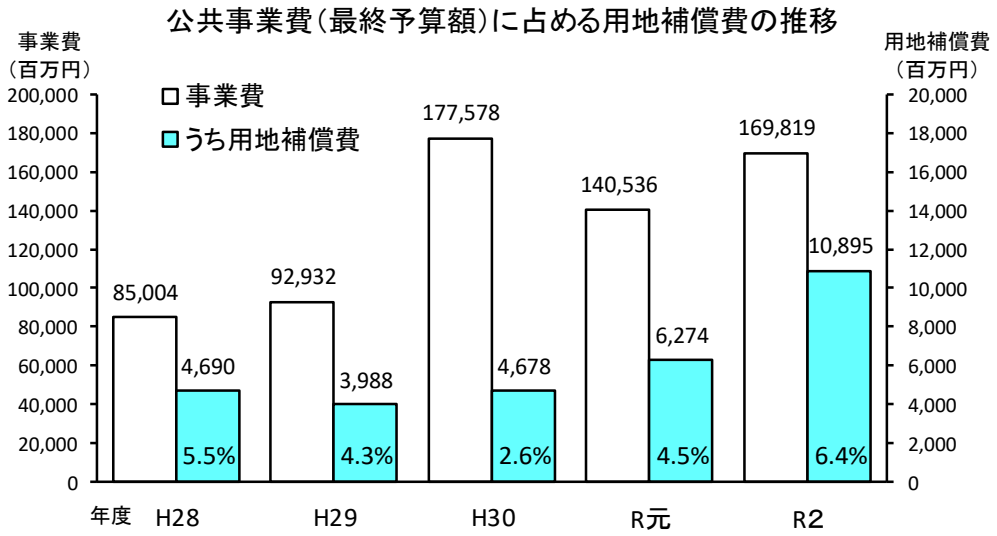

3　土地収用制度の活用

公共事業を円滑に推進するために，公共用地の取得に伴い必要に応じて，土地収用制度を活用している。この制度は，大きく分けて次の二つの手続きがある。

(1)　事業認定

国土交通大臣又は都道府県知事が，事業が真に公共のためになるものであること等を確認し，起業者に対して，土地を収用し，又は使用することができるという地位を付与する制度

○ 大臣が認定する事業　：　主に国又は都道府県等が起業者である事業

○ 知事が認定する事業　：　主に市町等が起業者である事業

令和２年度における事業認定

・大臣認定（起業者：広島県）　　該当事業なし

・知事認定（起業者：市町等）　　次表のとおり

事　　業　　名	起業者	種別	事業認定告示年月日
東部地域防災センター（仮称）整備事業	熊野町	19，31	R2．8．6
吉和支所複合施設整備事業	廿日市市	22，31	R2.12.28

（注）種別は，土地収用法第３条の各号のうち，該当する号を記載。

(2)　裁決

収用委員会が，私有財産に対する正当な補償を定め，土地等の収用又は使用を決定する制度

令和２年度における裁決申請件数（起業者：広島県）

１件（備後圏都市計画道路事業３・４・115 号栗柄広谷線及び３・６・101 号中須父石線）

第 13 章　建 設 業

（上）建設女子カフェ

（左）ひろしま建設フェア

（下）建設企業ガイダンス

1　建設産業の課題に対する取組

建設産業は，県民生活に欠くことのできない住宅・商業施設の整備や，生産・物流等の経済活動に不可欠な社会資本整備の担い手として，さらに，地域経済，特に中山間地域においては，経済・雇用を支える重要な産業として大きな役割を果たしてきた。

また，建設事業者は，県民が道路などの公共土木施設を安全で快適に利用できるよう，道路維持業務や除雪などといった社会資本の適切な維持管理の担い手としても活躍してきた。

加えて，平成 30 年７月豪雨災害等の災害発生時には，地域に精通した建設事業者が応急復旧などの迅速な対応を行い，その後も復旧・復興を現場で支えるなど，「地域の守り手」としての建設産業の重要性が改めて認識されたところである。

しかしながら，建設産業を取り巻く環境は大きく変化してきており，この変化に対応することが必要となっている。

本県の建設投資は，平成 22 年度にピーク時（平成３年度）の５割以下まで減少した後，国土強靭化施策や平成 30 年７月豪雨災害からの復旧・復興工事により公共建設投資が増加，さらに都市開発・設備投資等の民間建設投資も増加したことにより，令和元年度は近年で最も高い水準となっている。しかし，平成 30 年７月豪雨災害関連の工事終了や新型コロナウイルス感染症の影響により公共・民間建設投資は減少する可能性があり，先行きは不透明感を増している。

また，建設産業の担い手（技術者や技能労働者等）は，高齢化が進むと同時に，若年者等の入職者も少ないことから，担い手不足が常態化しており，十分な施工体制を組むことができないケースも発生している。さらに，経営者の高齢化も進んでおり，今後廃業する建設事業者が増えていくと，地域によっては建設事業者の空白地帯が発生し，地域経済や県民の安全で安心な生活に支障が出ることも懸念されている。

このような課題は全国各地でも同様であり，政府では，建設産業の持続性を高めることを目的として担い手３法の改正を進める他，人口減少・少子高齢化社会の中，人手不足を解消するためのデジタル技術の活用等を推進してきた。

本県では，地域の持続的な発展と安全・安心を確保するために，建設産業の進むべき方向性と環境整備を目的とした「広島県建設産業ビジョン」を平成 23 年及び平成 28 年に策定し，建設産業の課題に対応した施策・取組を実施してきた。

引き続き，建設産業の課題や環境の変化を踏まえ，「広島県建設産業ビジョン 2021」を令和３年３月に策定し，安全・安心な県土づくりに向けた具体的な施策・取組を実施していくこととしている。

(1)　建設業の担い手確保・育成の推進

令和３年度の建設業の担い手の確保・育成策については次のとおりである。

ア　学生向け魅力発信・就職支援の取組

(ｱ)　建設企業ガイダンス

土木系学科及び建築学科に所属する就職活動間近の高校生を対象に，建設企業ガイダンスを開催

(ｲ)　土木系学生向け説明会

土木系高校等において，若手技術者との意見交換や工事現場見学を通じた説明会を開催

(ｳ)　建築科学生向け現場見学会

建築科の学科を対象とし，工事現場見学を開催

(ｴ)　女子学生と女性技術者との交流会

女子学生を対象に，女性技術者との交流会を開催

イ　小中学生等向け魅力発信の取組

(ｱ)　ひろしま建設フェア 2021

広島市内において，業界団体と連携した体験型イベントを開催

(ｲ)　小中学校出前講座・現場見学会

公共事業や建設業のイメージアップや理解浸透のため，小中学校出前講座を開催

(ｳ)　図書館での建設業魅力発信展示

主に子供向けの資料の配布や展示，建設重機や土木構造物，建築物等の魅力に関する図書の巡回展示を，呉市立図書館で実施

(ｴ)　建設業魅力発信新聞の配布

県内の中学生に，建設業や工業高校の魅力を紹介する新聞を配布

ウ　建設業における人材確保育成の取組

(ｱ)　若手技術者セミナー

若年者の離職対策として，県西部で若手技術者セミナーを開催

(ｲ)　技術者育成セミナー

中山間地域での担い手確保に向けた取組として，技術者育成セミナーを開催

(2)　入札・契約制度の改善

令和３年度の建設工事等に係る入札・契約制度の主な改正については，次のとおりである。

ア　担い手の確保の取組

(ｱ)　週休２日モデル工事の適用拡大

働き方改革の推進に向け，「週休２日モデル工事（発注者指定型）」について，請負対象設計金額２億円以上の工事おいて原則実施

(ｲ)　若手優秀技術者表彰制度の運用

土木建築局が発注する建設工事において，優れた成績を修めた県内の優秀な若手技術者の表彰を実施

イ　生産性向上を図るための取組

(ｱ)　ＣＩＭ推進モデル業務の試行拡大

発注者が指定した主要な土木構造物の設計業務等を「発注者指定型」に加え，「受注者指定型」を導入

(ｲ)　ＩＣＴ活用工事の試行拡大

土工に加え「ＩＣＴ活用工事（舗装）」の試行を拡大するとともに，「発注者指定型」に加え，「受注者希望型」を導入し，「受注者希望型」について，ＩＣＴ施工技術を部分的に活用することができる「簡易型ＩＣＴ活用工事」を導入

２　建設業の許可

建設業の健全な発展を促進し，適正な建設工事を確保するため，昭和 24 年に建設業法が制定され，同法の規定に基づき，一定規模以上※の建設工事を請け負うことを営業とする者は，建設業の許可を受けなければならないこととされている。

※一定規模以上＝１件の請負工事の規模が，①建築一式工事では請負代金 1,500 万円以上又は延べ面積 150 ㎡以上の木造住宅工事，又は②建築一式工事以外では請負代金 500 万円以上の工事

各年度末における建設業許可業者数及び年間許可申請処理件数の推移は，次のとおりである。

建設業許可業者数の推移　（単位：者）

区　　分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
知事許可業者	11,332	11,327	11,413	11,524	11,591
県内大臣許可業者	271	268	271	265	268
合　　計	11,603	11,595	11,684	11,789	11,859

年間許可申請処理件数（知事許可） （単位:件）

区　　分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
新　　規	510	510	393	460	520
業種追加	434	466	447	474	306
更　　新	2,583	2,337	999	1,563	2,431
合　　計	3,527	3,313	1,839	2,497	3,257

事務所別建設業許可業者数及び建設業許可申請処理件数 （令和３年３月 31 日 現在）

区分 / 事務所別	許可業者数			許可申請処理件数	
	知事許可	県内大臣許可	合　計	知事許可	県内大臣許可
西部建設事務所	6,592 (6,567)	177 (175)	6,769 (6,742)	1,790 (1,437)	－ (47)
〃　　呉支所	844 (822)	11 (13)	855 (835)	246 (192)	－ (7)
〃　東広島支所	744 (738)	16 (14)	760 (752)	217 (167)	－ (3)
東部建設事務所	3,066 (3,038)	60 (59)	3,126 (3,097)	907 (619)	－ (14)
北部建設事務所	345 (359)	4 (4)	349 (363)	97 (72)	－ (1)
合　　計	11,591 (11,524)	268 (271)	11,859 (11,789)	3,257 (2,497)	－ (72)

（注）１　（　）は，令和２年３月 31 日現在の数である。
　　２　県内大臣許可申請処理件数については，国土交通大臣に係る法定受託事務として処理（経由）した件数である。なお，令和２年４月１日より経由事務廃止のため件数なし。

３　経営に関する事項の審査

経営事項審査は，公共性のある施設又は工作物に関する建設工事を発注者から直接請負おうとする建設業者に対して受けることが義務付けられている審査で，公共工事に参加する建設業者の企業力を経営規模等により適正に評価するための制度である。

平成 30 年度の改正では，建設産業における社会保険の加入促進に向けた取組の一環として，社会保険未加入企業等への減点措置の厳格化が図られることとなった。また，地域力の強化の観点から，防災活動への貢献の状況の加点幅の拡大及び建設機械の保有状況の加点方法の見直しが行われた。

なお，令和２年度における審査件数は，次のとおりである。

経営事項審査件数 （令和３年３月 31 日 現在）

区分 / 事務所別	知事許可業者	大臣許可業者
西部建設事務所	1,260	99
〃　　呉支所	329	9
〃　　東広島支所	248	8
東部建設事務所	946	39
北部建設事務所	151	3
合　　計	2,934	158

（注）大臣許可業者審査件数については，国土交通大臣に係る法定受託事務として処理（経由）した件数である。

4　入札参加資格審査

県が発注する建設工事等の競争入札等に参加しようとする建設業者に係る入札参加資格申請については，隔年で受け付けており，令和３・４年度分については，令和２年 11 月に受付を行い，令和３年５月，７月，10 月及び令和４年２月，５月，９月に追加の受付を行う。資格認定は，各業者の経営事項審査結果（客観的事項）と県工事成績，県の指名除外等の状況（主観的事項）を総合して行っており，一部の業種を除き業種ごとに３～４の等級に区分し，これを発注の標準とする請負対象設計金額と対応させて定めている。

一方，測量・建設コンサルタント等業務の委託契約の競争入札等に参加しようとする業者についても，建設工事等と同様に隔年で入札参加資格申請を受け付けている。資格認定は，業務実績高や技術者の状況等（客観的事項）と県の指名除外等の状況（主観的事項）を総合して行っており，その他業務を除き分野ごとに３つの等級に区分し，これを発注の標準とする設計金額と対応させて定めている。

令和３年３月 31 日現在における資格認定者数は，次のとおりである。

建設工事等入札参加資格認定状況　（令和３年３月 31 日 現在）

	入札参加資格認定者数		
	建　設　工　事　等		コンサルタント等
	知事許可業者	大臣許可業者	
県　内	2,144	136	356
県　外	70	602	479
合　計	2,214	738	835

（注）「県内」，「県外」については，建設工事等は主たる営業所，コンサルタント等は登記簿上の本店の所在地により区分している。

5　建設工事の紛争処理

建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため，広島県建設工事紛争審査会を設けその処理に当たるとともに各種建設工事の紛争相談に応じている。

なお，令和２年度に広島県建設工事紛争審査会において処理した件数は，次のとおりである。

建設工事紛争取扱件数　（単位：件）

年度	手続	前年度繰越件数（A）	当年度申請件数（B）	当年度取扱件数（A＋B）	当年度終了件数（C）	未処理件数（A＋B－C）	審理開催回数
令和２	あっせん	0	0	0	0	0	0
	調停	0	2	2	1	1	4
	仲裁	0	0	0	0	0	0
	合計	0	2	2	1	1	4

6　建設機械の打刻及び検認

建設機械抵当法に基づき，建設機械に関する動産信用の増進により建設工事の機械化の促進を図るため建設機械に打刻し，また，打刻の検認事務を行っている。（令和２年度：１件）

7　浄化槽工事業の届出・登録

昭和 60 年 10 月に浄化槽法が施行され，浄化槽工事業を営む者（浄化槽工事業者という。）は都道府県知事への登録が義務付けられた。

また，建設業法に基づき，土木工事業，建築工事業又は管工事業の許可を受けている建設業者で浄化槽工事業を営む者（特例浄化槽工事業者という。）は，登録にかえて届出が義務付けられた。

なお，浄化槽工事業者・特例浄化槽工事業者数の推移は，次のとおりである。

浄化槽工事業者・特例浄化槽工事業者数の推移　（単位：者）

区　分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
浄化槽工事業者	県内	82	85	79	75	77
	県外	1	1	1	0	0
	合計	83	86	80	75	77
特例浄化槽工事業者	県内	665	669	629	635	631
	県外	91	96	81	80	79
	合計	756	765	710	715	710

８　解体工事業者の登録

建設廃棄物の適正な処置を目的として，「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が平成 12 年５月に制定され，平成 13 年５月からは，同法の規定に基づき解体工事業を営む者（建設業法に基づく土木工事業，建築工事業及び解体工事業のいずれかの建設業許可を有する者を除く。）は，都道府県知事への登録が義務付けられた。

なお，解体工事業の登録業者数の推移は，次のとおりである。

解体工事業の登録業者数　（単位：者）

区　分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度
県　内	147	154	180	221	246
県　外	6	7	7	13	14
合　計	153	161	187	234	260

９　建設工事の統計調査

建設工事及び建設業の実態を把握するため行うもので，国の基幹統計として建設工事受注動態統計調査（毎月１回）及び建設工事施工統計調査（年１回）を実施している。

【 参 考 資 料 】

１ 令和３年度土木建築局関係事業負担率表

【令和２年度以前の債務負担行為の歳出化については，その年度の負担率を適用】

(1) 道路事業

事業名				区分	負担区分 国	負担区分 県	負担区分 地元
道路改良費	国道	一次	一般	補助	5.5/10《5.0/10，5.5/10》{4.5/10}	4.5/10《5.0/10，4.5/10》{5.5/10}	―
		二次	下記以外のもの		5.5/10《5.0/10，5.5/10》{4.5/10}	4.5/10《5.0/10，4.5/10》{5.5/10}	―
			都市計画決定済で４車線以上のもの		1/2《5.5/10》{4.5/10}	1/2《4.5/10》{5.5/10}	―
		水特			3/4,2/3,6/10	1/4,1/3,4/10	―
		離島			2/3《6/10》	1/3《4/10》	―
	地方道	一般			1/2(5.5/10)《5.0/10，5.5/10》{4.5/10}	1/2(4.5/10)《5.0/10，4.5/10》{5.5/10}	―
		水特			3/4,2/3,6/10,5.5/10	1/4,1/3,4/10,4.5/10	―
		離島			5.5/10(6/10)[2/3]《6/10》	4.5/10(4/10)[1/3]《4/10》	―
		半島			5.5/10	4.5/10	―
特殊改良費	国道	一般		補助	15/30	13/30	2/30
		離島			15/30	14/30	1/30
	地方道	一般			15/30	13/30	2/30
		離島			15/30	14/30	1/30
自転車道整備費	地方道			補助	1/2	1/2	―
凍雪害防止費	国道・地方道			補助	6/10	4/10	―
防雪費	国道・地方道			補助	6/10	4/10	―
道路災害防除費	国道・地方道			補助	5.5/10《1/2》	4.5/10《1/2》	―
除雪費	作業・機械			補助	2/3《2/3》	1/3《1/3》	―
交通安全施設費	一般			補助	1/2《5.5/10》	1/2《4.5/10》	―
	離島				1/2《6/10》	1/2《4/10》	―
無電柱化推進事業費	国道・地方道			補助	1/2	1/2	―
道路メンテナンス事業費	一般			補助	5.5/10	4.5/10	―
	離島				6/10	4/10	―
土砂災害対策道路事業費	国道・地方道			補助	5.5/10	4.5/10	―
踏切道改良計画事業	国道・地方道			補助	5.5/10	4.5/10	―
交通安全施設費				単独	―	10/10	―
道路改良費				単独	―	9/10	1/10
道路舗装費				単独	―	9/10	1/10
橋梁架換費				単独	―	14/15	1/15
直轄国道改修費等負担金	高速自動車国道建設費			直轄	3/4	1/4	―
	新設・改築				2/3【7/10】	1/3【3/10】	―
	交通安全	一種			2/3	1/3	―
		二種			1/2	1/2	―
	沿道環境	改築			2/3	1/3	―
	電線共同溝				1/2	1/2	―
	災害				2/3	1/3	―

注）道路事業の（　）は，地域高規格道路及び基幹道について適用する。［　］は，離島架橋について適用する。
《　》は，広域連携事業を除く交付金事業について適用する。
｛　｝は，交付金事業のうち広域連携事業について適用する。【　】は，高規格幹線道路について適用する。

(2) 河川事業

事業名				区分	負担区分 国	負担区分 県	負担区分 地元
河川改修費	広域河川改修			補助	1/2	1/2	―
	総合流域防災			補助	1/2	1/2	―
	特定構造物改築			補助	1/2	1/2	―
	住宅市街地基盤整備			補助	1/2	1/2	―
都市小河川改修費	都市基盤河川改修		市町施行	補助	1/3	1/3	1/3
河川環境整備費	統合河川環境整備	河川浄化	指定地域	補助	1/2	1/2	―
			一般地域	補助	1/3	2/3	―
		河川利用推進	県施行	補助	1/3	2/3	―
			市町施行	補助	1/3	1/3	1/3
	総合流域防災			補助	1/2	1/2	―
高潮対策費	地震・高潮対策河川			補助	1/2	1/2	―
流域治水対策事業	流域治水対策事業			補助	1/2	1/2	―
河川工作物対策事業費	応急対策事業			補助	1/2	1/2	―
河川情報基盤緊急整備事業費	総合流域防災			補助	1/2	1/2	―
宅地等水防対策事業費	土地利用一体型水防災			補助	1/2	1/2	―
河川災害復旧等関連緊急事業費				補助	1/2	1/2	―
河川災害関連事業費	災害復旧助成			補助	1/2	1/2	―
	災害関連			補助	1/2	1/2	―
河川等災害特定関連事業費				補助	1/2	1/2	―
河川等災害関連特別対策事業費				補助	4/10	6/10	―
河川総合開発事業費	河川総合開発			補助	1/2	1/2	―
	治水ダム建設			補助	1/2	1/2	―
堰堤改良事業費	ダム施設改良			補助	1/2	1/2	―
	堰堤改良		河道・貯水池	補助	1/3	2/3	―
			その他	補助	4/10	6/10	―
	総合流域防災		情報基盤	補助	1/2	1/2	―
河川改良費				単独	―	10/10	―
直轄河川改修費等負担金	改修	大規模		直轄	7/10	3/10	―
		その他			2/3	1/3	―
	建設機械	改修・その他			2/3	1/3	―
	ダム				7/10	3/10	―
	特定構造物 河川工作物				2/3	1/3	―
	都市水環境整備 河川調査 行政管理				1/2	1/2	―
	災害				5.5/10	4.5/10	―

注）「補助・単独」欄が「補助」の事業は，交付金事業を含む。

(3) 砂防事業

事業名				区分	負担区分 国	負担区分 県	負担区分 地元
通常砂防費（個別・総合流域防災）			通常・住宅関連	補助	1/2	1/2	―
離島振興事業（総合流域防災）				補助	1/2	1/2	―
地すべり対策事業（個別・総合流域防災）			渓流	補助	1/2	1/2	―
			一般		1/2	1/2	―
急傾斜地崩壊対策事業費（個別・総合流域防災）	公共施設関連		大規模斜面緊急改築	補助	9.5/20	9.5/20	1/20
			その他		4.5/10	4.5/10	1/10
	一般		大規模斜面緊急改築		4.5/10	4.5/10	1/10
			その他		2/5	2/5	1/5
事業間連携砂防等事業	砂防・地すべり			補助	1/2	1/2	―
	急傾斜	公共施設関連	大規模斜面		9.5/20	9.5/20	1/20
			その他		4.5/10	4.5/10	1/10
		一般	大規模斜面		4.5/10	4.5/10	1/10
			その他		2/5	2/5	1/5
大規模更新砂防等事業	砂防・地すべり			補助	1/2	1/2	―
	急傾斜	公共施設関連			9.5/20	9.5/20	1/20
		一般			4.5/10	4.5/10	1/10
まちづくり連携砂防等事業	砂防・地すべり			補助	1/2	1/2	―
	急傾斜	公共施設関連			9.5/20	9.5/20	1/20
		一般			4.5/10	4.5/10	1/10
通常砂防事業（情報基盤）				補助	1/2	1/2	―
地すべり対策事業（情報基盤）				補助	1/2	1/2	―
急傾斜地崩壊対策事業（情報基盤）				補助	1/2	1/2	―
砂防基礎調査費（総合流域防災）				補助	1/3	2/3	―
急傾斜地基礎調査費（総合流域防災）				補助	1/3	2/3	―
地すべり基礎調査費（総合流域防災）				補助	1/3	2/3	―
災害関連緊急砂防事業費				補助	2/3	1/3	―
災害関連緊急地すべり対策事業費	渓流			補助	2/3	1/3	―
	一般				1/2	1/2	―
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業費	公共施設関連		大規模斜面	補助	9.5/20(19.5/40)	9.5/20(19.5/40)	1/20(1/40)
			その他		4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)
	一般		大規模斜面		4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)
			その他		2/5(4.5/10)	2/5(4.5/10)	1/5(1/10)
災害関連急傾斜崩壊対策特別事業費	公共施設関連		大規模斜面	補助	9.5/20(19.5/40)	9.5/20(19.5/40)	1/20(1/40)
			その他		4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)
	一般		大規模斜面		4.5/10(9.5/20)	4.5/10(9.5/20)	1/10(1/20)
			その他		2/5(4.5/10)	2/5(4.5/10)	1/5(1/10)
災害関連緊急雪崩対策事業				補助	1/2	1/2	―
砂防激甚災害対策特別緊急事業費				補助	5.5/10	4.5/10	―
地すべり激甚災害対策特別緊急事業				補助	5.5/10	4.5/10	―
雪崩対策事業費（総合流域防災）				補助	1/2	1/2	―
特定緊急砂防事業費				補助	1/2	1/2	―
特定緊急地すべり対策事業費				補助	1/2	1/2	―
大規模特定砂防等事業				補助	1/2	1/2	―
通常砂防費				単独	―	10/10	―
地すべり対策事業				単独	―	10/10	―
急傾斜地崩壊対策事業費	通常事業・緊急改築事業			単独	―	1/2	1/2
	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業		政令市		―	5/10	5/10
			不交付団体		―	6.25/10	3.75/10
			その他		―	7.5/10	2.5/10
直轄砂防事業				直轄	2/3	1/3	―

注）砂防事業の（　）は，崩壊により家屋が半壊以上の被害があるものについて適用
　　地域防災がけ崩れ対策事業で，政令市・不交付団体については，別の負担率を適用
注）「補助・単独」欄が「補助」の事業は，交付金事業を含む。

(4) 海岸事業

事業名				区分	負担区分 国	負担区分 県	負担区分 地元
高潮対策事業		一般		補助	5/10	4/10	1/10
		離島			11/20	8/20	1/20
		老朽化対策緊急（一般）			5/10	4/10	1/10
		老朽化対策緊急（離島）			11/20	8/20	1/20
海岸環境整備事業		一般		補助	10/30	17/30	3/30
		離島			10/30	18.5/30	1.5/30
港湾海岸保全施設事業	高潮	一般	広島港	補助	2/5	5/10	1/10
			その他		1/2	4/10	1/10
		離島			11/20	8/20	1/20
	老朽化対策緊急				5/10	4/10	1/10
港湾海岸環境整備事業		一般		補助	1/3	17/30	3/30
		離島			1/3	18.5/30	1.5/30
港湾海岸災害関連事業		一般		補助	5/10	5/10	―
		離島			11/20	9/20	―
直轄海岸保全施設整備費負担金				直轄	2/3	1/3	―

(5) 港湾事業

事業名					区分	負担区分 国	負担区分 県	負担区分 地元
港湾改修事業	国際拠点・重要	-5.5m以下の小型係留施設関連			補助	4/10	3.5/10	2.5/10
		その他				5/10	2.5/10	2.5/10
	地方	一般			補助	4/10	3.5/10	2.5/10
		離島	水域・外郭			8/10	2/10	―
			係留・臨港交通施設			6/10	3/10	1/10
	局部改良	一般				1/3	5/12	3/12
		離島			補助	5/10	9/20	1/20
港湾環境整備事業		緑地	一般	上物	補助	5/10	1/4	1/4
				用地		1/3	5/12	3/12
		廃棄物埋立護岸	産業廃棄物（一般廃棄物）浚渫土・建設残土			2.5/10	2/4	1/4
		海域環境創造	覆砂等及び海浜整備			5/10	2.5/10	2.5/10
			沈廃船処理			1/3	2/3	―
効果促進事業					補助	5/10	2.5/10	2.5/10
港湾補修事業		一般			補助	1/3	2/3	―
		離島				5/10	5/10	―
長寿命化計画策定事業		一般			補助	1/3	2/3	―
		離島				1/3	2/3	―
地方創生港整備推進交付金事業		一般			補助	4/10	3.5/10	2.5/10
		離島	水域・外郭		補助	8/10	2/10	-
			係留・臨港交通施設		補助	6/10	3/10	1/10
港湾改良事業					単独	―	2/3	1/3
港湾災害関連事業					補助	5/10	5/10	―
直轄港湾改修費等負担金		一般	岸壁・泊地		直轄	5.5/10	4.5/10	―
			航路			2/3	1/3	―

注）「補助・単独」欄が「補助」の事業は，交付金事業を含む。

(6) 漁港事業

事業名				区分	負担区分 国	負担区分 県	負担区分 地元
水産流通基盤整備事業 水産物供給基盤機能保全事業 漁港施設機能強化事業 水産生産基盤整備事業 漁港機能増進事業	本土	二種		補助	5/10	3/10	2/10
		三種	外かく，水域施設		5/10	3/10	2/10
			けい留輸送用地		5/10	2.5/10	2.5/10
	離島	外かく，水域施設			8/10	2/10	—
		けい留			6/10	3/10	1/10
		輸送，用地			5.5/10	4/10	0.5/10
漁業集落環境整備事業	漁港集落排水施設設備を除く			補助	(間接補助) 5/10		5/10
	漁業集落排水 施設整備 ※下水道事業債として起債充当される施設				(間接補助) 5/10	(県費補助) 0.1/10 (交付金) 0.9/10	4.0/10
	地方創生汚水処理施設整備推進交付金				(直接補助) 5/10	(交付金) 1/10	4.0/10
漁港環境整備事業	本土	一般		補助	5/10	3/10	2/10
		市町補助			(間接補助) 1/2	—	1/2
	離島	一般		補助	5/10	4/10	1/10
		市町補助			(間接補助) 1/2	—	1/2
漁港海岸保全施設整備事業 (高潮)	一般			補助	5/10	4/10	1/10
	離島				5.5/10	4/10	0.5/10
漁港海岸保全施設整備事業 (老朽化)	一般				5/10	4/10	1/10
	離島				5.5/10	4/10	0.5/10
漁港海岸環境整備事業	環境整備	一般			10/30	17/30	3/30
		離島			10/30	18.5/30	1.5/30
地方創生港整備推進交付金事業	本土			補助	5/10	3/10	2/10
	離島	外かく，水域施設			8/10	2/10	—
		けい留			6/10	3/10	1/10
		輸送，用地			5.5/10	4/10	0.5/10
漁港改良事業				単独	—	2/3	1/3
市町事業指導監督費					1/2	1/2	—
災害復旧事業	一般			補助	0.667	0.333	—
	離島				0.8	0.2	—
単県災害復旧事業				単独	—	10/10	—

注）「補助・単独」欄が「補助」の事業は，交付金事業を含む。

(7) 都市計画事業

事業名		区分	負担区分 国	負担区分 県	負担区分 地元
公共団体土地区画整理事業		補助	1/2(5.5/10)	―	1/2(4.5/10)
街路事業	道路改築 二種	補助	16.5/30	11.5/30	2/30
	道路改築 三種				
	連続立体交差		16.5/30	9.5/30 (11.5/30)	4/30 (2/30)
	橋梁整備		16.5/30	11.5/30	2/30
	踏切除却・改良				
	公共交通支援				
	交通結節点改善				
	無電柱化推進				
街路事業		単独	―	9/10(26/30)	1/10(4/30)
都市公園事業	用地及び補償	補助	1/3	2/3	―
	施設		1/2	1/2	―
都市公園事業		単独	―	10/10	―
直轄公園整備費負担金	新設	直轄	2/3	1/3	―
流域下水道事業	処理場	補助	4/6 3/6	1/6 1.5/6	1/6 1.5/6
	管渠等		3/6	1.5/6	1.5/6
公共関連単独流域下水道事業		単独	―	1/2	1/2
都市再生土地区画整理事業		補助	1/2(1/3)	―	1/2(2/3)
市町都市計画事業指導監督費		補助	10/10	―	―
組合土地区画整理事業費		補助	1/2(5.5/10)	1/2(4.5/10)	
組合土地区画整理貸付事業費		貸付	1/2	1/2	
宅地耐震化推進事業		補助	1/2	1/2	

(8) 市街地再開発事業

事業名		区分	負担区分 国	負担区分 県	負担区分 地元
市街地再開発事業費	組合等施行	補助	2/6	1/6	市町：1/6 組合等：2/6
	個人施行		2/6	1/6	市町：1/6 施行者：2/6
	指導監督		10/10	―	―

(9) 住宅事業

事業名	区分	負担区分 国	負担区分 県	負担区分 地元
住宅建設事業	補助	4.5/10(1/2)	5.5/10(1/2)	―
住宅建設事業	補助	4.5/10(1/2)	―	5.5/10(1/2)
住宅建設事業指導監督事務費	補助	10/10	―	―
住宅市街地総合整備事業指導監督事務費	補助	10/10	―	―
住宅市街地基盤整備事業指導監督事務費	補助	10/10	―	―
住宅・建築物耐震改修事業	補助	1/2(1/3,2/4)	1/2(2/3,1/4)	
住宅・建築物アスベスト改修事業	補助	1/2	―	1/2
災害危険区域内建築物防災改修等事業	補助	1/2(1/3)	1/2(2/3)	
がけ地近接等危険住宅移転事業	補助	2/4	1/4	1/4
がけ地近接等危険住宅移転事業指導監督事務費	補助	10/10	―	―
狭あい道路整備等促進事業	補助	1/2	―	1/2

(10) 災害復旧事業

事業名		区分	負担区分 国	負担区分 県	負担区分 地元
災害復旧事業費	一般	補助	0.667	0.333	―
	離島		0.8	0.2	―
	―	単独	―	10/10	―
市町指導監督事務費		補助	10/10	―	―
査定設計委託費		補助	1/2	1/2	―

(11) 空港事業

事業名	区分	負担区分 国	負担区分 県	負担区分 地元
直轄空港建設費負担金	直轄	2/3	1/3×8/10	1/3×2/10
広島ヘリポート整備事業	補助	1/3	1/3	1/3
広島ヘリポート整備事業	単独	―	1/2	1/2

注）「補助・単独」欄が「補助」の事業は，交付金事業を含む。

2　土木建築局の事務・権限移譲について

市町が住民に身近な事務を自己完結的に処理できるよう，事務・権限の移譲を，市町と協議のうえ，順次行っている。

事務事業移譲項目一覧表（土木建築局関係抜粋）　（令和３年３月 31 日 現在）

項　　目	事　務　内　容	移 譲 対 象 市 町
採石業に関する事務	採取計画の認可，災害防止緊急措置命令等	三次市　外 15 市町
砂利採取業に関する事務	採取計画の認可，災害防止緊急措置命令等	三次市　外 15 市町
開発行為等の規制	開発行為の許可，開発許可に係る建築制限等	三次市　外 5 市
宅地造成等の規制	宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成工事の許認可等	三次市　外 5 市
優良宅地造成の認定	優良住宅造成の認定，証明，証明書交付	三次市　外 8 市
土地区画整理事業	事業を施行する個人，組合等の事業計画等の認可，変更認可等	竹原市　外 12 市町
市街地再開発事業	個人施行者の施行の認可，組合の設立認可，事業計画の変更等	呉市　外 15 市町
都市緑地保全	特別緑地保全地区における標識の設置，行為の制限等	
屋外広告物	広告物の表示・設置の許可，更新許可，変更許可等（国県道の占用に係るもの）	三次市　外 17 市町
建築確認	建築物の建築等に関する確認検査，許可等	三次市　外 7 市
建築確認関連事務	浄化槽設置等の届出受理，変更命令等	
	住宅金融公庫資金貸付けに係る住宅等の工事審査	
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する届出の審査，助言，勧告，命令	
	建築士に関連した一般的な指導及び処分に係る事情聴取及び報告	
	優良住宅の申請受理，審査，認定	
道路・街路の整備，維持修繕	地域内で完結する県道の管理	三次市
	県道（国道に準ずるものを除く）に係る維持修繕	竹原市　外 16 市町
	県道に係る単県道路事業(国補と関連したもの等を除く。)	江田島市　外 15 市町
港湾・漁港の整備，維持及び管理	地域的に利用される地方港湾・漁港の占用許可等法令に基づく管理	大竹市，東広島市，江田島市
	地域的に利用される地方港湾・漁港の維持修繕	
	地域的に利用される地方港湾・漁港の施設整備	
	地域的に利用される地方港湾・漁港の災害復旧	
河川の整備，維持管理	市町の区域内で水系が完結する２級河川の維持修繕	江田島市　外 7 市町
	市町の区域内で水系が完結する２級河川の河川改良等の工事実施	江田島市　外 6 市町
砂防，急傾斜，地すべり	砂防指定地内の許認可等法令に基づく管理 急傾斜地崩壊危険区域の指定及び指定地内の許認可等法令に基づく管理 地すべり防止区域内の許認可等法令に基づく管理	
	急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕	広島市　外 19 市町
港湾海岸・漁港海岸の整備，維持及び管理	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域内の海岸保全区域における占用許可，工事原因者への工事命令等法令に基づく管理	大竹市，東広島市，江田島市
	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域内の海岸保全施設の維持修繕	
	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域内の海岸保全施設の施設整備	
	地域的に利用される地方港湾・漁港の区域内の海岸保全施設の災害復旧	
建設海岸の整備，維持及び管理	海岸保全区域に係る占用許可，工事原因者への工事命令等法令に基づく管理	
	海岸保全区域に係る占用許可等日常的管理	
	海岸保全区域内の海岸保全施設の維持修繕	三原市，大崎上島町
	海岸保全区域内の海岸保全施設の施設整備	
	海岸保全区域内の海岸保全施設の災害復旧	
一般公共海岸の管理	一般公共海岸区域に係る占用許可等法令に基づく管理	

（注）　□ については，法改正・管理者変更等が必要なもの。

３　土木建築局関係行政委員会等

(1)　行政委員会

名　　称　　広島県収用委員会
任　　務　　公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用並びに損失の補償等に関する裁決等を行う。
根　拠　法　　土地収用法
構　成　等　　委員７人及び予備委員で構成し，任命については県議会の同意を要する。
所　管　課　　土木建築局 土木建築総務課

(2)　附属機関

①　名　　称　　広島県公共事業評価監視委員会
任　　務　　知事の諮問に応じ，公共事業の事業評価について調査審議すること。
根　拠　法　　広島県附属機関設置条例
構　成　等　　公共事業の事業評価に関し識見を有する者６人以内で構成
所　管　課　　土木建築局 土木建築総務課

②　名　　称　　広島県建設工事紛争審査会
任　　務　　建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るためのあっせん，調停及び仲裁を行う。このうち審査会の行った仲裁判断は，確定判決と同じ効力を有する。
根　拠　法　　建設業法
構　成　等　　人格高潔，識見の高い者（委員 15 人以内及び特別委員）で構成
所　管　課　　土木建築局 土木建築総務課

③　名　　称　　広島県漁業補償調停委員会
任　　務　　漁業補償に関して当事者間の公正な調整を図り，公共性の高い事業の円滑な推進と漁業従事者の生活再建に寄与する。
根　拠　法　　広島県漁業補償調停委員会設置条例
構　成　等　　学識経験を有する者７人以内で構成
所　管　課　　土木建築局 土木建築総務課

④　名　　称　　広島県あっせん委員
任　　務　　土地の収用又は使用ができる事業の用に供するための土地等の取得に関する紛争についてあっせんを行うこと。
根　拠　法　　土地収用法
構　成　等　　収用委員会が推薦する収用委員会の委員１名，学識経験者４名の計５名で構成
所　管　課　　土木建築局 土木建築総務課

⑤　名　　称　　広島県仲裁委員
任　　務　　土地の収用又は使用ができる事業の用に供するための土地等の取得に関する紛争（土地等に係る対償のみに関するものに限る。）について仲裁を行うこと。
根　拠　法　　土地収用法
構　成　等　　収用委員会がその委員の中から推薦する者３名で構成
所　管　課　　土木建築局 土木建築総務課

⑥ 名　　称　広島県公共工事入札監視委員会
任　　務　県が発注する建設工事等の入札及び契約手続の運用状況等について調査審議することにより，入札・契約過程及び内容について，その透明性を確保する。
根 拠 法　広島県公共工事入札監視委員会設置条例
構 成 等　学識経験を有する者５人以内で構成
所 管 課　土木建築局 建設産業課

⑦ 名　　称　広島県土地収用事業認定審議会
任　　務　知事が事業認定に関する処分を行うとき，知事の諮問により事業認定の可否について調査審議し，意見を述べる。
根 拠 法　土地収用法
構 成 等　学識経験を有する者７人以内で構成
所 管 課　土木建築局 用地課

⑧ 名　　称　広島県水防協議会
任　　務　広島県の水防計画その他水防に関する重要事項について調査審議し，及び関係機関に対する意見陳述を行う。
根 拠 法　水防法
構 成 等　会長１人並びに関係行政機関の職員，水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者からなる委員 15 人で構成
所 管 課　土木建築局 道路河川管理課

⑨ 名　　称　広島県土木建築局広島空港アクセス等情報システム公募型プロポーザル選定委員会
任　　務　知事の諮問に応じ、公募型プロポーザル方式による契約の相手方の選定に関する事項について調査審議する。
根 拠 法　広島県附属機関設置条例
構 成 等　広島県職員, 空港アクセス及び空港運営に関する専門的知識を有する者をもって５人以内で構成
所 管 課　土木建築局 空港振興課

⑩ 名　　称　広島県海域利用審査会
任　　務　海域の活用及び保全に関する重要事項を調査審議する。また，海域の使用について知事が許可するに際し，知事の諮問に応じ，意見答申する。
根 拠 法　広島の海の管理に関する条例
構 成 等　学識経験を有する者 10 人以内で構成
所 管 課　土木建築局 港湾振興課

⑪ 名　　称　広島県広島港地方港湾審議会
任　　務　広島港に関する重要事項の調査審議を行う。
根 拠 法　港湾法
構 成 等　学識経験のある者，港湾関係者，県議会及び関係市町議会の議員，国の関係行政機関の職員，県及び関係市町の職員計 30 人以内で構成
所 管 課　土木建築局 港湾漁港整備課

⑫ 名　　称　広島県尾道糸崎港地方港湾審議会
任　　務　尾道糸崎港に関する重要事項の調査審議を行う。
根 拠 法　港湾法
構 成 等　学識経験のある者，港湾関係者，県議会及び関係市町議会の議員，国の関係行政機関の職員，県及び関係市町の職員計 25 人以内で構成
所 管 課　土木建築局 港湾漁港整備課

⑬ 名　　称　広島県福山港地方港湾審議会
任　　務　福山港に関する重要事項の調査審議を行う。
根 拠 法　港湾法
構 成 等　学識経験のある者，港湾関係者，県議会及び関係市町議会の議員，国の関係行政機関の職員，県及び関係市町の職員計 20 人以内で構成
所 管 課　土木建築局 港湾漁港整備課

⑭ 名　　称　広島県都市計画審議会
任　　務　都市計画法によりその権限に属させられた事項及び知事からの諮問事項を調査審議し，また関係行政機関に建議する。
根 拠 法　都市計画法
構 成 等　学識経験者，関係行政機関の職員，市町長の代表者，県議会議員，市町議会の議長の代表者をもって 30 人以内で構成
所 管 課　土木建築局 都市計画課

⑮ 名　　称　広島県屋外広告物審議会
任　　務　知事の諮問に応じ，屋外広告物に関する重要事項を調査審議する。
根 拠 法　広島県屋外広告物条例
構 成 等　県関係吏員，県商工会議所連合会関係者，県観光連盟関係者，屋外広告物の広告業者，学識経験者をもって 13 人以内で構成
所 管 課　土木建築局 都市計画課

⑯ 名　　称　広島県開発審査会
任　　務　開発行為等に関する処分若しくは不作為又は監督処分についての審査請求に対する裁決及び市街化調整区域における開発行為等で，知事が諮問した事項について審議する。
根 拠 法　都市計画法
構 成 等　法律，経済，都市計画，建築，公衆衛生又は行政に関し，すぐれた経験と知識を有する者７人で構成
所 管 課　土木建築局 都市環境整備課

⑰ 名　　称　広島県建築審査会
任　　務　建築基準法に規定する同意及び審査請求に対する裁決についての議決，並びに特定行政庁の諮問に応じて重要事項を調査審議する。
根 拠 法　建築基準法
構 成 等　法律，経済，建築，都市計画，公衆衛生又は行政に関し学識経験のあるもの７人で構成
所 管 課　土木建築局 建築課

⑱ 名　　称　広島県建築士審査会

任　　務　建築士法の規定に基づき，二級及び木造建築士試験に関する事務をつかさどるとともに，知事が行う処分のうち一定のものについての同意等同法によりその権限に属させられた事項を処理する。

根拠法　建築士法

構成等　建築士又は学識経験者をもって８人で構成

所管課　土木建築局 建築課

⑲ 名　　称　広島県県営住宅管理等審議会

任　　務　知事の諮問に応じ，県営住宅入居者の選考に関する事項のほか県営住宅等の整備及び管理に関する重要事項を調査審議する。

根拠法　広島県県営住宅設置，整備及び管理条例

構成等　県市町関係吏員，学識経験者，公益代表者若干名で構成

所管課　土木建築局 住宅課

⑳ 名　　称　広島県建築設計者選定委員会

任　　務　知事の諮問に応じ，県の発注する建築設計業務において，技術提案又は設計提案の内容等に基づき契約の相手方を選定するための審査をする。

根拠法　広島県附属機関設置条例

構成等　広島県職員，関係行政機関の職員，学識経験する者をもって 30 人以内で構成

所管課　土木建築局 営繕課

(3)　県が資本金の四分の一以上を出資している法人（令和３年６月 25 日現在）

法人の名称	広島県土地開発公社	所 管 課	土木建築局用地課
所　在　地	広島市中区大手町二丁目１１番１５号	設立登記	昭和４８年３月３１日

基本財産等の額	30，000千円	うち県出資額	30，000千円	県出資比率	100%
県以外の出資者	なし				

設 立 目 的	公共用地，公用地等の取得･管理･処分等を行うことにより，地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する。
業 務 概 要	１　公有地取得事業 ２　土地造成事業 ３　附帯等事業

役・職員の状況

区　分	役職員数	県職員	元県職員	その他	備　考
常 勤 役 員 数	２人	０人	２人	０人	
非常勤役員数	10 人	４人	１人	５人	
常 勤 職 員 数	９人	３人	０人	６人	

役　職	氏　　名	県職員である者	備考
理 事 長	伊達　英一		常勤
常務理事	仁田　充俊		常勤
理　　事	上村　　守		
理　　事	奥原　信也		
理　　事	冨永　健三		
理　　事	小林　秀矩		

役　職	氏　　名	県職員である者	備考
理　　事	植野　実智成		
理　　事	齋藤　博之	土木建築局長	
理　　事	川口　一成	商工労働局長	
理　　事	沖邉　竜哉	企業局長	
監　　事	城田　俊彦	会計管理者	
監　　事	益　　裕治		

組織の概要

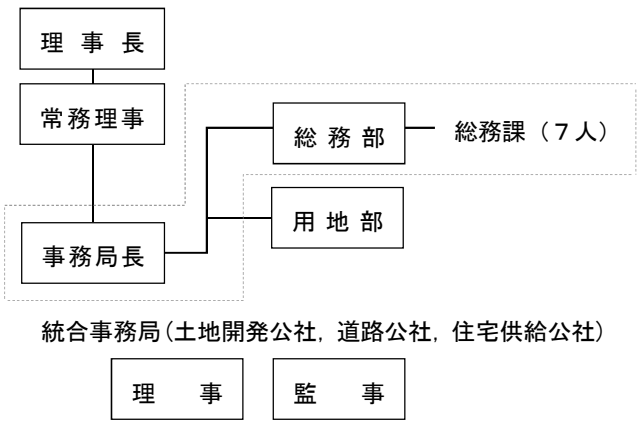

備　考

法人の名称	広島県道路公社	所 管 課	土木建築局道路河川管理課
所　在　地	広島市中区大手町二丁目１１番１５号	設立登記	昭和５６年３月３０日

基本財産等の額	3，850，000千円	うち県出資額	3，850，000千円	県出資比率	100%
県以外の出資者	なし				

設 立 目 的	有料道路の新設，維持修繕その他の管理を総合的，効率的に行うことにより幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り，もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。
業 務 概 要	有料道路の新設，改築，維持修繕その他の管理及びこれに附帯する業務を行う。

役・職員の状況

区　分	役職員数	県職員	元県職員	その他	備　考
常 勤 役 員 数	２人	０人	２人	０人	
非常勤役員数	５人	２人	１人	２人	
常 勤 職 員 数	１７人	８人	２人	７人	

役　職	氏　　名	県職員である者	備考
理 事 長	伊 達　英 一		常勤
常務理事	仁 田　充 俊		常勤
理　　事	上 村　　守		
理　　事	齋 藤　博 之	土木建築局長	
理　　事	加 藤　浩 明		

役　職	氏　　名	県職員である者	備考
監　　事	城 田　俊 彦	会計管理者	
監　　事	益　　裕 治		

組織の概要

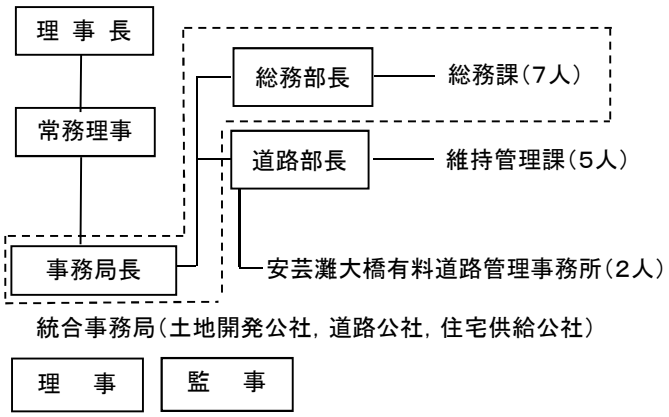

備　考

法人の名称	広島高速道路公社	所 管 課	土木建築局道路河川管理課
所　在　地	広島市東区温品一丁目８番２３号	設立登記	平成９年６月３日

基本財産等の額	86，627，100千円	うち県出資額	43，313，550千円	県出資比率	50%
県以外の出資者	広島市（43，313，550千円，50%）				

設立目的	広島市の区域及びその周辺の地域において，その通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設，改築，維持，修繕，その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により，この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り，もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。
業務概要	１　広島市の区域及びその周辺の地域において，その通行又は利用について料金を徴収することができる指定都市高速道路の新設，改築，維持，修繕，災害復旧その他の管理。 ２　国，地方公共団体，西日本高速道路株式会社若しくは他の道路公社（以下「国等」という。）の委託に基づく指定都市高速道路の管理と密接な関連のある道路の管理。 ３　指定都市高速道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所等の建設及び管理。 ４　国等の委託に基づく道路に関する調査，測量，設計，試験及び研究。 ５　指定都市高速道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所，店舗，倉庫等の建設及び管理。 ６　委託に基づき，指定都市高速道路の新設又は改築と一体として建設することが適当であると認められる事務所等の建設及び管理。

役・職員の状況

区　分	役職員数	県職員	元県職員	その他	備　考
常勤役員数	４人	１人	１人	２人	
非常勤役員数	４人	１人	０人	３人	
常勤職員数	７２人	２１人	０人	５１人	

役　職	氏　　名	県職員である者	備考
理事長	熊谷　　鋭		常勤
副理事長	品川　弘司		常勤
理事（総括）	友道　康仁		常勤
理　　事	畑中　　稔	土木建築局付（部長）	常勤
理　　事	野曽原　悦子		

役　職	氏　　名	県職員である者	備考
監　　事	濱田　芳弘		
監　　事	城田　俊彦	会計管理者	
監　　事	金森　禎士		

組織の概要

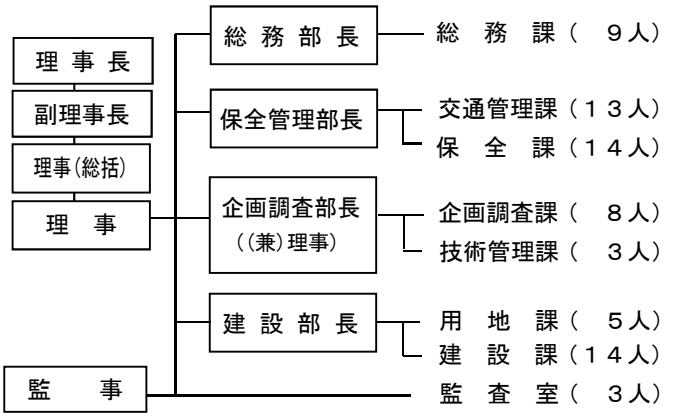

備　考

法人の名称	株式会社　ひろしま港湾管理センター	所 管 課	土木建築局港湾振興課
所　在　地	広島市南区宇品海岸一丁目１３番１３号	設立登記	平成２年４月２日

基本財産等の額	１，０００，０００千円	うち県出資額	５１０，０００千円	県出資比率	５１．０％
県以外の出資者	広島市(90,000 千円，9.0%)，ヤマハ発動機株式会社(52,000 千円，5.2%) 株式会社広島銀行(30,000 千円，3.0%)，マツダ株式会社(30,000 千円，3.0%) 株式会社もみじ銀行(23,000 千円，2.3%)，株式会社中国新聞社(20,000 千円，2.0%) など 15 団体				

設 立 目 的	広島県管理港湾施設の管理・運営を行う。
業 務 概 要	１　港湾施設，漁港施設，公共海岸及びこれらに準ずる又は付帯する公共施設等の維持管理及び運営 ２　港湾施設，漁港施設及びこれらに準ずる又は付帯する施設等の整備，保有，賃貸，維持管理及び運営 ３　国際拠点港湾広島港における埠頭群の運営 ４　港湾施設の利用促進に寄与する集荷促進に関する業務　外

役・職員の状況

区　分	役職員数	県職員	元県職員	その他	備　考
常 勤 役 員 数	６人	０人	２人	４人	
非常勤役員数	９人	１人	０人	８人	
常 勤 職 員 数	２９人	２人	５人	２２人	

役　職	氏　　名	県職員である者	備考
代表取締役 社　　長	松 本 幸 之		常勤
常務取締役	森 永　勝		常勤
常務取締役	松 村 順 太		常勤
常務取締役	福 島 吉 浩		常勤
取　締　役	内 藤　孝	土木建築局 総括官(空港港湾)	
取　締　役	中 村　純		
取　締　役	堀 越 宣 秀		
取　締　役	松 内 紀 子		

役　職	氏　　名	県職員である者	備考
取　締　役	木 原　学		
取　締　役	仁 田 一 郎		
取　締　役	清 水 龍 彦		常勤
常勤監査役	岡 崎 勝 己		常勤
監　査　役	宮 崎 誠 克		
監　査　役	大 神 崇 巧		
監　査　役	曽 川 祐 治		

組織の概要

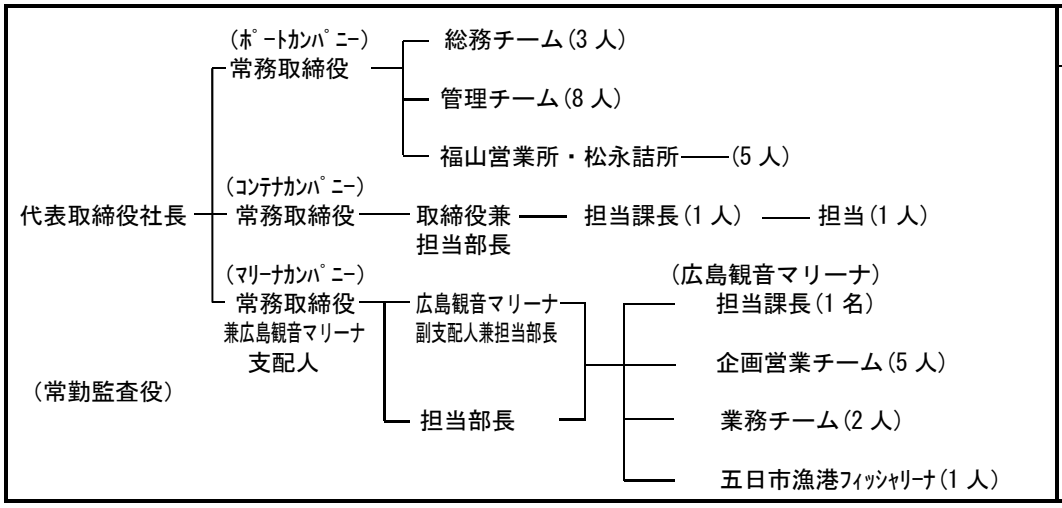

備　考

法人の名称	広島県住宅供給公社	所 管 課	土木建築局住宅課
所　在　地	広島市中区大手町二丁目１１番１５号	設立登記	昭和４１年３月３１日

基本財産等の額	10，000千円	うち県出資額	8，300千円	県出資比率	83．0%
県以外の出資者	広島市（700千円），呉市（500千円），福山市（250千円），三原市（150千円），尾道市（100千円）				

設 立 目 的	県民の住生活の安定を図るため，住宅の建設，経営及び賃貸管理を行う。
業 務 概 要	1　住宅の建設，賃貸，管理及び譲渡 2　宅地の賃貸，管理及び譲渡 3　民間賃貸住宅の管理

役・職員の状況

区　分	役職員数	県職員	元県職員	その他	備　考
常 勤 役 員 数	２人	０人	２人	０人	
非常勤役員数	７人	３人	１人	３人	
常 勤 職 員 数	２５人	５人	３人	１７人	

役　職	氏　　名	県職員である者	備考
理 事 長	伊 達　英 一		常 勤
常務理事	仁 田　充 俊		常 勤
常務理事	上 村　　守		
理　　事	福 知　基 弘		
理　　事	齋 藤　博 之	土木建築局長	

役　職	氏　　名	県職員である者	備考
理　　事	上 田　隆 博	都市建築技術審議官	
理　　事	谷　　康 宣		
監　　事	城 田　俊 彦	会計管理者	
監　　事	金 森　禎 士		

組織の概要

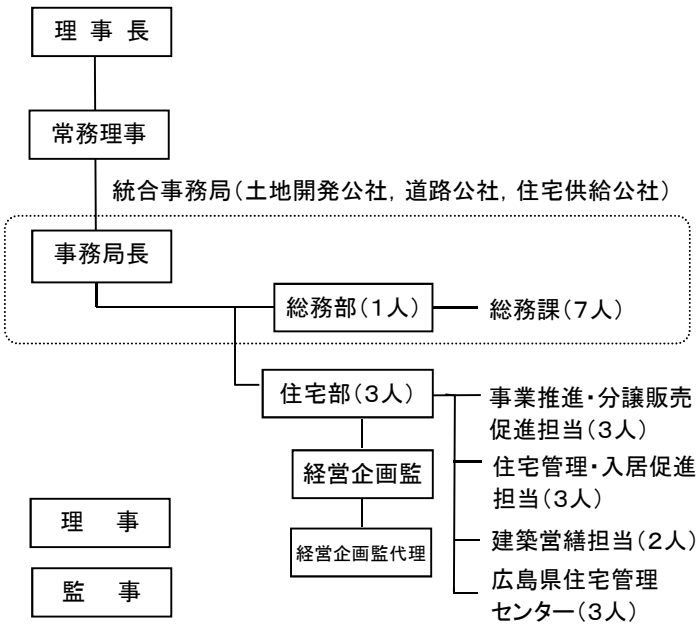

備　考